

平成 19 年

第 5 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 19 年 12 月 5 日

閉会：平成 19 年 12 月 21 日

柳川市議会

第 5 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月5日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
12月6日	木	考 案 日	
12月7日	金	本 会 議	議案質疑
12月8日	土	休 会	
12月9日	日	休 会	
12月10日	月	考 案 日	
12月11日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月13日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月14日	金	委 員 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	委 員 会	
12月18日	火	委 員 会	
12月19日	水	事務整理日	
12月20日	木	事務整理日	
12月21日	金	本 会 議	採決・閉会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 83 号	平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	19.12.21	原案可決
議 案 第 84 号	平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	19.12.21	原案可決
議 案 第 85 号	平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について	19.12.21	原案可決
議 案 第 86 号	平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	19.12.21	原案可決
議 案 第 87 号	柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.12. 7	原案可決
議 案 第 88 号	柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	19.12. 7	原案可決
議 案 第 89 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.21	原案可決
議 案 第 90 号	柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	19.12. 7	原案可決
議 案 第 91 号	柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について	19.12.21	原案可決
議 案 第 92 号	人権擁護委員候補者の推薦について	19.12. 7	原案同意
議 案 第 93 号	柳川市政治倫理条例の制定について	19.12.21	原案可決
議 案 第 94 号	品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書について	19.12.21	原案可決
議 案 第 95 号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について	19.12.21	原案可決

議案 第96号	道路財源の確保に関する意見書について	19.12.21	原案可決
議案 第97号	教育予算の拡充を求める意見書について	19.12.21	原案可決
議案 第98号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	19.12.21	原案可決
議案 第99号	ピアス工場跡地問題に関する決議について	19.12.21	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第8号	柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願	19.12.21	採 択
請願 第9号	「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書	19.12.21	採 択
請願 第10号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書	19.12.21	採 択
請願 第11号	中山校区公民館建替えに関する請願	19.12.21	閉会中の 継続審査

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報告 第9号	専決処分の報告について (専決第7号 損害賠償額の決定)	19.12.5	報 告
報告 第10号	専決処分の報告について (専決第8号 損害賠償額の決定)	19.12.5	報 告

報 告 第 1 1 号	専決処分の報告について (専決第 9 号 損害賠償額の決定)	19.12. 5	報 告
報 告 第 1 2 号	専決処分の報告について (専決第10号 損害賠償額の決定)	19.12. 5	報 告

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月5日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	藤	木	保	則

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成19年7月、8月、9月分)

(2) 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会委員の辞任について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算(第3号) について

議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について

議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号) について

議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号) に
ついて

日程(4) 議案第87号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第88号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第90号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程(5) 議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について

議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(6) 報告について

1 報告第9号 専決処分の報告について(専決第7号 損害賠償額の決
定)

2 報告第10号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償額の決
定)

3 報告第11号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償額の決
定)

4 報告第12号 専決処分の報告について(専決第10号 損害賠償額の決
定)

日程(7) 請願について

請願第8号 柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願

請願第9号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

請願第10号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦
販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出すること
を求める請願書

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員30名、定足数であります。よって、ただいまから平成19年第5回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員より、お手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会委員の辞任について、去る10月15日、矢ヶ部広巳委員から、特別委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、柳川市委員会条例第14条の規定により、議長において、これを許可したことを報告いたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成19年第5回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、10月4日、東京で開催されました全国地域安全運動中央大会で、当柳川市安全・安心まちづくり協議会が功労ボランティア団体表彰、社会安全貢献賞を受賞いたしました。全国で30団体、福岡県内では柳川市のみを受賞でございます。御承知のとおり、この推進協議会は、平成15年に地域住民、自治体、警察が一体となって安全で安心なまちをつくるため発足をいたしました。現在では五十数団体、約2,500人の方々に活動していただいております。現に、この活動により、犯罪件数は活動前の平成14年と比べまして、平成18年には44%減少したとお聞きいたしております。まさに地域挙げての成果でございます。この地道な活動に対する受賞でございます。改めて活動いただいております地域住民の方々や関係各位に対しまして、深甚なる感謝を申し上げます。

次に、市長会について御報告をいたします。

まず、10月5日、大牟田市におきまして、福岡市長会が開催をされました。本市から地方分権の推進に向けた改革の継続についてや、農林水産業の振興についてなど、20議案を提案し、全議案承認され、県・市長会名において、国、県などの関係機関へ要望することになりました。

中でも、同じく本市から提案いたしました国民健康保険制度の抜本的改革につきましては、

同月17日、佐賀市で開催されました九州市長会総会におきましても、承認決定され、九州市長会名で国、機関へ要望されることになりました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について、御報告をいたします。

まず、矢部川中島地区河川改修に関しましては、10月29日に九州地方整備局、また、11月14日には地元選出国會議員、国土交通省、財務省に対し、事業促進のため組織する同協議会を通じ、事業の早期完了について要望活動を行いました。

また、中島地区の浦島橋かけかえ事業に関しましては、11月28日に福岡国道工事事務所、九州地方整備局、国土交通省に対し、早期の事業再開について要望活動を行いました。

そのほか福岡県土地改良事業団体連合会、国道442号バイパス道路新設促進期成会、大川 - 瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、有明海沿岸道路建設促進期成会、有明東部地区農地海岸事業促進協議会、福岡県農地海岸保全協会等で、それぞれ国土交通省、農林水産省、財務省を初め、関係省庁及び地元選出国會議員、さらには福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望提案を行ったところでございます。

次に、柳川市内の近況でございますが、去る10月27日にノリの種つけが解禁され、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。ことしは残暑の影響で、海水温の高い状況が続き、これまでで最も遅い種つけ解禁となりました。このため、収穫漁期が短くなることが懸念されますが、海況が回復し、安定した生産を願っております。

さらに、11月7日、ノリ共同加工施設2棟が完成し、早速8人、2協業体によって秋芽ノリ収穫からいよいよ操業がスタートいたしました。機械の共有化、作業の分担により、均一的なノリの生産はもちろんのこと、何よりも漁業者の負担を軽減することでコスト低減が可能です。当地方ではまだ先駆的な取り組みで、他の注目を集めている事業でもございます。この数日間の操業状況を調査いたしましたところ、協業体におかれましては好調との評価を受けており、品質の均一化、労働力の軽減など、事業効果は大きいとのことで、大変喜ばれております。

次に、湯水につきまして、御報告をいたします。

湯水問題は、当面にして大きな気がかりとなっているものでございます。北部九州を中心に晴れの日が続き、各地で降水量が平年を大きく下回っている状況下で、柳川市でも11月は平均降水量73ミリの5分の1以下の14ミリとなりました。日向神ダムでは、貯水率は15%程度まで落ち込み、まさに非常事態となっております。現状を申し上げますと、農業関係では園芸作物を中心に、水不足の状態となっておりますし、観光事業の面では川下りコースの水位が低下し、通常のコースを変更し運営されております。市でも逐次、湯水対策会議を開催し、対策を講じております。これまで筑後川導水から緊急放流を再三実施していただきましたものの、湯水状態の解消とはなり得ませんでした。幸いにも先日雨が降りましたので、若干水位も回復したようであります。

しかし、まだまだ平常時にはほど遠い状態であります。現在の水量をできるだけ維持しながら、降雨を待つしかないのが現状でございます。

なお、上水道に関しましても、今のところ影響は出ておりませんが、もしこのまま少雨が続けば、12月中旬以降には給水制限を含めた対策をとらざるを得ない状況も出てまいります。今後の気象予報では、12月の降水量は平年並みに戻るとの予想が出ていますが、油断できない状況でございます。市民の皆様には、水はみんなに共通した共有の財産との考えを御認識いただき、節水の御協力をお願いするものでございます。

次に、11月22日に主要地方道大牟田大和城島線竣工式がとり行われました。本路線の整備は、昭和26年度に着工して以来、56年間という長きにわたり事業が進められてきたものでございます。特に、最後まで未整備だった西鉄中島駅高架橋を含む国道208号線までの区間、約220メートルは、平成7年度に事業に着手し、完成まで13年を要しました。これにより矢部川沿線地域と筑後川沿線地域はもとより、佐賀県との経済交流という新たな可能性をもたらすことになりました。お礼を申し上げます。

最後に、「第3回柳川市民まつり おいでめせ水郷オータムフェスタ」が11月25日に開催をされました。ことしはお天気にも恵まれ、秋空のもと、約7万人を超える市民の皆様方に御来場いただき、盛況のうちに終えることができました。昨年に引き続き、関係者や近隣の住民の御協力により歩行者天国が実現し、家族連れで安全にゆっくり柳川のイベントを楽しんでいただいたことと思います。これもひとえに実行委員会を初め、多くの市民の方々の御努力によりできたたまものでございます。この場をおかりいたしまして、衷心より関係者の方々に礼を申し上げます。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成15年第5回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月5日から21日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、6日は考案日、7日は議案質疑、8日、9日は休日で休会、10日は考案日、11日、12日、13日を一般質問、14日を委

員会、15日、16日は休日で休会、17日、18日を委員会、19日、20日は事務整理日、21日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第83号から議案第86号までの4議案の一括上程であります。

日程4が、議案第87号から議案第90号までの4議案の一括上程であります。

日程5が、議案第91号及び議案第92号の2議案の一括上程であります。

日程6が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程7が、請願についてであります。

本定例会に請願3件が提出されております。請願第8号及び請願第9号の請願2件は、教育民生委員会に審査を付託、請願第10号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第83号から議案第86号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第83号は総務委員会に審査を付託、議案第84号は教育民生委員会に審査を付託、議案第85号及び議案第86号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第87号から議案第90号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第87号及び議案第88号の2議案は即決、議案第89号は教育民生委員会に審査を付託、議案第90号は即決といたしております。

次に、議案第91号及び議案第92号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第91号は産業経済委員会に審査を付託、議案第92号は即決といたしております。

日程2が、全日本同和会大和支部補助金の調査についてであります。

委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。

再開後、質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番島添勝議員及び24番佐々木創主議員を指名いたします。

日程第3 議案第83号～議案第86号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第83号から議案第86号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第83号から第86号までの補正予算4議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定等による人件費の調整、市債の繰り上げ償還に備えるための減債基金への積立金、農業施設整備補助金、市債の繰上償還金が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額27,765,704千円に500,263千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,265,967千円としようとするものでございます。

それでは、予算の内容を歳出から御説明をいたします。

まず、各款にわたります職員の人件費につきましては、総額38,771千円を減額しております。これは主に若年層の給料月額引き上げ、扶養手当、期末勤勉手当の引き上げ等の給与改定により、17,933千円を追加する一方、育児休業や休職、会計間異動により56,704千円を減額しております。

次に、人件費以外につきまして、御説明を申し上げます。

2款．総務費では、防犯灯設置補助金1,000千円、財政調整基金及び減債基金への積立金193,971千円、平成18年度事業の生活保護費や次世代育成支援対策事業等の国県支出金の精算に伴う返還金52,758千円、固定資産税の過年度還付金6,862千円をそれぞれ追加しております。

3款．民生費では、障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置としての通所サービス利用促進事業補助金1,500千円、国民健康保険特別会計繰出金9,700千円及び来年9月から

矢ヶ部校区学童保育所開設に向けた準備経費1,258千円を追加する一方、国民健康保険基盤安定制度負担金13,978千円を減額しております。

6款・農林水産業費では、JA柳川が行うイチゴハウス整備への助成を目的とした活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金31,910千円、農地水環境保全向上対策事業費14,072千円、地域家畜排せつ物資源化促進事業補助金2,730千円、国土調査事業費6,620千円などを追加しております。

7款・商工費では、柳川ひな祭り・さげもんめぐりの期間中に、沖端商店会が県の補助を受けまして実施します「水上ランタン事業」に対するにぎわい創出事業補助金1,000千円を追加しております。

8款・土木費では、市営住宅の老朽化による修繕料2,000千円を追加しております。

10款・教育費では、同和地区子女入学進学奨励費補助金3,250千円、緒方記念科学振興財団からの寄附による中学校への教育備品購入費600千円、鷹尾公民館新築・下田町公民館改築工事に対する補助金4,619千円を追加しております。

11款・災害復旧費では、農業用施設災害復旧費として、柳川みやま土木組合と花宗太田土木組合に対し災害復旧特別負担金3,034千円を追加しております。

12款・公債費では、市債繰上償還金として215,808千円を追加しております。これは国において今年度から3年間にわたって地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、一定の条件を満たす地方公共団体に対し、財政融資資金等の公的資金の繰り上げ償還を、補償金免除の上で認めることとなりました。

本市においては、金利5%以上の市債がこの適用を受けることになり、償還総額は約930,000千円となります。今回の補正額につきましては、このうち金利7%以上の財政融資資金と金利5%以上の公営企業金融公庫資金について繰り上げ償還を行うためのものがございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

8款・地方特例交付金では、特別交付金16,267千円の減額、9款・地方交付税については、459,837千円の追加を、いずれも額が確定したことにより補正を行うものがございます。

13款・国庫支出金は、国民健康保険基盤安定事業費2,481千円を減額するものがございます。

14款・県支出金は、36,192千円を追加しておりますが、国土調査事業費や活力ある高収益型園芸産地育成事業費などを追加する一方、国民健康保険基盤安定事業費の減額によるものがございます。

15款・財産収入は、新外町の市有地売却収入18,750千円を追加しております。

16款・寄付金は、緒方記念科学振興財団からの寄付金600千円を追加しております。

19款・諸収入は、平成18年度事業の児童扶養手当、児童手当及び乳幼児医療費など、国県補助金の精算分として2,232千円を追加しております。

20款・市債は、臨時財政対策債1,400千円を追加しております。

このほか第2表繰越明許費では、柳川駅東部土地区画整理事業費として36,000千円を計上しております。これは有明海沿岸道路建設に伴う県の側道工事の完了のおくれにより、当初予定の排水施設等の工事について、本年度中に完了が困難なため、翌年度へ繰り越すための予算措置を行うものでございます。

第3表債務負担行為補正では、平成20年度予定の柳河小学校耐震補強工事を行うための耐震診断調査に要する経費8,500千円を追加しております。

第4表地方債補正では、借入額の確定に伴う臨時財政対策債の借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税軽減分等を補てんする国民健康保険基盤安定化事業費の確定に伴い、減額補正をするものでございます。

歳出については、人員増や人事異動等に伴う人件費の増及び医療制度改革に伴う国民健康保険情報システムの変更費用を計上しております。また、この財源につきましては、一般会計からの繰入金と特別調整交付金で全額交付されるようになっており、歳入における国民健康保険基盤安定化事業繰入金の減額分は、予備費で予算調整を行おうとするものでございます。

このため、補正前の予算額10,008,540千円、歳入歳出それぞれ3,280千円を減額し、補正後の総額を10,005,260千円とするものでございます。

次に、議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今般、国において地方公共団体の地方債償還負担の軽減を図るため、一定の条件を満たす地方公共団体に対して、財政健全化計画を策定することを条件に、5%以上の高金利の地方債について、補償金を免除して繰り上げ償還を承認する特例措置が講じられることになりました。

このため、本事業においても、この特例措置を活用し、将来の財政負担の軽減を図るため、補正を行うとするものでございます。

予算の内容を御説明申し上げますと、既決の資本的収入及び支出予算の収入額に、新たな借りかえによる企業債収入として633,000千円を追加し、収入総額を1,069,419千円とし、同予算の支出額に企業債の繰上償還元金分として、633,053千円を追加し、支出総額を1,416,731千円としようとするものでございます。

また、これまでの企業債の借り入れに係る起債の目的等を定めた第6条予算に、公営企業借換債として、633,000千円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、水道会計と同様に、借換債の額の追加によるものでございます。

予算の概要を説明申し上げますと、歳出については3款・公債費で市債償還元金49,000千円を、歳入については5款・市債で公営企業借換債49,000千円をそれぞれ追加するものでございます。このため、予算規模として補正前の予算総額1,907,000千円から歳入歳出予算それぞれ49,000千円を追加し、補正後の予算総額1,956,000千円とするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第87号～議案第90号

議長（田中雅美君）

日程4 議案第87号から議案第90号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第87号から90号までの4議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第87号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案されました国家公務員の給与法案が可決、成立いたしましたので、本市につきましても、国に準じて条例の一部を改正するものでございます。

内容を申し上げますと、給料表の改定や扶養手当、勤勉手当の額等を改正するものでございます。

次に、議案第88号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度について準備を進めるため、条例の一部を改正するものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療に関する収入及び支出につきましては、特別会計を設けるようになっております。

このため、柳川市の特別会計に後期高齢者医療事業を行うための後期高齢者医療特別会計を追加するものでございます。

次に、議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説

明を申し上げます。

本案は、平成20年4月から65歳以上75歳未満を対象に実施される国民健康保険税を年金から天引きする特別徴収について条例の一部を改正するものでございます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年10月31日に公布されたことに伴い、対象となる年金給付や被保険者の範囲など、特別徴収について条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第90号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、旧市営住宅桜ノ木団地及び中山三団地の2団地を廃止し、新たに市営住宅桜ノ木団地を設置したことに伴い、新しく駐車場を設け、条例の別表にこの駐車場の名称、位置及び使用料に関する規定を加えるものでございます。

また、駐車場を月の中途から利用した場合、または月の途中で利用を中止した場合の利用料を明確化するため、使用料の日割計算に関する規定をあわせて設けることといたしております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

日程第5 議案第91号～議案第92号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第91号及び議案第92号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第91号及び第92号の2議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について御説明を申し上げます。

本案は、昭和51年度に着工いたしました国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴い、国営造成施設である幹線水路、制水樋門及び排水機場については、平成20年度から国より管理委託を受け、関係市町による管理事業が開始されることになることから、土地改良法に基づく基幹水利施設管理事業を4市1町で実施しようとするものでございます。

この事業概要として、筑後川下流左岸地区の5,491ヘクタールの農地を対象に、年間約80,000千円の管理事業を関係市町が実施主体として行うもので、土地改良法第96条の2第2

項の規定により、土地改良事業の計画の概要を定める必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の山田蘭子委員が、平成20年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者として、北原小世子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

日程第6 報告について

議長（田中雅美君）

日程6．報告について。

報告第9号 専決処分の報告について(専決第7号 損害賠償額の決定)、報告第10号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償額の決定)、報告第11号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償額の決定)、報告第12号 専決処分の報告について(専決第10号 損害賠償額の決定)について、市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第9号から第12号まで御説明を申し上げます。

これら4件いずれも専決処分の報告でございまして、市営住宅における共用分電盤の故障に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成19年10月12日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成19年9月2日、柳川市三橋町江曲、柳川市営住宅江曲団地2棟に設置しています市管理の共用分電盤の安全ブレーカーが故障し、過電圧を起こしたため、入居4世帯の家電製品を損傷したものでございます。

この保障に係る損害賠償額を第9号では150,035円、第10号では20,560円、第11号では105,570円及び第12号では14,490円とそれぞれ決定いたしましたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第7 請願について

議長（田中雅美君）

日程7．請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり、3件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第8号 柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第9号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第10号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書については、産業経済委員会に審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午前10時42分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月7日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	藤	木	保	則

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

- 議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第87号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第88号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第90号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について
- 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程（2） 全日本同和会大和支部補助金の調査について
（全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会委員長報告）

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員30名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようにお願いをしておきます。

議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

及び議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてですけれども、この中の10款の教育費について質問いたします。

この中に同和地区子女入学進学奨励費補助金3,250千円の追加がありますけれども、これにつきまして、対象者は何名なのか。その内訳ですね。小、中、高、大学とあると思いますけれども、ここはどうなっているのかということと、この補助金を出す根拠と申しますか、その条例か何かあるのかどうか。以上3点を御質問いたします。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の質疑にお答えをしたいと思います。

1点目ですけれども、小・中学生、高校生、大学生を合わせまして、29名でございます。その内訳でございますけれども、小学校入学予定者が2人、中学校入学予定者4名、高校入学予定者7名及び学年進級者11人、大学入学予定者1人、及び学年進級者1人、及び高校修学旅行3人分でございます。

支出の理由ということでございますが、これにつきましては、柳川市小中学校就学奨励金等支給要綱、同じく柳川市高等学校進学奨励金支給要綱、同じく柳川市大学進学奨励金等支給要綱に基づき支給をいたしておるものでございます。

なお、目的につきましては、同和地区出身者の子女を対象に、就学、進学への経済的支援を行い、人材の育成を図ることを目的といたしておるところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

済みませんけれども、小、中、高、大学の各金額はどうなっていますか。ということと、いわゆる生徒の数などは、事前にこれはわかることですが、なぜ今回、当初予算に組まなくて追加で出されたのかどうかということですが、

教育部長（佐藤健二君）

平成19年度で申しますと、小学生が16人、中学生が21人、高校生が14人、大学が1人、合計で52名でございます。

なお、今回、補正をお願いいたしますのは、主な理由といたしまして、この52人の子供たちの進学が、高校、大学というふうに進んでまいりまして、進学率の向上に伴います増額ということでございますので、よろしく願いいたします。（「金額は」と呼ぶ者あり）

それぞれの金額でよろしゅうございますでしょうか。入学支度金、小学生が50千円でございます。中学生が52千円でございます。それから高校生、公立が52千円、私立が82千円。大学生が公立65千円、私立87千円でございます。

それから就学奨励金、高校、これは公立で年間でございまして、204千円、私立で288千円。

大学ですけれども、公立で276千円、私立で372千円でございます。

それから、修学旅行費につきましては、小・中学校は実費ということになっております。高校につきましては、公立、私立とも87千円を限度といたしておるところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

同和問題は、かつては劣悪な環境に置かれて、結婚や就職などに対して、いわれなき差別があったことは私も十分承知しております。しかし、この旧同和地区でも、この間の行政と住民の努力の結果、国も同和問題はもう終わったと、基本的に解消したということで、同和対策そのものを終了しているわけです。このような中で、補助金を出すことは、逆に新たな偏見を生み出すことになるのではないかと思いますけれども、この件について、お考えはどうでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

議員がおっしゃられますように、国の対策事業、それから県につきましても、18年度をもって終わったわけでございますけれども、この奨励金につきましては、関係市町村継続しているというふうな実態もございます。それから、この要綱につきましては、期限を設けていないということでございますので、いつまでというふうなものについては、今後十分検討を重ねていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

議長（田中雅美君）

ほかにございませんか。

25番（三小田一美君）

それではお尋ねしたいと思いますが、補正予算についてでございます。補正予算書の25ページの19節・負担金、補助及び交付金の説明の欄に、職員の退職手当組合の負担金4,988千円が計上されておりますが、これの内容を具体的にお尋ねをしたいと思いますが。

私は、提案者のほうから御答弁をもらいたいと思います。いろいろ事件があっておりましたので、ぜひこれはお尋ねをしたいと思います。

人事秘書課長（藤木 均君）

質疑の通告がっておりますのは、職員共済組合負担金についてということであっておりますし、今おっしゃってあるのは、職員退職手当組合負担金のことについての御質問ですので、この辺について、共済組合負担金について御説明を申し上げたいと思いますけれども。

25番（三小田一美君）

私は、ページまでしておりますけれども、これは私の質問の内容が間違っておるところでしょうか。25ページのこの職員退職手当組合の……

議長（田中雅美君）

三小田議員、通告には、職員共済組合負担金についてと通告もっております。

25番（三小田一美君）

済みません、そのとき私、眼鏡をかけておりませんやったからですね。それはページは合っておりますから、答えていただきたいと思いますが。ページは入れていると思います。

議長（田中雅美君）

切りかえということでしょう。

25番（三小田一美君）

はい、そうです。

人事秘書課長（藤木 均君）

職員退職手当組合負担金の4,988千円でございますけども、詳細な内容の詰めは、ちょっと持ってきておりませんけれども、要するに職員の給与改定に伴いまして、基礎額がふえたわけでございます。したがって、それに一定の率を掛けて退職手当組合負担金を算出しますので、その関係で今回4,988千円の負担金の増ということで、ここに提案をいたしているわけでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

三小田議員、これを2回目としてください。

25番（三小田一美君）

はい、わかりました。今、御説明がありました。さきの同和会の補助金もこの名称で支出をされていますので、非常に私、心配をしているところであります。金額もよく似ていますので、ひょっとということもありますので、後で質問は出ませんでしたと、よく市長がおっしゃられる。議会で議決をされていますと、すぐ言われますので、重ねてお尋ねをしたわけでございます。

市長、じゃあ確認の上でございますが、市長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

人事秘書課長（藤木 均君）

これは事務的な問題でございますので、御質問の向きは、要するにこの中にほかの負担金も含まれていないのかと、そういうことだろうと思います。これは断じてそういうことはございませんので、ここで申し上げておきます。

25番（三小田一美君）

それはよくわかります。事務的な処置は間違っていないと私そういうふうに思っておるわけですよ。ただ、これがごろごろ変わって、私知らんやったとか、そういうことをおっしゃられると、非常にまたいろいろトラブルといたしますが、そういうことがないように、再度市長に確認をしよるわけですよ。これが退職手当負担金、それを不当におろされて、どこにかやられたと、そういうことがあるからですね。そうすると、そういうことを言いわけを市長はなされるとが、知らんやった、私は全然知らんとかですね、規則にはきちっと載っておるけ

どですね、私知らんと言われるから、確認をとりよるわけです、非常に私心配だから。だから、市長から間違いなかかと、それをお尋ねしよるわけですから、市長よろしくお願ひしたいと思ひます。市長のその御答弁が返つたなら、私は質問はしませんから、市長どうでしょう。よろしくお願ひしたいと思ひます。私が間違つておるなら言つてください。これは市長が提案されて計上されておるとだからですね、ひとつよろしくお願ひをしたいと思ひます。

市長（石田宝蔵君）

すべて私が出しているということ、これはどの法律、条例等をごらんになつても、市長ということは全部書いてあるんです。しかし、事務的なものについては、職員がきっちりやつているということで、先ほど答弁あつたとおりでございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第87号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

及び議案第90号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第90号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について及び議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦についての以上2議案を一括議題といたします。2議案について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行については、産業経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

日程第2 全日本同和会大和支部補助金の調査について

議長（田中雅美君）

日程2 全日本同和会大和支部補助金の調査についてを議題といたします。

本件について、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長の報告を求めます。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、ただいまから全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会報告を行います。

平成19年第4回柳川市議会定例会において、当委員会に付託を受けた調査事件1件について、その調査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおり御報告申し上げ

げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について。2、執行部出席者。3、案件については記載のとおりでありますので、省略をいたします。

4、調査結果

人権を守り、差別を無くす運動は、人類普遍のテーマである。この崇高なる目的を成就する為の活動は一日たりとも揺るがせにはできない。

しかしながら、それは社会通念上、或いは関係法律に照らして正当な手続きに基づく公明正大、公平無私でなければ国民の共感を得ることはできない。

今回提起された、全日本同和会大和支部への補助金の交付については、数多くの問題点と不当な支出方法がとられていた。

① 補助金支出の期間と金額（執行部提出資料による。）

(1) 昭和53年度から平成18年度まで（29年間）

総支出金額 128,517,860円也

(2) 不当支出の疑い、昭和53年度から平成15年度までの金額（26年間）

支出金額 117,017,860円也

(3) 石田宝蔵町長時代、平成6年度から平成15年度までの不当支出（10年間）

支出金額 45,600,000円也

注(2)については、昭和53年度から平成5年度までの予算書の提出が無く、支出伝票のみの提出であり、詳細な調査ができなかったため「不当支出の疑い」と表記した。

② 事務手続きの疑問と法的（地方自治法など）解釈について

本委員会では、調査資料の不足から調査対象を平成6年度から平成15年度までの10年間を中心に精力的に調査を行った。

(1) 予算書を通し、議会に対し事項別明細書の説明はしてこなかった。（執行説明）

法第211条（予算の調製及び議決）第1項には「普通地方公共団体の長は、毎会計年度を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない」とあり、同条第2項には「普通地方公共団体の長は予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」とある。

この予算書の事項別明細が説明されていない事実から見て、予算には計上されていなかったことになる。ましてや、役場職員でもない全日本同和会への補助金として職員退職手当組合負担金から支出されてきたことは、不当極まりない措置と言わざるを得ない。

(2) 予算計上に際し、前例踏襲予算としてコンピューターによる予算編成を行った（執行説明）

団体補助金の決定については、法第232条の2（寄附及び補助）で明確に規定されてお

り、その本質は政策予算である。したがって「公益上必要があるか否か」は一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではない。

補助金の決定については、交付決定、減額決定などについて、長及び議会が認定するものであるから、前例踏襲予算として継続する前に、組織の実態、活動の有無、その費用対効果を審査し、その都度（毎年度）決定しなければならない。

町民（住民）の血税から杜撰な支出が慢性的に実行されていることは、断固として容認できるものではない。

(3) 予算に計上されていない補助金を支出しておいて「流用」だと言う。

昭和53年度頃から平成15年度までは『職員退職手当組合負担金』の中から、不当に支出されており、執行部に説明を求めると、流用との答弁しか出されてこない状況である。

議員必携で解説されている決算審査の着眼点（第3章決算の認定）「（三）予算の流用が適正に行われているか」では、「歳出予算のうち、款、項は議決科目であるから、款、項ともに相互の流用は禁止されている（法第220条第2項）が、各項の経費の金額は、予算の定めに従って流用できる。しかし、目、節は行政科目、執行科目といわれ、町村長の権限で相互に流用できる。といっても、もともと節、目を積み上げて項、款の予算が議決されているのであるから、これをみだりに行うと議会の議決の趣旨に反し、議会の意思は無視されることになるから、必要最小限度にとどめるべきである」と戒めている。

ただ本事案は、法第211条第2項の規定にも悖るものであり、予算費目の無いところからの支出であり、殊に「職員ではない者への補助金を職員退職手当組合負担金からの流用支出は、法令に違反した補助金」と言わざるを得ない。

なお、委員から、本件について法令に違反した補助金と断定することはできないという意見があったことを付記しておく。

(4) 当時の大和町長（現柳川市長）は、どこの費目から出されていたか私は知らなかった。

法第210条（総計予算主義の原則）では「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定してあるが、予算書には計上されていない。

更には、法第211条（予算の調製及び議決）第2項では「普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」と規定している。

地方自治法逐条解説書では「予算の調製」とは、予算の編成までの一切の行為を含む。予算を調製して議会に提出するのは、地方公共団体の長に専属する。

また、「政令で定める予算に関する説明書」とは、(1)歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与明細書、(2)～(5)は省略、特に(1)に規定する書類は、施行規則（15 - 2）で定める様式を基準としな

なければならない。また、法第122条（長の説明書提出）でも説明書の提出を義務付けている。

以上の法規、法令等の解釈から見て、市長が支出費目が分からなかったとする答弁には、住民を無視した欺瞞であり、首長に専属する予算の調製権を放棄した職務怠慢と言わざるを得ない。

特に決算審査の着眼点（議員必携）「（五）補助金の効果が上がっているか」でも

- (1)法令に違反した補助金はないか。
- (2)従来 of 惰性に流れ、今後減額なり、むしろ中止するのが適当なものはないか。
- (3)～(4)省略
- (5)補助金支出の時期が適切であったか。
- (6)町村長が補助金支出の結果や成果を精算書等の書面によって、確実に把握しているか。

などを指摘していることから見ても、知らなかったとする答弁は不当であるとしが言えない。例えこれが職員による不適切な事務処理であったとしても、市長（当時大和町長）の責任が免れるわけではない。

(5) 補助金交付決定と金額の不ぞろいの真相は

全日本同和会大和支部補助金の支出額が、石田町長になった選挙の翌年、平成7年度と8年度の支出決算額が、例年の450万円程度から480万円と増額されていることが判明したが、これに対する明確な答弁は得られなかった。

3 法的根拠（地方自治法及び議員必携）

地方自治法

- 1．第122条（長の説明書提出）
- 2．第210条（総計予算主義の原則）
- 3．第211条（予算の調製及び議決）
- 4．第232条の2（寄附又は補助）

議員必携

- (三) 予算の流用が適正になされているか
- (五) 補助金の効果が上がっているか

4 委員会の判断と意見

本特別委員会は、平成19年9月議会の一般質問において問題提起がなされ、同議会最終日に、地方自治法第110条の規定による真相究明のための特別委員会が設置された。

各委員に於かれては、同和対策事業の重要性は認識するものの、補助金交付決定から支出負担行為、支出命令書までの一連の事務手続き及び予算編成（予算の調製）に問題があり、違法支出の可能性があるのでないかとの疑問を持つに至った。

昭和53年ごろから平成15年度までの26年間にわたり『職員退職手当組合負担金』の中から、隠し予算として1億1,700万円以上が全日本同和会大和支部へ支出されていたことに驚愕している。

幸いに、平成16年度は地方振興費補助金として、450万円、平成17年度～平成18年度は、全日本同和会大和支部補助金として、事項別明細書に説明がなされていることは救いである。

以下、委員会の意見を集約すれば、次のような、審査内容の判断と意見であった。

(1) 杜撰な予算編成と支出について

団体補助金の交付決定権は、首長（町長）に専属しているにも拘わらず、「知らなかった」とする石田市長の答弁は、その場しのぎの逃げ口上に過ぎない。

また、関係職員の答弁では、「予算説明の段階でも議会に説明をしていない。更には、予算調製の段階でも何のこだわりも無く、前例踏襲でコンピューターによる無審査予算として編成していた」とのことである。

当時の町長も知らず、職員は無審査編成で、議会にも説明しない予算が、正当に、健全に支出されていたとは到底考えられない。

殊に、全日本同和会に対し活動の実績を踏まえ、補助金の名称を表面に出さずに支出することが確認された（昭和53年頃）との執行部からの回答書が提出されたが、まさに、民を恐れぬ暴挙である。

(2) コンピューター予算編成による無審査で予算調製がなされたことについて

団体補助金は政策予算である以上、組織の実態、活動の実態などを十分に調査し、公益上の必要性に応じ支出されるものであるから、この作業を怠って無審査状態のまま継続して予算化していくことは、議会（住民）に対する冒瀆である。

(3) 住民の行政に対する不信感の増幅について

住民（納税者）は選挙によって選出された町長だから、住民に対し、忠実に職務を代行してくれる奉仕者として、尊敬と信頼を持って理解している。

しかしながら、過去26年間（うち10年間は石田町長の時代）も不当な不明朗支出を続けていた実態が浮き彫りになって、石田市政に対し不信感を募らせていることが、最も憂うべきことである。

このような予算措置と支出が認められるとすれば、首長になれば、「どんな事でもできる」「首長が好きな人には、何でもしてやれる」と言った独善と独裁がまかり通ることになる。議会も監査委員もいらなくなる事態が生じてくる。

(4) 市長のマニフェストとの整合性について

市長のマニフェストを列举する

石田市長は、新生柳川市の市長選挙に立候補する際、全国でもまだ少ないマニフェスト

選挙で勝利されたと評価する向きもあるが、今回の全日本同和会大和支部への補助金の支出には、言行不一致の感は免れない。

「正義と政策、発言に責任を持ち、信頼は地道な日々の誠実な行動の積み重ね、高潔な倫理観に基づいた、正義と責任と使命感を持ち続け誠実に信頼を回復させる」などとあり、最小の予算で最大の効果を上げるのが、行政責任者の使命であることを機会あるごとに吹聴されている。市長が市長の責任を忘れ、10年間にも亘って予算書に無い支出を繰り返した。

その上、市長の反省の無い執行姿勢は、看過することはできない。全体の奉仕者としての意識が欠如しているとしか言えない。

なお、委員から、本件調査に関して、市長のマニフェストに言及することは不適當という意見があったことを付記しておく。

(5) 結び

予算編成に際し、石田市長は「知らぬ」と言い、当時の関係課長等は、「議会には説明していない」、「無審査で前例踏襲的な予算の組み方をした」と答弁される。

このことは、杜撰極まりない予算調製を行い、住民の負託に応えた行政責任を果たしてきたとは言えないことを物語っている。殊に、市長（当時大和町長）の予算調製権の放棄とも取れる発言には、職務怠慢の責任は免れない。

また、石田市長は、「全く知らなかったが、名目を隠したと取られても仕方ない。公金支出としては好ましくない」と認めている。

委員から、猛省を促すことで市長の責任を果たすべきという発言があったが、当委員会としては、当時、大和町長であった石田市長は現職の柳川市長であり、市の最高責任者として責任の取れる立場にある。その責任の所在を明確にするため、身の処し方について、法と社会正義に照らし、市民の納得のいく判断を求めたい。

以上をもちまして、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会委員長報告といたします。

ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長の報告は終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間として、暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時19分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました委員長報告に対する質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

まず反対のあれからでしょう。

議長（田中雅美君）

いえいえ、質疑です。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、質疑でもですね、いわゆるこの全日本同和会の例の特別委員会ができるときに、柳志会というところで、10名の議員の中に2名入れてくれということで、柳志会から申し出があったと思います。その柳志会の代表として2名を出してあるわけでございますからですね、その辺はひとつ議長のほうできちっとしてやっていただきたいというのが私の願いであります。なぜならば、会の代表として出ているわけですから、そういうことで、もし賛成、反対討論の場合は、そういうことでよろしく願いいたします。違っていたら、また後で私は言いますけれども。

議長（田中雅美君）

質疑ですから、これは会派抜きにして、両方から委員長に対する質疑ですから、よろしく願いしておきます。

11番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。賛成討論のときに、また言わせてください。

13番（伊藤法博君）

森田委員長に4点ほどお尋ねいたします。

1つは、近隣市町のこの問題についての実態は調査されたのかどうか。

そしてもう1つは、昭和53年当時、当時の町村会、助役会等での取り決めがなされていたような報告を受けていますけれども、そのことについて委員長はどのように思っているのか、お尋ねいたします。

次に、法第211条第2項の中の説明書とはどういうものなのか、お尋ねをします。

次に、報告書の中に、市長のマニフェストについて言及してある部分がありますけれども、このことについては、特別委員会の設立の趣旨からしても、市長のマニフェストに言及することは越権行為ではないかと思えますけれども、その点どうなのか、お尋ねをいたします。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

今、伊藤議員のほうから質問がなされましたが、近隣市町の実態については、これ付託をされておられません。ましてや申し合わせ事項というのは、これは委員長としてこれを見たときに、もういわゆる官民による談合に等しいのではないかと。そういう申し合わせというのはおかしい。これは絶対に時の首長が少しずつでも訂正をしながら、妥当な補助金支出に切りかえていくということが大事であろうというふうに私は思っております。

それから、53年当時の町村長会、助役会の取り決めをどう思うかと。これもいわゆる今申

上げましたように、その当時はそういう形で全く知らせないように、こそっと裏で隠し予算として出してもらおうようにという申し合わせ、それ自体に同意した形をとった予算措置を講じておられることについては、非常に憤りを感じておるところでございます。211条2項の説明書というのは、これは当然、報告書の中に書いておるとおりでございます、これは熟読いただければ十分おわかりいただけると思います。

それから第4番目、このマニフェストに言及するのは越権行為ではないか。これは付託を受けた、いわゆる特別委員会のもとになった質問の内容に、マニフェストの問題を提案いただいたわけですが、したがって、これは当然、市長の政治姿勢、そして実際に行われた、いわゆる補助金支出との整合性について、やはり一言述べておくべきであるというふうに考えて、そういうマニフェストにまで言及をしているところであります。

13番（伊藤法博君）

近隣の市町村の実態は、調査項目じゃないから調査しなかったということですがけれども、特にこの問題については、やはり近隣市町で話し合いをされて、そのような予算書に表記をしないでやろうというような取り決めをなされた実態があるわけですので、大和町の実態をより詳細に調べるためには、同じようなことをやった近隣市町の調査をしないと、本当の意味の実態としては浮かび上がってこないんじゃないかと。間違った印象を与えはしないかと思しますので、そういった意味で、こういった全日本同和会に対する項目は、私は特別な項目、特別な案件であつたらうと思ひますけれども、委員長もやはりこの全日本同和会に対する補助金は、一般のそういう工事をやるとか、普通のそういう予算執行に係るやつと違って特別なものであるという認識は持っておられますでしょうか。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

私は耳を疑いました。少なくとも柳川市の議員で、論客として私は伊藤議員は実は遇しておつたつもりでありますけれども、今のお話を聞きますと、赤信号みんなで渡ればこわくない、法律的に見て、あるいは社会通念上見て、こういう出し方はおかしいというのは、議会の議員として当然これは指摘をしなければならん立場にある人が、そういう形で、あたかも昔からやつとったけん、それが正しかぞというような言い方をされる。そしてそのことを委員会の皆さんが納得するはずがありませんよ。少なくとも9人の特別委員は、私は柳川市を代表するすばらしい政治家であらうと思ひます。だから、当然、その当時、どういう内容かはわかりませんが、間違つてそういう取り決めのなものがあつたとしても、少なくともその時々々の首長は、これを修正していく、正当な形につくりかえていくと、そういう作業がなければいけない。これが210条及び211条の問題であるわけですから、そこのところは特に232条の2、これは寄附と補助金の問題であります、これは政策予算であります。いわゆる経常予算ではないわけ、政策予算であるわけですから、これについて、やはり首長としての判断をきちつと出していくと。これは毎年毎年出していくということをやつてもらわなき

やなんと思えます。したがって、そういう質問をされること自体に私は非常に奇異を抱いておるところであります。

13番（伊藤法博君）

53年当時の町村会の話し合いというのは、当時、同和団体、各団体の勢力争いの中で、非常に役場が混乱するのを避けるという目的で、こういった措置がなされたと思えますけれども、委員長の言い方によりますと、役場が混乱してもよかったという言い方になって、しようがないというような言い方じゃないかなと思っております。

それと、法第211条第2項の説明書に関してですけれども、そういった目、節間の記述の説明書が、私たちは予算委員会、決算委員会、いろいろ経験しておりますけれども、そういった目、節に関する説明書というのは、一回も見たことがございません。（発言する者あり）説明書ですよ。（発言する者あり）予算書じゃない、説明書の話をしよるわけです。そういった面で、53年当時のそういう役場が混乱しないように、そういった措置がとられたのは間違ったやり方であると、今でも委員長は思っているか、お尋ねします。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

実際は答えるに忍びないような質問でありますけれども、私は当初からこれは間違った予算の出し方であると、支出命令であるというふうに考えております。ただ、その時点で、いわゆる談合的な形で、そういう申し合わせが成立したとしても、29年間に及ぶ長い間の中で、53年当時の取り決めがそのままずっと続くということ自体がおかしいわけです。総計予算主義をとる場合には、絶対に毎年、毎会計年度、常に審査を加えながら修正をしていくと。そして公平、公正に血税を使っていくということが、いわゆる執行に与えられた責任であるわけですから、これを我々はどういうふうにしてただしていくかと、これが議会であると思うわけですから、私はそういう意味で最初から間違いは間違いであった。しかし、その当時の申し合わせ事項がどういうふうに成立したかどうかも一切わかりません。わかりませんけれども、少しずつ変えていくという考え方を常に持っていたかかないと、いわゆるコンピューターによる前例踏襲、無審査予算と、そういう組み方というのは、絶対間違っているというふうに考えております。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

27番（高田千壽輝君）

ここに法第211条第2項の規定による法令で違反したと、違反した補助金と言わざるを得ないという文言がありまして、それは大体理由を見てみましたら、結局、職員でない者に補助金を、職員手当組合負担金により流用した支出が法令違反ということで大体わかりますけど、その下に、この法令に違反した補助金とは断定することはできないという意見もあっておると書いてありますので、その辺、具体的にどういう意見があったか、お聞きしたいと思いま

す。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

この問題は、非常に微妙な問題でございます、ある委員のほうからそういうふうに断定することはできないのではないかという意見が出されました。したがって、それでは、その内容について、報告書の中に付記をしておくということでどうでしょうかということで意見の調整を行いまして、その中で、今、書かれておりますとおりのいわゆる意見が出されました。

そこで、それを加味することによって、満場一致、9名の皆さん方が御同意をいただいたところでございます。

27番（高田千壽輝君）

私は具体的な意見を、そういう結果じゃなくて、どういう意見で、そういうふうな断定できないということになったかという、そういう意見を聞きたいんですけど、よろしいですか。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

その内容につきましては、ひとつあなたの同僚から出されておりますから、ひとつじっくり個人的にお聞きをいただければ十分ではないかと思えます。

27番（高田千壽輝君）

文面途中に、法令に違反した補助金と言っておきながら、結びには一切法令に違反しているとか、そういう結びがありません。その辺はどうなっているんですか。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

これは報告書を最終的にお読みいただければわかると思いますが、これはやはり首長の責任問題がひとつ生じてくるであろうと。このことは我々が100条なら別としまして、110条でこの特別委員会を立ち上げておる以上、やはり当事者本人の判断に基づく措置を期待するというので、そういうことをあえて言及をしていないというのが実情でございます。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方、ありませんか。

21番（大橋恭三君）

今回の補助金調査特別委員会の調査報告書は理解ができません。なぜなら、表現があいまいでございます。11月30日に発表された監査委員会の報告書、これは返還請求棄却であります。だれが見ても理解できるように説明がなされております。委員長は、この監査委員会の報告をどう受け取っておられるのか。この同じ議会の中の議員が下した判定にこうも差がある。問題ではありませんか。この辺をお尋ねいたします。

それから、特別委員会の報告書には、不当支出、あるいは不当支出の疑いという言葉がございます。この不当支出というのは、道理に外れたと解釈していいのか、それとも違法行為ということなのか、これを明確にしてください。これが2つ目です。

それから、先般、全協の中でも、この問題は和町だけの問題でないということで、旧三橋町や旧柳川市にも存在した問題であるということで、そのあたりまで含めてちゃんと調査をすべきという委員の発言もあったと思います。その辺と絡み合わせて、どうも報告書の中では、それが見受けられない。読めばわかるとおっしゃいますけれども、読めばますますわからなくなります。その辺をお願いします。

議長（田中雅美君）

大橋議員、通告は6点ばかり出ておりますけど、あとはいいですか、後でしますか。

21番（大橋恭三君）

後で。

議長（田中雅美君）

いやいや通告は5点出ておるでしょうが。5点全部、今言われたですかね。後でいいですか。

21番（大橋恭三君）

後でいいです。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

これ監査委員会の報告をどう受けとめているか。これは私としては、どういうふうに答えていいのかわかりません。ただ問題は、監査委員会のほうでは、いわゆる財務会計上、計数的な問題を軸として監査をいただいたのではないかと。我々特別委員会としては、いわゆる柳川市として政治的判断をどうつけるかと、議会としてどういう政治判断をつけるかという観点から、これを受けとめて審査を進めていったわけでありまして、監査委員会の報告をどうのということとは、とてもじゃないけど、私のほうからは感想を述べるというわけにはまいりません。

2番目の不当支出や違法支出の疑いの表現があいまいである。これは裁判所じゃないですからね。私のほうは議会として政治的判断として読んでいただければ、十分、ああこういうことかとおわかりいただけるような表現をしておるというふうに考えておりますし、これは直ちに違法であるとも言えないし、あるいは適正であるとも言えない。ただ、余りにも無責任な予算の組み方、執行のあり方等を考えた場合には、これは不当であるというふうに判断をしたところでございます。

それから、三橋町や柳川市について報告すべきとありますが、私どもは大和町の同和対策補助金等についての審査をいたしたわけでありまして、柳川や三橋のことまで私どもが言及するというのは越権ではないかと。やはり集中的に特別委員会として審議をする場合には、大和町の同和対策補助金等について審査をしたわけでありまして、このことについて、三橋から柳川まで全部出せという話は余りにも我々にとっては酷な話であるし、それから少なくともこれはまだ合併前の問題でありますから、これはもう不干涉の原則からしても、これは

言えないというふう判断をして行ったところであります。

21番（大橋恭三君）

大変残念な答弁です。旧三橋町も旧柳川市も今同じ柳川市ではありませんか。政治は公平性が保たれてこそ、市民は信頼をいたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、その辺はやはりしっかり考えていただきたい。当然、公金の支出には大きな責任があります。そのために収入役がいる、設置されてあると思います。法第232条4の1項、2項を読めば一目瞭然であります。委員長はこの条例を、条項をもって、市長のやり方の矛盾さを言っておられますけれども、これは逆に言えば、大変重要な法令であります。こういうことが起こらないように、収入役がいるわけです。収入役は支出命令があっても、該当する支出負担行為が、法令または予算にかかわる債務が確定していることを確かめた上でなければ支出できないんです。そして、その確かめる方法として、議会の議決をもらう、議会の議決を仰ぐわけです。私たちの責任はどうなるんでしょう。当時の議員の議決をなされている、この責任は何ですか。町長にも当然責任はあると思いますけれども、収入役も議員も全員痛みを感じる問題ではないですか。私はそういうふうに感じます。

いかに町長、収入役といえども、むちゃなことはできないシステムがちゃんとでき上がっている。そういう中で承認をいただいたからこそ支出されている。その裏づけを当時の収入役や議員にきちっととられたのか。その辺をチェックされたのか、お聞きいたします。

それから、当時の収入役さんだけでもいいですから、お名前とそういうふうなことを教えていただきたい。

以上です。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

これは私は何か天を見てつばを吐きよるごたる話をされますから、びっくりして聞いております。柳川市も三橋町も、柳川市は平成6年にちゃんと予算措置を公に出してあるんですよ。

〔発言取り消し〕

特に、今指摘をされました収入役がどうのこうのと。支出命令書に2款1項1節19節と書かれておれば、収入役はこれはチェックのしようがないんですよ。もともと支出命令書の中にそういう書き方をされている。ところが、予算書には、そういう予算の組み方、事項別明細が上がってないということなんです。だからこれが問題だということです。そのことを私は、大橋議員ですから、よく御理解をされた上で質問をされていると思います。よろしくお願いします。

21番（大橋恭三君）

今おっしゃっている答弁を確認しているんです。そういうことをされたのか。だから、余りそうむきになって言われなくてもいいんじゃないかと思います。

それで、平成15、16年ごろだったと思います。旧三橋町には、全日本同和会に対して、実態のない団体として補助金を打ち切り、返還を求めておられます。当時の町長さんが矢ヶ部広巳議員だったと思います。私はその当時、非常に勇気のある立派な町長さんだと思いました。この人にならついていける、そこまで思ったんです。だから、このような声が今回上がってくるなら、今ちょっと言われましたけれども、その当時、もうこういう問題が介在することがわかっているんですから、当然、当時の町長さんは、前町長ないしそういう方たちにこういうことがあった、好ましくありませんねというぐらいのことは言っていたらいいんじゃないか。（「言っとるよ。町長会で言っとるよ」と呼ぶ者あり）

平成19年の7月に、このことを知り得たとおっしゃっていますけれども、その予兆は十分あるわけです。だから、その辺を考えれば、余り、先ほど私は質問通告の中で、この場になじまない質問を出しておりましたので、削ってしまいました。それで、その辺を飛ばしまするので、話が少し飛びますけれども、今、森田委員長がお答えいただいたように、ここにも関連がありますけれども、旧市町では、いずれも全日本同和会へ支出がなされている。目的は同じなわけです。だからこそ確認をしていただきたい。旧三橋町は予備費という名目で40,900千円、旧柳川市は地方振興負担金として35,100千円、そして大和町は退職手当組合負担金として36,600千円、これは平成6年からだと思います。こういうふうな金額が出されているんです。これは問題がないのか、名目が違うから、それでいい。大和町の場合は、手続にも不備があったから問題で、この人はだめだというのか、それともこっちには手続に不備がないから、そういうしてはならない不当なことであっても見逃せるのか、その辺をお願いします。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

もう少し大橋議員、お勉強をいただいたほうがいいのではないかと。いわゆる予備費から出す場合には、後で議会の議決をいただければ、それでいいですよ。予備費から充当する場合には、ところが、柳川の場合にはちゃんと振興費的な形で費目も上げられておるから、いわゆる事項別明細書はついておるという判断をすべきであって、大和町の場合には、完全にこれは職員退職手当組合負担金ということで、完全にこれ密封されている、隠ぺいされているんですよ。だから問題だということです。冒頭申し上げておりますように、いわゆる人権と差別という問題は大変な問題なんです。これについて、だめだという人はだれひとりいないと思います。ただ、少なくとも住民の血税を預かっている人ですから、やはり当然、予算上あるいは支出上、正当な手続に基づいてやっていただかないと、これどうにでもなるということです。極端な話が、これはあなたたちが、これは用途は言えない、こういう形でやっていいですよと言われるなら、だれもが首長になったらよかごととしてよかということです。

そういうことがあっちゃならんから、そういう手続を正當に踏んでないものは予算としては認められないと。そういうことを委員会としては言っているつもりでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

25番（三小田一美君）

森田委員長を初め、また委員の方々、大変お疲れさまでございました。

それでは、全日本同和会の大和支部補助金調査特別委員会報告について、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、不当な支出がとられたとの報告であります。市の予算執行は、法律や条例、規則に沿って執行されていると考えますが、法の執行においては、適法か違法かという二者択一での執行が求められていると考えますが、不当という今回の表現は、適法だけど、執行の方法がまずかったということでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

なお、これについては、新聞で地方課の見解が紹介をされていましたが、県地方課や総務省には、正式に文書で質疑をされた結果でございましょうか、委員長。県の地方課や総務省からは、どのような回答がっているのか、それを委員長お尋ねしたいと思います。

2点目でございますが、予算書を通し、議会に対し事項別明細書の説明をしてこなかったとありますが、今回のことは市町村合併により、他の市町の予算書には、旧柳川市、旧三橋町には計上されていたのが、旧大和町の予算書には説明がなかったことで、これ発覚をしたわけでございます。このようなことが、まかり通るとすれば、今計上されている予算の中で、このような隠し支出があっても、議員や市民、知るよしが無いということでもあります。もしも職員の旅費や職員の給与などに、それ以外の人の分が含まれていても、担当の職員や監査委員さん、また会計課がおかしいと気づいていても、黙っていれば、だれにも支出してよいこととなります。以前は、職員が処罰をされ、損害賠償までさせられた補助金の不当支出については、県から指摘があったので、被害の届けまで出され、刑事告訴までなされていますが、今回は議員からの指摘なので、何もしないということでもあれば、甚だバランスを欠くことにはなりませんでしょうか。刑事訴追はないとしても、事項別の明細書に計上しないような指示をした。これ今委員長から報告を受けました。コンピューターに命令をした人、予算書の退職手当組合負担金から支出の伝票を作成した人については、時効が及ばない範囲で返還の請求を求めよう市長に要求をすべきではないでしょうか、委員長。市長は、このようについては知らなかったということですから、職員が勝手にしたことであれば、当然と考えますが、委員長及び委員会として検討をされたのか、お伺いをしたいと思います。

第3点目でございますが、市長の政治姿勢として、日ごろ言われていることと全くかけ離れていると思わざるを得ません。市長は、常々ガラス張りの政治を言われていますが、予算

書に計上されていない支出が判明した時点で、自分の政治姿勢と異なるから、市民の目で見えてわかるようにしなさいと指示や指導されたかのお尋ねを委員長、お願いをしたいと思います。市長のマニフェストからすれば、当然、そのような指導があつてしかるべきと考えますが、それとも前例で行われていた補助金の故意による隠ぺいは自分にとっても都合のいいものであったので、そのままにされていたということだったのでしょうか。委員会の見解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

御答弁をされてからまた質問を出したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

第1点目については、いわゆる適法だが、執行方法がまずかったということなのか、あるいは違法だけど、返還請求するには当たらないというところまでだったのかということについては、委員会としては、このことについては、合否の認定は避けて通つたということをございまして、ただ、限りなく黒に近いという判断をしたところでありませう。

それから、2点目のいわゆる隠し支出があつても、議員や市民は知るよしがないうことをございます。これは報告書の4の委員会の意見と判断の(3)の中で、こういうことがあつては、いわゆる隠し予算、あるいは独善、独裁の予算執行がなされてしまうのではないかと。これはやっぱり住民の血税を預かる人としては適切ではないというふうには指摘をしたところをございます。

それから、もう1点が、いわゆる返還請求をしたらどうかと、すべきではなかつたかというふうなことでございませうが、これは4の(5)の結びで、市長の自主的判断を求めたものであつて、懸命なる処分を期待する。これはやっぱり市民あるいは議会が、当然市長はみずから自分に科する処分を出していただくのではないかというふうには考えて、その返還請求というところまでは至っておりませうし、なお、監査請求の中で返還請求が求められておりましたが、これは棄却ということのようでありませうが、これは非常に私はある意味では不合理な企画ではなかつたかというふうには思つておるところをございます。

それから、予算書に計上されていない支出が判明した時点で、いわゆる政治姿勢と市民の目で見えてわかるようにしなさいと指示を、指導されたかということでありませうが、これは市長のマニフェストとの絡みがありますが、この場合には、市長は知らなかつたとおっしゃるわけですから、知らない人が指示をするはずがないわけでありませうから、知らない知らないで通されるようなことであれば、やはり法律見解に基づいて、議会としては、委員会としては、その判断をせざるを得なかつたということが実情でありませう。

以上でありませう。

25番（三小田一美君）

それで、2回目、委員長に再度質問をいたしたいと思ひますが、委員会としては、職員や

市長の返還請求はされていませんが、市長みずからマニフェストに照らし、不適當である、自分の政治姿勢とは異なる行為である。みずからが今後の市政に対する行動をただすためには、時効にかからない分の自主返還などの申し出が特別委員会にあっていませんか。それはもういいです、今お尋ねしてお答えがありましたから。

現在、執行されている予算の中で、これに類する不適當な支出が含まれていないとの明確な答弁はなされたでしょうか。再度繰り返しますが、これに類する不適當な支出が含まれていないとの明確な御答弁はなされているのでしょうか。それを委員長お尋ねしたいと思います。

それと、現在の事項別明細書には、予算の計上はされている項目、すべてが記載されての保障はどなたがどのような方法でなされ、それから国・県には文書の正式な問い合わせはしていないとのことでありますので、やはり他の市町村にはないような事象でありますので、議会としては、資料をつけて正式にお尋ねをすることは必要なことではないでしょうか。よく実例等見ますと、いろいろな問題が、疑義が生じたときの問い合わせが載っていますが、今回もそのような処置は必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

最初のやつですが、時効にかからない分の自主返還の申し出が特別委員会にあっていませんかということですが、そういうことは一切あっておりません。

それから、これに類する不適當な支出が含まれていないと、明確に御答弁をなされているのでしょうかということですが、その問題については、もう一切そういう答弁はあっておりませんし、そこまで言及をいたしておりません。

それから、事項別明細書に計上されている項目すべてが記載されていると、保障はどなたが、どの方法でなされるのかということですが、これはもう言わずもがなでありまして、当然これは首長の判断ということ。首長でなければ、それは事務方がどうするということは一切できませんので、これはそういう質疑はあっておりません。

それから、議会として資料をつけて正式に、いわゆる県とか国とかに問い合わせをするということが必要ではなかったかということですが、少なくともこのことについては、新聞紙上等で疑義があるとかなんとかという記事があったようでありまして、その必要はないと。これはこれだけ明確に、いわゆる法令違反を犯しながら、26年間にわたって不適當な支出をなされているということについては、これはその必要はないという判断で、いわゆる問い合わせ等については一切いたしておりません。

25番（三小田一美君）

最後になりました。それでは、3回目の質問をさせていただきますが、委員会としては、質疑をしたが、市長の答弁拒否の姿勢を崩すことはできなかつたと受けとめています。そう

であれば、少なくとも時効を免れている支出の分については、給与の減額等の試算により補てんさせる方向で検討をと、そういうことでありましたけれども、それもお聞きしましたので、これは省略をさせていただきます。私はその方向での検討がなされてしかるべきと考えます。

委員長におかれましては、委員会の委員の御意見を参考に、市長に意見を具申されることを希望し、議長に対しましては、国や県に対し、議会として、正式に疑義に対する指導を求められるように要望し、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論は、会議規則第52条の規定により、反対討論から行います。反対討論をされる方はありませんか。

11番（矢ヶ部広巳君）

私、先ほどとちりまして、申しわけないと思いますが、今、反対ということで、伊藤議員は手を挙げられましたが、翻って考えてください。この本委員会が開かれまして、そして10名の委員が選ばれました。そしてそのときに柳志会の会長のほうから、自分のほうも2名入れてくれんかということで入れられたわけですよ。その経緯があります。そしてこの結論が、このように委員長報告がありました。委員長報告はすべて賛成ということで、こういうまとめができたわけです。そしてそんなら、その柳志会の中の方が反対をされるということは、それは筋が私は通らんと思いますが、どうでしょうか。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後0時9分 休憩

午後0時17分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論についての禁止規定がありませんので、討論を許可したいと思います。

伊藤議員、反対討論をお願いします。

13番（伊藤法博君）

委員長報告に対しての反対討論を行いたいと思います。

9月議会の最終日に、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置が議員提案され、賛成多数により、特別委員会の設置が議決されました。事の発端は、矢ヶ部広巳議員の一般質問、全日本同和会大和支部への補助金支給についてであります。平成14年度以前の大和町の全日本同和会大和支部補助金が予算計上されてないのに、職員退職手当組合負担金から支

出されているのは、職員手当組合負担金からの流用であって、違法な支出ではないかと、矢ヶ部議員から指摘がありました。これに対して石田市長は、補助金支出が始まった昭和53年ごろは、各同和団体の間において、運動の取り扱いをめぐって自治体が混乱していた状況がありました。こうした状況下、近隣市町では、協議の結果、団体の活動を踏まえて、補助金の名称を表面に出さず支出することが確認されたと聞いております。そして、全日本同和会大和支部への補助金は、費目を一般管理費の19節（負担金、補助及び交付金）として、職員退職手当組合負担金に含められていましたが、予算の計上、査定、支払いは、それぞれ別個に扱われていました。したがって、補助金支出は職員手当組合負担金の流用ではありませんでした。補助金の支出については、補助金の支出負担行為伝票と支出伝票には、支出先の団体名が明記され、事務手続に従い支出されていました。しかし、当時、いきさつがあったとはいえ、予算書に表記していなかったことは好ましくない処理と考えます。また、大和町においても、平成15年度以降、及び合併後の柳川市においても、同団体への補助金を地域振興費補助金として計上していますと石田市長は答えています。しかし、矢ヶ部議員は納得せず、ほかの議員の賛同を得て、特別委員会に関する決議を議員提案し、特別委員会設置が決まりました。

私がこの特別委員会設置に疑問を感ずるのは、第1に、現在でも同団体支部に対する補助金が予算に表記されていなければ問題ですが、旧柳川市では平成6年より、旧大和町は平成15年より、全日本同和会各支部への補助金は予算に表記されており、合併後の柳川市でも予算に表記されていて、問題はないということです。

第2に、監査も決算も終わっている旧大和町の同団体支部に対する補助金についてだけ、合併後の柳川市議会で特別委員会をなぜ設置しなければならないのか。すなわち三十数年続いた国の特別措置法が平成14年3月末で失効したのを受けて、同和地区及び同和団体に対する補助金の見直しを図るため、旧柳川市、大和町、三橋町を対象とした特別委員会設置であるならば、その存在意義が認められ、その成果として、今後の予算編成に資することができますが、今回の特別委員会は、その成果として、柳川にとって何の益があるというのでしょうか。ただ、石田市長の町長時代を糾弾するためだけのこととしか私は思われません。

第3として、矢ヶ部議員の今までの議会での発言を考慮すると、矢ヶ部議員を筆頭に、反石田市長派議員の石田市長に対するあら探しの一環であるとの思い、及び市長のイメージダウンをねらったという思いを私はどうしてもぬぐい去ることができません。この思いは私人の思いでしょうか。

以上の観点から、私は今回の特別委員会設置は、柳川市にとって無駄で無益な特別委員会であったと確信します。

さきの質疑の中で、市長の発言にあるように、すべての文書には石田市長、石田宝蔵の名があるが、すべてを把握しているわけじゃないという発言がありましたが、この観点から、

この委員長報告は、原理原則と実際実態のすき間について、市長のイメージダウンを図っているものであって、実のない委員長報告であると思いますので、私は委員長報告に反対をいたします。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

15番（菅原英修君）

何分にも本会議での発言は初めてでございますので、諸々いろいろと発言に不備な点があるかと思えますけれども、その節は議長よろしく願ひいたします。

それから、いつかの全協の中で、私、三橋、柳川に触れたときに、委員から、きょうは大和の問題であるぞという指摘を受けましたけれども、きょうのこの場では三橋、柳川に触れても構いませんでしょうか。

議長（田中雅美君）

討論やけん、ようはないですかね。いいでしょうね。どうぞお願いします。

15番（菅原英修君）

それでは、議長からお許しを得ましたので、早速、賛成の意見を少し述べさせていただきます。

先ほど森田委員長より調査結果の報告がありました。私も大筋でそうだろうというふうに思います。ただ私が2点ほど納得がいけない分があるわけでございます。

1点は、これは委員長に質問でございませぬ。平成7年、平成8年に、4,500千円が4,800千円、300千円という大金が増額されておる。それに対して明確な答弁がなかったということが1点でございます。

そしてもう1点は、何十年前のこの予算が、今まで大和町議会で一つも出てこなかったと。監査が1年に1回あるし、また例月検査が毎月あるわけでございます。その中で一つもこの同和会の補助金ということが出てこなかったという2点に対して、私は非常に疑問を持っております。

それから、先ほど議長からお許しを得ましたので、三橋の件に触れてみたいと思います。

私のところも昭和51年にこの同和会の補助金の問題が出てきたわけでございます。その当時の町長は、この問題により辞職をされ、その後、新しい町長が誕生したわけでございます。しかしながら、その誕生したすぐ後に、もうこの問題が待っていますので、大変な政治課題として、また行政の最大課題として、これにその当時の町長は取り組まれたわけでございます。そして、補助金を交付するという決定を見られたわけでございます。その間には、その当時の助役を筆頭に、幹部職員みんなで連日連夜遅くまで議論されたような記憶が私にあります。

そういう中で、何でじゃあそこまでこの問題の難しさがあつたのかといひますと、第1点

は、国において同対法が施行されて、国の責任において、この部落問題を解決しなくてはならないというふうになったわけでございます。その間、地方自治体は、同和といっても、まだぴんとこないというふうな体制でございました。だから、私たちもその研修を重ねるたびに少しずつわかっていくと。その中で今度は住民に対しての啓蒙啓発を行うわけでございます。そういう時期にこの補助金の問題が出てきましたし、これを今表面に出して、きちんとした場合に、じゃあこの運動がどうなっていくのかと。町民がまだ詳しく知らない中で、こういう補助金問題を表面に出してしまったら、非常にこの運動の妨げになりはしないかということで、こういうふうな予算の組み方を三橋の場合はしたわけでございます。予備費というところで組んでいったという経過でございます。

それともう1点は、その当時、窓口一本化ということがございました。これはどういうことかということ、行政は解放同盟だけを受けつけていくと、こういうあれがあったわけでございます。そうすると、全日本同和会はじゃあ何かということ、これも確かに運動団体でございます。そうすると、片一方にやって、片一方の同和会にやらないということにはならないと。そういう中で板挟みになっていったわけでございます。

そういう難しいもろもろの経過があったわけでございます。だから、私が非常に残念なのは、昭和52年ぐらいに今のような議員、議会、前の議員が悪いということではございません。その当時にこういう論議ができたならば、今、同和の運動体、それに市民の皆さんにこれだけ大きな迷惑をかけなくてよかったというふうに思いますし、非常に残念でございます。

そういう中で、私が11月30日に住民監査請求が出されまして、もろもろの指摘がっております。市長に対してもっております。私も全く同感だというふうに思っております。しかし、その中で、調査特別委員会の報告についての大筋では、私は賛成でございますけれども、最後の語尾のところに、市長に対してその責任所在を明確にするため、身の処し方について触れてありますが、私は市長の責任というのは、やっぱりこの問題がこれだけ出てきたということは、非常に運動体、それに支部員さん、非常に迷惑をかけられたと。私はこの運動が今まで何十年と取り組んできた中で、やっとここまでたどりついたというふうに思っております。しかし、同対法は切れても、まだ歴然とした差別は残っております。特に就職差別、結婚差別、これは歴然と私はまだ残っている。だから同対法が切れても、この人権問題、同和問題、部落問題は、やっぱり私たちの責任として取り組んでいかなければならないというふうに私は思っております。

ですから、市長に申し上げたいのは、市長には近隣市町村の状況や歴史的経緯をかんがみ、猛省を促したいとは思いますが、その反面に、あなたにはやっぱり政治生命をかけて、これだけ運動体、支部員の皆さんに、それと市民の方に迷惑をかけたわけでございますので、政治生命をかけてこの人権問題に取り組んでいただきたい。これがあなたの責任であるというふうに思っております。

これで最後になりますけれども、交付金の交付については、活動状況等をよく精査されまして、交付していただくようお願いをしておきます。

以上で私の賛成討論を終わります。

それから、ちょっとよかですか。さっきの中川町長が責任とってやめられたという発言がありましたけど、その場で、私はそのとき収入役でございますので。

議長（田中雅美君）

森田議員いいでしょう、責任をとって中川町長がやめたとに対しても。いいですか。もういいでしょう。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

取り消して結構です。

15番（菅原英修君）

いいですか。わかりました。では終わります。

議長（田中雅美君）

言うてから取り消して。

15番（菅原英修君）

済みません、この場をおかりして申し上げます。私は中川町長のときの収入役でございます。確かに森田議員は、そのときには中川町長と交流してあったことを私も存じております。しかし、私も中川町長の側近ということで自負しております。その中では一回もそういうことございません。ですから、彼の名誉のためにも絶対それはないということをここで断言しておきます。

以上で終わります。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員長（森田房儀君）

ただいまのことにつきまして、私も不用意な発言をしたと反省をいたしております。議事録から抹消いただきますようお願いをいたします。

議長（田中雅美君）

わかりました。今、森田委員長より、一部発言の取り消しがありますけど、皆さん方、それでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

そういうことにさせていただきます。

次に、反対討論される方はありませんか。

21番（大橋恭三君）

私の意見は先ほどの質問のとおりであります。ですから、反対の立場で一言申し上げます。監査請求に対する監査報告の重みをしっかり考えていただきたい。議長が任命した我々議

員の代表と有識者から成る監査委員会の報告は重みがあります。このことをしっかり考えていただきたい。賛成の皆さんは柳川市をよくしようと思って一生懸命言っておられると思います。よくわかります。しかし、そうすればするほど、柳川のイメージが悪くなっているのはなぜなのか。残念に思われないのか。私はそれを一番感じております。何にもならないことではありませんけれども、しなくてもよいことをしているような気がしてなりません。今、やらなければならないことは、市民が望んでいる必要な施策に全勢力を注ぐことだと思います。皆さんよろしく考えていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

1番（島添達也君）

議長の発言の許可がありましたので、委員長報告に対する賛成の立場で討論をいたします。

旧大和町において、全日本同和会大和支部に対する補助金支出が始められた昭和53年当時、近隣市町において、運動体の窓口一本化といった取り決めもあり、全日本同和会に対しては、できるだけ内密に行おうといった暗黙の了解というか、申し合わせというか、そのような政治的状況があったということは推定されます。しかしながら、旧大和町が行った、そのことに対する財政措置の方法、すなわち福岡県退職手当組合負担金に一たんその分を上乗せして予算化し、その留保したものを支出するといった、近隣市町では他に例を見ない虚構性の高い財政運用であり、経理処理であったと言わざるを得ません。

なかんずく石田市長が町長に就任した翌年の平成7年から8年までの2年間は、それまでの4,500千円に300千円ずつ、計600千円追加補正して支出していることは、到底前例踏襲とは認められません。このような極めて政治色の強い補助金の支出を、上司の決裁なしに担当者が勝手に行うとは考えられません。それなのに石田市長は「全然知りませんでした」、「見たことも聞いたこともありません」と矢ヶ部議員の一般質問に答え、またその後は、「支出していることは知っていましたが、どのような方法で支出していたかは知りませんでした」と。この当該特別委員会においても、同じような答弁を繰り返すばかりでした。首長は、予算を調製する監督責任者であり、その予算を執行する決裁責任者であります。ですから、石田市長は、当然知ることのできるというよりは、むしろ知っていなければならない立場にあったのです。先ほどの答弁は、みずからの職務怠慢をみずから告白する言葉であると受けとめざるを得ません。ちなみに職務怠慢は法にもとる行為であると申し添えておきます。

以上の見解に基づき、当委員会委員長の調査報告の内容についても、結びの意見についても、賛同するものであります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、全日本同和会大和支部補助金の調査について採決いたします。

本件は全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会報告書のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本件は委員会報告書のとおり決定いたしました。

これで全日本同和会大和支部補助金の調査について終結いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時43分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月11日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
4番	熊 井 三千代	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
8番	森 田 房 儀	9番	荒 巻 英 樹
10番	藤 丸 富 男	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

3番 浦 博 宣

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
子	育	龍		泰	子
水	道	大	村	隆	雄
総	合	野	田		彰
福	祉				
セ	ン				
タ	ー				
館	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	17番 樽見哲也	1. 市政一般 (1) 消防学校の誘致について (2) 学童保育について (3) 旧大和・三橋庁舎の活用策について	市長
2	12番 荒木 憲	1. 市政一般 (1) 水道料金について 高い利用料金の農家の件数及び漁家の件数 月間と年間の違い(農家・漁家) 条例改正の予定は 2. 福祉 (1) 手話講師設置について 各種イベントに手話通訳の活用は	市長 市長
3	26番 梅崎和弘	1. 学童保育所の問題点 2. 塩害対策について(宮永地区) 3. 市民要望 (1) 道路上における障害物撤去について	市長 " "
4	7番 白谷義隆	1. ピアス跡地について (1) アスベスト問題について (2) 土壌問題について	市長
5	4番 熊井三千代	1. 福祉行政 (1) 5才児健診の推進について (2) 障害者福祉について 視覚障害者の情報バリアフリーについて 知的障害者の「障害程度区分」について (3) 高齢社会への対応について 介護予防事業の現状と今後の取り組み	市長

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、傍聴席の件について御報告をいたします。

本日、議事堂傍聴席において、手話通訳を手話講師の起立姿勢によって行うことを許可したいと思っておりますので、御報告をいたします。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭になされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、17番樽見哲也議員の発言を許します。

17番（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。17番樽見哲也でございます。議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は3つの質問をさせていただきますが、長々と前語りは申しません。要点だけについて質問いたしますので、執行部も明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、まず初めに消防学校の誘致についてであります。

福岡県では、消防学校の建設用地選定委員会を設置したということでございます。現在では福岡県としても、まだ場所の選定までされていないという状況のようでございます。設置内容を調べてみますと、敷地は約5万6,000平米、施設は教育管理や宿泊施設など延べ6万5,000平米が必要であるということでございます。そこで本市におきましても、この学校の誘致ができないのか。また数々の条件などもあると思いますが、お尋ねします。

次に、学童保育についてお尋ねします。

この学童保育につきましては、旧柳川市では、私は大きな市民要望の一つであると受けとめ力を注いだ結果、平成14年7月から蒲地地区を皮切りに、今では12カ所まで開設されました。非常にうれしく思っております。また、来年の秋には矢ヶ部校区が開所の予定をされております。現在は低学年1、2、3年生であります。今後は高学年の4、5、6年生まで拡大するということはないのか、お尋ねをします。

最後に旧大和、三橋庁舎の活用策についてであります。

平成17年3月に1市2町が合併し、旧大和、三橋各庁舎の空き部屋があると思いますが、現在どのような状況であるのか、また、利用の状況はどうなっているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

消防長（竹下敏郎君）

福岡県消防学校の建設計画についてお尋ねでありますので、わかる範囲内でお答えいたしたいと思います。

現在の福岡県消防学校は福津市にありまして、昭和48年に建設されたものであります。この消防学校には、福岡市を除く北九州市を初めとする県下25の消防本部から初任科教育等の資格修得のため入校いたしております。また、県下各消防団からも各種の消防知識修得のため入校し、年間延べ修了者数は1,100名以上と聞いております。

しかし、築30年以上を経過し、時代のニーズに合わない面が出てきたために、福岡県において、平成16年度から整備に向けた検討がなされております。平成18年度末に報告された報告書では、新消防学校を建設するに当たっては、将来のニーズにも対応できる十分な敷地面積の確保や交通の利便性、また、財政負担の軽減なども視野に入れて検討されることが望ましいということになっております。したがって、消防学校は県内すべての地域の消防職員や消防団員が入校することから、候補地の位置としては、その点を考慮されるのではないかと私は思っております。

なお、建設用地につきましては、県において、現在、議員が指摘のように選定委員会が設置され検討がなされており、私としては、消防長としてこれを見守りたいということを考えております。

以上でございます。

子育て支援室長（龍 泰子君）

学童保育の件につきまして、お答えいたします。

柳川市は現在、学童保育所が12カ所ございまして、小学校1年生から3年生までを受け入れております。柳川市の12月1日現在での利用児童数は349名でございます。

樽見議員がおっしゃいますように、近隣の他市の状況を見ますと、定員に達していない学童保育所では4年生以上を受け入れているところもあるようでございます。本市でも4年生以上を受け入れてほしいという要望があるとすれば、各学童保育所運営委員会会長で組織されました学童保育所連絡協議会というものがございまして、この連絡協議会と協議しまして検討していきたいと思っております。

総務部長（山田政徳君）

3点目の旧大和、三橋庁舎の空き部屋の状況でございますが、まず大和庁舎について申し上げますと、合併当初、正副議長室、それと議場があいておりましたけれども、現在ではそこも倉庫あるいは資材置き場として活用しておりまして、現在は空きスペースはほとんどないという状況でございます。

三橋庁舎につきましては、議員御承知のとおり、既に1階の一部は福岡県の介護保険広域

連合柳川支部の事務室として、そしてまた、4階の一部は職業相談室、それと安全で安心できるまちづくりプロジェクト室として活用いたしております。現時点では、5階の議場と議会事務局、事務室、監査委員室、そうした部屋が空きスペースというところでございます。

以上です。

17番（樽見哲也君）

2回目の質問をさせていただきます。

消防学校でございますが、御案内のとおり、来年度には瀬高にインターも開通いたします。交通の利便性も十分だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。また、唯一全国に1つしかない競艇学校もありますし、ぜひ市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、学童保育への2回目の質問ですが、福岡市では学童保育の対象を小学校6年生までの全学年に拡大するという提言案を市に求めているということでございます。また、お隣のみやま市でも高学年を受け入れているということでございます。やはり兄弟で1年生と5年生とか子供がいる家庭では、そのことを考えると、やっぱり全学年を対象にしていきたいと思いますという声が上がっております。

それとまた、保育時間を午後7時までには延長するということができないのか、これもお尋ねいたします。

庁舎の2回目ですが、実は議場です。議場はどうかされているのか。一般の会議では使えないと思います。また、佐賀県の武雄市では本市と同じように1市2町の合併で、空き議場を学習塾に無料開放することで進んでいるようでございます。これは中高生を対象に1時から6時まで、ボランティアで見守りする人をお願いして、将来土日もしていきたいということでございます。また、自主財源の確保の面から、民間に賃貸することも活用の一策ではないでしょうか。ぜひ前向きに検討していただきたい。このようなことはどう考えておられますか。2回目の質問でございます。

市長（石田宝藏君）

樽見議員におかれましては、消防学校の誘致、そしてまた学童保育、旧庁舎の跡地の問題についてのお尋ねでございまして、私から、この最初の消防学校の誘致につきましては、今竹下消防長が答弁をいたしました。まさしく平成16年からこの検討が始まってきております。もちろんつい先般業界誌にも載ってございましたように、そのことを受けて、私も消防関係の県の部署等にも問い合わせをしたりしているわけでございますが、やはり先ほど消防長が申し上げましたとおり、さまざまな条件がございます。もちろん県においては、厳しい財政の中でございますので、用地については既にストックしてある用地等の活用も視野に入れながら、ただ、それだけの約5万6,000平米の広大な公有地というのはどうなのかということも私どもはよくわかりませんが、確かに私どもは競艇学校もあるし、さまざまな

今後の柳川の将来を見ますときに、非常に可能性は高いと思ってそのアクションを起こしておるところでございますけれども、県の審議会等の考え方、そういったものについても十分見きわめながら、さらにプッシュしていかなきゃならないなというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、この消防学校、インターが瀬高にでき上がる、さらには有明海沿岸道路、こういった道路の利便性も格段に高まってまいりましたので、それを前面に出しながら、誘致に向けてこれまで以上の力を入れていきたいと思っております。まだまだ道は険しいようでございますけれども、さまざまな条件をクリアすることにはどうかお力をおかしたいと、こんなふうにも思っております。

それから、議場の使用、あるいは学童保育については、担当のほうから答弁させたいと思っております。

子育て支援室長（龍 泰子君）

学童保育の時間延長につきましても、4年生以上の受け入れと同じように、学童保育所連絡協議会と協議いたしまして検討していきたいと思っております。

以上です。

総務部長（山田政徳君）

三橋庁舎の議場の件でございますが、確かに議員おっしゃいますように、なかなか一般の会議施設としての活用は難しいと。それだったら子供たちの学習室として考えられないかということでございますけれども、議場がございます5階スペースについては、ほとんど活用がなされておらないという状況でございますので、職員の目がほとんどないという状態でございます。そうしたことを考えますと、子供たちの安全面、あるいは庁舎の管理の面など、そういった面がいろいろございまして、すぐにはそうした利活用は難しいのではないかとこのように考えます。しかしながら、いずれは議場を初めとします空きスペースの利活用について本格的に検討しなければならないと思っておりますので、議員の御意見は、その検討段階での一つの選択肢として受けとめたいというふうに思います。

次に、民間への賃貸について、どういうふうに考えるかということでございますが、庁舎の空きスペースの利活用については、基本的には公的な活用になるだろうというふうに思います。しかしながら、財政状況はますます厳しい状況になっておりますので、自主財源の確保ということも視野に入れながら、今後検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

17番（樽見哲也君）

3回目は要望で終わります。

消防学校はぜひトップセールスマンとして市長、よろしく願います。

学童保育は、やはりかぎっ子、兄弟が1年生と5年生とかいうと、5年生の子供だけ先に

帰るとかいうことはちょっと、別に部屋をつくるかという、またいろいろな経費もかかりますので、あいている学童保育を調査していただいて、ぜひアンケートをとるなりしてやっていただきたいと思います。

大和、三橋庁舎ですが、大和庁舎はもう大分古くなっていると思いますけど、三橋庁舎は平成3年に完成して、まだ16年ぐらいしかたっておりません。私も4階、5階に昔行っていましたけど、やはり見晴らしもよくて、ホテルみたいないい庁舎でございますので、勿体ないですから、ぜひいろんな知恵を出して、民間にお貸しするなりいろんなことを考えて、前向きに検討していただきたいと思いますというふうに思います。

これで私のすべての質問は終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、樽見哲也議員の質問を終了いたします。

第2順位、12番荒木憲議員の発言を許します。

12番（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。12番荒木憲でございます。議長のお許しをいただきましたので、許される時間の範囲内で一般質問をさせていただきます。

私は昨年10月に施行されました1市2町合併後、初めての市議会議員選挙におきまして議席をいただき、初めての質問を行うわけであります。多くの市民の方々の負託にこたえるため、日ごろ私に寄せられている市民の皆様方の意見を代弁するものとしてお尋ねしたいと思っております。

それでは、早速質問に入りますが、お聞き苦しい点や未熟な点多々あるとは思いますが、御了承のほどをよろしく願いいたします。

それでは、通告いたしておりましたとおり、1番目、水道料金の問題、2番目、各種イベントにおける手話通訳者の設置の2点について、執行部の考え方についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目の水道料金の問題についてお尋ねいたします。

合併後の新柳川市は、太古の昔から干拓地、大和干拓や両開干拓、昭代干拓など77平方キロメートルの広大な面積を誇りますが、そのおよそ54%の41平方キロメートルが農地という地理的条件に恵まれております。

本市の基幹産業は、大多数の市民の皆様が農業、漁業、観光のまちと答えられるように、米、麦、大豆及びナス、キュウリ、トマトなどを栽培する農業及びノリ加工、魚介類等の漁業産業であります。このような状況の中、本市においては経営改善のための方策を打ち出す必要があるのではないのでしょうか。その1つが、農業、漁業に使用する場合の水道料金体系の見直しであると考えております。

現在の水道料金体系では、柳川市特産のノリ加工や園芸等に使用する場合と、一般市民の

日常生活に使用する場合との水道料金の格差が非常にあり過ぎるのではないのでしょうか。使えば使うほど高くなる、そういう料金設定になっているので、市民の一部の方の負担増になっているのが現状であると私は思っております。合併から2年8カ月たった今、水道料金の一定化は考えているのか、お聞きしたいと思います。質問は自席にて一問一答でよろしくお願ひいたします。

2点目でございますが、執行部におかれましては、本年度より各庁舎に手話通訳者を1週間に1日ずつ設置いただき、また、手話講座開講まことにありがとうございます。聾啞者の方々に成りかわり、お礼申し上げます。

それでは、手話通訳者の設置についてですが、各種イベントをする際、障害者の方々の中でも、特に聾啞者の方々に対する配慮が合併前に比べまだ不足していると思っておりますが、それが現状であります。ましてや、他の市町村にない対策を本市が先駆けて行ったら、全国の注目の的になるのではないのでしょうか。手話通訳者の設置を考えてはどうか、お尋ねいたします。この質問も自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願ひいたします。

12番（荒木 憲君）続

自席で一問一答ということで、1問ずつ質問したいと思ひます。水道料金の件ですが、現在の水道の普及率はどのくらいになっているのでしょうか。

水道課長（大村隆雄君）

水道普及率につきましては、平成18年度の決算で申し上げますと、給水人口で96.3%でございます。それと、給水戸数では97.7%の普及率となっております。

12番（荒木 憲君）

第2点目、高い料金システムの水道料金設定の農家の方々の件数及び漁業者の件数、また、商工業者の件数はどのくらいでしょうか。

水道課長（大村隆雄君）

高い料金の設定というのは、現行の料金体系と旧大和町の料金体系と比較をした場合、39トンで現行の料金体系が高くなるということになっておりますが、このことを指して言われているんですかね。

12番（荒木 憲君）

はい、そうです。

水道課長（大村隆雄君）

水道課で把握している漁家の件数につきましては、ここ数年間、ノリ期に約120件給水開始の届け出がっております。それと農家では、水道水を大量に利用されて作物を栽培されている農家の件数は2件程度あるということで把握をしております。商工業者の件数については把握をしておりません。

12番（荒木 憲君）

先ほどの農家の2件というのは、世帯数でいうと何件でございましょうか。

水道課長（大村隆雄君）

済みません、もう一遍よございますか。

12番（荒木 憲君）

農家の今2件ということがありましたけども、世帯数は何件でございましょうか。

水道課長（大村隆雄君）

世帯数は、届け出を1団地ごとで届けてありますので、その内訳についての農家の件数につきましては、2団地合わせまして10件ということで把握しております。

12番（荒木 憲君）

わかりました。3番目の質問をいたします。

農家、漁家、商工業家の月間の違い、年間の違い、また、一般家庭との利用料金の格差はどのくらいになっているのでしょうか。

水道課長（大村隆雄君）

漁家のノリ期に120件届け出があって、水道水を利用されてある方についての1件当たりの平均の水道使用量は月566トンあるわけでございます。その使用料金につきましては、現行の料金で129,290円、旧大和町の料金に引き直した場合190,980円ということで、一月に19,310円の差があります。これをノリ期が5カ月ということで、年間の差が96,550円となるわけでございます。

また、園芸農家の2件につきましては、月の使用量が731トンで、その使用料が167,410円、それで旧大和町の料金と比較した場合、25,380円の負担増になっておりまして、1件当たり年間304,560円増額しているということでございます。

商工業については、件数等は把握しておりませんので、お答えができないということでございます。

12番（荒木 憲君）

先ほども2番目で質問しましたが、利用料金も商工業さんは把握していないということですので、後で調べて私のほうによろしく願いたいと思います。

続きまして、第4点目、合併後すぐに私は市民の皆様から利用料金が高くなっているということを聞き、水道課の方々と何度も話し合いを持ちましたが、今まで2年数カ月たっておりますけど、何も対処してきていないように思われますが、その辺はどうでしょうか。

水道課長（大村隆雄君）

この件につきましては、荒木議員のほうからお話はお伺いしてきたところでございます。しかし、水道料金については、市民の皆様方に毎月毎月御負担をさせていただいているところでございまして、仮にこの料金を変えていくということになれば、なぜ改正をしなければな

らないかということをも市民の皆様方に十分御説明を申し上げて、御理解を求めていく必要があります。また、最終的には議会の御賛同を得なければならない大変重要な案件でございますので、当然慎重にならざるを得ないというので、具体的な対応についてはしておりません。

12番（荒木 憲君）

2年数カ月余り対処をしてきていないと。これから対処する気持ちはあるのか、その辺をちょっとお願いします。

市長（石田宝蔵君）

極めてこの公共料金については、議論が行われるということは当然のことでもありますし、私どもその自治体に住む者としての公共料金、これについては、住民の皆さん方の理解を得た上で負担をお願いしているところでございます。

確かに荒木議員がおっしゃいますように、私も調査をしてみました。3年前、2004年の全国調査で口径が13ミリ、使用量が48トンの月額料金を見ても、一番高いのが北海道の夕張市でございます。月額7,392円、これは基本料金。かつて栄えた炭鉱のまちでありますけれども、御案内のとおり人口が大幅に減少をして、そして地形が山間地にあるといったところで、水道の施設が他の自治体に比べて大変多いというようなことで、こんな高い料金に設定されております。一番安いのは、やはり地下水だとかわき水だとか、こういうものを有効にできる兵庫県の赤穂市が1,018円。現実問題としてこんなに格差があるわけですね。

今御指摘がありましたように、水道料金、いわゆる公共料金は、どれが適正なのかということはあながち語れない。特に基本料金を一定にしながら、その次どんどん使った量に比例して料金を取るというシステムがこれまで大半でございましたけれども、時代の趨勢といえますか、高齢者のひとり暮らし、こういった世帯がふえている中で、やはり見直しをしなければならないといった声も出てまいりまして、その見直しも現実に行われております。

特に山口県山口市は、これまで16トンまでは料金を同額としていた制度を、1トンごとに区切る料金体系に変更しております。こういったものは時代の趨勢でもありますので、やはり総合的に、料金の改定については市民の皆さんの合意なくしてはできないものですから、十分検討してまいりたいと思っております。

それから、やはり私どもの市の水道企業経営、少なくとも現在の営業収益を確保するということで、事業サービスは維持ができていくという現状でございます。その一方で、やはり随分古い時代から水道が布設をされておるところについては、管の入れかえ、あるいは施設のポンプ場の老朽化、浄水場の整備といったもの、さらには地震等の緊急のライフラインの整備、こういったものに今投資的経費がかかっております。これは議員も御案内のことだと思いますけれども、やはりこういったもののバランスをとりながら、水道料金改定については、やはりさまざまな議論をし、あるいは調査をし、積算をしながらやらなきゃいけないということで、この問題については今しばらく中身を精査して、全国的な動き、あるいは市民

の皆様方の理解をいただいた上での改定ということになるかというふうに思います。

12番（荒木 憲君）

先ほど赤穂市の話が出てきましたけど、地下水、要するに伏流水ですかね、それを利用したら安くなるということではありますが、本市の水源地は現在どうなっているのか。あと、その使い方、その辺をよろしく願いたいします。

水道課長（大村隆雄君）

本市の水源地の状況でございますけど、現在は磯鳥と矢加部ですね、それに立石に5カ所の水源を有しております。そのうち4カ所から取水を行っているわけございまして、平成18年度の取水状況といたしましては、磯鳥と矢加部を年間それぞれ8万トン、それと立石のほうから年間74万トンの、合わせて90万トンを取水している状況でございます。その分を浄水して、市民の皆様方の各家庭に供給しているということでございます。

12番（荒木 憲君）

わかりました。私も地下水を利用したらもうちょっと格差がなくなるのではないかと考えております。そのために、水源地のほかのところの確保というのは考えておられるのか、その辺をよろしく願いたいします。

水道課長（大村隆雄君）

新たな水源地を独自で開発していくということになれば、その分の調査費なり施設の建設、それと浄水処理費とか、いわゆる建設投資やランニングコストで相当な費用がかかってくるということになるわけございまして、その分を水道料金に当然転嫁していくということになって、その分については新たな料金を設定しなければならないというふうに思っているところでございます。

12番（荒木 憲君）

水源地の確保のところでは、ランニングコストとかいろんな設備投資がいっぱいかかるから、そのことは考えていないということでございますので、余り料金が高くなると、私はこの辺は考え直さざるを得ないと思っております。

続きまして、7番目で、先ほど市長から答弁いただきましたけれども、合併時に石田市長は説明会で、「住民負担は最小限に、サービスは最高に」と言われていたと思っております。水道料金に関しましては、ちょっと高くなっているからどげんやろうかと思っております。また、説明会の中で、「条例を改正すればいいのではないか」と言われたと聞いていますが、その辺はどげんでしょうか。

市長（石田宝藏君）

やはり合併のときには、当然サービスは高いほうに、負担は低いほうにということが、これは原則でございます。ただ、この水道料金については、合併協議の中で、柳川市、三橋町というのが同じ料金体系を使っておりまして、その例に倣うということで合併協定の合意が

なされたということでその説明会の折に申し上げて、水道料金についてはこのようになりますという説明を申し上げてまいりました。

ただ、そこでじゃあ水道の大口需要者、多く使われる方については、確かに今市内に漁家で120件という水道課長の答弁がございました。農家で2件。この問題は、そういった方々から恐らく発言が出てきていると思います。もちろん、これについては料金の全体的な見直しの中で、こういったものも含めて料金改定をやるということは、条例改正をしなければ勝手にはできないわけです。したがって、議会の皆さん方の御理解をいただき、そしてまた市民の皆さん方の御理解をいただいて改定をするということになりますれば、当然条例改正によって皆さん方に御理解をいただくということになるかと思えます。

12番（荒木 憲君）

先ほどの市長の答弁では、条例改正をする気持ちはあるということでありますので、その具体的な時期的なものは答えられるのか、ちょっとその辺を市長、お願いします。

市長（石田宝蔵君）

時期についてのお尋ねでございますけれども、やはり水道事業会計というのは、公営企業の市の行政とはまた違った企業経営でございますので、特別会計の中で、例えば、先ほど言いました施設更新、あるいは耐震の緊急の整備、こういったもの等の投資的経費、この営業収支等も、やはり行政サイドの事務方で十分精査をしなきゃならない。そして、果たして料金体系が今の基本料金をベースとする料金体系でいいのか、あるいは最初から使わない人にはもう使わないような、そういった料金体系でしたときはどんなふうになるのか、そういったシミュレーション等も必要でございますので、今の段階ではどの時期にということとは差し控えさせていただこうと思えます。

12番（荒木 憲君）

私は一刻も早く条例を改正して、格差のない水道料金の体系をつくってほしいと思っておりますので、これはもう要望として上げて、この水道料金に対しての質問はこれで終わりたいと思えます。

続きまして、2点目の手話通訳者の設置についてでございます。

第1番目、各種イベント、例えば、成人式等に聾啞者の方々にも気軽に来場できるように配慮がなされていないようですが、手話通訳者の配置状況は今どのようになっているのか、お聞きしたいと思えます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、議員の御質問の中で、手話通訳者の方の配置状況についての御質問でございます。

今年度においての配置されている主なイベントといたしましては、柳川市人権同和教育夏期講座、それから、身体障害者体育大会、それにもう1件、人権を考えるつどい、こういっ

た主なものがあるようでございます。

以上でございます。

12番（荒木 憲君）

事業内容からいっても、まだまだ少ないようでございます。また、福祉面から、聾啞者に対する配慮が足りないと思うが、今後の対策はどのように考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

ただいまの御質問でございます。私どもといたしましては、今後、手話通訳者の方の配置が必要なイベントにつきまして調査、検討をさせていただきます。もし必要なイベントに配置するに当たりましては、市内には柳川手話の会、それから、蒲地手話の会、それに三橋手話の会といった皆さん方がいらっしゃいますので、こういった方々にボランティアとして対応をお願いしながら、聴覚障害者及び言語機能障害者の方々が参加しやすいように、配置についても協議、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

12番（荒木 憲君）

数々の質問に対して、立派な答弁をありがとうございます。

それと、その対策的なことなんですけど、具体的にいつごろから実施されるのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

いつごろから実施するかという御質問でございます。これにつきましては、いろんな関係の担当部署、それから、団体等ございますので、そちらとの調整を図りながら、必要かつできるものから早期に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

12番（荒木 憲君）

最初に檀上から言いましたとおり、本年度より各庁舎に手話通訳者を1週間に1日ずつ置いてもらっています。それを大々的に各イベントにできるだけ早く手話の通訳者を設置していただいて、聾啞者の方々も気軽にそういった説明会、イベント等に出席できるよう要望し、私の一般質問を終えたいと思いますけど、私も一日も早く手話をマスターして、一般質問も手話でできるよう、ましてやボランティアに参加できるよう、一生懸命頑張っていきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒木憲議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

午前10時45分 休憩

午前11時 1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番、日本共産党の梅崎でございます。発言通告に従って行います。

まず第1点は、学童保育所の問題点であります。

ことしの10月19日、厚生労働省は雇用均等・児童家庭局長通知で「放課後児童クラブガイドライン」を発表しました。この学童保育は1997年に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に明記され、法制化をされました。これまで国は地域の実情に応じて柔軟にやりなさいという考えから、学童保育の施設運営基準や望ましいあり方などを示してきませんでした。しかし今回、働く親を持つ子供たちの生活の場である学童保育の質的な向上を図るために、運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとしてガイドラインを策定したのは大いに評価できると思います。

このガイドラインの中の1点目、対象児童とか、2点目の規模、それから、開所日・開所時間については、このガイドラインに沿って運営をされていると思います。まず2点ほど質問いたします。

1点目は、いわゆる施設とか設備については、子供が生活するスペースについて、1人当たり1.65平方メートル以上が望ましい、なお、体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保することとありますけれども、市内の実態はどうなっているのか。

2点目が、職員体制について、指導員は児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとありますけれども、この件、どうなっていますでしょうか。

それから、今後ガイドラインに基づきまして、自治体での設置、運営基準の策定や学童保育施設の充実が重要になりますが、質的、量的拡充のために、国と自治体が十分な財政的措置をとり、責任を果たしていくことが今後求められます。

学童保育は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っております。

そこで5点ほど質問します。

1点目が、このガイドラインに基づいて、市としての方針は検討されているのかどうか。

2点目、学童保育所の現状はどうなっているか。何カ所あるか、子供の数とか指導員1人当たりに対する子供の数についてお尋ねします。3点目が、各保育所の指導員の給与の実態に

ついてであります。4点目は、指導員の先生が病気などで休まなければならなくなった場合、かわりの指導員は確保できているのかどうか。5点目、この学童保育所の最高責任者はどなたになっているのか。

以上、お尋ねいたします。

2点目、塩害対策についてであります。

私は、農作物に対する塩害問題につきまして、平成18年3月議会においても一般質問を行っております。そのときは、ノリの排水問題、この塩害問題を中心に行いました。この塩分を含んだ水が水路に流入している問題に対しまして、佐賀地裁は被害農家に対して行政や漁協に損害賠償を求める判決を行っております。クリークに年々堆積していく塩分のため、野菜農家は非常に困っている状態です。前はノリの塩害問題が中心でしたけれども、今回の場所は周りにはノリ生産者の施設が余り見当たらない場所だと思っております。いわゆる行政はクリークの管理者でありますので、当然、健全なクリークの維持管理について責任を持つべきであると思っております。

そこで1点目といたしまして、原因の把握はされているのかどうか、それから、先ほど荒木議員の質問にありましたように、園芸農家も水道水を使って栽培をしなければならない、このような状態になっております。そこで今後の対策はどのように考えておられるのか、以上お尋ねいたします。

3点目は、道路上における障害物撤去についてであります。

場所は昭代地区のある交差点でございますけれども、この場所は、以前は道路上に大きな岩石とかトラック、リフトなどが置いてありましたけれども、いつの間にか撤去をされたということもあってあります。そこでこのとき、いわゆる撤去されたときに、無断でトラック、リフト、岩石を持っていかれたと。そしてトラック、リフトは地金として10千円近くで売り払われたと、相手の方をAさんと呼ばせていただきますけれども、Aさんはこのようなことを言っておられますけれども、そのときの実際はどうだったのかということです。このとき撤去することができた根拠はどこにあったのかということです。

ところが、今は交差点の場所に今度は大きな木の切り株や乗用車、軽トラや雑多なものが置かれています。ここは子供たちの通学路でもあり、安全面、教育上も大きな問題点があると思えます。地域住民の皆さんからも、毎日この交差点は危ないなと、こういう気持ちで通っている、過ごしているということでございます。こういう状態が十数年近く続いておまして、早くこの障害物を撤去してほしいという要望が多くの方たちからもあってありますし、また、昭代の市会議員は何しよっとかということで、何回もおしかりを受けたことがあります。

そこで3点目としましては、今までのAさんとの交渉経過はどうなっているのか、それから、Aさんがこの障害物を撤去しないという法的な根拠はどこにあるのかということでござ

います。

5点目が警察ですね。私は正式にいけば不法駐車になるんじゃないかなと思いますけれども、警察とも共同して相手と交渉ができないのかどうか。

以上お尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

子育て支援室長（龍 泰子君）

学童保育の問題点ということについてお答えいたします。

本市では、学童保育は柳川市学童保育事業実施要綱に沿って運営されておりますけれども、この要綱は、梅崎議員がおっしゃられた厚生労働省から10月に示されましたガイドラインにほぼ沿っているものと思っております。

施設整備について、市内の実情はどうなっているかという御質問ですが、生活スペースとして、児童1人当たりにつき1.65平方メートル以上が望ましいということになっております。本市の状況といたしましては、市内12カ所の学童保育所すべて基準以上の面積がございます。また、どの学童保育所にも部屋の一部に畳を敷いております。その畳の場所が体調の悪いときのスペースになると思っております。

指導員の資格についてでございますが、指導員の仕事は1日の勤務時間が短く、余り収入にならないこと、それから、夕方6時までになっておりまして、遅くなりますので、公募してもなかなか応募がない実情でございます。そのため、保育所とか教諭とか、そういう資格を限定せずに、指導員の公募を現在行っております。

まず1点目の、ガイドラインに基づいて市としての方針を検討されているかという御質問ですが、ガイドラインは10月19日に示されたばかりです。柳川市学童保育事業実施要綱は、ほぼこのガイドラインに沿っているとは思っておりますが、さらに検討していきたいと思っております。

2点目の学童保育所の現状はどうなっているかという御質問ですが、市内の学童保育所の数は現在、12カ所でございます。12月1日現在の入所児童数は349名でございます。また、本市では指導員1人に児童数が何人かということではなく、児童数にかかわらず、1クラスにつき指導員2名の体制をとっております。

3点目の指導員の報酬についてのお尋ねの件ですが、主任指導員が時給1,000円、その他の指導員は時給800円となっております。

4点目の指導員が病気等で休まなければならなくなったときはどうするかというお尋ねですが、各学童保育所とも指導員を3名以上確保しております。それでローテーションを組みまして、勤務しております。体調不良など勤務に支障がある場合は、お互いに交代をして、必ず1クラスに2名の指導員が勤務するようにしております。

5点目の責任者ということですが、各学童保育所とも、その小学校区で地域の代表者、例えば、公民館長さんとか行政区長さんなどで運営委員会を組織し、運営されております。

責任者はだれかというお尋ねですが、現在における各学童保育所の責任者は運営委員さんの中から選出された運営委員会会長となっております。

以上です。

産業経済部長（田島稔大君）

塩害対策についての御質問でございますが、まず関係が深いノリ加工によります塩害対策については、合併後しばらく旧柳川市と旧大和町で実施されておりました塩水対策を踏襲した形で対応してきておりました。しかし、今年度新しく柳川市農業用水塩分対策協議会というものを発足いたしまして、大きく昭代ブロック、柳川南部ブロック、大和ブロックという3つのブロックに分けて対策を講じることにしております。議員の御指摘の地域におきましても、塩害による農業被害があるということで、早速私たちのところでも調査を実施したところでございます。

この吉富地区につきましてはそう極端に集中しているというわけではございませんが、農地の上流から中流部にかけてノリの加工場が点在しております。水路の塩分濃度が上がる要因の一つとしましては、この加工場からの塩分がクリークの底に年々堆積しまして、水位が低下したとき、その影響が出てきているのではないかというふうに考えております。

また、ノリ加工場が位置する上流地点でも塩分濃度が上昇しているということが見受けられましたので、早速私たちのところで、地下水利用などを含めて原因調査を行っているところでございます。

次に、今後の対策はどのように考えているかとの質問でございますが、冒頭述べましたように、柳川市農業用水塩分対策協議会という組織で、これが農業関係の代表、そして水産団体、水路、水利の関係者ということで構成をしておりますので、その中でハード、そしてソフトの両面から、また具体的な対策などを協議して対応していきたいというふうに考えております。

ちなみに柳川地区におきましては、農業者のための水くみ場の設置、これは以前からございますが、そして、今年度につきましても両開地区で早速水路を締め切ると、そういった対策を講じているところでございます。

以上でございます。

建設課長（白鳥道幸君）

梅崎議員の道路上における障害物撤去についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、トラック、リフトの地代として10千円近くで売り払われたとAさんは言っておられるということで、実際はどうだったかという御質問でございますが、このトラック、リフトは地代として売り払ったものではございません。これはAさんが平成元年7月から市道上に障害物を不法に置かれたということで、市としまして再三に至って撤去していただくよう要請いたしましたけれども、撤去していただけなかったためでございます。

また、法的には行政代執行法第2条に基づきまして、正規の法的手順を経て平成3年4月18日に行政代執行を行いました。その際に、行政代執行物として押収したものがトラック1台とリフト1台でございます。その後、この行政代執行に要した費用をAさんに請求いたしましたけれども、どうしても支払っていただけませんでした。そこで、市内の廃品回収業者に10千円で売却して行政代執行の費用の一部に充てたものでございます。

次に、今までの交渉経過はどうなっているかということの御質問でございますけれども、さきに述べましたように、平成3年4月18日に行政代執行を行った後に、しばらくは当箇所には障害物は置かれておりませんでした。平成17年に入りまして自動車、切り株などの障害物が再度置かれるようになりました。市といたしましては、市道上に障害物を置くことは交通の障害になり、通行上危険なため、Aさんに対して障害物の撤去をしてもらうよう再三にわたって要請したところでございます。

しかし、市の再三の要請にもかかわらず撤去してもらえなかったため、平成19年5月に撤去の勧告書を執行しようとしたのですが、Aさんから話し合いによる解決の要請がありましたので、話し合いでの解決を模索することいたしました。その後、数回にわたってAさんと協議を持ちましたが、双方の主張が異なり、現時点では解決するには至っておりません。

次に、Aさんの障害物を撤去しない法的根拠はどこにあるかという御質問でございますが、Aさんは、障害物を置いている土地は内務省に上地しているようになっているが、3倍の替え地をもらう条件で上地していた。また、その替え地をもらっていないため、この土地は自分のものだという主張をなされています。ここで言う上地とは、地権者が国に差し出した土地のことでございます。しかし、当該土地は、法務局で確認しますと、昭和17年11月16日にAさんの父親から内務省に上地により所有権移転登記がなされております。

さらに、昭和40年10月14日に道路拡幅のため上地された土地の隣接土地を福岡県がAさんの父親から県有道路用地として買収し、所有権移転登記も行われております。このことから、Aさんが障害物を置いている土地につきましては、内務省及び福岡県の所有であることは明らかであります。また、Aさんが障害物を置いている場所につきましては、市道認定もしていることから、道路法上の対象区域になり、許可なく物を置くことはできないこととなります。

以上のように、Aさんの障害物を撤去しない法的根拠はどこにもないと考えております。

次に、警察と共同して相手と土地の交渉をできないかという御質問でございますけれども、この件に関しては、柳川市の交通課と複数回解決について協議を行っており、警察としても、できる限りの協力はするということでもあります。前の質問でもお答えしましたとおり、Aさんが撤去を拒める理由はどこにもないと思っておりますが、問題の解決に向け、警察と共同して努力していきたいと考えております。

以上、今までの交渉経過等でございます。この問題につきましては、円満に解決できれば

それが一番よいと思っております。今後法的な措置も視野に入れながら、並行してAさんと話し合いを重ね、早期にこの問題が解決できるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

まず学童問題から入りますけれども、私は一応質問を7点ほどしましたけれども、ほぼこの質問に対して満たされているという感じを受けました。いわゆるこの取り組みに対しましては多いに評価できるのではないかなと、このように思っております。

それから、このガイドラインの中には、放課後児童指導員の役割としまして7点ほど出しであるわけです。いわゆる子供の人権の尊重、個人差への配慮、体罰などの禁止、プライバシー保護などに留意の上、次の活動を行うということで、7点ほど出してあります。

1点目が子供の健康管理、出席確認などの安全確保、情緒の安定を図る。2、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。3点目、子供が宿題・自習などの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。4点目としましては、基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。5点目が、活動内容について、家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。6点目が、児童虐待の早期発見に努める。7点目が、その他放課後における子供の健全育成上必要な活動を行うなど、この学童保育所の仕事は実に多岐にわたり、手のかかるものであります。

そういう中におきまして、主に1年生から3年生という小学校でも最も手のかかる低学年児を対象に宿題や勉強を教える、また、遊びを見守り、家庭との通信連絡帳を書き、工作、読書、時にはけんかの仲裁、手づくりのおやつづくり、また、ちょっと病気しとらんやろうかということで体温をはかる、子供の健康を管理するなど、忙しく働いておられるわけでございます。そういう中におきまして、柳川市全体の児童指導員の役割、これについて、統一されたものがあるのかどうかということが1点でございます。

2点目は、各学童保育所の安全面を考えた場合、周りに聞こえるようなベルの設置はあるのかどうかということと、また、学校が休みのときに不審者があらわれた場合、そのベルが近くに聞こえるような大きく鳴るベルの設置についてはどう考えておられるのかということでございます。

3点目が、何か問題が発生すれば責任を問われることになり、指導員の地位は実に不安定であります。先ほど御答弁がありましたけれども、ここの運営委員会の中の運営委員長さんか、また行政区長さん、公民館長さんたちが主に運営委員長さんということでもありますけれども、この方たちでその責任をとれるのかどうか。また、その所在を明らかにしておく必要があると思っておりますけれども、以上3点お願いいたします。

子育て支援室長（龍 泰子君）

まず1点目の指導員の役割について、統一されたものがあるかという御質問ですが、指導員の役割については、昼間保護者のいない留守家庭の児童を保護者のかわりに保育して、そして児童の健全な育成を図ることが基本となっております。指導員は柳川市学童保育事業実施要綱の中の指導員の業務に基づき、役割を果たしておるところでございます。

次に、非常ベルの質問でございますけれども、非常ベルの設置はあるかということですが、今柳川市の学童では非常ベルの設置はしておりません。しかし、学童保育所が開所していないときは警備保障会社と委託契約をしております、非常時に備えております。

また、学童保育が開所している間は、警察官立ち寄り所ということで、警察官のほうに警らをお願いしており、安心・安全に配慮いたしておるところでございます。

最後の、問題が発生すれば、その責任はという御質問ですが、指導員は常に運営委員会の会長と連絡を密にし、指示、助言を受ける体制となっており、地域一体となり学童保育が行われております。

議員の質問の中の責任の所在ということであれば、先ほども申しましたように、現場での責任者は運営委員会の会長となっております。しかし、故意または重大な過失によるものを除けば、運営委員会と市と双方で責任を負うことになるかと思えます。

終わります。

26番（梅崎和弘君）

ベルの設置については、私はやっぱり警備会社に直通で連絡ができるような、そういう施設もぜひ必要ではないかなというふうに思っております。また、子供たちが安全・安心で健康で勉強に励むことができるような、さらなる学童保育所になるように御検討をお願いしますが、この責任問題を中心としたことで、市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝藏君）

確かに梅崎議員おっしゃっていただきますように、子供は市の宝でもありますし、大変私どもは重要な問題だろうと思っております。したがって、樽見議員、あるいは梅崎議員お二人からこの学童保育の問題も取り上げていただいておりますが、何といたしても、子供を放課後に預けるという立場の親御さんからいたしますと、やはり学校の教育後の社会教育の分野、あるいは福祉の分野になるやということで、非常に責任があいまいな部分もあるかと思えますけれども、今御指摘のとおり、非常ベル、あるいはホットライン、こういったものも、どのような方法でやれるのか、そういうことも具体的に検討してみたいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

続きまして、塩害対策についてであります。

この問題につきましては、先ほど答弁がありましたように、以前私がナス部会長をしておりましたときに、イチゴ部会長、トマト部会長、またレタス部会長さんと旧柳川市、旧大和町、旧三橋町に要望を出して、塩害対策委員会が設置をされました。そのときは旧柳川市の助役さんが会長だったと思いますけれども、その後、開店休業のような状態になっておったと思います。

先ほどの答弁で、ノリの排水の問題ということで、ノリの排水が原因じゃないかということで原因調査を行っているというふうなことでございますけれども、この問題は、もう何年も前から伊藤議員も初め多くの議員が質問をしてきておるわけでございます。これについて、本当に根本的な対策と申しますか、それが私はなされていないような気がするんですよ。そういうことで、もっと根本的な対策、前に旧大和町やったですかね、ずうっとホースを引っ張って何キロも先まで持っていかれたということをおも1回見に行ったことがありますけれども、このように本当に根本的な対策を私はとる必要があると思いますけれども、こちら辺のいわゆる大きな予算を組む必要が出てくると思います。ここの会長さんは副市長さんだと聞いておりますけれども、副市長としてのお考えはどうなのか、ひとつ取り組みについての考え方をお尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

塩水対策の問題については、先ほど産業経済部長が答弁したとおり、今年度から3つのブロックに分けて、ブロックの中で漁業者、それから農業者、お互いに塩分調査をやりながら、必要な措置が出てまいりましたときに、お互いに協調してやっていくというのを基本にやっております。そのときにハード事業なりソフト事業なりが必要になってくる場合が想定されますけれども、そのときには、例えば、別の用水をポンプで補給するなり、あるいはソフト事業として土のうを積んだりするような形で対策をとりたいというふうに思っております。

また、大和の中島で漁業団地をやっておりますけれども、こういった団地化することによって、塩水対策の問題に一つの解決策が図られるというふうなこともありますので、あわせて今後こういった形の対応を考えていきたいというふうに思っております。

26番（梅崎和弘君）

この問題につきましては、取り組みをぜひお願いいたします。

それから、道路上における障害物撤去についてですけれども、この件は、昭和17年ごろですか、今から65年ぐらい前のことから発生しているということをおも聞いておりますけれども、それをなぜ今まで解決できなかったのかということで、私は行政側としての職務怠慢と申しますか、そういうことが大いにあったのではないかなと思います。先ほどの答弁では、いわゆるAさんが言われるような法的根拠はないと、また、以前のように行政代執行をするのではなくて、話し合いによって解決をしたいということでございます。しかし私は、先ほどもありましたように、先週の土曜日、八ツ家分会の防犯協会の総会がありましたけれども、そ

のとき、昭代交番から警察の方が来られまして、この問題は警察はどげんもされんと。行政のほうでやってもらわねばならないというふうなことを言われたわけですね。そうした場合、あそこに大きな切り株とか乗用車、軽トラック、そのほかいろんなものが置いてあるわけですよ。そうした場合、この場所で事故があった場合、市としてどのように対処されるといいですか、どのように考えておられるのか、ひとつお尋ねいたします。

建設課長（白鳥道幸君）

最初に、この問題が昭和17年から発生していると聞いているということで、なぜまだ解決できないかということと、それと行政側の職務怠慢が大いにあったのではないかという御質問でございますけれども、市としましても、Aさんが平成元年7月に市道上に障害物を置かれて以来、再三にわたって撤去の要請を行っております。結果的に撤去されなかったので、平成3年4月18日に行政代執行を行っております。また、行政代執行後、平成17年に入ってAさんが再度当場所に障害物を置き始めた後も、Aさんに対して撤去の要請を継続的に行ってきたところでございます。しかし、残念ながら双方の主張が食い違い、障害物の撤去には至っておりませんが、引き続き問題解決に向けて努力を重ねていきたいと考えております。

次に、この場所で事故があった場合、市としての責任が発生するのではないかという御質問でございますけれども、Aさんが当場所に障害物を置いていることにつきましては、交通の障害になり通行上危険であることは認識しております。なお、現在の交通事故防止対策といたしまして、反射テープつきのカラーコーン等を設置しております。今後、交通事故が発生しないよう、安全対策と並行して法的な措置まで含めた撤去要請に力を入れていきたいと考えております。また、警察に対しても、早期に障害物を撤去できるよう努力の要請を行っていききたいと考えております。

ただ、1回目の御質問に対する答弁で述べましたように、円満に解決することが一番だと考えております。そのためにはAさんと協議を重ねて、何とか解決の道を探していきたいと思っております。そのことから、議員におかれましても、側面からの御支援を切にお願いして、答弁とさせていただきます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

6年間ほどは障害物も何もなかった時期もあったわけですがけれども、私はそのとき、ああ、この問題は無事円満解決ができてよかったなと思っておったわけでございます。しかし、今回また再度このような状態になって、非常に残念に思うわけでございますけれども、ぜひ円満解決に向かって頑張ってもらいたいと思います。安全・安心まちづくりで頑張ってもらいます市長の御見解をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員も大変御心配いただき、そしてまた、昭代の方々からも大変な課題として、この

問題、私も十二分に承知しております。昨年Aさんと私もお会いをいたしまして、どうかこの道路上に置いてあります障害物については、子供の安全性、市民の安全性を確保するためにも、ひとつ撤去をお願いしたいというようなことで説得もいたしました。しかし、先ほどの答弁のとおり、60年前の昭和17年、Aさんのお父さんの代、しかも所有者が内務省と。皆さん方も随分この名称そのものも古くなった名称だと思いでしょけれども、そういったところに上地をしたということですから、やはりこの長い歴史で解決できなかったということは、それなりの客観的な資料がないと、いわゆる法務局に行きますと、所有権移転はきちんと県に所有権が移っているわけですね。しかし、それは現実問題として感情の問題として残ってきている。Aさんはそんなことじゃないよと。上地した土地については、3倍は土地をくれるという約束ももらっていると。じゃあその約束ができていない書類がございませんかと私どももお話をしましたけれども、そういう書類が残念ながら出てこないんですね。そうしますと、やはり法的には建設課長が答弁しましたように、これは何らAさんが対抗要件としてなされるようなことはないわけです。したがって、市としては道路管理者として、当然ここで起きた事故については、私どももそれなりの応分の責任がございますので、どうか話し合いによって撤去をしてほしいと。ぎりぎりのところまでやはり、これは努力は私はやるべきだと思います。そして、その中でどうしても再度の話し合いができないということになりますれば、また新たな行政代執行を含めて、法的に合法的な措置をとらなければいけないというふうに思います。

ただ、行政代執行というのは、議員も御案内のとおり、非常に手続きがややこしいんですね。相手に対して内容証明で何回となく通知をするんです。そして、しかも最終的な勧告をやって、裁判所の許可をもらって警察の警備を依頼した上で代執行をやらなきゃいけない。簡単な代執行じゃないということもひとつ御理解いただきたいと思います。したがって、きょう答弁しておりますけれども、それらに向けても努力をいたしますと、両面でやりますということをおっしゃっておりますけれども、仮にここ数年で話し合いがつくとするならば、私はそれがベターじゃないかと。しかし、できなくても、決裂したとしても、やはり代執行には手続上1年以上、2年、それなりの時間がかかるということも御理解いただきたい、こんなふうに思います。

議長（田中雅美君）

これもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私は9月議会において、ピアス跡地のアスベスト問題について、納得できる解決をお願いしておりましたが、その後どのようなようになったのか、お尋ねします。

また、ピアス跡地の土壌について、産業廃棄物の不法投棄が取りざたされておりますが、そのことについてピアス側とどのような交渉をされているのか、あわせてお尋ねします。

なお、売り主が買い主に対して責任を負う瑕疵担保責任の期間が今年31日までとなっておりますが、その延長についてどのようななされているのか、お尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問については自席から行いますので、よろしくお願いたします。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員のピアス跡地についてのお尋ねについて、お答えをいたしたいと思えます。

まず、ことし8月22日以降、以前のピアス社との協議内容につきましては、既に議会に御報告をしまいたとおりであります。

今までの協議等の中でピアス社は、契約時点ではアスベストの存在は知らなかった、また、アスベストの存在を知ったのは契約後であるとの主張でありました。しかし、本市といたしましては、ピアス社から本市百条委員会に提出された資料、あるいは同委員会でのピアス社の発言内容から、ピアス社は平成15年7月の売買契約の時点で、アスベストの存在を認識していたのではないかという疑問を持っております。このことについて、現在、ピアス社へ回答を求めているとともに、私はアスベスト除去に関しては、ピアス社に瑕疵担保責任があると考え、あくまでもピアス社の全面負担で実施すべきであるとの考えを、ピアス社へ伝えていくところでございます。

それから、土壌問題につきましては、明後日、12月の13日、福岡大学の松藤教授からの中間報告を受けることになっております。このため、今回の調査で汚染の実態が明らかとなり、その原因がピアス社にあると判断できた場合、当然、ピアス社に対してその責任を追及し、対策工事を求めていくことが、私の考え方であります。

また、ピアス社の責任におきまして、10月下旬から実施しております重油等の地下タンクに係ります土壌改善対策につきましては、その結果報告を今年20日ごろに受けることになっておりますので、その結果内容によって対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、瑕疵担保の責任の問題でありますけれども、本年度中にピアス社と瑕疵担保期限の再延長については、覚書を締結したいという考え方であります。

以上であります。

7番（白谷義隆君）

御回答ありがとうございました。

まず最初に、瑕疵担保責任の延長についてお尋ねいたしますが、先ほどの市長の答弁では、これについては瑕疵担保責任を延長ということで話を進められているということですが、その経過等について、あるいはめどについてどういうふうと考えてあるのか、再度お尋ねします。

市長（石田宝藏君）

考え方なり対応ということですが、これは当然、私どもの主張をきっちりと申し入れていかなきゃならない、このように思っております。

7番（白谷義隆君）

ピアス側の反応等についてはどうでしょう。交渉を今されているんでしょう。

市長（石田宝藏君）

この瑕疵担保責任というのは、つい先般の9月議会でも議論があったように、ピアスの回答が変わってきておるということ、私はこの席で答弁を申し上げました。したがって、皆さん方から申してありますように、川島専務は「瑕疵担保と言うには、私は個人的には該当する」と、このように過去に答弁してあるわけですね。「アスベストを除去される場合は、その部分だけピアス社が工事を負担するということを含めて、こちらの責任を果たしていきたい。また、長くこのまちにお世話になった会社でございますから、それは法律問題とあわせてよく検討していきたいと思っております」と、ピアス社の責任でアスベストを除去するというような発言をされてきておるわけでありまして。

しかし、18年の11月10日のピアス社、この協議において川島専務は、まず「アスベスト除去に関しては、法的には売り主の責任は生じないと考えている」と、それから「責任のないものに支払うことは、株主への責任が生じる」と、また「法律上の問題は別として、社の負担を考えていきたい」と。アスベストに関してピアス社は、責任がないような発言に変わってきております。

白谷議員が、「向こうが変わっているのかどうかはわからんけれども、あなたの答弁が変わっている」と私に指摘を受けました。しかし、このような経過があつて、私どもは、いや、責任はピアス社に全部あるんだということの主張は変えておりません。したがって、ただ対応の仕方というのは、相手の会社においてもそういった協議がなされ、あるいは弁護士との協議が行われて、このようなことになってきているのかなということも見ますけれども、私どもはあくまでも、いわゆる買い入れる前にピアス社は知っておったんじゃないかというようなことでの瑕疵担保責任はやはり免れないというようなことで交渉をしているところでございます。

7番（白谷義隆君）

確かに、市長が言われるとおりだろうと思います。ただ、土壌問題についても、アスベスト問題についても、瑕疵担保責任はこれから交渉していく上では絶対的なものなんですね。ですから、それについてどういうふうに相手が、今のところどういうふうな回答がっているのか、そこら辺を具体的にわかれば教えていただきたい。

ただ、先ほど市長は、そういうふうなことで交渉をしていくということでしたけど、現在の相手方の反応等について教えていただきたいと思いますが。

市長（石田宝蔵君）

今申し上げましたように、協議の中でピアス社は、契約時点でアスベストの存在を知らなかったと言っているわけですね。アスベストの存在を知ったのは契約後だというふうにしていくわけです。したがって、市としての具体的な交渉といえますが、6月の議会に私どもはピアスの工場内にあるアスベストの量だとか、そういうものをしっかり押さえておかないと、例えば、瑕疵担保責任を延長するという場合は、裁判による調停もありましょう、また、損害賠償というストレートに賠償責任を問う、こういった法的手段があるかと思います。したがって、賠償責任の構成要件としては、どれだけの量が入って、幾らぐらいかかって、除去費に幾らかかると、そういったものを具体的に積算しておかなければ、賠償の対象にはならないんです。

したがって、私は6月議会で補正をお願いして、調査をさせてくださいということを申し上げてきたわけです。しかし、その調査ができなかったということは、私どもはそれなりの対応をしなければならぬということで、図面なりそういうものがあるのかないのか、当時の工場の建物の中にどれだけのアスベストが含まれているというふうに客観的に見れる、そういった資料があるのかどうなのかということ、まず念頭に置いたわけです。そして、それを具体的に、その専門機関にかかる費用を積算させるということが大事だったわけですが、残念ながら御案内のとおり、そのときの調査費は議会においてだめだということになって、この中身については正規なルートではできないわけです。

交渉の前提となりますのは、議員もおっしゃいました、1億だとか、2億だとか、3億だとか、そういう話も出ましたけど、それはあくまでも想像の話で、行政として当然ピアス社に請求をする、損害賠償を起こす、こういうものについても客観的なデータがなければならぬわけでありまして、それができなかったというのが、これまでの経過の大きなポイントにもなるわけです。

ただ、ピアス社としては、調停に応じましょうかと。調停、裁判所の調停を起こして、それによって私どもは引いておりませんので、あくまでも責任はピアス社にあるんだと、こういうことを言っているわけですから、当然、私どもがその損害賠償を起こすというのが筋ですけれども、現段階ではこれなりに長いお世話になってきたということもあってでしょうか、調停の申し出が来ていると。普通だったら会社からの調停というのはないんじゃない

かなと私は思うんです。しかし、そういうことを踏まえてみると、果たしてその調停がいいのか、あるいは損害賠償がいいのか、私どもは迷っているところであります。（発言する者あり）

7番（白谷義隆君）

アスベストの件につきましては詳しく説明をいただきましたけど、その件についてはまた後でお尋ねをしたいと思います。

先ほど私が言ったのは、瑕疵担保責任の延長の問題について、相手方がそれをのむと言っているのか、あるいはそこまで言ってないけど、相手方の反応ですね、瑕疵担保責任の延長についての相手方の反応はどうでしょうかということをお聞きしているんですよ。いいですか。

市長（石田宝藏君）

その瑕疵担保責任については、今そこまで行っておりません。

7番（白谷義隆君）

交渉はまだされていないんですか、瑕疵担保責任の。

市長（石田宝藏君）

具体的な瑕疵担保責任の交渉についてはやっておりません。

7番（白谷義隆君）

先ほど市長も言われたように、これは今からの交渉の基礎ですね。ですから、これが今月いっぱいなんです。ですから、今月過ぎてしまえば、なかなか相手もすんなりとは、1回切れてしまったものについてはなかなか応じてこないかなというような感じも受けます。それで、これについては早急に瑕疵担保責任の延長をですね、やはり合意をするということはずいぶんお願いをしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

市長（石田宝藏君）

白谷議員も長い間、行政の中に職務でお務めをいただき、そしてまた、さまざまなこういった事案についても交渉なりやられてきた、幹部としてやってこられた経験もあるわけであり。ただ、瑕疵担保責任というのが、例えば、今回の土壌調査で10月の調査によってこういった結果が出てくるのか、なければ瑕疵担保責任というのはないわけですね。結果も待たなきゃいけません。

それからもう1つは、瑕疵担保責任というのは随分判例等もあるようでございまして、もっとも白谷議員がおっしゃってある、相手が瑕疵担保責任と認めないとか、訴訟においてこれはないんだと、既に売買契約で移っていると、こういう問題、もろもろの問題もありますので、この辺については慎重にやらざるを得ない。したがって、瑕疵担保責任を延長したからといって問題が解決するというようなものでもないかなと。

確かに土壌汚染、これがなかったならばその必要はないわけです。問題は、私はそこに指

摘されるような汚染があるのか、ピアス社が原因となるような、そういった土壌汚染が発生しているというふうなことになりますれば、それは当然でありましようけれども、今厳密に調査を松藤教授、議会、執行あわせましてお願いしている機関がございますので、そこを踏まえた上でやりたい。

ただ、瑕疵担保責任については、当然、私どもは全面解決しているわけじゃございませんので、ピアス社にそれは責任を迫っていきたいというふうに思っております。

7番（白谷義隆君）

土壌の問題で、確かに結果は出ておりません。ただ、結果がどう出るかわからないから、とりあえず瑕疵担保の責任の延長をしておく。ましてや、アスベストについてはまだ決着を見ていないわけですからね。ですから、それはやはり、瑕疵担保責任の延長は最低限しておくべきだろうと。それが瑕疵に当たるかどうかは今後の判断ですからね。当たれば幸いでしょう。当たらなければ、それは仕方ないわけですから。ただ、基本となる瑕疵担保責任の延長についてはぜひやっていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、土壌汚染の問題ですが、汚染というか、今、産業廃棄物が不法投棄されているのではないかというような話も出ております。確かに、先ほど市長言われるように結果は出ておりません。結果は出ておりませんが、もし出たときという前提とか、そういうことでの交渉は今されておりますか。

市長（石田宝藏君）

申し入れたときの交渉とかはやっておりません。ただ、瑕疵担保の責任については、延長はすべきだということは申し入れております。

7番（白谷義隆君）

結果が出ておりませんので、土壌汚染についてはですね。まず、とりあえずは瑕疵担保責任の延長をしていただいて、そして産業廃棄物等の不法投棄があれば、これは当然ピアスのほうで全責任を持っていただくということで交渉に当たっていただきたいと、それは強くお願いをしておきます。

次に、アスベストの件でございますが、実は質問に入る前に、私は二、三日、ある人と話をしておりました。そして市議会の話になったとき、その方が、「私は市政のことは余り見聞きしないようにしています」ということを言われたんですね。それで当然、「何ですか」という話になりますよね。そしたら、その人が言われるには、「議会の市長の答弁とかを見ていれば、このごろ少し言いわけがほんに目立つ」と、その方が言われるにはですよ、私が言いよるわけじゃないんですよ。「何か事が起きれば、すぐ聞いてない、知らないということで逃げられる。ですから、余り見ないようにしています」と。そして、「議員もそういった市長の答弁について追及をし切れていない。議員もやはりふがいないですね」というふうに言われたんですね。「ですから、見れば腹が立つから私は見ません。見なければ腹も

立ちませんからね」というような話をされたんですね。

このことを市長がどう思われるかは別として、私は、私たち議員に対して失望感だろうと、私たち議員が市民の要望にこたえていないのではないかという反省をさせられました。そして同時に、市民の皆さんたちも市政を余り見聞きしたくないと言われる裏には、市政に対する期待や思いがあるんですね、私はその裏返しだろうと思うんですよ。そうした思いを私たちが意味踏みにじっているのではないかと、そういうふうに私は感じたんですね。ですから、このアスベストの件についても、やはり市民の方の関心は高いんですね。ですから、私は市民の方にこれ以上失望をさせないように頑張っていきたいと思いました。

それで、アスベストの件ですが、先ほど市長は、全部ピアスの責任でいくというふうに言われておりました。そしてまた、途中からピアスの態度が変わったんだという話ですよ。ですから、私が思うには、ピアスの態度が変わったのは、それはそれとして、当初にピアスがするようになっていたんですね。先ほど市長も、いろいろなもろもろのことからピアスがするようになっていて。そして、いろんな機会ですういうふうに答弁をされてきました。私も恐らく、そういうふうなことがあったんだろうというのは推測できるんですけどね。

ただ、その後、相手が変わったとか、調査費が要るとか言われても、私は納得なかなかできないんですね。基本的に、相手がすると決まっておいたら、やはりしてくださいよというふうに言う。それが当たり前だと思うんですね。それを、裁判のために調査して、要りますよとか言われても、簡単にそうですかと、普通相手がするようになっておいたら、相手にしてくださいよと言うんじゃないですかね。そう思いませんか。

市長（石田宝蔵君）

それはどんなふうに答弁していいか私もわかりませんが、白谷議員と最近話された方、恐らくですね。私も白谷議員の市政だよりを見ました、きのう。その中にも書いてありました。議会も執行の市長も言いわけが多過ぎるとか、また、議会も追及が足りないとか、議員も。その原稿を読ませていただきましたけれども、これは、私はその方がおっしゃっているのは恐らく、平成17年の3月に合併をして本当にさまざまなものはあるだろうけども、次なる7万7,000の、7万5,000の住民の幸せのために、市の発展のために頑張ってもらいたい。そして、（発言する者あり）その市にふさわしい市政を築いてほしいという、そういった市民の皆さんの願い、これが。私も就任をしてから、本当に新しい市をおあずかりして、議員の皆さん方と一緒にですけども、やはり次なる農業の振興、漁業の振興、観光、また、さまざまな人口増の対策だとか、福祉面での政策をきっちりとつくり上げていく、新市柳川をつくり上げていくということが私に課せられた、また議員さん方に課せられた、大きな市民の皆さんの期待だっただろうと思います。しかし、御案内のとおり、ピアスの問題に端を発し、漁業団地の問題だとか、さまざまな問題が前に進むというようも、むしろこういったものが、イメージがダウンするといったことのほうが多かったんじゃないか。そんなこ

とを私は感じるわけであり、それは白谷議員と物差しが違うでしょうけれども。

そういった声は、私にはたくさん聞かれます。そんなふうなことを申し上げてもなんですよけれども、議員にも私にも市民の皆さんの声は恐らく頑張ってくださいと、将来の柳川市のために頑張ってくださいという私は激励の声だろうと、こんなふうに思います。

ただ、ピアスの問題、アスベストの問題に対しては、正直言って、知っているならば、ここでも何回も答弁してきていますけれども、アスベストの存在を知っていたならば、私は買っておりません。

また、川島専務が百条委員会の証言の中でも言っていますように、「アスベストを除去する場合は、その部分だけがピアスが工事費負担をするということを含めて、こちらの責任を果たしていきたい」と。これは議会の百条委員会の中でおっしゃっているわけですよ、証人として。とすれば、私としては、当然ピアス社がやると、やらなきゃいけない問題ではないかということ、私はピアス社にも言ってきているわけですよ。ですから、決して私どもが考え方、発言が変わってきたということじゃございません。あくまでも、私どもはそれを承知せずに買っているわけですから、これは明らかにしておかなきゃいけない。ただ、その問題については、ピアス社にも責任をとってもらわなくちゃいけないというのが私のスタンスであります。よろしゅうございますか。

7番（白谷義隆君）

くしくも市長が言われたように、アスベストがあると知っていれば買わなかったと。前も言われましたよね。そして、川島専務が百条委員会で私どものほうで責任を持つてると、そういった趣旨の発言があったということは今言われましたよね。だとすれば、市のほうが裁判をするとか、まして相手が非を認めたやつに何で市の税金で調査費まで出さやんのか、どうしても私は納得ができないんですね。

それで、アスベストの除去費に、確かに1億かかるのか3億かかるのかわかりません。恐らく、市のほうでもある程度の積算はされているんでしょう。ただ、財政課長に聞いても、それはしておりませんということですが。財政課長としても言われなんでしょうけど。ただ、民間のアスベストの除去を参考にすれば、2億数千万かかるのは間違いはないんですね。そうすれば、市長は2億と言われる費用に対して、余りにも危機感がなさ過ぎると思うんですよ。

例えば、市長がどこかの小さな会社の社長やったとしますよ、市長がですね。そうしたとき、あの倉庫を20,000千円で買ったと。そして、その後、実はアスベストの問題が出てきたと。そして、相手と話をしたら、いや、これについてはうちのほうで除去しますよと言ったわけでしょう、早い話が。その後、いや、できませんと。少なくとも半分ぐらいは出してくださいよと言われたとしますよ。そうしたときに、1億数千万の金が必要わけですね。そうしたときに、小さな会社の社長である市長は、とても冗談じゃないと言うでしょう。

やっと20,000千円都合して買ったやつをですよ、しかも耐用年数はもうとっくに過ぎておるわけですよ。いつ取り壊さやんかわからん。それに、さらに1億ですかと言うでしょう。とても普通常識では考えられない話でしょうが。そしたら市長は、それは向こうの発言が変わったけん、調査ばせやんけん、3,800千円くださいとか。ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、それは税金ですからね、市長が直接出すわけじゃないから、1億であろうと、2億であろうと、議会で話がつけば何とかなるだろうと、自分の財布を痛めるわけじゃありませんからね。

もしそういう安易な考えがあれば、それは市民の皆さんたちは、税金からそれを出すことは、とてもじゃないけど納得されないと思いますよ。確かに、市の金にすれば予算300億とか、そういう中で1億、2億の話かもしれませんが、とても莫大な金なんですよ。それを相手の言い方が変わったからとか、そういうことで普通なら引き下がれないでしょう。簡単に帰ってこられんですよ。行たて、言われたなら。冗談じゃないと、おれげん会社つぶるよと言わやんでしょ。

どうも市長には、そうした危機感がちょっと見受けられないんですよ。私はそう思いますけどね。簡単にですよ、相手が変わりましたとか、裁判ばせやんとか、そんな悠長なことは言われんでしょ。相手がすると言うて、相手が非を認めたなら、それに対してやはり断固抗議をしていく。それが私は当然だろうと。それこそ市長は進退をかけてでもですね、相手が言うたことですから、それに対してやっぱり断固、それこそ毎日行たて、そのことについては追及をしてもらいたい。どうも市長は生ぬるいんじゃないですか。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員には生ぬるいように見えているかもしれませんが、私は必死であります。（発言する者あり）（「相手がおることだから」と呼ぶ者あり）ちょっと答弁してますからね、ほかの方は 白谷議員がお尋ねのことについてお答えしているわけですから。

確かに白谷議員が言われるように、決して親方日の丸的な考え方は持っておりません。もちろん、平成18年の2月17日の百条委員会の中で証言されているのは、先ほどから申しているとおり、川島専務は 私も会談をしましたがけれども、数回となくやってきていますけれども、それなりの責任は認めていらっしゃる。認めていらっしゃるならば当然追及をすべきだと、白谷議員おっしゃるとおりだと思います。しかし、追及は団体交渉とかじゃございません。やはり話をきっちり、筋を通して、市民7万5,000人の住民の方にかわって、きっちりとその辺は、大人の話を書きとやらなきゃいけない。したがって、責任はピアス社でやれと、やってくれと、やらなきゃいけないと。こういうことは、あくまで一貫して主張してきているわけですよ。その熱意が伝わってないということですけども。

それは私も弁護士とも打ち合わせながら、あるいは向こうもそれなりに弁護士とも打ち合わせながらやってきていらっしゃると思います。合法的なそういった対応をやらなきゃ

いけないわけですから、決して市民の皆さんを　どれだけの金額がかかるかわからない。今、白谷議員もそうでしょう。2億かかるのか、1億かかるのか、わからんでしょう。（「それはもちろんですよ」と呼ぶ者あり）でしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、現状有姿で私どもが買ったときは、現状有姿と更地では40,000千円の差があったんです。

全協の中でも申しあげましたとおりに、この議会の中でも申しあげてきておりますが、40,000千円というのは更地になれば、市の負担が40,000千円で済めば更地は当初の契約どおりなんです。ところが、その問題がどうなのか、金額が客観的に出てこない、具体的に出てこない。そういった中で、どんなことでしょうか。だから、積算をさせるがために、交渉せんがために、アスベストの除去費幾らかかるのか、それによって次なる手を打っていけないですか。しかし、現段階では打てない。だから、そういうものについては、私は真剣に市民を代表して交渉に当たっている、決して手ぬるいことをやっているわけじゃございません。ただ、会社の社長として例を出されましたけれども、私は市民の代表として血税、やはりこれはいつも念頭に置いておりますし、そういったものについて当然、毅然とした態度で臨まなきゃいけない。

ただ、18年の2月17日の発言がどういった経過で変わってきているのかわかりませんが、18年の11月10日には「アスベストの除去に関しては、法的には売り主の責任は生じない」と考える。責任のないものに支払うことは、株主への責任が生じる。法律上の問題は別として、社の負担を考えていきたい」と、そういった中でも考えると。だから、裁判をすれば、この問題はピアス社が勝つというふうを受けとめられていいんじゃないでしょうか。だから、私どもも、より慎重な対応をしなければならぬわけですよ。その辺は御理解いただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

アスベストの除去が幾らかかるかを言っているんじゃないんですね。相手がするとなっておったやつをですよ（「向こうが変わってきたじゃないですか」と呼ぶ者あり）いやいや、それはさっき言うように、そんなら1回ちゃんと確認したわけでしょう、相手がしますよということは。市長は再三言ってきてありますよ、ちゃんと。「これはピアスがするようになっております」と言うてあるじゃなかですか。それをさっきから言うように、危機感がないというのはそこを言うんですよ。

だれがですね、相手がするようになっておったら、相手が変わったけんちゅうて、除去費が幾らかかるけん交渉されんとか、そういうことはないでしょう。すると言うたっちゃん、してくださいよと。そこに除去費用がなかならですね　費用が1億か3億かわからんち、その費用がわからんなら交渉されんち、それは違うでしょう。相手が自分の非を認めて、自分でしますと言うたなら、それはしていただく、当たり前の話でしょうが。何で交渉するとに費用が、例えば、相手が最初から費用の半分は見ましようとか言うなら、そんなら市の

負担がどがしこになるかわからんけん、調査ばしてみやんじゃろうとか話はなりますけど、相手が最初は非を認めたわけですから、そしたら相手にしていただく。

ですから、さっき言ったでしょう、例を。もし自分の身だったら、そんな調査費ば3,800千円もかけて、なし、おいがせやんかんち言うでしょう。あんたがすっと言うたっちゃっけん、あんたがせんかんち。それば、裁判すっじゃるか、どげんすっじゃるかとか、そんな悠長なことを言いよったなら、小さな会社はつぶれてしまうですよ、そのうちに。そういう意味で、市長には余り危機感がないと。

ですから、自分の金じゃないから、たとえ3,800千円出しても自分の金じゃない、裁判をしても自分の金じゃない、全く自分の腹は痛まんから、そういう簡単なことを言ってあると。もういいですよ、水かけ論ですから。（「言わなくちゃ、私も」と呼ぶ者あり）どうぞ言うてください。

市長（石田宝蔵君）

白谷議員は、非を認めたから、これはあなたの責任でやんなさいと言わなくちゃと。これ言ってきているんですよ。言ってきているんですよ。（「言っただけじゃでくんもんか」と呼ぶ者あり）だから、言ってきて、お願いしますよと、いつまでも通して、今度は法的に私ども責任ありませんとか、こう来たらどうするんですか。何らかの措置を講じなきゃいけないでしょう。（発言する者あり）危機感があるとか、ないとか。私は危機感を持って対応しているんですよ。だから、一緒に来てください、交渉に。そんなことをおっしゃるなら。

7番（白谷義隆君）

そしたら市長、市長は今まで相手とアスベストの件について何回交渉されたんですか。うちのほうに、議会のほうに出ている資料では4回ぐらい、3回か4回ありますね。ただ、その報告を見る限りでは、ピアスは「これは知らなかったんですよ」とか、「そうですね」とか、そういった報告しか出てないじゃないですか。少なくとも今市長が言われるように、そんな勇ましい交渉経過は出ておりませんよ。そっちから出ているのでは。

さっきも言ったでしょう。本当に自分の身と思えば何回でも行くでしょう、相手が会社であろうと何であろうと。普通、個人対個人でしたなら、それはそう言うでしょう、市長も。あんたがすっち言うたっちゃるもんち。それば相手がうんち言わんけんて、しょんなかやなかですかとか、そんな悠長なこつば言いよられんち、私はそう思うんですよ。（発言する者あり）まあ、いいです。

そういう中で、今まで多くの議員がアスベストの問題について、市の負担が出るのではないかという心配をされて、それで、議会でも特別委員会でもそのことについて何回となく質問をされておるわけですね。そうした中で市長は、さっきの繰り返しになりますけど、「アスベストはピアスがするようになっていきます」と。そして、「ピアスがしなければ自分が責任をとる」という発言をされていますよね。そういう発言をですね。そしたら、9月議会で

市長は「その責任は交渉する責任だ」と言われましたね。とてもじゃないけど、それはおかしい話で、市長もまさかそうとは思ってないんでしょうけどね。（「おかしいと自分が思われておるだけで」と呼ぶ者あり）市長もそうは思ってないでしょうと。（発言する者あり）

私が9月議会の後に数人の市民の方とお会いしましたけど、そのときに言われたんですよ。「議員な、あの市長の答弁であんたたちは納得したつかん」と言われたんですよ。私だけじゃない。市長は、おれと言わっしゃるばってん。市民の皆さんが（「市民の皆さんじゃなか」と呼ぶ者あり）私が会った人はですよ、（「そうでしょう」と呼ぶ者あり）私が会った人は、少なくとも市長の交渉する責任とは、それはとってないんですね。私は全部に聞いたわけじゃないけど、恐らくほとんどの人はそうだろうと私は思いますよ。結局、市長は「アスベストについては、ピアスが除去しなければ私が責任をとります」という約束を市民にされたわけでしょうが。市民にされたんでしょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それはどうですか。

市長（石田宝蔵君）

それは9月議会の中でも述べてきていることですので、答弁を控えさせていただきます。（発言する者あり）同じことじゃないですか。

7番（白谷義隆君）

そしたら、約束はされたんですよ、責任をとりますと。（「してきているじゃないですか」と呼ぶ者あり）そしたら、また 時間もありませんので。

例えば、同じ話になりますけど、さっきと同じですが、市長が20,000千円で倉庫を買ったとしますね、同じ話ですけど。そして、その後に、これと同じようにアスベストの話がわかった。そして、アスベストの除去費用に2億円かかったとしますね、例えばですよ。そうしたとき、市長は合い中に入っておった、すべてを任せた不動産会社に文句を言うと思いますよね。何で20,000千円かかっちゃったやつに、おれが2億円もまた今から払わやかんち。そうすると、その会社がこう言うんですね。いえ、そのアスベストは売り主で除去するようになっていますと。それで、売り主で除去しないときは私どものほうで責任をとりますという説明を受けたとしますね。そういう説明があったんですね、今回も。ところが、後日、不動産会社から、売り主が除去しないようなので私どものほうで交渉しますと。ただ、そのために除去費用が幾らかかるか調査しますので3,800千円出してくださいよと言ったとしますね。そして、3,800千円出さんなら、もう私はこの話には責任を持ちませんよと言われたとしますよ、市長。そしたら市長は何と言いますか、その合い中に入っておった不動産会社に。（「わからん」と呼ぶ者あり）あっ、私の説明が悪いんですか。（「わからん」と呼ぶ者あり）あっ、そうですか。わかりませんでしたか。じゃ、議長、また再度言います。

副市長も一緒になって首をひねらるんなら、ほんなこてわからんやったち思うやなかですか。（「わからん、わからん」と呼ぶ者あり）わからんですか。（「わからん」と呼ぶ者あ

り)要するに、倉庫を市長が買ったとしますよ、20,000千円で。そしたら、後日、その倉庫にアスベストが入っておったことがわかったとですよ。そして、そのアスベスト除去に2億円かかるということがわかったとするでしょう。そしたら、市長はその合い中に入っておった、すべてを任せておった不動産屋さんに、冗談じゃなかばん、せんかつの入とっち言うてくれんならとか文句言うでしょう。買わんやったばん、せんかつならち、市長は言っておつてですから。買わんやったと言うでしょう。

そのときに、その不動産屋さんが、中に入とった不動産会社が、いえ、そのアスベストはもう売り主が除去するようになっておりますち。除去するようになっておりますので、もし除去せんときは私たちの会社のほうで責任持ちますよち、言うとするですよ。そしたら、それで市長は納得するでしょう。ああ、そうかち。ところが、後日、その不動産屋さんが来て、どうも相手がせんち言いよるち。そしけん、除去すつとに費用の幾らかかるか、ちょっと調査ばするけん、3,800千円出してくださいち。私どものほうで会社が調査ばしますち、そいけん3,800千円出してくださいよち。その3,800千円出さんなら、もう私たちは責任持ちませんよち言われたら、市長はどうしますかち。

市長(石田宝藏君)

ちょっと例え方がよくわからないんですよ。(「ああ、なるほど」と呼ぶ者あり)不動産屋さんが、じゃあ議会になるわけですか。(「市長でしょう」と呼ぶ者あり)いや、私は買ったほうですから。(「買ったのは市民が買っておるわけですよ」と呼ぶ者あり)市民じゃなくて、(「市民が買っておるわけですよ」と呼ぶ者あり)いや、私が買ったということですからね。(「例えばの話ですから」と呼ぶ者あり)

ところが、今、白谷議員がおっしゃるのは、20,000千円で私が倉庫を買ったと。アスベストがそこに出てきて、除去費は2億円かかるように言ったと。そこには不動産屋が仲介におつたと。不動産屋さんは私どもに、おれが今度は逆に文句を言いますから、(「そうでしょう、言うでしょう」と呼ぶ者あり)アスベストをのかしてくれということでしょう。(「うん」と呼ぶ者あり)いや、今復唱しているんですよ。のかしてくれんと、これはだまされたと不動産屋に言ったと。そしたら不動産屋は、今度は売り主に対して、あんたが売り主の責任でせんのと、こう言ったと。しかし、不動産屋に返ってきた答えは、それはせんということだから、不動産屋が3,800千円、私に調査をせろというふうに言ったということでしょう。(発言する者あり)いや、不動産屋の存在が非常にわかりにくいんですよ。(「買うたのは市民たい」と呼ぶ者あり)仲介に入った人が納得せんというわけですね。(発言する者あり)例え方がちょっとわかりにくいです。

7番(白谷義隆君)

私が言いよってですね、私だけはまっとうとかしれんばってんですね、何でわからんじゃっかという気がしてなんばってんですね。(「はっきり言わんけんくさ」と呼ぶ者あり)

最初、ピアスは、売ったほうは、私がアスベストを見ますち、除去はしますよち言うたと言いよっでしょうが。（「いや、言うたと言うと話が別になる、変わってしまう」と呼ぶ者あり）売り主が自分のほうで処理しますよち。そして、後から、どうも相手がせんごたるよという話でしょうが、市長が言っているのと違うんですよ。最初は決まっておりますち言うたんでしょ、市長は。後から、どうもせんごたるち。せんごたると言いよるけん、調査するけん、3,800千円出してくれんかんち言いよるわけでしょうが。調査するけん。（「不動産屋にですね」と呼ぶ者あり）そのとき、何で3,800千円出さやんかんち言うでしょう、相手がするごととなっっちゃるもんと。相手がするとなっつたっちゃっけん、ピアスと同じやなかですか。相手がすると言うたっでしょう、売り主が。除去しますと。（「次、しないと発言が変わってきたということでしょう」と呼ぶ者あり）変わってきたんですよ。（発言する者あり）少なくとも市長はそげん説明してあるわけですからね。（「いや、それは、だから経過をわかりやすく説明してきよるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

ただですよ、（発言する者あり）ちょっと済みません。少なくとも市長は、市民の皆さんに相手がしますと言うたんですよ。（「したですよ」と呼ぶ者あり）言うたっでしょうもん、するようになっておりますと、しますよと。（「はい、それは認めているわけです」と呼ぶ者あり）それば後から、せんごたるけん、3,800千円出してくださいち、調査するとに。それば出さんなら、もう私は責任持ちませんよち言われたわけでしょう、そげん。そういう立場になったときに、あなたならどうしますかと。簡単に、自分が買った品物が相手から3,800千円出さんと、もうアスベストは知らんばん、おれはち。そげん言わるんなら、出しますか。出さんでしょう、冗談じゃないち。

市長（石田宝藏君）

それは、法的にやはりやらなきゃいけないわけでしょう、ピアス社相手に。やらなきゃいけないから、この金は御理解いただいて、相手と交渉するのに、私どもは何も資料も持たないじゃ、どうやってやりますか。最初は責任でやりますと言っていたものが、18年の2月17日から18年の11月20日になって変わってきている。だから、こういう条項、変わってきたとするなら、ただごとではないぞと判断しなくちゃいけないじゃないですか。

だから、私どもは、これにかかる費用は幾らかかるのか、専門的な積算はどうなのか。これがやはり私は、相手と交渉するに当たって絶対必要な条件の資料ということで、そういうものがなければ、すっじゃる、せんじゃる、せんじゃる、すっじゃるという、そんな押し問答で終わる話じゃないでしょう。

7番（白谷義隆君）

余り時間もありませんので、ちょっと先に行きますが。

だとすると、今相手がしないと言いよるんですよ。そうでしょう。そしたら市長は、前日も言いましたけど、市長は「相手がしないときは私が責任とる」と言うたわけでしょう。（「だ

から、やらせてくださいと言ったじゃないですか、6月に」と呼ぶ者あり)いや、しないときは責任とるんでしょ。(「だから、やらせてくださいというのを否決されたじゃないですか」と呼ぶ者あり)

そんならですよ、例えば、調査費も認めて裁判、何かわからん、和解かなったかもしれん。そしたら、相手が半分出すと言うた。例えば、2億なら2億。なら、残りの1億は市長が見られるんですか。(発言する者あり)んにゃ、責任とると言われたでしょう。(発言する者あり)

議長(田中雅美君)

白谷議員、答えばもらえんげっと、かわってこうしてください。(発言する者あり)

市長(石田宝蔵君)

それは、その辺はまたどうなるのか、法的に。解釈もさまざま(発言する者あり)いや、それは今皆さん方がどうお考えなのかわかりませんが、私は当時の議会、大和町議会で議決をいただき、私一存でやってきたことじゃございません。(「はい、いいです、市長」と呼ぶ者あり)

つい先般のネイブルランドにしても、さまざまな問題にしても、それは今回のような住民監査請求が出るのか、そういったものはまた別問題でしょうけれども、極端にそういうものにお答えするわけにはいきません。

7番(白谷義隆君)

売買のときに大和町議会が同意をしたかもしれません。ただ、売買の後にこの問題が浮上してきたときに、市長が「ピアスがしなければ私が責任をとる」と言われたんでしょ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)とると言われたんでしょ。ですから、とるために裁判せんわからんと。そんなら、それはそれでいいですけど。そしたら、相手が負担しなかった部分については、当然市長が言われたわけですから、とりますち。そしたら、だれが考えても、そんなら残った分については市長が責任を持つち(「そうです」と呼ぶ者あり)10人が10人、そげん思うでしょ。どうぞ。

市長(石田宝蔵君)

大和町議会でそんなことを言ったことはございません。(発言する者あり)これは合併後に竹井議員、島添達也議員、こういう方たちから質問を受けたときに私は答弁したんじゃないかなと思います。

7番(白谷義隆君)

私は大和町の議会の言いよるんじゃないですよ。その後に、この問題が出てきたときに、市長はそういうふう言われたんですよ、要するに市民に約束されたんですよ。ピアスがしないときは私が責任持ちますち、責任とりますち。(「持ちますとは言うとらんですよ」と呼ぶ者あり)とりますと。(「とらなきゃいけないでしょと言っているんですよ」と呼ぶ

者あり) 当たり前の話、とりますでしょうもん。そげんか言葉の端々をつかまえてくださいよ。(「いや、自分がとりよるじゃない」と呼ぶ者あり) いや、とりますと言われたじゃなかですか。ですから、その責任はですね、そんなら残った分については当然とられるんでしょうねと、確認しよるだけの話ですよ。そげん難しい話じゃないでしょうが。

市長(石田宝藏君)

そのことは先ほど答弁したとおりでございます。

7番(白谷義隆君)

市長、市長は前の一般質問の中で「石田宝藏、逃げも隠れもしません」と言われたでしょう。(「言ってますよ」と呼ぶ者あり) 今の答弁を聞けば、何か前んとは置いてしもうて、何か逃げてあるんじゃないですか。言うときは威勢はいいけど、何かその場になってくんなら、どうも違うような気がしてなんばってんですね。時間がありませんから。(「まだ5分あるですよ」と呼ぶ者あり)

市長のマニフェストですね、私も職員のととき研修を受けました。その中に「発言に責任を持つ」というくだりがありますね、市長がつくってあるんですから、わかってあると思いますけど。市長は選挙に当たって、立候補するに当たって、発言には責任を持つということをやパーとして約束されたんですよ。ところが、今の話は果たしてどうなのかなと。市長が市民に対して、発言には責任をとりますと約束をされたんですよ。(「議長」と呼ぶ者あり) ちょっと待ってくださいよ。(「もう時間がないんです、答弁しとかんと」と呼ぶ者あり) そしたら、それはちゃんと責任をとる。

さっき私言いましたけど、もうこれ以上、市民の方の市政に対する期待とか思いを裏切らないように、自分の言うたことはごまかさなくて、ちゃんとしていただきたい。私はそう思います。

市長(石田宝藏君)

白谷議員の思いはしっかり伝わりました。本当にそういった思い、私も全く同感でございます。責任を持つということは、私は提案をする、市民から負託を受けた市長として提案を申し上げます。そのときの状況は、6月議会で調査費用を提案申し上げて、ピアスに対しての交渉の重要な資料となる、そういうものを通させてくださいとお願いしたわけですよ。そういった面から見ると、そういったものは執行長としての当然の責任だと、責任の名において提案しているわけですよ。

先般の発言に責任を持つ、当然私は逃げも隠れもしませんし、ピアス社に対しても毅然として、市民の代表としての交渉をやっているつもりです。しかし、皆さん方に見えるもの、見えないもの、当然これはガラス張りであればなりません、やはり交渉の過程の中においては、さまざまな裁判の事例等も見てこなきゃいけない。

そして、つい先般、白谷議員がおっしゃったのは、1億の話、2億の話、これを半分、責

任をあんた持つかとか、そういう話はまた別問題であって、法的なさまざまな事案等の瑕疵の割合だとか、そういったものもあるでしょう。したがって、さまざまな事案、判例等も見て合法的に対応しなきゃならないということを、私は先ほど申し上げたとおり、答弁申し上げたとおりということを申し上げているんです。決して逃げようとか、責任をとらないとか、知らないとか、そういうことを言っているわけじゃありません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

時間がありませんが。

どうもですね、市長はわかって言っているんでしょうけど。少なくとも裁判がどうだこうだと、そういうことじゃないですよ。市長は、ピアスがしないときは責任をとる。政治家の言葉じゃないですか、前回も言いましたけど。（「だから、そのプロセスじゃないですか、過程じゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、違う、違う、違う。ピアスがしないときは責任をとりますと言われたわけですから、（「とらんやないですか」と呼ぶ者あり）何（「相手が変わってきているからやらなきゃいけないわけでしょう」と呼ぶ者あり）

ちょっといいですか。相手が変わったけん、そしたら、こっちの発言も変わってよかなら、どんな約束もさるっじゃなかですか。（「そうだ、そういうことだ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）私はそう思いますよ。もう終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時1分 休憩

午後2時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

初めに、5歳児健診の推進についてお伺いいたします。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、ゼロ歳、1歳、3歳を対象に市町村が行っており、その後、就学前健診になっております。しかし、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の空き過ぎは、特に近年増加しております発達障害に大きな意味を持っております。発達障害の一群である軽度発達障害とは、知能検査は軽度以下、また境界上であり、現在普通学級に通っておる子供の5%程度がこの範囲に属すると考えられています。病気の

特異性により、学校、社会生活を営む上でいろいろな問題を生じやすく、特にいじめや不登校の原因にもなっております。

具体的な病名といたしまして、注意欠陥多動性障害（ADHD）やアスペルガー症候群、高機能性広汎性発達障害、軽度精神遅滞などが上げられます。軽度発達障害は、早期発見、早期療養の開始が重要と言われております。3歳では判別しにくく、5歳程度になると健診で発見することができます。就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いとも言われております。

また、発達障害は、対応がおくるとそれだけ症状が進み、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく、子供は学校へ入学する時期を迎えるために、状況を悪化させてしまっているのが現状でございます。専門医であり鳥取大学の地域学部の小枝教授は、「3歳では差が目立たず、親が納得しにくい。5歳がちょうどいい健診時期」と、5歳児健診の必要性を訴えております。

厚生労働省の平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されているものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診で何ら発達上の問題を指摘されておりました。報告書の結果として厚生労働省は、「現行の健診体制では十分に対応できない」としております。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法の中に、国、都道府県、市町村の役割として、「発達障害に対しては、障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援が行われるよう、必要な措置を講じること」とあります。そこでお尋ねいたします。本市において、現在行われております発達障害者の早期発見、早期支援に対する対策、また、3歳児健診で発達障害と診断された幼児は何人おられますでしょうか。また、財政的に厳しい中ではあると思いますが、本市において5歳児健診の導入についてのお考えをお聞かせください。

次に2点目、障害者福祉についてお伺いいたします。

1つ目は、視覚障害者のための情報バリアフリーの推進についてでございます。

全国に視覚に障害を持っておられる方は30万人程度、福岡県には1万2,997人おられます。その7割以上の方は糖尿病や交通事故など後天的に、二次的に障害を持たれた方であるために点字の習得が困難であり、点字が読める人は10%弱しかおられません。よって、晴眼者と同じように文書による情報が得られず、不自由を強いられておられます。こうした視覚障害者への行政の情報などの提供は、点字以外に音声テープなどがありますが、まだまだ十分とは言えない状況でございます。

特に、納金や年金、保険といったプライバシー情報、行政の各種広告、印刷物など紙媒体での生活情報は、自立した生活と社会参加に欠かせない情報ですが、なかなか自分1人では十分に確認することができず、人に頼る状況でございます。そのため、こうした生活情報を

視覚障害者の方々に提供する手段として、音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があります。この音声コードとは、別名SPコードと言いまして、約2,000近くの切手サイズの中に日本語約800文字の情報を記憶することができ、このコードを活字文書読み上げ装置が音声で読み上げます。

また、この装置は昨年、補正予算として視覚障害者の情報バリアフリーを支援する視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の中に含まれております。なお、厚生労働省の日常生活用具の指定品目でもあります。

情報格差を生じないためにも行政による総合的支援が必要と考えますが、本市として視覚障害者に対して情報提供にどう取り組まれているのか、見解をお聞かせください。

また、各種広報、印刷物等、音声コード化の現状と今後の対応についてお聞かせください。

また、市役所窓口で活字文書読み上げ装置の整備についての現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

なお、音声コードの読み上げ装置は、先ほども述べましたように日常生活用具の対象用具でありますので、普及啓発についてお聞かせください。

2つ目は、知的障害者の障害程度区分についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が施行され、支給決定手続の透明化、公平化を図る観点から、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の1つとして、106項目による調査及び専門家による審査会により判定され、障害程度区分が示されるようになっておりますが、この106項目の調査内容は、知的障害者に対しては障害の内容、程度を把握するのに不十分だとの声が寄せられております。そこでお尋ねいたします。

知的障害者の区分認定の状況、対象者の不服への対応についてお聞かせください。

最後に3点目として、高齢社会の対応についてお伺いいたします。

平成27年、2015年には、いわゆる第1次ベビーブームの世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者人口は急激に増加し、大きな転換期を迎えます。将来を明るく活力のある高齢社会にしていくために、住みなれた地域でいつまでも元気に生き生きと暮らせるように、介護予防重視、地域でのサービスや支援活動を重視する制度へ、平成18年4月に介護保険制度が改正されました。

内容は、介護予防サービスでは要支援、要介護状態になるのを未然に防ぎ、高齢者の自立した生活の継続を後押しする地域支援事業、軽度の要介護者を対象に重度化を防ぐための新予防給付の2段階で提供されております。この中で今回お伺いするのは、介護予防サービスが効果を上げれば高齢者の健康寿命が延び、さらには介護保険料の上昇を抑制させることが期待できます。

本市では、予防プランの作成などを行い、地域支援事業を実施されておりますが、その中で今回は介護予防事業の現状として、特定高齢者の選定状況、介護予防事業の実施状況及び

近隣市町村との実施状況の比較をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問につきましては自席より行いますので、よろしくお願いたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

熊井議員の一般質問、5歳児健診の推進についてお答えいたします。

まず、本市において現在行われております発達障害の早期発見、早期支援に対する対策についてお答えをいたします。

発達障害者の早期発見につきましては、保育園、幼稚園の保育士との連携によりまして、お子さんの状態をよく観察してもらい、その情報交換を行っております。また、3歳児健診時において、小児科医師による診察、臨床心理士による相談によって早期発見に努めております。また、健康係に相談の機会を設けております。

発達障害者の早期支援につきましては、3歳児健診時において、発達のおくれを心配されている保護者に対し、臨床心理士が相談に応じております。また、県の保健福祉環境事務所が開設しております発達相談課への紹介をいたしております。

グレーゾーン、いわゆる中間の領域にいる幼児に対しましては、大牟田児童相談所が関与しております「月曜ひろば」、グレーゾーン児が通所しております「りんどう学園」を紹介しております。また、本市におきましても、来年度から発達相談会の開設を実施する予定にしております。

次に、3歳児健診で発達障害と診断された幼児は何人ぐらいおられるかという御質問でございますが、平成18年度は言語不明瞭で受診中の者1人、要観察の者4人、言語発達遅滞で要精密の者3人、合計8人でございます。平成17年度は、言語発達遅滞の者1人、多動で要観察の者4人、合計5人でございます。

次に、5歳児健診の導入の考えはということでございますが、熊井議員おっしゃるとおり、発達障害の早期発見、早期支援することは、重要であることは認識をいたしております。発達障害児に対し、就学前にその者の状況に応じて適切に支援することは理解できますが、福岡県内におきましては、現在5歳児健診を実施しているのは星野村のみというふうにお聞きいたしております。この5歳児健診を実施するに当たりましては、さまざまな課題がございます。

例えば、地元医師会との協議、小児精神科医師、臨床心理士の確保、保健師向けの講習会等を開催する必要がございます。また、財源の確保、保健師の確保等、クリアする課題がたくさんございます。したがって、5歳児健診の導入につきましては、今後、調査研究を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、障害者福祉についての1点目、視覚障害者の情報バリアフリーの推進について

お答えをいたします。

市内には、平成19年4月1日現在で約540名ほどの視覚障害を持った方がおられます。地域における視覚障害者に対する情報バリアフリーを支援するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者への情報支援を図るものとして、先ほど議員おっしゃいました視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業によりまして、拡大読書器及び音声拡大読書器の購入を計画しております。今年度末までには導入ができるように事務を進めているところでございます。

また、導入器具の設置につきましては、文字を拡大する拡大読書器を6台、これは3つの庁舎と保健福祉センターに配置することで予定をしております。それから、文字を音声で読み上げ、文字を拡大もできる音声拡大読書器を1台、市立図書館のほうに配置をしたいということで予定をいたしております。

次に、音声コード化の現状でございますが、市役所内におきましては、まだまだ普及していないのが現状であろうかと思えます。今後は関係各課と調整を進めていく必要があるかと思えます。

また、議員お話しのように、音声読み上げ装置は日常生活用具の対象器具でございます。障害者手帳の交付時に、私どものほうで障害者のしおりを作成いたしまして一緒にお渡しをしておりますが、その中に掲載をしてお知らせをしておりますところでございます。それから、あわせまして窓口にもこのしおりを備えておまして、障害者の方にはこういった場でお知らせをしているところでございます。

次に、知的障害者の障害程度区分の件でございますが、議員おっしゃるとおり、知的や精神障害者の方につきましては、身体障害者に比べて認定が若干低くなるというような傾向があるとされておりまして、市といたしましては、認定調査時には該当者御本人の正確な状況を把握するために、御本人及び御家族の話はもとより、必要とあれば利用されているヘルパーや事業所の職員にも聞き取り調査を行い、障害や介護の状況について特記事項に詳細に記載をして、審査会に提示をするようにいたしております。このため、現在まで区分を不服として再審査請求に至るまでには至っておりません。

また、認定状況でございますが、19年10月、本年10月時点までで137件ございまして、知的障害者の方は、うち64件となっております。

もう1つ、高齢社会への対応の分についても私のほうで御答弁をさせていただきます。

平成18年度から予防重視型のシステムに転換されておまして、要支援や要介護になるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけまして、運動機能向上や口腔機能向上、栄養改善などの予防事業が新たに取組まれることになりました。

その特定高齢者の把握の状況でございますが、平成18年度は在宅介護支援センターからの調査による把握が123名、それから基本健康診査の際に基本チェックリストと生活機能評価を

行つての把握分が61名でございました。

また、2年目となります今年度におきましては認定基準、選定基準が若干緩和されたこと
もございまして、在宅介護支援センターの調査分では10月末現在で107名、それから基本健診
時の把握分といたしましては、これはちょっとデータが古いんですが、7月末現在で297名と
なっております。

次に、予防事業の実施状況でございますが、特定高齢者と決定した方につきましては、介
護予防のためのケアプランを地域包括支援センターが作成をいたします。そのプランをもと
に、希望する方に対して介護予防事業にそれぞれ参加していただきまして、予防に努めてお
るわけでございますが、平成18年度は特定高齢者の把握に重点を置き、予防事業といたしま
しては19年度からということで、予防プランは19年度前期分として17名、後期分として28名
の方に対して作成をいたしております。予防事業への参加者を申し上げますと、運動機能向
上が34名、口腔機能向上が9名、栄養改善のほうで1名が参加されております。

それから最後に、近隣市町との実施状況の比較ということでございますが、本年7月末現
在で福岡県の調査の中で、近隣の八女市、筑後市、大川市、みやま市と比較をしてみますと、
特定高齢者数が柳川市の場合285人に対し、八女市が16人、筑後市は548人、大川市はゼロ人、
みやま市が152人というふうになっております。また、把握した特定高齢者のうち、介護予防
事業に参加された方の人数といたしましては、柳川市が14人、それから八女市は5人、筑後
市は10人、みやま市と大川市は未実施ということになっております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。5歳児健診について、まず質問させていただきます。

非常にいろいろ工夫されて、健診はやっていないけれども、支援策として行っておられる
状況はよく理解できますけれども、財政的にも本市と同じように厳しい中でも、模範的な取
り組みをしてあるところが鳥取県、栃木県、2県ありまして、ここは県内全市町村において
5歳児健診を行っております。また、ほかにも健診の内容に違いはありますけれども、長野
県の駒ヶ根市とか、香川県東かがわ市、三木町、鳥取県の米子市、静岡県の御前崎市、熊本
県の城南町など本格的に導入を始めておられます。

これは読売新聞社が7月、8月に九州、沖縄、山口、島根の10県を調査したところ、長崎、
沖縄、山口を除く7県23市町村が健診を行っている」と発表しております。本年度から始めた
熊本の城南町の調査を紹介いたしますと、保護者が順番は待てるかとか、気が散りやすく
ないかとかいう、約20項目を記入したアンケートをもとに保健師や心理士が子供に問診して、
コミュニケーション能力などを調査します。また、子供を集団で遊ばせ、医師や保健師がそ
の様子を観察する方法を取り入れられております。

2005年から導入している福岡県の宗像市は、5歳で問題を指摘された子供の中に3歳児健

診で問題がなかったケースがあったというところで、5歳児健診の効果を認めたコメントも発表しております。

ほかに香川県の三木町を紹介しますと、すべての子供がその子らしく生き生きと成長できるようにと、そして健全な社会生活を過ごせる大人として自立していけるようにとの思いのもとに、軽度発達障害者の早期発見、また弱視の早期発見、また小児肥満等という小児生活習慣病の早期発見、早期予防を目的として、毎月5歳児健診を行っておられるところもあります。ここのお母さんから寄せられます声には、「本当に助かっている」と、「意思の強い元気な子と思っていたら、団体行動が苦手だと知りました」と、「まず初めに観察することから始めました。半年後に月1回の訓練に通うように進められ、今は大分落ちつきも出てきました」という早期発見、そして早期支援の重要性を実感する声も聞かれております。

本市のあるお母さんから、「就学前に軽度発達障害とわかり、いろいろ考えました。体も大きいので大丈夫だろうと普通学級に進学させましたが、やっぱりたたかれたり、いろいろあり、中学校は養護学校にいたしました。先のことを考えると心配します」という声も聞いております。平成19年の4月から特別支援教育も開始となっております。スムーズに学校に適應できる、環境支援の一環としても、本市において5歳児健診の導入は急務だと思いますけれども、見解をお願いいたします。

総合福祉センター館長（野田 彰君）

本市における5歳児健診の導入は急務であると、見解をというお尋ねでございますが、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、5歳児健診を実施するに当たりまして、さまざまな課題があるというふうに部長から答弁がありました。専門医師の確保、先ほどありました小児精神科医師、臨床心理士、あるいは保健師におきましても、お互いの共通認識なり共通理解をするための講習会、あるいは財源の確保といろいろ課題があります。これを解決するために、今から調査をしていきたいというふうに思っております。

5歳児健診の目的は、先ほどから議員おっしゃるとおり、集団で遊ぶことができるかとか、じっとしていることができるかとか、そういう発達障害の診断を5歳児に対して実施するものでありまして、集団生活を始める前に適切な処置をとろうと実施するものであります。現在、5歳児健診を実施している市町村におきましては、実施の仕方がさまざまであります。

5歳児健診は普通の健診と違いまして、先ほど言いました集団遊びとか、集団の中で黙って聞いておられるかとか、そういうのを観察したり、問診したり、そういうことで集団への適應力、社会性、そういうのを調べるものでありますから、1人に要する時間がかかります。したがいまして、全員健診をしている市町村、あるいは希望者だけをしている市町村、健診のやり方も市町村によってさまざまであります。したがいまして、先ほど申し上げましたもろもろの課題の調査、研究、あるいは柳川市ではどういう健診が望ましいのか、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。健診実施に向けては、本当に難しい課題がたくさんあるということをお伺いいたしました。とにかく健診の中身、内容を考えながら、今の柳川市ができることから一歩前進していただきたいと思います。健診の重要性とか、あと予算面とか、スタッフの育成面とか、公費投入などの要望を国とか県に強く積極的に行っていただき、健診が一日も早く開始されますことを期待いたしまして、健診についての質問は終わります。

次に、障害者福祉についてでございます。

視覚障害の件でございますけれども、情報バリアフリーについては、国とか県の補助対策を活用されて事業を進められておられると理解いたしました。なお、この情報環境実現に向けて、全国的に進められている広報物への音声コード化を強く推進していただくことを要望いたします。

それから、自分自身で読むことができる、自立と社会参加推進のためにも読み上げ装置は、先ほども言いましたように日常生活用具の給付基準額の範囲内で対象者の1割負担で購入できますので、普及啓発に努めていただきたいと思います。普及啓発も手帳を交付する際にパンフレットとかを渡しているということでございますけれども、そのパンフレットが読めないという部分もありますので、啓発にも細心の工夫を凝らしていただき、なお一層、これからも啓発に努めていただきたいと思います。

それから、今回、このお尋ねをいたしましたのは、市民の方からいろいろ情報整備のために国は予算を組んでいると聞いているが、柳川市はどうなっているんだという市民の方からのお尋ねがありまして、私自身勉強不足なところもありまして、いろいろ情報を取り集めて質問をさせていただきました。

今後、やはり支援の取り組みにおいては、視覚障害者の方とか、あと家族の方、また支援に携わっておられる方、多くの方の意見を取り入れられるように、コミュニケーションを十分にとっていただいて、情報がせつかく、こういうふうな基盤整備に市が取り組まれているのが、まだ情報が伝わっていない部分もありますので、情報が細かく多くの方に提供できる環境整備をなされますように要望いたしまして、視覚障害者のための情報バリアフリーについての質問は、もう十分ですね、国の対策を利用した事業を今年度末までに導入できるという回答をいただきましたので、終わらせていただきます。

次に、知的障害者についての質問に入らせていただきます。

知的障害者の認定区分については、正しい情報の把握のためにいろいろ工夫されて調査に臨まれていること、また、不服申し立てという形では県の審査会に出たケースはないということでございますけれども、なかなか一人一人、意見を公に申し出るケースは少ないと思います。声を出せずにいる方とか、どういうふうに伝えていっていいか方法がわからない方も

たくさんおられますので、障害者の方や家族が在宅生活の中でいろいろと相談、助言を求めたい場合に、気軽に相談できるような体制づくりが必要だと思いますけれども、見解を求めます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

相談体制についての御質問でございます。

これに関しましては、本年5月に柳川市社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、柳川市障害福祉相談室を大和の総合保健福祉センターのほうに開設をいたしております。開所時間としては、月曜日から金曜日までの10時から16時まで、その中には社会福祉士や精神保健福祉士などを配置しております、身体、知的、精神の3障害に対応をしております。

参考までに申し上げますと、開所より10月末までで月平均でございますが、54件の御相談を受けておるようでございます。知的の相談につきましては、そのうち42%を占めております、相談内容といたしましては、日常生活はもとより、金銭や家族問題など多岐に及んでいるようでございます。今後とも総合的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。相談窓口としても市としていろいろ考えて、「きらり」とかの開設をされておるといことですが、まだまだ情報、啓発がおくれている部分もあると思いますので、大和のほうにあるということですので、まだまだ全域に情報が伝わっていないケースもありますので、これからも啓発をお願いしたいと思います。

この自立支援法というのも新しい法の制度でありますので、それから、その中身も今ずっと変動している時期でもありますし、支援を受ける側も制度を十分に受け入れておられない方も多いと思います。そのため、執行側との意見の疎通に欠ける部分も生じていると思います。まず、制度がよりよく市民の皆様理解されて、効果的に利用されるように、「きらり」とかの中で出た声を大切に受けとめていただき、支援に努めていただきたいと思います。それから、改善すべき点はしっかりと上のほうに提言していただき、制度がうまく利用できるようにしていただきたいと思います。知的障害者の件についての質問はこれで終わります。

次に、高齢社会についてでございますけれども、介護予防事業を進めるに当たっては、支援センターやチェックリストで把握された人数と予防事業での参加人数に開きがあるようですけれども、参加については対象者の希望に基づき実施しているので難しい面もあると思います。そこでお尋ねいたします。

介護給付では、サービスを利用するのに利用者は1割負担するんですけれども、この予防サービス利用の負担はどのようになっていますでしょうか。また、利用された方は、お話を聞いてみると、本当に参加してよかったという声、いい反応の声が聞かれますけれども、こ

のサービスの終了後、対象者の観察と管理はどうされているのか。また、これを総合的に効果を上げるためには、できるだけ長く、いい効果を持続させていくのが必要だと思うんです。地域とか見守りなど連携した支援体制が必要だと思いますけれども、そこら辺のお考えをお聞かせください。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは、まず利用者の負担についてでございますが、この予防事業につきましては地域資源事業交付金で賄われておりますので、利用者の御負担はないということになっております。

また、予防サービス終了後の対象者は地域包括支援センターで目標達成の評価を行います。そして、それぞれの事業の講師においても各人に細かい目標を設定して、その達成度を評価しております。しかしながら、その状態を維持するための管理までは行っておりません。熊井議員がおっしゃるとおり、改善した状態の維持のためには、地域での見守りや健康教室などへの参加を促していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一番必要な、やっぱり良好な状態を保つための観察、支援というのが一番大切だと思いますので、力を注いでいただきたいと思います。

まず、必要な方を早く把握してサービスに結びつけていくことが必要だと思いますので、啓発を重視していただいて、早期に把握して、早期に予防ができるように努めていただきたいと思います。

また、この事業は始まって2年、実施されてまだ1年弱ですけれども、この予防事業というもののよしあしというのは、そのまま市の力量が問われることになると思いますので、予防効果が十分に得られて、そのいい状態が長く継続できますような整備、環境づくりに今後とも力を入れていただきたいということを申し上げて、今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会したいと思います。

午後2時51分 延会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月12日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
4番	熊 井 三千代	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
8番	森 田 房 儀	9番	荒 巻 英 樹
10番	藤 丸 富 男	11番	矢ヶ部 広 巳
12番	荒 木 憲	13番	伊 藤 法 博
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

3番	浦 博 宣	18番	近 藤 末 治
----	-------	-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
生	活	磯	村	信	義

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	25番 三小田 一 美	1. ピアス問題の今後の処理について (1) ピアス社跡地の今後の活用について (2) アスベストの撤去及び不法投棄による土壌汚染物質の除去について (3) 瑕疵担保責任の考え方 (4) ピアス跡地の整備に係る費用の負担について	市長
2	6番 島 添 勝	1. 高額療養費制度について (1) 一部改正に伴う変更手続きの徹底について 2. 443号線バイパスについて (1) 部分開通、その後の計画は	市長
3	13番 伊 藤 法 博	1. 市政一般 (1) 柳川市発注の公共事業の入札について (2) 地域の活性化（農業部門）について (3) クリーク用水の有効利用について (4) 市町村型合併浄化槽について	市長
4	2番 古 賀 澄 雄	1. 福祉 (1) 発達障害者支援法の取り組み 支援体制の整備 健診と療育 特別支援教育 就労支援 (2) 障害者自立支援法の取り組み 福祉サービス利用者の負担軽減 利用施設の確保と補助	市長
5	28番 山 田 奉 文	1. 漁業団地の件 2. 外来魚の件	市長 "

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

私は、市長がいつも言われていますように、一般質問は市政に関して前向きに討論をしていく場であるとの言葉を信じて質問いたします。真摯な態度で、簡潔明瞭に御答弁をいただくようお願いし、質問をさせていただきます。

質問は、ただ一つ、ピアス跡地のこれからの処置についてであります。今までいろいろな質問をしてまいりましたが、すべて中途半端な回答であったと多くの市民は思っていると私は考えます。そこでお尋ねをいたしますが、いよいよピアス社は撤退をし、跡にはアスベストまみれの工場、倉庫、廃棄物が埋められた土地が残ります。そこで市長は、この用地と建物を今後どのように使用されるお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。また、跡地利用については、昨年末に契約延長をされた時点で、いずれ撤退をすることはわかっていただけですので、土地の利用や建物の利用方法について検討をされていると思いますので、それをお聞かせをお願いしたいと思います。

なお、市長の答弁次第では、自席より一問一答、再度質問をさせていただきます。議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いし、これで壇上の質問は終わります。

市長（石田宝蔵君）

三小田議員におかれましては、この問題については、新市になりましてからも一般質問のたびに取り上げてられました。まさしく、今お言葉がございましたけれども、中途半端な答弁でということ、大方の市民の皆さん方がそんなふうな見方をされているということですが、中途半端というよりも、私どもは跡地の検討委員会なるものを、旧大和町で購入後、購入前からそのことについては活発な議論をいただいて、その利用方法についても、中学校の改築、あるいは商店街の替え地、あるいは道路移転等に対します家屋の移転の候補地、さらには企業誘致、福祉施設のゾーン、こういったものを青写真を描いての提言等もいただいているところでございまして、ただ、このことについては、やはり合併後、アスベストの問題等発生をいたしまして、民事裁判中でございます。したがって、この裁判の動向を見きわめながらやらなきゃいけないというジレンマに立たされているということは、議員も御案内のことかと思えます。したがって、行政の判断ではできないとするステージから司法の場へと移っておりまして、その結論が出ないことには、先行き、どういうふうを活用するのか、このことについては慎重にならざるを得ないところでございます。

25番（三小田一美君）

非常に市長は、検討委員会も立ち上げた。その中身は、今、裁判もあるけど、そういうことをおっしゃるが、裁判とこれは別の考え方で私は今から質問をしたいと思いません。よろしいですか。

市長は、契約時点では、建物にアスベストが使用されていたことは私もピアス社も知らなかったと今まで答弁をいただいておりますが、昨日の白谷議員の質問に対しては、私もピアス社も双方が知らなかったことであるが、これは瑕疵担保に該当するとの認識であると受け取ってよろしいでしょうか、市長。

市長（石田宝藏君）

それは、昨日お答えしたとおり、瑕疵担保には当然該当するというのを私は主張しておるところでございます。

25番（三小田一美君）

それでは、質問の3つ目でございますが、ピアス社の川島さんは、特別委員会で瑕疵担保に該当するのではないかと持ち帰って検討をしますとのお答えですが、ピアス社は法的責任はないと言っているとも市長はお答えされています、きのうのお答えで。ピアス社は、なぜ法的な責任がないとの発言をしていると思われませんか、市長。弁護士には相談をされていると思いますが、弁護士は法的責任についてはどう考えられていますでしょうか。弁護士さんも、市長ばっかりの味方じゃないと思うわけですよ。私たちの、市民の皆さんたちの血税を使っていただいており、常識のある弁護士さんだと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

これは、司法の中での取り扱い、また発言等について、私も自己勝手な解釈をするわけにはいきませんので、これについては答弁を差し控えさせていただきます。

25番（三小田一美君）

答弁を控えさせていただきますって、何回でも交渉、あるいは段階はしておるじゃないですか。これはもう何年でんかかっておるじゃないですか。今、あなたも私に答弁なされたごと、三小田議員は何回でんこの質問をされるち。だから、私、中途半端なそういうことじゃないかと。市民の人たちからそういう声がしよるからと、そういうふうにも市長にお尋ねしよるわけですよ。なぜ答えられないとですか、そのくらいのことは。

市長（石田宝藏君）

弁護士さんがどんなことをおっしゃっているのかということは、ここでは答えられないと申し上げているわけですが、やはり当初から、昨日の白谷議員のお尋ねにお答えいたしましたように、私も、このアスベストの問題については、ピアスの全額負担による除去を求めていくということで答弁申し上げておるところでありまして、弁護士の解釈というの

は、司法の中での話でもございますので、ここでは私は差し控えさせていただくと。ただ、市の姿勢は、市長として、市民を代表する者として、当然私どもはそういう事実を知らないで買っているわけですから、ピアス社に責任があるということは……（「それはおかしい」と呼ぶ者あり）ちょっとこちらに答えているじゃないですか。だから、私はそのことは申し上げていっているということだけは、これも答弁しておきたいと思います。

25番（三小田一美君）

向こうも知らないということで、もう瑕疵担保をやるほかはないと私も思うとりますから、それで石田市長に質問しよるわけです。

それでは、第4問目でございますが、瑕疵担保に該当するとのお答えであります、それでは、瑕疵担保に該当すると認識をされてからどのような手続をとられたのか、それをお尋ねします。

きのうの白谷議員の質問の中でも、南から船の進んでいったて。今度は北から船の進んでいくと。そういう御回答を私は聞いたから、それをお尋ねしよるから、ぜひこれは確認しておきたい。よろしくお願いします。

市長（石田宝藏君）

何かよくわかりません。南から船が来て、北から船が来るとか、そんな話は。

25番（三小田一美君）

あなた、この前、きのうもそういうことで、もうばかんまねをされよったつでしょうが。いろいろすりかわっていくちいうことば言いよるとですよ、市長には。

瑕疵担保に該当すると認識をされてからどのような手続をとられたか、それをお尋ねします。

市長（石田宝藏君）

瑕疵担保の責任ということで私どもは認識しておりますので、昨年、瑕疵担保の期限が切れるというようなことで、新たに1年間の延長を申し入れましたね。そこで、瑕疵担保の延長を今しているじゃないですか。その手続をとってきたと思いますよ。まだそれは生きております。

25番（三小田一美君）

それでは、民法の第566条の3によりますと、瑕疵担保が発見されてから、「契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内にしなければならない。」と定められていますが、何か手段を講じられましたか。これは、竹井さんやったかな、そのときの一般質問か百条の中ではあったから、それからもう何年ぐらいたっておりますか。

市長（石田宝藏君）

だから、昨日も申し上げましたように、ことしの6月の議会で調査費をお願い申し上げて、私は私人、石田宝藏ではなくて、市長として市民の皆さんからおあずかりしている市政であ

ります。したがって、どの程度アスベストが含まれていて、除去費用にはどれだけかかるのか、そういったものをきちんと積算して、相手に話をしなきゃいけない、交渉しなければならないというようなことで調査費のお願いをした。ところが、その調査費は残念ながら認めただけでなかったと。とすれば、その積算の根拠となるものが、客観的な数値が出てこない。したがって、私は、皆さん方にも申し上げましたけれども、どうぞ御理解をいただいて、事の趣旨、瑕疵担保の責任、賠償の責任、こういったものが最終的には詰めになっていくときには絶対必要になりますので御理解くださいと、こういうことを申し上げてきました。したがって、客観的な数値は今のところ実証できるものはありませんけれども、皆さん方はアスベストを除去するのに2億円だとか、3億円だとか、よく市政だより、議会の個人的な便りの中でも書いてありますけれども、果たして、そんな数値はひとり歩きしているんじゃないかと。もちろん行政の長として、責任者として交渉に当たるならば、曲解した、こういった根拠のないものでは私どもはできないわけでありますので、瑕疵担保の期間、その中において、相手に対して、しっかりそれを交渉の資料として示さなきゃいけないということで昨日も答弁したところであります。何ら間違ったことは私はないと思っております。

25番（三小田一美君）

よくぺらぺらぺら市長は言われますね。このアスベストの除去、あれは特別委員会を設置してから視察に行ったわけですよ。そのとき、ピアス会社さんの主任さんが坪200千円ぐらいかかっただろうと、もう何遍でんこれは市長には言うておるでしょうが。

それと、私、こんかつも本当は言いたくなかったですよ。市長は今回の問題、議会が予算をつけんやっただけで、そういうことを白谷議員も言われたでしょう、その中で。ただ、予算をつけてはよかったですよ、調査費は。あと裁判をした場合、そのとき裁判の負けたなら、市長じゃなくて石田宝蔵で支払ってもらわんとでけん、白谷議員のおっしゃられるごと。これが本当の妥当なんですよ。あなた、何でん言うておるじゃないですか。ちゃんと本会議の中でも言うておるし、百条の中でも。というのは、今回、あなたが今おっしゃるごと調査の経費計上ば賛成すれば、アスベストの除去の工事費をまた提案されたときを前提とした、調査費には賛成しておきながらと。そうすると、あとずるずると、解体費から全部10億円ぐらいかかると思います、これは私の勘なんですけど。そういうふうで、あなた言われるじゃないですか。実際にそうじゃないですか。このピアス、不動産の契約書の中にうとうとったが、支払いのほう、第2回目を平成17年3月31日、それに払わんでも合併する前に払っておるじゃないですか、297,000千円か。そういうやり方はなされるから、非常に心配されておるから、議員さんたちは全部そういうことで、もうちょっと慎重にしてくれと、そういうお考えじゃなかったんですか。私はそういうふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

次、行きます。質問6番目、瑕疵担保により、何ですか。（「まじめに聞きなさい」と呼ぶ者あり）損害の賠償責任は、そのことが明らかになってから1年以内に契約の放棄、また

は損害賠償請求をしないと、消滅の時効が発生するかと思います。私、心配だから聞きよつとですよ。市民の皆さんたちが汗水流した、今、非常に景気も低迷しておる。だから、市民の税は絶対一銭一枚でん出してでけん、これは。あなたの責任だから、今から全部私は言いますよ。アスベストが使用をされていることがわかったのは、遅くとも平成17年12月議会における前竹井澄子議員の一般質問に、問題が発生するならば、売り主であるピアス社の責任において撤去は実施していただきます、そう言われたでしょう。と市長は回答されていますが、私は契約以前にピアス社がアスベストの存在を認識したと思うので、詐欺も視野に入れて、対抗の手段をとるべきでないかと再三指摘してまいりました。そうでしょう。私、一般質問の中で。あなたは全く取り組みをされていません。それで、なぜされなかったのか。また、正々堂々と、やましいことがなかならやっていたらおっしゃるうて、私そういうふうにおもっていました。市長、なぜされなかったんですか。これは、私は3月の議会のときにお尋ねしたかと思えます。御答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

今お話のとおり、ピアスの特別委員会でピアス社を訪ねたとき、その工場にいらっしゃる責任者の方が坪200千円ぐらいと、こういった話も、それは議員さん方は聞かれています。執行部のほうも聞いております。しかし、それはあくまでも大ざっぱな話でありまして、どの部分にどれだけのものが含まれているのか、そういったものをきちっと精査しなきゃいけないと。何もしていないという三小田議員の御指摘でございますけれども、私どもは損害賠償の訴訟を起こす、これは正々堂々とやろうとしているわけですよ。また、事によってはやらなきゃいけないと。話し合いで決着つかなければ、そういうことは当然やるということは議会で繰り返し私は答弁してきております。そして、その賠償の請求をするためには、客観的な数値、これを具体的に裁判所が出さなきゃいけない。それで初めて賠償の要件が成り立つということも6月議会では説明申し上げてきております。しかし、何もしていないという、全く対応されていないと。これは、私にとっては大変心外なことです。したがって、6月議会で調査費を出させていただいて、きちり調査をして、そしてピアス社に正々堂々と、市の代表者たる市長として、また議会と一体となって、この問題については、少なからず市民に被害を与えないように措置をとるとというのが市長のとるべき責任だということを申し上げてきているわけです。

また、先ほどつけ加えられました、平成17年3月31日に2回目の支払いをやったということですが、これはやるようにしておったものを、たしか平成16年12月27日だったと思えますが、これをやっていることの御指摘ですけれども、これについては、平成17年3月21日で大和町は失効しているんです。したがって、旧大和町でピアス社と契約をしていたもの、これは当然、会計の処理の問題もあって、平成16年12月までに支払いを済ませて、負の負債を抱え込むわけにはいかないという精算の措置をしてきたということも、これも繰り返し答弁し

てきていると思います。したがって、一方的にそのようなことはおっしゃられても、私は既に十二分に説明を申し上げてきた事項だと理解しております。

25番（三小田一美君）

今のあの支払いの分をおっしゃられましたがね。議会にも説明がない。執行者もおられたんじゃないですか、代理者がそのときは。だから、そのまま執行しておけば何もなかったですよ。だから、アスベスト除去費、調査費、危ないから、議員さんたちは慎重にしていかなんと、そういうことのアレやなかったですか。あなたが勝手に変えるけん、あれはどげんしても、ピアスの購入をしたなら、その中で裁判しようが何しようが、あれは市長が提案者で議員が可決しておんのやから、それは出てくるわけ。全部支払い、勝手に日にちも変えても執行権で全部いいわけ。だから、今回は、アスベストの除去費の調査費をつければ、今度は解体から産業廃棄物の撤収、何でん全部入っておる。そうすると、解体費、何でん含んで、それもぶっこになるわけですよ。だから、もしも裁判をしたなら、あなたの責任、石田宝蔵で全部支払ってくださいと。それこそ白谷議員が心配でそういう御質問をされたじゃないですか。そういうことに当てはめていくとやなかつですか。そういうふうにだれかさんから聞いておるとやなかつですか。勝手な御答弁ばしても困るわけですよ。（「ちょっと答弁します」と呼ぶ者あり）時間のなかけんでけん。まだいっぱいある。

議長（田中雅美君）

答弁要らんですか。

25番（三小田一美君）

もうよか。次、行きます。もう時間がありませんよ。（「一方的はだめですよ」と呼ぶ者あり）そんならあなたが、もしも裁判、これは除去費、何でんつけてあげるけん、きちんと責任ばとんなさるならよかですたい、石田宝蔵で。そうしたら、私はいいですよ。それは、ほかの議員さんたちにも聞いてください、全部。

議長（田中雅美君）

三小田議員、答弁もらうですよ。

市長（石田宝蔵君）

きのうの話もそうですけれども、きょうの三小田議員のお尋ね　お尋ねというよりも、一方的な発言だろうと私は思います。私がやったこと、私が旧町長時代にやったピアスの用地の購入については、議会の議決を経て購入しているわけですよ。したがって、個人的な石田宝蔵という立場でやっております。大和町長石田宝蔵という公人でやってきたんです。そのことを何か曲解されて、すりかえられて、個人、石田宝蔵に責任があるかのごとく、こういうものについては、私はいささか法を逸脱した範疇ではないかなと、このように思います。公人としてやらなきゃいけないこと、町長として、あるいは市長としてやらなきゃいけないことを、私は法の中ではその保障がされ、また責任を負わなきゃならない立場にあるわ

けです。したがって、そのことについては誤解がないようお願いしたいと思います。

25番（三小田一美君）

また次に行かやん。今市長がおっしゃられた、当時の議会、それは購入には同意をしたですたい。購入した検査の確認、また行政のこれは責任のあるですね。十分検査が行われるのが当然ですよ。これは職務怠慢なんですよ。（「そう」「そうだ」と呼ぶ者あり）財務規則に定められた責任を果たしていない。当時の担当者及び契約者の責任は、まことに重大であると言わざるを得ません。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

次、行きます。あと、ずっと引っ張り出さやんでしょうが。それでは……（「ちょっととまらんか」と呼ぶ者あり）休憩ですか。それなら、休憩ばちょっとお願いします。

8番（森田房儀君）

ただいまの市長の答弁は非常に誠意がない。逆に、自分の論拠だけを言われて、本当に法的な根拠に基づいた答弁ではない。本来、議会で議決されたら、そのことだけを主張されるけれども、議会がたとえ議決をしても、市長として、町長として、首長として、ちゃんと万遺憾のないような調査をし、かつ鑑定評価も含め、そういうものをちゃんと調査をした上で執行するという責任が首長にはあるわけですよ。その部分を飛ばして、議会がどうのこうのだけをおっしゃるといのは非常におかしい。だから、非常にそういう意味では誠意のない答弁、逃げる答弁としか受け取れないわけでありますから、今後、今のような形で議論を重ねていかれても、すりかえになってしまうおそれがあるという心配をいたしております。暫時休憩をいただいて、答弁のあり方等についても、やはり議運としても検討をさせていただきたいと思いますが。

議長（田中雅美君）

議運を開くということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

一連の市長の答弁に対しまして、非常に誠意のない答弁の仕方である。どこまでいってもこれは、少なくとも何年続けても同じところを行ったり来たりしていくような、そういう答弁、いわゆる逃げの答弁に終始しているとしか受け取れないような答弁が続いておるということに、議運としても大変憤りを感じておるところであります。もともとこの問題は、大和町時代に大和町長石田宝蔵としてピアス社の物件を購入する場合には、首長として、これは

万遺憾のないような、いわゆる精査を、調査をした上で議会に提出をしなければならない。逆に言いますと、今、市長は、議会も議決していることですからという答弁でありましたけれども、少なくともその当時、これは鑑定評価書をとりなさいと。大和町として、売るほうの立場の鑑定評価ではなくして、買うほうの立場から鑑定評価をとりなさいと。重要事項説明書もないじゃないか。そういう形で、何でこれを買えるのかということ随分指摘をされているんですよ。ところが、そのことについては全く、お金が要るからという形で大和町みずから鑑定評価をとっていないんです。だから、ピアス社から提示された鑑定評価書に基づいた購入方法をとっておられる。ところが、そのことは、結果的には議会の議決ということをおっしゃる原因になっておるわけですけれども、私は逆に言いますと、これは議会が当時の町長からだまし討ちを受けたということにすらとられかねないような、そういう無責任なあなた笑ってはだめですよ。まじめに聞きなさいよ、あなたに対して言っていることだから。だから、そういう、いわゆるずさんな購入の仕方をおこなながら、購入する時点のことは忘れて、いわゆる市に一般財産として繰り入れをしておりますから、あとは市長としての責任でありますよと、私個人は責任ありませんよということをおっしゃるが、いわゆる自治法上の問題においても、これは市長は当然、当初の段階で誤った判断をして議会に出したということちゃんと反省をしていただかなきゃならん。ましてや、市の責任のある立場からしますと、市民の血税を首長のずさんな契約に基づいて負担しなければならないという重大な問題を含んでおるわけありますから、このことについては、やはり慎重に誠意を持って今後答弁をいただくように、議会運営委員会としては満場一致、市長に対して御忠告を申し上げるということで決定いたしましたので、報告をいたします。

議長（田中雅美君）

それでは、引き続き三小田議員の一般質問を始めます。

25番（三小田一美君）

市長は精力的に交渉をしてきたと言われてますが、市長が何もしなかったことは、無作為による時効消滅を故意に発生させたことに該当すると思いますが、いかがでしょうか。これは、違うなら違う、よかならよか、こう言うてください。そうじゃないならそういうふうに、まだ聞きますよ。ピアス社が120%撤去しないと言っているのは、たとえ瑕疵担保責任の追及を受けても、既に双方が認識をしてから1年以上経過し、時効成立をしていると認識しているからではありませんか。それを確認のためお尋ねしたいと思います。2つください。

市長（石田宝蔵君）

私が誠意がないというふうなことも議運の委員長が言われましたけれども、正直に正確な情報を私は答弁しなければならないということで申し上げてきているわけですが、先ほど三小田議員に答弁いたしました。るる説明がなかったと、3月に最終的な契約になっていたものを変更するについて説明がなかったということは、全員協議会、16年11月22日、この記録

の中にはっきりありますよ。やってきているんです。それから、三小田議員は17年3月、このことについて一般質問をされています。ここに議事録があります。だから、先ほど私も答弁申し上げているのは、正直な正確な情報を市民の皆さんはお聞きになっっていますので、それは伝えなきゃならないと、この責任はあるわけです。（「それは後で結構ですから、私の質問に教えてください」と呼ぶ者あり）それは先ほどの件でございますので、（「時間がございませぬ」と呼ぶ者あり）あくまでも、それは理解をしておいていただきたい。どうぞらんください、三小田議員がおっしゃっていることを。（「私の質問に教えてください」と呼ぶ者あり）

それから、何もしなかった、無作為が時効の失効のほうになっているんじゃないかということですが、これは議員の御指摘は故意だということですがけれども、だから、事案については、こういった損害賠償、あるいは瑕疵担保の延長、民事の裁判、こういったものを事によっては起こさなきゃいけない。そういうことで提案申し上げ、事実認識というのは、その当時はなかったわけでありますので、司法の場でこういった判断が下されるのか、これは私もよくわかりません。ただ、私は、故意ではなく、全然調べなかった過失。過失のものを果たして故意と言えるのかどうなのか、これはいささか疑問がございます。

それから、時効ということですが、これは時効を待とうとしている、決してそういう考え方はございません。

25番（三小田一美君）

それでは、8問目ですが、ピアス社は今月の末に撤退をし、産業廃棄物が埋められた跡地とアスベストが吹きつけられた建物、倉庫が残るわけですね。重要事項説明によれば、築35年を経過している建物、倉庫は老朽化がひどく、今後の使用には適切ではないと記載をされていますが、市長はまだまだ十分使われるとの判断で購入をされています。しかし、アスベストが使用されている建物を現状のまま使用はできないと思います。そこで、今後、アスベストの除去を具体的に考える必要があると思いますが、市長はどのようなお考えでしょうか。

それと、ピアス社において120%除去の考えはありませんと、ピアス社の代理人と思えるような発言もあっていますので、ぜひ確認をしておきたいと考えています。どうぞよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

重要事項の中で、築35年、これは鑑定士が当時そのようなことを出しているわけでありますが、私どもとしては、その当時、議会の方々にも十二分に説明を申し上げて、しばらくの間、これは中学校の改築の問題等もあるし、あるいは多目的にまだ使えるといったことでの説明も十分に申し上げて、御理解をいただいて購入したものでございます。

それから、120%、ピアス社において責任を負うということですが、これは当然、ピアス社も長い間この地にお世話になられ、また百条委員会の中でも責任の一端を感じていると、先

ほど三小田議員もおっしゃったように持ち帰って協議するというようなことで、その責任は応分の負担を負うということは当然当初から言っているわけでありますが、私どもとしてはピアス社に全部の責任があるんじゃないかと、こういう主張をしてきているわけでありまして。したがって、なかなか協議がまとまらないというところで今日に至っているわけでありましてから、御理解いただきたいと思います。

25番（三小田一美君）

今、老朽化がひどく、建物、倉庫は適切でないと。そういうことで、中学校の改築工事、それは私は大和町の議会で聞いております。ただ、これが30年を経過し、建物、倉庫、それは市民の方たちから請願が上がってきて、それで特別委員会で重要事項説明で初めて見ました。

以上です。

それと、質問9、今までの市長及び高田庁舎長の答弁は、昨日の白谷議員がお尋ねをしたとおり、前竹井議員への答弁以降、売り主であるピアス社が責任を持ってやると言われています。市長としても、私が責任を持ってやらせます。ピアス社がやらなければ、私が責任をとらなくちゃいけないわけですからとお答えをしております。議事録ではっきりしています。ピアス社は120%やりませんと言っていると代弁されていますので、それでは、あなたが責任を持ってやるということでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。済みません、何回でも。

市長（石田宝蔵君）

繰り返し申し上げてきていると思いますけれども、やはりそれを調査して、きちりピアス社にその存在を明らかにして、責任の所在についても明らかにしてやるというのが、市長としてやらなきゃいけない、私は市民の皆さんに対する説明責任だと思います。したがって、これまで繰り返してきているとおりでございます。

25番（三小田一美君）

10問目を質問させていただきますが、議会の場でピアス社がと言われてきたことは事実であります。もしピアス社が当初から120%やらないと言っていたのを、やります、やらせますといった今日に至ったとすれば、まさにその答弁であったと言わざるを得ません。議会で約束をされたとおりピアス社にやらせる、でなければ自己責任でやる。あなたは、市の幹部会議等でも職員の責任をよく口にされると伺っていますが、職員の責任ではなく、自分の責任に言及されたいかがでしょうか。いまだに利用計画が立たない土地、それはあなたが言いわけをなされるですね。まだ裁判の終わっておらん、それじゃないですもん。心から、石田市長は政治家なんですよ、職員じゃないから。建物を十分な調査もせず、多額な費用で購入した、これも今の御指摘があった。今後もアスベストの除去費用や不当な投棄をされている産業廃棄物の撤去、搬出費用などは、さらに多額の支出を余儀なくされることは、当時、

購入を決定された、市長ちは言いませんよ、あなたにすべての責任があると思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

市長（石田宝蔵君）

繰り返し申し上げてきていると思いますけれども、そういった事案を購入時には知らなかった、承知していなかった、認識することができなかったということで、購入後にこういう問題が出てきた。したがって、これについては町長として、市長としての責任は当然あるわけでありますから、それにかわる、やはり客観的な資料等に基づいて、ピアス社に対して物申すべきこと、交渉をやらなきゃいけないこと、そして市民の皆さんに損害を与えないような、そういうことをやるのが責任のあり方であり、しかし、何も持たせないで、何の資料もなくてやれというのは、いささか私はできないということは繰り返し申し上げてきているわけですよ。

したがって、責任は、例えば、減給をする、報酬を下げる、あるいは自分がやめると、そんなものでの責任のとり方もありましようけれども、私はきっちり、そのことを市民の皆さんに迷惑をかけないように、首長として当然ピアスとやらなきゃいけないものについては、司法の場においても明らかにしなきゃならないかもしれません。また、やるべき局面が来るだろうと私も思います。したがって、やましいことがないならば、堂々とピアス社を相手取ってやれるわけです。しかし、その資料がないことには、私にどんな責任をとれとおっしゃるのか、私は理解できません。

25番（三小田一美君）

それが本当ですね、これをすりかえて、私たち議会、市民の方たちに負わせられる。それじゃなかっでしようが。もう次に行く時間がないけんですね。これはあなたの身勝手、市長の身勝手、本当じゃないですか。

11問目。それとも、ピアス社の跡地の購入の決定については、自分は部下を信じて、すべて部下に任せていたので、契約書とか、覚書とかは承知していなかったのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。これは確認です。もう違うなら違うでよか。

市長（石田宝蔵君）

このことについては、何回となく繰り返しお答え申し上げてきていると思います。（「お答えはどうやったですかね。私、忘れておりましたから教えてください」と呼ぶ者あり）

当然のことながら、先ほど申し上げたとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

12番。土地、建物を現状維持で購入すれば、解体費や土地の整備費用として40,000千円を差し引いて売りますとの甘言に乗せられて、2億円以上の費用を必要とするアスベスト除去及び不法投棄された化粧品を含む土壤の除去を考えれば、坪当たり87千円を越す用地代とな

ります。それに、建物の解体費用や土地の整地費用を加えれば坪100千円近い金額になると思いますが、この土地単価は明らかに高過ぎると思われます。40,000千円を超える解体費用、これは当然市長に責任があると思われますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長（石田宝蔵君）

その積算の根拠というのは何なんでしょうか。私はわかりません。

25番（三小田一美君）

積算の根拠ち、もう見て大体わかるじゃないですか。あなたも大体、これ幾ら幾ら、こうこうして勘でしなさるじゃないですか。これはもう間違いないと、私はそういうふうと思ひます。

それと、市長、この解体費、40,000千円を超えたなら、これは当然市長が支払わんとでけんですよ。そういうことで議会にも報告がされておりますから、どうですか。

市長（石田宝蔵君）

そのことは、更地では580,000千円ですか、建物の有姿の状況では540,000千円ということで議会に説明してまいりました。

25番（三小田一美君）

そうじゃないでしょうか。解体費用が40,000千円ですね。それは、合計するなら市長がおっしゃるごとそげんですね。報告は、この40,000千円は解体費と。これでまけてもろうとるけん、そういうことでおっしゃられるけん、ああ、ピアス社の解体費は全部で40,000千円ばいなど。40,000千円ば超えれば、それは市長の責任と、そういうことで私は理解し、議会ではオーケーしてあるわけですね。

次、行きます。質問13でございますが、市長はアスベストの除去費用をピアス社が負担しない場合は、市の費用で除去されるという考えですか。それとも、自己責任でなされるつもりですか。明確にお答えを、いろいろは要りません。市の費用か、自己責任かだけをお答えをお願ひしたいと思ひます。

市長（石田宝蔵君）

それは、一概には答えることはできません。

25番（三小田一美君）

もう一回聞きます。市の費用か、自己の責任かだけをお願ひしたいと思ひます。確認でございます。

市長（石田宝蔵君）

それについては、さまざまな手続等、あるいはこれからどう展開していくのかわかりませんし、今の段階ではどうこうということ述べることは、また誤解を招くことになるかと思ひます。もちろん、この問題についてそういった局面が出てまいりますと、やはりピアス、

アスベストの問題等を含めまして損害賠償、ただ、解体費については40,000千円ということで話は議会にも説明してきておりますし、これは御了解もいただいておりますというふうに理解しております。

25番（三小田一美君）

ちょっとまだ時間のあるですね。市長、第5回の定例議会一般質問の88ページから、竹井澄子議員の質問で、飛散防止だけでいいですか、指導は市はできないでしょうかと。石田市長の答弁、問題が発生するならば、売り主であるピアス、エルソルプロダクツに責任をやっていただくということにしていますと。竹井さん、相手側がなさるということで確認をさせていただきましたのと、これを聞いてあるんですね。

それと、平成18年8月31日、第4回定例議会の一般質問の中で、139ページ、島添達也議員の質問で市長はこう答えられた。「百条委員会で川島専務もお呼びになりました。そのときにピアス社が誠意を持って地元で長い間お世話になった、迷惑をかけるようなことはしませんと、私にもそのことを、売買契約を結ぶとき、また、その後の話の中でもしっかりやってきているわけですよ」「市に迷惑をかけること、市民の皆さんに迷惑をかけるようなことは我が社は責任を持ってきちんとしてまいります」と言っている、これは市長が御答弁されておるですね。「責任を持ってやります。石田宝蔵、逃げ隠れもしません。市民の皆さんに納得のいただける形で私の責任においてやってまいります」と、そういうふうに御答弁をなされております。

それでは、次に行きたいと思います。議長、よろしゅうございますでしょうか。お答えなされるなら、私着席しますよ。いいですか。

市長（石田宝蔵君）

それは、川島専務がおっしゃっていることでありますし、また竹井議員に私がお答えをしたことでもございますので、議事録の中でお読みいただくと御理解いただけだと思います。

25番（三小田一美君）

それでは、更地で購入すればという御答弁がありますが、そもそも購入後2年間は技術移転の期間として操業を継続しますとの約束があったことを、ピアス社は特別委員会で明らかにしていますので、更地での購入はカムフラージュであったと言わざるを得ません。そこで、今回のことで、同和会の補助金に見られるように、すべての情報を開示することなく、自分の都合のよい情報のみを出すというあなたの姿勢は、マニフェストの中身と異なるものであり、信用できませんので、ピアス社の契約書、また今までにピアス社と取り交わした覚書等、すべての文書の原本の開示を求めます。議長のお取り計らいをよろしくお願いし、今まで幾つかのコピーの文書はいただいております。なぜなら、コピーは改ざんが可能ですので、原本を提示していただき、議員の全員に確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

市長（石田宝蔵君）

今の三小田議員のお尋ねですけれども、この議事録、これは平成16年12月13日、第4回の大和町の町議会、この中で三小田議員はどのようなことをおっしゃっているか、ピアスの問題についてお尋ねになっているんですよ。「昨年、ピアス跡地の買収議案の内容は、2カ年計画で買収をするという契約になっていると思います。この契約は、平成17年3月31日に最後の買収費を支払うということによって完結する契約でもあります。先月22日の全員協議会において、初めて合併前に貸し付け契約をしたいとの説明がありましたが、なぜ、合併前に買収契約が満了する前の中途になされるのか理解ができません。契約の内容、貸し付けの期間、貸付料などを含め、私たちに理解できる説明をお願いしたいと思います」、こういうふうにお尋ねになっているんです。その中で、その前段の全員協議会の中では、いわゆる川島専務がお見えになって、これまでもこの議場で説明してまいりましたけれども、雇用を守れというのが議会の大勢でした。そして、その中で、最終的には三小田議員、どうおっしゃっているかということ、「私は、このピアスの問題は、一応慎重にやってくれと。そういうことで、これは雇用だから、絶対町で要るから、買われるから、そういうことを公認してあると、私はそういうふうに理解しております」と。全くおっしゃっていることと……（「そうですね」と呼ぶ者あり）したがって、更地で購入するのは、市長はカムフラージュしているんじゃないかと、全くこういうものと矛盾するんですね。しっかり議事録を、議員が発言なさってきたことに……（「そうですね」と呼ぶ者あり）見直しておいてください。

25番（三小田一美君）

今の石田市長の御説明の中では、それはそうだったかもわからない。ただ、おれは市長、また職員さんたち信用しておったもん。だから、そういう質問をしたと思います。ただ、重要事項説明も何も資料もない。ただ、鑑定でして、お金がこがしこやったばんもやん。そういうことで市長にも質問をしたかと思えます。

それで、今、私お願いをしたですね。ぜひ議員全員に確認をさせていただきたい。いっちょよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中雅美君）

質問……

25番（三小田一美君）

いや、ちょっとよかですか。もう時間なかつたですよ。ピアス社との契約書と今までピアス社と取り交わした覚書、それを文書で、原本で開示を求めます。これを議員全員に確認させていただきたいと思ひます。だから、ちょっと休憩をとっていただひて、原本をもらひます。そうしないと、また市長がいろいろ言われて、ここは違ひ、これは違ひ、これは原本やなかつた、と言われまひますので、休憩をお願ひします。（発言する者あり）いや、これは中に入つておるのと同連しておひます。（発言する者あり）そうですね。いやいや、これは資料

ちいうばってん。(発言する者あり)そうですね。ばってん、それでつながる……

議長(田中雅美君)

三小田議員に申し上げますけど、これは百条の特別委員会で、そのときに百条の委員さん方を選出された、その中で、その方たちは見ておられます。あの方の方は、それをもうお任せになったことですから、付託してあるでしょう。それだけでようないですかね。

25番(三小田一美君)

付託はしておるけど、原本も私は見ておりません。コピーは見ております。だから、私、言うたじゃないか。今まで幾つかのコピーの文書はいただいておりますがと言うておりますから。

議長(田中雅美君)

ちょっと、ここで休憩をとってまで見ることやなくて、後で……

25番(三小田一美君)

いや、それはできません。今議会でよろしくお取り計らいをお願いします。

議長(田中雅美君)

この議会ででしょう。

25番(三小田一美君)

はい、そうです。

議長(田中雅美君)

きょう、後でもいいとでしょう。

25番(三小田一美君)

いやいや、今議会で、この場でお借りしたい。だから、10分。

議長(田中雅美君)

ちょっと暫時休憩をとります。

午前11時13分 休憩

午前11時31分 再開

議長(田中雅美君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

三小田議員の質問を続けます。

25番(三小田一美君)

皆様方、議員あたりには大変御迷惑をおかけしたと思います。文書の原本は、後でまた見せていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、契約書についてお尋ねいたしますが、市が民間から道路の用地や公園用地等を購入する際には、相手からいただく契約書には、国の印紙税法に基づいて収入印紙を張りつけ、消し込みをすることが必要と思いますが、いかがでしょうか。いただいておりますピアス社の

契約書のコピーには、収入印紙の印影が写ってなく、消印もありません。この前の緊急質問やったですかね、太田議員のほうからそういうふうなお言葉をもらったかと思います。これについて、高田庁舎長、地方公共団体との契約では印紙の貼付は免除されていますとの御答弁がなされていますが、免除されているのは地方公共団体であって、民間は免除はされていないと思いますが、いかがでしょうか。大和町がピアス社に渡した契約書には収入印紙は必要なくても、ピアス社が大和町に渡した契約書には当然収入印紙が張ってなければならないと思います。これについて、今まで国において契約の業務を数多くなされてきた副市長に御答弁をお願いします。よろしくお願いをしたいと思います。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいまの御質問でございますが、これは太田議員からいろいろ御指摘いただきまして、議長立ち会いのもと、お互い協議いたしました。その中で、私、それとピアス、双方に勘違いがございまして、後日、改めまして交換をし、原本を保管しております。これはまた、後でごらんになっていただければ結構かと思えます。

25番（三小田一美君）

副市長、もうよろしゅうございます。今、御答弁もらいましたので。

それでは、そういうことで高田庁舎長は御答弁がりましたが、なら是正の措置をとられたかなんか、それをお尋ねしたいと思います。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今申し上げましたとおり、ピアスと私、勘違いのもとに行っておりますので、双方交換をやり直しております。

25番（三小田一美君）

それは間違いございませんでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

間違いはございません。

25番（三小田一美君）

それでは、今、高田庁舎長、そういうことで措置をとられたと。それは本当に間違いなかでしょうもんね。もう何回でん済みませんが、ちょっと聞いておかんと、もしもこれが間違うたなら、誤った指導を職員が行って、結果として、ピアス社が印紙税法違反、脱税行為に問われた場合、どのような責任が生ずると考えられますでしょうかと、そういうふうに市長にお尋ねすると、私考えておったわけですよ。けど、高田庁舎長がそういうふうな御答弁だから、もう一回聞きます。

議長（田中雅美君）

三小田議員、再三間違いありませんち言いよりますから、それ以上聞いてどうしますか。

25番（三小田一美君）

それなら、この議会が終了してから原本を見せていただきます。すぐに見せていただきたいと思いますが、終了してからですよ。いいでしょうか、議長にお取り計らいは。

議長（田中雅美君）

大和庁舎長、そっちのほうはどうでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいまこちらのほうには原本を持ってきておりませんので、議会終了後、大和庁舎のほうからとってきて、ごらんに入れたいと思います。

議長（田中雅美君）

三小田議員、それでどうでしょうか。

25番（三小田一美君）

議会終了後で、これの終わってからちいうことですか。休憩時間でしょうか。議会の終わってからちいうのは、この本会議が終わってからでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

何遍も申し上げますように、終わり次第……

議長（田中雅美君）

いや、その終わり次第というのが、1時からか、きょうの議会の終わってからかち聞きよつとですよ。

大和庁舎長（高田邦隆君）

休憩中でもよございますし……（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

休憩時にとってきてもらいますので、1時には閲覧されるようにしたいと思います。（発言する者あり）（「これにて私の質問は終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

第2順位、6番島添勝議員の発言を許します。島添議員、1回目の質問だけしておきましょうか。そして、答弁は昼から。

6番（島添 勝君）（登壇）

6番島添です。議長のお許しを得ましたので、高額医療費制度と443バイパスについて、2点お尋ねします。

高額な医療費がかかったときに、一定額以上を公的健康保険が還付してくれる高額療養費制度、いわゆる使いやすいうように、ことしの4月に手続の一部変更があってから8カ月を過ぎましたが、いまだに制度の存在自体を知らない人が多く、申請漏れが多くある可能性があります。特に世帯の医療費を合算して払い戻す特例など、余り知られていないと思います。今までは70歳未満の人の場合は、通常、窓口負担は3割。例えば、1,000千円の医療費

がかかれば、まず300千円窓口で支払い、後で申請して還付を受ける仕組みだったのが、窓口負担を一たん払うことが大変な患者も多かったほか、膨大な申請漏れの可能性があったそうで、ことしの4月から、70歳未満の人の入院の場合も、自分の保険窓口で限度額適用認定証を発行してもらい、病院で提示すれば、自己負担限度額の額を払うだけでよくなりました。そこで質問します。市の取り組みはどのような方法で徹底されているのか、お尋ねします。小さいことは、また席のほうから質問します。

次に、443バイパスについてでございますが、平成18年に一部供用開始されていますが、それから先、平木地区から徳益までの計画はどのようになっているか、お尋ねします。

以上、2点質問しますが、あとは席のほうから質問しますので、よろしくお願ひします。

議長（田中雅美君）

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時40分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

島添勝議員の一般質問の、平成19年4月から高額医療制度の一部改正が行われたということで、それについて市がどのように取り組んでいるかというふうな質問にお答えしたいと思ひます。

まず、高額療養費制度の概要について御説明を申し上げます。

高額療養費とは、1カ月に支払いました医療費が、所得に応じて一定の限度額を超える部分について払い戻しをする制度でございます。なお、食費の自己負担分や差額ベッド分などは、この支給の対象から外れます。そのほかに、世帯員の医療費を合算します世帯合算や、過去12カ月のうちに3回以上高額療養費に該当した人は、4回目からさらに自己負担が安くなる多数該当というのもございます。

このように、一般市民にはなかなかわかりづらい制度になっているところでございますが、柳川市国民健康保険といたしましては、高額に該当すると思われず対象者の人には、高額療養費の支給申請についてという高額の該当通知を毎月出しているところでございます。また、ことし4月からの法改正により、70歳未満の方にも高額の自己負担限度額までしか医療機関に支払わなくて済みます限度額適用認定証が交付できるようになりました。この制度改正につきましては3月号の市報でお知らせするとともに、低所得者で食事代が安くなる標準負担額減額認定証を交付している人全員に、限度額適用認定証の変更案内を出しているところでございます。また、4月からは高額療養費の支給申請時に制度の知らせを行い、限度額

適用認定証の勸奨をしているところで、今現在で1,114人に交付をしているところでございます。

以上で高額療養費制度についての答弁といたします。

建設部長（蒲池康晴君）

次に、2項目めの国道443号バイパスについてお答えいたします。

国道443号バイパスは、御存じのとおり、みやま市の現道443号松田交差点から国道209号、そして、県道大和城島線を経由いたしまして、平成20年春に開通を予定されております地域高規格道路有明海沿岸道路と連結する重要な都市基盤整備路線として計画された広域幹線道路でございます。また、本市の産業、経済、観光の発展を担う道路としても大きく期待されまして、九州自動車道に現在建設中の仮称瀬高インターチェンジから柳川市へ通じる重要な道路でもあります。

御質問の443号バイパスの部分開通と平木から徳益間の計画についてでございますけれども、この443号バイパスの事業は、福岡県柳川土木事務所において施行されておりますけれども、全体延長6.3キロメートルのうち、みやま市の松田交差点から県道江浦瀬高線までの第1期整備区間の2キロにつきましては、平成16年3月に供用開始をされたところでございます。次に、第2期整備区間の柳川市道島田平木線から県道の大和城島線までの間1.1キロが平成17年5月に供用開始されました。そして、平成18年12月に矢部川にかかります柳瀬大橋の完成によりまして、市道島田平木線からみやま市の松田交差点の間4.9キロメートルがつながりました。したがって、18年度までの進捗率でございますけれども、78%となっております。

残事業の平木から徳益間の部分でございますけれども、延長1.4キロの区間がございますけれども、徳益地区の西鉄天神大牟田線及び国道208号を立体交差で渡す高架橋の建設を控えておりまして、平成23年度中の供用開始を目指し、事業の進捗が図られております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

今、1,100ぐらいに通知しておるとい話がありましたけれども、その1,100という方は高額医療費の対象になる人だけに通知をされているのか、お尋ねします。

保険年金課長（川口敬司君）

先ほど部長のほうで答弁いたしました、1,114人に限度額適用認定証を交付しているということですが、その対象者の人は、先ほども申し上げましたように、この制度が始まる前に標準負担限度額の認定証を、食事代が安くなる標準負担限度額認定証というのが以前あったんですけれども、それを受けている人に対して勸奨をして、1,114人の人に交付をしたということでございます。

6番（島添 勝君）

私が一般質問の通告をしたから、1週間ぐらい前に大きい病院に回って、窓口でこういう

高額療養制度を利用されてある方がどのくらいあつてですかと聞いてみたつてですよ。そしたら、こう頭ば横に振つてですね、そういう提示をされたことは余りないという話ば聞いてきたですよ。ただ、政府管掌保険ですね、あそこは本人に通知してあるという話を聞いております。こういう制度がありますと、4月から変わりましたという通知を直接してありますということ聞いてきました。

ただ、私もこういうことは改善になったことは最近知つて質問しておりますけれども、そのほうはやっぱりもうちょっと徹底して、例えば、病院で話したことは病院に、例えば入院されている方に病院のほうから、こげんすつと簡単ですよ。例えば、1,000千円的时候は3割負担でしょう。そうすると、300千円払わやんですよ。そうすると、高額医療になると、それを提示するだけで82千円ぐらいでよかですよ、今度は。だから、その方法は、ただ今までであったから、その人だけにやるやなして、もうちょっとやり方を考えるべきだろうと私は思うんですけども、その点どうでしょうか。

保険年金課長（川口敬司君）

今の御質問にお答えする前に、私の先ほどの説明の中で漏れておりましたのをつけ加えさせていただきます。

標準負担限度額の認定証を交付している人ということでさっき御説明しましたけれども、そのほかに、4月から高額療養費の支給の申請に来られた方、その人たちにもこれをお勧めして、こちらの認定証を受けられた方がその1,114名の中に含まれているということをつけ加えておきたいと思ひます。

それと、今の周知が不十分じゃないかというような質問でございましたけれども、7月に毎年、国民健康保険の御案内を全世帯に配布していますけれども、この中に高額医療に関する事項も載せております。それと、あと今の話にありましたように、医療機関のほうに徹底したらというようなことも私受け取つたんですけども、地元医師会と年2回医療懇談会というのをやっておりますけれども、その中で医師会のほうに、地元の医療機関の窓口でも見られた方にそういった制度をお知らせしていただくならというふうに考えております。

以上です。

6番（島添 勝君）

もしその制度を知らなくて、ずっと手続ば昔のまました場合、ああ、もうしもうた。2年ばかりしてから話を聞いて、するならよかつたというときは、限度額というのは何年ぐらいで時効はあつてですか。

保険年金課長（川口敬司君）

時効は2年です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

それでは、次に行きます。次は、世帯合算と多数該当制度と。もうちょっと詳しく、よかったらお願いします。

保険年金課長（川口敬司君）

世帯合算と多数該当ということで御質問ですけれども、世帯合算といいますのは、同じ世帯の中で1人に1カ月、1診療科目なんですけれども、それが21千円以上の自己負担があった場合、それが2件以上あった場合は、それらを合算して自己負担限度額を超えた分をお返しするという制度であります。

それから、多数該当といいますのは、先ほど部長の答弁の中でも述べましたけれども、高額医療に該当する治療を受けた月以前の12カ月前まで 1年前までですね 前までに3回以上高額医療を受けられた方、高額に該当された方ですね、その方は4回目からは自己負担限度額が安くなるという制度でありまして、例えば、所得が6,000千円以下で住民税が課税されている一般という区分に該当される方ですけれども、その方は普通の高額の場合は80,100円に総医療費から267千円を差し引いた残りの1%を足した金額が自己負担限度額というふうになりますけれども、多数該当の場合はこれが44,400円に減額をされるという制度です。

以上です。

6番（島添 勝君）

例えば、世帯合算の件についてなんですけれども、上位所得者、そして一般、低所得者というランクがあつてですね。例えば、上位所得者は税金の基礎控除後の所得の合計が6,000千円以上ということが書いてありました。それと、例えば世帯合算した場合は、21千円が2回あった場合はそのやつを適用した場合、例えば、多数限度額を適用した場合は83,400円になりますよね、さっきの話を計算、ぴしゃっとはいきませんが、83千円台になるんですね。それを多数限度額がこれになりますので、世帯合算した場合21千円が2件発生した場合は、その21千円を83千円から還付されるという制度ですか。

保険年金課長（川口敬司君）

今の制度はそれぞれ別々の制度でありまして、世帯合算というのは、その世帯の中に2人とか3人とかいらっしまった場合の話ですね。多数該当というのは、1人の人が1年以内に3回以上高額を受けられて、4回目から安くなるという制度で、ちょっと違う制度ということです。

6番（島添 勝君）

ちょっとわかりにくかったんですけれども、世帯合算というのは70歳以下ですね。75歳以上はまた別なんですよ。70歳以下の場合は、要するにその適用がありますと書いてあつてですね。その場合の21千円以上の自己負担額が2件以上発生した場合は、その世帯限度額を超えた金額が払い戻しをくれるという制度だろうと思うんですよ。だから、21千円のレ

セプトが2つあった場合は42千円になるんですね。そのうちに、還付金が大体その半分来るんですが、多数限度額からどのくらい還付さるっとですか。

保険年金課長（川口敬司君）

世帯合算の場合の、先ほど言われた21千円以上が複数ある場合ですね。そのときの計算方法というのは、先ほどちょっと紹介しましたがけれども、80,100円に総医療費から267千円を差し引いた残りの1%を足した金額、それが44,400円を超した分は全部返ってくるという制度です。

6番（島添 勝君）

今、多数該当制度というのも4カ月目からは幾らか還付の適用になると。そうすると、世帯合算、そうすると、要するに健康保険に高額医療費の、今までは申請して何カ月か後に還付されよったでしょう。今度はそれを市に申請するだけで、その用紙ば持ってだけで、もう限度額ば払わんでよかごとなつたわけですね。だから、私が言いたいのは、私たちに恩恵のある制度が幾つもわかつたわけですね。だから、それをやっぱりもうちょっと市民に徹底してもらえるようにお願いします。

次に行きます。次は、443号バイパスに関してでありますけれども、今、平木の昼橋のところまで部分開通しておりますけれども、その後は買収はどのくらい進んでいるのか。そしてその次の、買収してから、例えばその計画、買収のもし終わったら、その計画をよかつたら教えてもらいたいと思います。

建設課長（白鳥道幸君）

私が平木交差点と言いますが、その平木交差点のすぐ西側の件でございますけれども、全体の買収、未買収が全部で71筆ございます。そして、今、用地買収済みが49筆で、あと22筆残っております。その分について、この買収率としまして69%、約70%の買収率になっております。

その残工事についてでございますけれども、天神大牟田線、それから208号がちょうど連続立体交差になりますから、その分の発注が各工の半期分を今土木のほうで発注しておりますし、その後については平木交差点から西のほうに、この後、県のほうが道路工事について発注する予定でございます。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

今、話を聞きますと、70%台と聞きましたけれども、あと30%ぐらい分では何か問題のあつて買収がでけんのか、その辺をちょっと教えてもらいたいと思います。

建設課長（白鳥道幸君）

全体的に旧三橋町が数名、3名ぐらいいらっしゃいます。あと、旧大和町分がその残になっておりますけれども、実は昨日も用地買収に行きまして、徳益のほうに私行きましたん

ですけれども、ちょっと徳益地区のほうは排水問題等がございまして、その辺の整理をしていかざるを得んということで、今、私たちのほうも準備しておりますので、それが解決しますと、それと、有明海沿岸道路のタッチ部分がもうちょっと時間がかかるようでございます。鋭意努力していきたいと思っております。

6番（島添 勝君）

私は旧三橋町なんですけれども、この話は三橋町の時代もです。自分もそういう話の構想ですよ、例えば、徳益は通り越して枝光に行くとか、そういう話があったんですよ。だから、例えば沿岸道路とつなぐとは間違いはないんですよ。その先の予定はありますか。計画です。

建設部長（蒲池康晴君）

具体的に計画として現在あるといたしますのは、都市計画道路南徳益枝光線という道路がございまして、これは、東から今おっしゃられるように国道443号バイパスが来ておりますが、南北に有明海沿岸道路ということで、3方向の分についてはもう具体的に事業が進捗しているわけでございますけれども、西のほうにつきましては、この都市計画道路が現在はございません。総合計画の中でも、昨年も佐々木議員のほうから一般質問がございましたけれども、総合計画の中では柳川市街の外環状構想道路というのがございまして、この南徳益枝光線というのがその基準になる道路ということで考えておるところでございますので、これについてはもうしばらく具体化については時間をいただきたいと思っておりますけれども、そういった道路になるということでございます。

6番（島添 勝君）

443号は今、物すごくいい話ばかり、開通しているとあります。確かに柳川市の発展のために早く開通、沿岸道路までなっとん開通はどげんじゃろとか、いろんな話がありますけれども、その沿岸道路との関係で、一応今70%と聞きましたけれども、その工事の予定ですよ、100%買収の済んでから工事をやるのか、一部工事をしかかるのか、その辺どうでしょうか。

建設課長（白鳥道幸君）

今、工事をやっている部分が、ちょうどさっき言いましたように西鉄の大牟田線ですね、そこ、208号のところでございますけれども、そこについては用地買収は終わっておりますから、その構造物を先にやりたいと。それがやっぱり2年3年かかりますから、ちょっと時間的にかかりますので、そういうふうな用地買収が終わってから、ずっと随時工事をしていて、最終的には全線開通という形で土木のほうは進んでいるようでございます。

6番（島添 勝君）

私がなぜ443号のことについてこだわるかというと、本当は平木地区が子供の通学路なんですよね。しかし、あそこは今、443号は物すごくトラックが通って、大和町と三橋町のあの道

路は狭いんですよね。子供が通学すると大型トラックの来ると、子供は田んなかへ落ちよつとですよ。だから、警察のほうからも、はあ、ここは危ないと、何とかしてくれないでけんち言わっしゃるばってん、警察のほうは通学路変更してもいいですよちゅうばってん、いろんな条件ばクリアせんと、なかなか通学路変更はでけんわけですよ。だから、今、老人会とかPTAとか、あそこに雨降ったっちゃ、寒かったっちゃ、必ずうだいたごとして、子供が帰ってくつときの通学路けんですね、地元の方がお骨折りをいただいております。だから、それも含めて、そういう通学路も頭に入れながら工事をしてもらいたいと思います。これは要望です。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

第3順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤でございます。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、柳川市発注の公共事業の入札についてお尋ねします。

先日、隣町の大木町で、町発注の中学校大規模改修工事をめぐって談合汚職事件で現職の町議会議員が逮捕されました。また、大川市でも現職の市議会議員が逮捕されています。こうした近隣の市や町で公共事業にまつわる談合汚職事件が発生するということは、そのような政治風土がもとよりこの地域に根づいていたのではないかと考えられます。

では、柳川市は全くそのような不正な例がないかという、私は柳川も同様であり、例外視できません。過去にも有力議員が経営する会社が急成長をし、有力議員にこびを売る業者を目にすることが多々ありました。また、市民によっては業者等に影響を持つ議員が実力のある議員であるといった間違った認識をされている方もいます。議員の中にも、業者や職員に強い影響力を持つとすることをよしとする方もいらっしゃるんじゃないかと思えてなりません。

このような状況をとらえた上で、石田市長は柳川市に談合汚職事件が発生しないよう、具体的にどのような指示、施策をされているのかお尋ねいたします。

次に、農業の活性化について質問します。

平成2年、私がJA柳川の理事になったときは、柳川農協の農産物販売高が84億円程度ありました。ところが、平成18年の農産物販売高は54億円程度になっています。まさに農産物販売高は半減していると言っても過言ではありません。その主な要因は、米価の下落とともに40%を超える減反政策及び、ピーク時は30億円を超える販売高を有していたイグサ製品の急激な減少であります。しかし、私が思うに、減反政策の拡大、また、イグサ作付の急激な

減少に対応した有効な政策がとられなかったために、農家の農業に対する意欲と期待が弱まっていったことが主な販売高減少の最大の原因ではないかと思えます。

当時、イグサ農家は中国の安いイグサ製品の輸入により、ピーク時には500戸ほどあったイグサ農家が急激に減少していった時期で、イグサをやめた農家にとってはその後の転換作物を何にするかが大変大きな問題でした。米価の下落及び減反政策による米の作付の減少によって、イグサ農家同様、一般の農家も経営的に困難な状況になりつつある中、その対策が求められていました。しかし、当時はまだ合併前で、柳川農協は柳川市、三橋町、大和町と3つに分かれていたため、柳川農協では画一的な政策がとりにくい状況もあって、有効な政策がとられませんでした。平成17年に1市2町が合併したことにより、柳川農業の画一的な政策がとれる状況になりました。合併して2年半が経過していますが、現在どのような政策を実施されているか、また、今後の柳川農業の活性化のための新しい政策としてどのようにされようとお考えか、お聞かせください。その回答をされる際には、農業経営で主に生計を立てている生産者と、健康増進や家庭菜園などの趣味感覚で農業を行っている生産者の2つの面での行政面の取り組みについて、分けて答えていただきたいと思えます。

次に、クリーク用水の有効利用について質問いたします。

先般来の少雨傾向で、市内のクリークに流入する用水量が激減し、柳川的一大イベントである白秋祭も開催が危ぶまれていましたが、一時的な農業用水の制限や関係者の努力などで天候に恵まれ、無事祭りを終えることができました。しかし、その後、さほど降水量がふえることがなかったことと、農業用水の取水のため、城堀の水位は急激に低下し、市街地では生活用水、防火用水もなくなり、さらには柳川のシンボルでもあります観光川下りにも運行に支障を来しているといった状況です。

市街地の生活用水、防火用水を確保するためには、城堀の水位を一定以下にならないよう、樋門の前に堰ぶたを設けてオーバーフローさせれば解決できます。この堰板によるオーバーフローによって下流の流量が現状より少なくなるということはありません。なぜなら観光川下りの用水も消費するわけでもなく、上流より流入した流量はそのまま下流へ流していきますから、流入量が減るということはありません。ただ、その前提条件として、下流の6つの樋門の流量の調節と下流の各水利委員会の手承が必要になります。しかし、だれもが損をすることなく、この城堀のオーバーフローによって一石三鳥以上の効果が認められますので、一日も早い実施を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、市町村型合併浄化槽についての質問を行います。

石田市長の主要なマニフェストの一つで、市民負担が大幅に軽減され、生活排水の浄化が短期間に改善される市町村型合併浄化槽導入の提案を2度にわたって否決してきた議会の真意が何なのか、また、数々の反対の理由についても、私には全く理解できません。この案件は教育民生委員会所管の案件ですので、総務委員会の委員である私には教育民生委員会でも

のような論議がなされてきたかは詳細には知りません。私が知らない場での議論を含め、市町村型合併浄化槽導入に反対する主要な意見はどのようなものであるかを示していただきたいと思います。

あとの質問は自席に戻って行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

まず最初に、公共事業の工事発注についてお答えいたします。

どういう指導をしているかということでございますけれども、公共工事の発注については、世間一般でも透明性の確保、それから説明責任の行使というふうなことが言われております。さらにそれを通じて公平で自由な競争でなければならないというふうに言われておりますので、常日ごろからそういうふうな指導を行っているところでございます。

また、談合等の不正行為につきましては、福島県、和歌山県、宮崎県の案件で御承知のとおり、各種の法改正によりまして、罰則の強化だとか、あるいは違約金条項等の追加による厳しいものになっております。本市でもさらに競争性を確保するために、ことし9月1日から新しい入札制度を実施しているところでございます。

産業経済部長（田島稔大君）

それでは、私のほうから農業の分とクリーク用水の有効活用ということについてお答えをさせていただきます。

まず、農業の活性化についてお答えをいたします。

1つ目の合併後の柳川市の農業政策についてでございますが、専門的農家とそうでない農家に分けての取り組み状況をとということでございますが、基本的に専業、兼業農家に区分した政策とはしておりません。柳川農協と1つになって実施しております本市の農業政策の一元的な施策としまして、まず、米、麦につきましては、契約販売の有利販売を前提としまして、全量種子更新の一部助成、そして、売れる米づくり対策として、県下で最初の低たんぱく米栽培の取り組み、さらには、安全・安心のために玄米色彩選別機の導入などを率先して導入してきております。また、園芸部門ではアスパラガスの集出荷場の増築、そして、自動受け入れ選別機を導入するなど、省力化に向けた対策を行ってきております。また、農作業の効率化、省力化、さらなる品質向上を目的に、各種高性能機械導入などへの一部助成を行ってきたところでございます。

また、本市が直接行う事業以外のものとして、産地づくり交付金がございますが、これについては柳川市水田農業推進協議会を結成して、各種事業の取り組みを行ってきております。主なものとして、生産調整に対する助成や担い手育成における支援などがございます。特に趣味的農業者に対する施策というわけではございませんが、生産者の受け皿の一つとして、今、柳川農協の3カ所の直売所と民間運営の2カ所の朝市がありまして、こういった直売所の有効利用の呼びかけを行っているところでございます。また、農業者の

ための育成としまして、品目ごとの栽培講習会、新規就農者相談会を農協、そして普及センターの協力を得て実施しているところでもございます。アスパラガスやオクラについては、生産者の増加もありまして、昨年比で1.3から1.5倍といった伸びを示している状況でもございます。

2つ目の今後の柳川農業の活性化のための新たな政策についてでございますが、柳川農業の基本指針として、昨年9月に制定いたしました食料・農業・農村基本条例に基づき、現在、基本計画の策定を審議していただいているところでございます。国、県の基本施策に準じ、産業としての人づくり、産地づくり、地域・環境、食料・暮らしという3つの柱を中心に、本市の実情に合った基本計画策定を行う予定で進んでおります。

今後とも厳しい農業情勢が続くと思われませんが、本年度、販売力を強化して産地間競争に打ち勝つために柳川農産物ロゴマークの作成を行い、また、初めての取り組みになりますが、JA柳川主催の柳川農業まつりを開催する予定にもしております。農家経営安定のために、さらなる努力をしていきたいというふうに考えております。

3つ目のクリーク用水の有効利用についてでございますが、現在、柳川市を流れるクリークの水は矢部川を水源として取水をしております、その分流であります沖端川、さらに塩塚川、二ツ川、太田川などより各地へ流入して、御承知のように農業用水、そして防火用水等に広く利用されております。取水、排水については、沖端川の右岸地域は花宗太田土木組合、そして、左岸地域については柳川みやま土木組合、それぞれの用水組合が重点箇所の水位調整を行っているところでございます。冬場については例年低水位となりますが、ことしは特に異常な少雨で、日向神ダムの貯水も11月下旬までは300万トン、11月での貯水容量の約15%となりますが、これを切るような状態で、沖端川からの流入もほとんどなく、二ツ川流域、柳川地区においては特に渇水状況にあります。

議員御提案の水とり口の堰上げによる城堀の水確保でございますが、例年、冬場は限られた水量のために、関係者やそれぞれの機関と協議をしながら、可能な限りの水利調整を行っているところでございます。特にことしの場合は農業用水、防火用水にも事欠く状態でございます、樋門で堰上げをして城堀の水を保つということになりますと、議員御指摘のとおり、現状を変えるということになりますと、下流の農業者の十分な理解と承諾を得ないといけない話でございます。この水利については、また許可水利権の問題もありますので、市としましては、現在、土木組合と十分協議をしながら、城堀樋管の下流の8カ所の管理人さんや水利関係者の皆さんの協力をいただきながら、水利の調整を行っているところでございます。

以上でございます。

市民部長（佐藤良二君）

それでは、私のほうから伊藤議員質問の4点目、市町村型合併浄化槽についてをお答えい

たします。

ことし9月1日号の市報に、合併浄化槽整備事業の現状ということで、市町村型合併浄化槽事業に対する賛成意見、反対意見を議会の会議録から抜粋して載せておりますが、この中から議員御質問の反対、または慎重な取り組みを求める意見について申し上げます。

合併協定に違反している。子や子孫に多額の借金を残す公共事業であり、第2の夕張市となって赤字再建団体へと進む危険が大である。民間工事に比べて、設計基準、設計単価が高く、工事全般において高値どまりが想定される。工事発注から維持管理に至るまでの人員がふえて、人件費が増高する。浄化槽使用料の滞納が生じる。耐用年数を過ぎた浄化槽の改修、改築のための国の補助制度が準備されていないので、その際の市の一般財源の繰り出しが膨大になる。個人財産の中に公的な財産を置くということは非常に大きな抵抗があるというような意見が出されております。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

それでは、まず最初の入札の件でお尋ねをしたいと思いますけれども、今回新しい入札制度が9月1日より実施されていますが、どのような点が改正されたのかお尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

ことしの9月1日からの新しい入札制度の改正でございますけれども、せんだって議会の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、一層の公正かつ透明な競争を確保するというふうなことで、3点の改正を行っております。まず第1点が、設計金額10,000千円以上は一般競争入札とするということでございます。これは、一定の要件、入札資格要件を備えていれば、希望さえあれば参加できるという、こういう内容でございます。それから2点目が、入札参加者数は原則として10社以上とすると。これは従来、5社というふうになっていたかと思えますけれども、これを10社以上というふうに拡大しております。それから、3点目が地区割りをなくすというふうなことで、自由な競争をさらに進めていくというようなことで、現在、こういう入札によって行っております。

13番（伊藤法博君）

今回の改革で、どのような効果が期待できると思われませんか。その点お尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

新しい制度がスタートしてから、まだ3カ月ちょっとしかたっておりませんが、その評価というのはなかなか難しいわけですが、今回の改正がどのような効果かということをおよびこれまでの落札率ということで比べてみますと、土木の一式工事について、一般競争入札と指名競争入札に分けて分析いたしますと、まず、一般競争入札、設計金額10,000千円以上の場合でございますが、工事を受注した会社のすべての競争ということになりますけれども、その落札率は平成17年度は51件ございましたが、その落札率は98.3%でした。これ

が平成18年度は62件で97.7%、それから、平成19年度の4月から8月までが20件で97.4%でございました。これが新しい制度になって、9月から11月までの3カ月でございますが、これが23件ございますけれども、95%というふうになっております。以上のように落札率が下がっているという事実が確認できるかというふうに思います。

それから、設計金額が10,000千円未満の指名競争入札の落札率についてでございますが、平成17年度は164件で97.2%でした。これが平成18年度は167件で97.5%、平成19年度の4月から8月までが49件で97%、新しい制度になってからの9月から11月まで89件ございますけれども、これが96%というように、いずれも一般競争入札で約2%、指名競争入札で約1%、新しい制度になって落札率が落ちているということでございます。直ちにこれが競争効果が発現しているというふうには評価できにくい部分もございまして、今までのところではこういう傾向になっているということでございます。

13番（伊藤法博君）

近隣の市町の入札制度は、現在のところどのようになっているのかお尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

近隣の6市、大川、八女、みやま、大牟田、筑後、久留米、こういったところをちょっと尋ねてみましたけれども、この6市のうち2つの市が平成19年度から設計金額10,000千円以上を一般競争入札というふうにしているようでございます。また、残る4つの市のうち2つの市が、平成20年度から10,000千円以上を一般競争入札にするというふうな予定であるというふうに聞いております。さらに、残る2つの市については、現在も指名競争入札を行っているというふうなことでございます。

13番（伊藤法博君）

設計金額10,000千円以上は一般競争入札ですが、設計金額10,000千円未満は指名競争入札になっています。柳川市指名競争入札参加者選定委員会の構成はどのようになっていますか。

副市長（大泉勝利君）

指名委員会の構成でございますけれども、委員長を私が務めておりますけれども、発注、監督する担当の部長、課長、さらに予算を管理する部長、課長で構成しております。

13番（伊藤法博君）

土木、建築、それぞれ会社には格付があって、A級の会社は設計金額12,000千円以上の工事、B級の会社は設計金額5,500千円から12,000千円未満の工事、C級及びD級の会社は設計金額5,500千円未満の工事の入札に参加することができることになっています。柳川市にはA級、B級、C級、D級、それぞれ何社ずつあるのかお尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

土木工事の場合に、A級は43社、B級は41社、C級は43社、D級が3社というふうになっております。

13番（伊藤法博君）

これまで以上に適正な入札制度の管理を行っていただきたいと思います。

次に、農業の活性化について再質問いたします。

主に、園芸部門での収穫量に関して質問したいと思います。古来より、この柳川地区は肥沃な土地であると言われてきました。しかし、現状では、先ほども言いましたように、有効な政策をとらなかったことがこの柳川地区の農業を衰退させています。ただ、そのような中でも調べていくと、近隣の市では八女農協のように、同じ国策のもとでも農業が飛躍的に活性化している地域があります。もともと柳川地方の土壌は重粘土で肥料もちがよく、中山間地の砂地の土壌に比べて作物の単位面積あたりの収穫量も多いと言われていました。実際の現状はどのようになっているのか、特にイチゴ、ナス、アスパラなどの施設園芸部門についてお尋ねいたします。

農政課長（野田一廣君）

議員御質問の園芸部門での収穫量に関しましてお答えさせていただきます。

この地域、いわゆる柳川市の沖積層及び有明粘土層と、みやま市、八女市の中流域の砂壤土の収穫量では、統計的な単位収量比較では、トマト、アスパラガスにつきましてはこの地域の反収が多くなり、ナス、イチゴにつきましては同程度の反収ということになっておるところでございます。

また、土壌の問題でございますけれども、専門的機関の話では、一概に重粘土質が園芸に適しているとは言えないということでございます。中流域の砂壤土では、酸素含有量が下流域に比べて多く、水はけもよく、園芸に適していると言われておりますけれども、昨今、技術研究の進歩によりまして、私たちこの下流域でも、堆肥等の有機物を投入、施肥することや、深耕ということなどで作土が細土化されて通気性、保水性、通水性もよくなり、収穫量の差がなくなっているということでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

今のあれでは中山間地、トマト、アスパラは単位収量が高い。そのほかでもそう大差はないというようなことで、よその地区よりも劣るということはないということで、そういう中で、よその地区におくれをとっているのは、やはり行政、農協の取り組みに問題があったのではないかと私は思っております。

これまで行政とか農協側は、農家販売が10,000千円程度に対して所得が四、五百万円程度の指導をやっていたと。農家販売が数千万円に対して、農家所得が10,000千円以上を上回るような経営の指導へ切りかえていかなければ、農業を営む農家の子供はもとより、農業を潤す若者は、農業自体に魅力を感じなくなるのではないかと考えます。

数千万円の農業経営販売高を行うためには、やはり雇用を視野に入れた経営をとらざるを

得なくなるように思えてなりません。今後、雇用を含めた経営の指導は必要になると思います。農業を営む場合、10,000千円の販売高を得ようとするのであれば10,000千円の投資、年間30,000千円の販売高を得ようとするのであれば30,000千円程度の投資、つまり、年間の販売高にはそれと同額の投資が必要であるように、経験上、見受けられます。しかし、農業を営んでいく中で、現状の取り組みが続く以上、農家にとって数千万円の投資は負担が非常に重過ぎ、やはり何らかの工夫が求められます。負担軽減になるような方策はないのか、お尋ねをいたします。

農政課長（野田一廣君）

農家が負担軽減となる施策はないのかということでございますけれども、現在、原油の高騰などによりまして、石油製品の高騰、あわせて農業資材が以前から見ますと3割から5割ぐらい上昇している状況の中、大変厳しい農業情勢になるのは御案内のとおりでございます。したがって、規模拡大を推進するにいたしましても、資金等の問題等もありまして、以前のようにできないというふうな状況にあります。

しかし、農家の負担軽減につながる事業といたしまして、途中、事業の名称変更等はあっておりますが、これは20年前から柳川農協におきましても、施設のリース事業に取り組んできておるところでございます。この事業につきましては、JAが事業主体となりまして施設整備を行い、毎年、関係機関で採択要件などの事前協議を行いまして、現在はイチゴ、アスパラガス、ネギなどの施設園芸、育苗施設、パイプハウスを中心に国、県の補助事業を活用しまして、農業者、農業団体のコスト低減に役立つように事業を実施しているところでございます。

今後とも、農業者の負担軽減になりますように、国、県の補助事業を最大限活用するとともに、後継者が育成できるような環境づくりを推進していくという考えでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

現在、3カ所、蒲池のふれ愛の里、大和町のふれ愛の里、それと三橋のJAコープ内にそういった市民の方々が、農家の方々がつくった作物を販売できる場所があるように聞いておりますが、今後そのような店をやはり拡大していくと、また、道の駅などの構想もあるということでございますので、そのためには、やはり高齢者の健康増進や趣味的な少量多品目型の菜園や、非農家も含めた家庭菜園の整備が必要になってきて、その供給母体にならざるを得ないと思います。そのような意味から、今後どのような対策をされようとしているのか、お尋ねいたします。

農政課長（野田一廣君）

高齢者の健康増進のための菜園や非農家も含めた家庭菜園の整備についての御質問でございますけれども、これにつきましては、前回の議会での古賀澄雄議員の質問のスローライフ

の対応についてでもお答えいたしましたように、既にJA柳川で本所の東側でございますけれども、そこにごてづくり農園ということを開設していただいたり、市のほうでも、現在1カ所でございますが、三橋町の熊野神社の横に市民農園ということで開設をいたしておるところでございます。さらには、先ほども答弁いたしましたように、品目ごとの栽培講習会や団塊の世代等も含めたところで新規就農者相談会などの取り組みを行っておるところでございます。

専業農家以外の農業者への取り組みとしては、このような事業も実施しているわけですが、このような取り組みがひいては集落営農組織などの経営安定化のための補完的労働力へつながっていけばと考えておるところでございます。そして、楽しく、安全で安心な作物をつくることによって、直売所などへの安定した供給者にもなっていくように、JA、普及センターなどの関係機関と密に連絡をしながら、さらに取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

農業振興の面でいろいろなお話を伺ってきましたが、現在の農業情勢は、生産物安の施設・原材料高で、農業の活性化や規模拡大などを農家自身には考える余裕もなく、現状を維持していくのが精いっぱいのところだというのが、私自身も含めてそういった感じであるということがよくわかります。しかし、何か夢のあるもの、新しいもの、何かすき間に広がりのあるものはないかと努力する必要は、どういう状況下にあっても大切なことではないかと思えますので、今後も先見性のある指導、政策をお願いしたいと思えます。

次に、クリークの有効利用についてお尋ねしたいと思います。お尋ねというよりも、要望でございますけれども、城堀以北の市街地の面積を仮に1平方キロメートルとすると、水路面積は大体1割程度でございますので、0.1平方キロメートルで、10ヘクタール程度になると思います。この10ヘクタールの水路の水位を50センチ上げるとなると、約5万トンの水が必要になります。柳川の市街地に流入する用水は、二ツ川からの用水、筑後導水より用水、下水道の放流水、また、生活排水などであります。筑後導水は夏季に1,111万トン、冬場に188万トンの取水枠があります。下水道は現在1日1,500トンの放流を行っていますが、将来的には1日1万2,100トンの放流が予定されています。水道水も県南事業団より年間620万トンの水道水を取水していて、柳川の水源と合わせて710万トンの供給を行っています。こうして見ると、旧来の用水のほかに新たな用水もかなりふえてきていると思います。

また、旧来の城堀の水利慣行は、樋門管理人を雇用して、水稻時期、用水時期には日の出に樋門をあけて、日の入りに樋門を閉めて、下流の農業用水のために流すというしきたりがあったそうです。当時、昼間は市街地の荷物の搬送に水上輸送が盛んに行われていたとのこと。こういったことを考え合わせると、市街地の生活用水、防火用水、景観や川下りの

水上搬送等の問題点の解決の糸口になると思いますので、検討方をよろしく願いいたします。

次に、合併浄化槽の問題でございますけれども、今、市町村型の合併浄化槽に反対している意見を述べていただきました。合併協定に違反しているとか、子供や子孫に多額の借金を残す。民間工事に比べて設計単価が高く、工事全般で高どまりが予想される。工事発注から維持管理までの人員がふえて、人件費が増高する。浄化槽使用料の滞納が生じる。耐用年数を過ぎた浄化槽の改修、改築のための国の補助制度が準備されていないので、その際の市の一般財源の繰り出しが膨大になる。個人財産の中に公的な財産を置くことに非常に大きな抵抗があるというようなことございましたけれども、耐用年数を過ぎた浄化槽の改修について、これは平成19年度の浄化槽推進関連概算要求の概要の中に、改築の助成対象という項目がありますが、この点、現在、予算が認められたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

生活環境課長（磯村信義君）

お答えいたします。生活環境課長です。

国では浄化槽推進関係概算要求の中で、今、議員質問のような予算要求をやっておりますけれども、あくまで財務省に対する予算要求でありまして、現時点ではまだ認められておりません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

この件に関しては、やはり下水道とか集落排水事業なんかは、そういう改修のための補助金の助成が実施されておりますから、いずれはこれ、30年先、40年先、50年先、100年先になるかわかりませんが、そういったスタンスの期間の問題でございますので、今後やはりそういった検討がなされないと、公共下水道とか集落排水事業等との公平性に問題が出てきますので、いずれはそういった助成制度ができるだろうと思います。また、合併協定に違反してというのは、これはもう論外ですね、新しいいい制度ができれば、やはり取り入れていって、そして市民の利益になるようなことをやらなければならないんじゃないかというふうに思っております。

ある昭代地区の住民の方から、市報などで私たちが理解している市町村型合併浄化槽についてのお知らせと全く違った説明がなされている市議会報告書が出されていると、そういった昭代地区の住民から連絡があり、その報告書を持ってきてもらいました。その中で述べてあることは、執行部が計画している市町村設置型と現在実施されている個人設置型と比較した場合、明らかに個人設置型のほうが利用者の負担が軽くなりますというようなことが書いてあります。そんなことがありますかね。私たちもそういう説明は一度も受けてはおりませんが、どうでしょうか。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

ただいま伊藤議員の質問は、先ほど市民部長が……（「だから、間違ったことをしよるじゃない」と呼ぶ者あり）発表した9月1日付の市報に掲載された合併浄化槽設置の市町村型に対する反対論、あるいは、ある議員が個人的な議員活動の中で発表したブログ、それに基づいての質問でございます。これが一般質問としてなじむかどうか。

というのは、一般質問にはちゃんと規定されたルールがあります。それから、個人の理論に対する反論であれば、その反論された議員は一般質問でありますから発言の機会がありません。そうしたことで、今、伊藤議員が行っておる合併浄化槽市町村型に対する質問が一般質問になじむものであるかどうか、議会運営委員会委員長においてお取り計らいいただいて、議運に諮っていただきたいと思います。

13番（伊藤法博君）

私は、そういった公に出された報告書が間違っことを市民に知らせていただいても困るから、正しい報告をしてもらわにゃいかんから……（「それは一般質問じゃないぞ。それは政治活動に対する質問じゃない。それは違うよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）だから、その報告が正しいかどうかを執行部に確認しよるわけですから。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

静かにお願いします。

ここで暫時休憩をとります。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会開催の要請がありましたが、その必要性を認められないと判断をいたしましたので、伊藤議員の質問に対し執行部の答弁をお願いします。

生活環境課長（磯村信義君）

伊藤議員の質問に対しまして、ちょっとお答えのしようがありません。

13番（伊藤法博君）

それじゃ、今まで執行部は、個人型よりも市町村型のほうが利用者の負担が軽減されるというような説明をしてきたんじゃないんですか。それは間違っておったということですか。

議長（田中雅美君）

生活環境課長、なぜ答えられんか、その理由ば言わんげっとでけん。どうぞ。

生活環境課長（磯村信義君）

議員のほうから今言っております内容につきまして、詳細な把握ができていないということが1点と、もう1点は、それぞれの議員が議員活動の一端としてやってある部分に対しまして、私どもが論議をすべきものじゃないと考えますので、お答えのしようがないというこ

とを申し上げました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

今、担当課長がお答えしておりますのは、質問の中身がよくわからないことですね。ただ、伊藤議員が正しい数値はどうかということのお尋ねなら、私は答えられると思います。したがって、その辺の確認をされるということでもありますならば、答弁させます。

13番（伊藤法博君）

それでは、市町村型の5人槽なら5人槽での個人負担の金額、それと、今実施されておる個人型の個人負担の金額を教えてください。（「議長、ちょっとそれはおかしいと思います」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

数値的な質問は、私はそれはそれで結構だと思います。ただ、しかしながら、ある議員の、いわゆる議会だより及びブログにおいてどうのこうのという部分については、まず、伊藤議員から取り消しをいただいた後に、そういう質問を続けていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

どげんですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）一議員の政治活動に触れてもらいたくないで。

13番（伊藤法博君）

あのですね、やはり一議員の政治活動であっても、正しいことを市民に伝えなきゃいかんと。〔発言取消〕を言うようじゃ、やはりこれは問題があると。だから……（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

それはですね、伊藤議員、ちょっとあなた言い過ぎる。〔発言取消〕ということはわからんとやけん。ちょっとその答弁。（発言する者あり）（「〔発言取消〕てんなんてん」「それなら、〔発言取消〕じゃないということば示しなさいよ」と呼ぶ者あり）ちょっと静かにお願い、答弁をちょっともらってみます。伊藤議員、やっぱり一議員に〔発言取消〕なのですね、まだ証拠もないし、どっちがどうかも今問いよつとでしようが。それを問いよる中に、〔発言取消〕ち一方的な言い方は、ちょっと取り消しばしとってくれんですか。

13番（伊藤法博君）

その「〔発言取消〕」というのは取り消しますけれども、一応、その前の「ある議員」というのも取り消してでございます。ただ、そのような市町村型と合併浄化槽の利用負担がどちらがどれくらい軽減されるかということをお尋ねします。

生活環境課長（磯村信義君）

私どもが試算をしております5人槽の浄化槽の工事費につきましては、904千円程度で試算をしております。その場合に10%相当を設置者の負担ということで、市町村型でやります場合はお願いするわけでございますので、そうしますと、設置する方は90,400円程度になります、設置者の負担はですね。それから、現行の個人設置型の5人槽の設置工事費でございま

すけれども、平均的な工事費が910千円でございます。そこから設置者に対します補助金を交付いたしますので、その補助金の交付金額が平成19年度で332千円でございますので、その差額588千円相当が設置者の負担になるということでございます。これはあくまで本体部分だけ、浄化槽の本体部分だけの話でございますけど、そのようなことになるわけでございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今説明のあったように、やはり市町村型は補助金が9割出て、個人設置型は補助金は4割だと、その差額が利用者には市町村型のほうが負担が軽くなるということでございます。だから、（「本体だけたい」と呼ぶ者あり）それは本体の話をしよるじゃないですか。（「周辺工事ばせやんめもん」と呼ぶ者あり）それは同じじゃないですか。それは同じ、みんな同じじゃないですか。（「市の負担はどうなると」と呼ぶ者あり）

それと、皆さんが今の制度に補助率をアップして、市町村型と同じようにすればいいじゃないかというような発言もあっております。そういう報告書を書いてある方もおられます。しかし、そういう補助金をアップしたら、どれくらい要るかということをちょっとお尋ねしますけど。（発言する者あり）

副市長（大泉勝利君）

今の伊藤議員の質問は、特定議員の提案に基づいた試算を執行部でやりなさいということですが、それはこの場では即答できません。時間をいただかないとできません。

13番（伊藤法博君）

だから、今の個人型に補助率をアップしたのが、僕は市町村型と思うわけですよ。市も補助金をアップして、国、県も大幅に補助金をアップして負担軽減をですね、負担を9割補助にして1割の個人負担になつとるということですから、今の個人型に補助金をアップしたのが今の市町村型の制度だと私は理解しております。（「理解がおかしい」「まちっと勉強してもらわにゃいかん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

だから、次に行きますけれども、市町村型合併浄化槽は公共事業であるので、現在の個人型合併浄化槽設置事業、すなわち民間工事に比べて設計基準、設計単価が高く、工事全般において高どまりが予想されると、そういう反対があります。（「議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）

1番（島添達也君）

伊藤議員のこれまでの議長の配慮なり、私が言ったことに対する理解が全然なっておりません。（「何で、どの部分が」「なっていない。そうだ」と呼ぶ者あり）あれは市報に発表されたある議員の反対理論なんですよ。それに基づいて彼は質問しておるわけですよ。だから、そういう質問が一般質問になじむかどうか。それからまた、そういう反論された議員は反論できないわけですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、こういう一般質問の場で一

議員の主張を取り上げて批判する、あるいは反論する、そういうことはやめていただきたい。そういうことで先ほどから議運の委員長も心配しておるわけですよ。

議長（田中雅美君）

はい、わかりました。

伊藤議員に申し上げます。先ほど副市長のほうからもありましたし、島添議員のほうからもあっておりとおり、執行部への通告内容に従いまして、答弁をしやすいような質問をお願いします。

13番（伊藤法博君）

今、読み上げておるのは通告しとったやつですよ。そういった設計単価が高く、工事全般で高どまりが予想されるとの反対意見については、今までの個人型合併浄化槽設置事業で多くのデータ蓄積があるので、工事発注の予定価格を4割以下に抑えれば問題ないと思いますので、その点はいかがですかという質問をしておるわけです。

生活環境課長（磯村信義君）

先ほどの御答弁でも申し上げましたように、私どもが5人槽につきまして積算をした工事費、本体の分でございますけど、904千円程度で上がるということを積算しております。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

だから、今のやつと大差ないわけでもんね。どうですか。個人設置型と……（発言する者あり）

生活環境課長（磯村信義君）

これも先ほどお答えいたしましたけれども、5人槽の現在の平均的な本体の工事につきましては、910千円程度であるということは申し上げたわけでございます。

市長（石田宝藏君）

伊藤議員のお尋ねはこんなことじゃないかなと思います。現在の個人設置型、工事費が大体910千円かかっていると。その中で、市の補助が332千円、したがって、個人負担が578千円かかっていると。今度は市町村型でやった場合は、正確な数字ですが、904千円の工事費がかかると。その1割の90,400円が個人の負担でやっていただくと、こういうことじゃないでしょうか。

それから、市の財政負担、これについては公共事業、公共下水道、1世帯当たりの市の負担する金額、公共事業については、1世帯当たり約1,441,500円、農村集落排水事業で1,692千円、それから、市町村型でやりますと、468千円の市の負担ということでございます。そういうことでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番（伊藤法博君）

では、次に進めます。現在、実施されている個人型合併浄化槽設置事業において、施工業

者は市内業者がどれだけで、市外業者がどれだけの割合で施工されているかお尋ねいたします。

生活環境課長（磯村信義君）

過去5年間分の平均的な数字でございますけど、市内業者が4、市外業者が6程度の比率で工事が行われております。個人設置型の事業の場合です。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今報告のように、大半が市外の施工業者によって合併浄化槽の設置がなされておると。そのために市内の業者の方が割を食っとるんじゃないかと思えます。市町村型の合併浄化槽を導入すれば、市内の業者を対象に入札を行いますので、100%市内の業者が施工するようになると思えますので、地域の活性化にも、地元のあれにも役立つだろうと思えますので、さっきも言いましたように、市民に、利用者に非常に有利で負担が軽減される市町村型合併浄化槽の一刻も早い導入をお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時35分 休憩

午後2時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番、公明党、古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、発達障害者支援法の取り組みについてお伺いをいたします。

発達障害とは、先天性の脳機能障害で、自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害、アスペルガー症候群などがあります。症状は、コミュニケーションや整理整頓が苦手、場の雰囲気を読めない、衝動性などの特徴があり、知的障害を伴わない軽度発達障害は、障害と気づかれずに本人の努力不足、親の育て方が悪いなどと誤解されやすく、いじめやうつ症状などの2次障害を生むことが少なくないとされています。

日本は欧米と比べ支援がおくれているとの指摘がございますが、2005年に発達障害者支援法が施行され、本年度には改正学校教育法が施行されました。この法律では、発達障害を持つ人が幼児期から高齢になるまで安心して幸せに暮らせる一貫した支援を講じると定めています。

発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されております。

国、及び地方公共団体の責務としては、適切な支援体制の整備について迅速に取り組んでいくとしています。また、発達障害のある人の発見と支援については、乳幼児健診や療育、小・中・高校などでの特別支援教育、就労支援など必要な措置を講ずるとし、発達障害を早期に発見することは、その後の支援を効果的、継続的に行っていくものであるなどとしています。

そこで、本市の取り組みとして、1点目に一貫した支援体制の整備について、2点目に乳幼児の健診と療育について、3点目に小・中、高校の特別支援教育について、4点目に就労支援についていかがお考えかお伺いをいたします。

次に、障害者自立支援法の取り組みについてお伺いをいたします。

この法律は、従来の障害者福祉サービスを抜本改革するもので、障害者が地域で安心して生活できるように総合的な自立支援を目指して2006年4月に一部施行され、同10月から全面施行がされました。

改革のねらいは、全国どこでもサービスを受けられる体制、サービス利用の拡大、国と自治体の費用負担の責任を明確化、精神障害者の引き上げ、就労支援の強化などで、その方向性としては障害者団体にも支持されるものですが、しかし抜本改革ゆえに、さまざまな問題が生じています。

障害者が福祉サービスを受ければ、その費用の原則1割は自己負担になり、施設や事業所での食費や光熱水費も原則自己負担、授産施設に通っても、そこで得る工賃よりも利用料が上回る事態が起こっている。そのため、サービス利用をやめたり減らしたりするケースも出てきています。

一方、施設や事業者側にとっても、報酬が月額払いから利用日数に応じた日額払いに変わったことから、利用者が減ったことで減収が続き、人員の削減やサービスの低下も懸念されます。また、小規模作業所がこの法律によって地域活動支援センターに移行することになります。結果、補助金がこれまでの6割程度に減少することなどで経営が困難となります。しかし、今利用している仲間の行き場を考えると閉鎖することもできない事業者の心配は深刻であります。

重度障害者は当然受ける支援も多くなります。サービス利用に応じて負担がふえる応益負担の制度は、障害程度で負担の格差が発生しています。そういった現状を本市はどのように感じておられるのでしょうか。

そこで1点目、福祉サービス利用者の負担軽減について。2点目に利用施設の確保と補助について市長の所見をお伺いしたいと思います。

以上で終わりますが、再質問については自席で行いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、古賀澄雄議員の福祉、1つが発達障害者支援法の取り組み、その中で一貫した支援体制の整備について、1つがどのようになっているのかという部分と、2点目が健診と療育についてはどのようになっているのかということで、3番目につきましては小・中学校の特別支援教育についての取り組みについて、4点目が就労支援についてというふうなことでの御質問でございます。

発達障害者とその家族の方への総合的な支援という取り組みにつきましては、発達障害者支援法というのが先ほどお話がございましたように、その法律というのが平成17年の4月1日に施行されまして、現在3年目を迎えているというふうな状況でございます。そのために、その支援法に対します認識というのはまだまだ浅く、まずは発達障害に対します正しい知識と理解を持っていただくことが重要であると、そのための広報啓発を行う必要があるというふうに思っております。

さらに、発達障害を早期に見出し、幼少期の早期から発達支援に取り組み、教育、就労に至るまでのライフステージを通じた支援が必要になるのではないかというふうに思っております。

現在は、保健所、柳川療育センター、保育所、総合保健福祉センター、学校など各機関がそれぞれに対応を行っているところでございます。

次に、2点目の健診と療育についてでございますが、これにつきましては昨日の熊井議員の一般質問でも答弁をいたしましたように、母子保健法で規定しています乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診での発達障害児の早期発見に努めているところでございます。また、早期の支援につきましては、健診時に発達のおくれが心配されます児童に対します保護者に対する臨床心理士等が相談に応じているところでございます。また、県の保健福祉事務所が開始しております発達相談会の紹介を行っているというところでございます。

次に、3番目の特別支援教育についてお答えいたします。

学校教育での発達障害児への支援はどうなっているかということでございますけど、発達障害等の医師による診断等がございます場合につきましては、小・中学校への就学に際しては医師や学識経験者、小・中学校の代表者等から成ります柳川市就学指導委員会で児童・生徒との面談や測定等を行いまして、保護者の意見を聞いて就学先といたしましては特別支援学校が適当なのかどうか、特別支援学級が適当なのかどうか、通常学級が適当なのかどうかを市で指導しているというところでございます。

次に、4番目の就労支援についてでございますけど、就労支援につきましては、就学前の教育の段階での支援が大変重要になるというふうに思われますので、県や関係部局との連携をより図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

それでは古賀議員の2つ目の御質問、障害者自立支援法の取り組みについてお答えをいたします。まず1点目の福祉サービス利用者の負担軽減についてということでお答えをいたします。

平成18年4月から障害者自立支援法が施行されまして、福祉サービス等の利用者は月額上限ありの原則1割負担となっております。しかし、これは障害者の生活におきましては大きな負担となっております、さまざまな議論を呼び起こしておるところでございます。その結果、本年4月からでございますが、さらなる利用者負担の軽減措置といたしまして、月額上限額を4分の1、つまり低所得世帯では3,750円、一般世帯では9,300円にまで軽減することになっております。また、事業所に対する激変緩和措置につきましても、事業運営円滑事業や通所サービス利用促進事業などで事業所のより一層の安定的な運営を確保することとしております。ただ、現在、新たな支援策が検討されておりますので、今後の国の対応を見守りたいというふうに考えております。

次に、2点目の利用施設の確保と補助の件でございますけれども、現在の自立支援法になりまして、多くの小規模作業所のほうが新体系の事業へ移行を余儀なくされております。しかしながら、作業所の多くは個別給付事業へ移行できずに、地域活動支援センターへの移行を模索しておられますが、その補助金は小規模作業所並みで、移行後も苦しい運営を迫られていらっしゃるのが現状でございます。

新体系へ移行できない作業所につきましては、今後多くの都道府県が補助金を縮小、または廃止する方向で検討がされておると聞いております。本市といたしましても、財政状況が厳しい中、単独の補助はなかなか困難な面もございますけれども、作業所のほうが経営困難で廃止などに追い込まれないように、また、現在利用されている障害者の方たちが困られないように支援方法を模索していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございます。

それでは続いて再質問をさせていただきますけれども、支援体制の整備についてよろしくお願ひしたいと思っております。

この発達障害支援法が平成17年の4月に施行されまして、これまではこの発達障害というのは制度的に支援の対象になっていなかったということで、社会から放置をされた状態で今日まで来たわけでございます。この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や、発達障害を持った本人及び家族に対する支援の整備につながるものと大きな期待が寄せられているところでございます。

この法律では、障害のある人たちを生涯にわたり一貫した支援を行うことが必要であるということから問題視されていることが、縦割り行政が生み出す弊害が一貫した支援の壁となっていることから、自治体によっては工夫を凝らした取り組みがしてあります。障害が判明してから就労まで、行政の取り組みにすき間が出ないように新たなシステムをつくり努力をされているところでございます。そこでは、将来を見据えた支援ということで、市教部局に発達支援室を設置して、統括する機能を持たせた上で発達障害の問題点や支援を必要とする内容を書き込む個別指導計画を作成し、活用をされているということでございます。また、人口5万の鳥取県倉吉市では、既存の福祉課の中に統括機能を持たせてやっていると、こういうことでございます。

こういった取り組みについては、さまざまなことがあろうかと思えますけれども、本市においてはこういったことについてどのように感じておられるのかお伺いをしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員におかれましては、本当にこの福祉の関係、特に障害児の皆さん方に対するお尋ね、たびたび一般質問で取り上げていただいておりますけれども、私もこの障害児の問題について、あるいは障害者の問題については、非常に共感するべきところが多いものであります。全く古賀議員と考え方は同じであります。さまざまな機会をとらえてそれなりの施設に出向き、そしてまたさまざまな施設の責任者、あるいは職員さん、あるいは利用者の方々の御意見を聞いておりますと、やはりつい先般来御指摘がありましたように、行政というのはどちらかという縦割りの行政、これは福祉の分野だけではなく、さまざまなものが縦割りの中でやられているということは、非常に昨今国民の批判を浴びながら、やはりもっと機能的で行動的な、あるいは迅速に対応できるようなそういったシステムにしなければならないということは、これは申すまでもないことであります。私もそれらに対しては職員の皆さん方のお力をいただいて、さまざまな組織の再編、機構改革等も行っているわけであり。ただ、障害をお持ちの方というのは、御案内のとおり大和には競艇学校がございます。その競艇の益金によって生み出されております地方自治体への支援、財政支援、あるいはさまざまな事業の中に海洋事業もありますけれども、福祉というのは大変大きなウエートを占めております。しかも障害者の方々、こういった方々に対する配慮というのは大きなものがございまして、私の記憶では約30億円程度の支援が福祉の分野に回されているということも私も十分理解をしております。

市内を走ります人形の絵がついたあれも、ほとんど日本財団、競艇の益金で配置をされているわけですが、その笹川洋平会長がいつもおっしゃいますのは、障害をお持ちになっている方々というのは、自分の責任で自分の意思で障害を持つ子供として生まれてきたものではない。やはり何らかの原因でそういった障害を持ってこの世に命を受け、そしてそういったハンディを背負いながら生涯を暮らすことになる。それについては、やはり健常者が

理解をし合って、そして支援の手を差し伸べながら、この障害者の皆さん方も見守っていく、また、障害者の方々にとっては、健常者とともに協働の社会を構築していくための努力を払っていただきたい、こんなことをよくお話しなさいます。

私も今古賀議員おっしゃいましたように、きょうは保健福祉部長が最初に答弁を申し上げました。本来ならば、この4項目、支援体制の整備、あるいは健診と療育、特別支援教育、就労支援というのはそれぞれのセクションに分かれているんです。しかし、この教育問題にしても、きょうは保健福祉部長が答弁をいたしました。それは、何せ市役所の中ではわかるんですけれども、市民の皆さん方には、なかなかわかりにくい。そういうことで、一元化の、いわゆる機構についての検討も指示をしているところでございます。また、こういったものについてのプロジェクトチーム、どこか統括する部署があって、それでもって一元的に会を開いていこうじゃないかと、効率的に対応しようじゃないかというようなことを考えておるわけございまして、当然御指摘の件についてはフラットな施策を市民の皆さんにわかりやすく、また障害者の皆さん方が相談しやすい、またさまざまな支援をしやすい、そういった役所の中の機構もスピーディーに円滑にやれる、利用者の方についても、相談者にあってもそういった方向で行けるようにやりたいということで指示を出しているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

次の質問をしたかったわけですが、市長に先駆けて答弁していただいて、ちょっと戸惑っておりますけれども、本木保健福祉部長が一括して答弁をしていただいたということについてはどうしてかなということを知りたいわけですが、本木保健福祉部長が統括責任者になっていただければ、それが私の質問の趣旨でございますけれども、それには答えられないというふうなことであろうかと思っております。

やはり今社会的に発達障害というのはまだ理解がされていないということで、その啓発を進めていきたいという考えでありますけれども、いじめとか、それから虐待、学校においてももしかたたりたいたたりと、こういった2次障害というものが起こるのは、やはりそういう理解がおくれていると、こういうところから来るわけございまして、整備体制については十分対応をお願いしたいというふうに思います。

縦割り行政の問題で、就学支援、改正学校教育支援法が今年からできたということで、教育部長なり教育長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、就学指導がスムーズに行われているかどうか、いわゆる本人の希望に沿った就学指導が行われているのか、そして就学した学校生活が行われているのか、そういったところを考えられる分野でお話しをしていただきたいというふうに思います。

学校教育課長（龍 英樹君）

先ほどの古賀澄雄議員の御質問にお答えいたしますけれども、私どものほうの学校教育のほうでございますけれども、保育園や幼稚園と連携をとりまして早期発見に努めているわけ

でございますけれども、毎年10月から11月にかけて実施をしております就学時健診、そういったところでも医師の診断と、それから学校の先生方の面談、そういったものを実施いたしまして、そういった発達障害児等の早期発見に努めているということでございます。

また、そういった障害を持った方の児童のほうにつきましては、先ほどの保健福祉部長のほうで答弁いたしましたように、就学指導委員会を市のほうで設置をいたしております。その中には医師、それから学識経験者、それから特別支援学級の先生、そういったノウハウを持った先生方のほうも入っていただいて判定をしていただくというふうになっております。

その判定によりまして、この児童がこういった進路が一番いいかというふうなことで判定をいただくわけでございます。先ほど保健福祉部長も申しましたように、特別支援学校がいいのか、養護学校のような、そういった学校がいいのか、あるいは学校のほうに設置しております特別支援学級のほうがいいのか、あるいは普通学級がいいのか、そういったものをこの指導委員会のほうで判定をしていただきまして、そしてその判定によりまして保護者とまた協議をして、そしてその子が一番いい、望んでいる、保護者も望んでいるようなそういった学校のほうに進路をしていただくというふうなことでございます。

また、学校内でも小・中学校の中で校内、それから外部の関係機関等の調整連絡役ということで、保護者の相談窓口などのコーディネーター的な役割を担うような特別支援教育コーディネーターというのを各学校に1名設置をいたしております、こういった方たちで相談窓口になっていただいておりますというふうなことでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

確かに個々の支援の体制は整っていると、こういうふうな答弁であろうと思いますけれども、いわゆる指導員が判定をして結果を出すわけですが、より進むべき道を出されるわけですが、子供たちに、また親にそのお話をするのはだれがするのか。そこら辺の弊害をちょっと私感じるものですから、いわゆるその指導員が子供たちや親にその理想的な支援の、いわゆる就学のお話しをするのか、指導をするのか。その判定を受けた後にだれかがするのか、そこら辺のことをちょっと教えていただきたい。

学校教育課長（龍 英樹君）

指導委員会の中で判定を受けました児童の指導につきましては、進路指導につきましては、学校教育課の職員と、それと指導員、就学指導委員会の指導員さんと、それと保護者とで面談をいたしまして協議をいたしまして、そういった進路の指導に当たっているということでございます。

2番（古賀澄雄君）

やはり感じるのところでは、本人、また家族に対してその子に合った就学支援というのが適切であるための行政の縦割りという部分での弊害がなかなか、いわゆる発見時と就学時と就

労時と、それぞれ支援する人たちが変わってくるという部分で戸惑うところがあるということが、大きな問題点として各自治体では検討が進められているということをお話しているところがございます。市の先ほどの答弁では、それぞれライフステージに応じた対策をしていく必要があると、こういうところはやはり問題の一角ではなからうかと思えます。

障害が発見された後、相談に行っても門前払いを受けたり、たらい回しになったりといった不徳のいたすケースがないとも限りません。相談窓口の一元化による支援は、本人や家族にとって安全・安心がより確保され、適切な支援につながっていくものと考えますので、どうか早期の取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、障害者自立支援法の取り組みについてお伺いをいたします。ちょっと長くなると思いますが、よろしくお願ひします。

福祉サービス利用者の負担軽減策について市の独自策はないのかということについて質問をいたします。

先日、兵庫県の明石市の就労支援の取り組みを視察してまいりました。明石市の人口は約29万人、身体障害者約1万人、知的障害者1,589人、精神障害者964人、柳川市のほぼ4倍の規模であります。私の視察の目的は今年9月4日に市役所内に開設された障害者作業所の政務調査であります。開設の趣旨として、概要としては障害者の雇用、就労支援を市が率先して行い、障害者雇用の拡大へのきっかけとするため、障害者作業所、NPO法人「時のわらし」を開設、従事者は身体障害者1名、知的障害者3名、精神障害者1名、所長1名、指導員2名で構成され、市役所の業務を主な業務として請け負い、作業内容は1、印刷作業、2、郵便物の投入、3、新聞、雑誌の回収、4、公用車の洗車、5、会議室の設営や復旧、6、バッチャリボンなどの啓発用物品の作成などとなっています。さらには、別に12月完成に向け、作業用スペースの整備が進められており、利用定員が2倍の10人になる予定と話してありました。

一方では、障害者の就労支援拡大を目的として、市役所内にセブンイレブンジャパンが福祉コンビニを開設、ハローワークに求人を出して雇用し、食品や文具など、一般コンビニで扱う商品に加え、市内の作業所でつくられた商品が販売されていました。そこでは5人の障害者が雇用され働いていました。市は、障害者の就労拡大のモデルケースになってほしいと話してありました。また、利用者の負担軽減の独自策についてお聞きしたところ、議会でも作業所での工賃よりサービス利用料が高くなるのはおかしい。もし、あなたが給料より交通費や食費といった経費が高くなればどうしますかとの意見が出て、明石市では利用料の上限額4分の1　これは国の特別策でございます　をさらに8分の1に低減する独自策をとっていると。まして、この法律で国と自治体の費用負担の明確化により、市の福祉予算は削減されていますとの話でした。

そこで、本市においても関係、関心の深い話、問題でございますので、再度の所見をお伺

いしたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

ただいま古賀議員のほうから明石市の取り組みの事例をお話しいただきまして、私のほうも新聞記事のほうでこの点につきましては読ませていただいております。ただ、柳川市といましては、先ほど議員お話しのように、市独自の取り組みということで、4分の1の分を8分の1にとりか、明石市の例を申されましたけれども、そういった取り組みについては柳川市では取り組んでおりませんので、今後は課題かなとは思いますが、市の財政等々とも絡みますので、私のほうでは現時点ではちょっとその考えがないことをお答えさせていただきます。

2番（古賀澄雄君）

即答は無理ということだと思いますけれども、ここでちょっとお聞きして、これはニュースになるかなというふうに感じた点については、本市の福祉的予算がこの法律によって今年度どれくらい削減されているのか、目安としてわかれば教えていただきたい。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

予算の削減について御質問でございますが、私のほうでつかんでおりますのは、平成17年と18年の比較でございます。18年の4月から一部、それから10月から全面的な施行ということになっておりますので、17年と比較をしてみましたところ、障害者福祉費についてですけれども、約38,000千円ほどの支出の減少が見受けられます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

そういう福祉的予算も削減されているという実態であるわけですね。私が思うにつけ、この負担軽減についてはさまざまな取り組みが各自治体ではされています。

先ほど明石市の障害者作業所を紹介しましたけれども、業務内容は市役所の業務を作業としてあるわけです。本市では、柳川市では行政パートナー制度があるわけです。小規模作業所が安定した仕事を確保するという点についてはかなり難しいものがあるわけです、柳川市において。そういうことを考えたときに、作業所が市の事務的業務を行政パートナーとして確保することができれば、作業所の収入が安定して利用者の工賃に反映することになるわけです。障害者の作業意欲の向上につながるということは、本市の就労支援の一つというふうには考えられないのか、所見をお伺いしたいというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員におかれては、兵庫県の明石市の事例、取り上げていただいたの提言ということではありますが、当然これは検討に値する中身だろうと思います。中身について私どもが伝え聞くよりも、やはり関係の職員を派遣しましてそういった事例等のあるところ、探して具体的にどのような方法でどの分野を、こういった部門での作業のパートナー的な業務をやって

いただいているのか。あるいはそういった作業所で対応できるものの具体的なものを、やはり執行としては確認する必要があるかというふうにも思います。まさしく前向きな提言でありますので、私もそういったものについて当市としても導入できるとすれば大変幸せに思いますし、そういった作業所の負担等、あるいは家族の方々、通所者の方々にとりましても経営的にもやはり幾らかでもプラスになるのではないかなと、そんなふうにも思います。

そういうことで、担当の職員を私は派遣をしたいというふうにも思っております。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

次に、利用施設の確保と補助ということについて再質問をさせていただきます。

障害者自立支援法の改革のねらいでは、項目の中で障害者が最も働ける社会にということで、一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業で働けるように福祉側から支援、また、障害者が身近なところでサービスが利用できるように、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れ規制緩和をするという項目がございます。

自閉症など発達障害者も含め、福祉的就労支援が問われているところではないかということで、本市でも商店街の中で障害者が働く場を確保するため、空き店舗を利用するの必死の努力があります。規制緩和についてどういうふうを考えてあるのか、お伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

規制緩和につきましては、私どものほうで考えるというよりも、もう国のほうの制度の上でとられておまして、先ほど議員おっしゃいますように、空き店舗、それから学校での空き教室、そういったところを活用してNPO等がそのサービスの提供に利用できるというようになり組み立てられておるところでございます。ただ、柳川市内ではそういう例はないかと思えます。

さっき古賀議員おっしゃいますのは、商店街の中で作業所さんのほうで出店をされている分をお話しかないと思いますけれども、この点につきましては商工振興課のほうで空き店舗対策といたしまして、家賃補助を行ったところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

当然、障害者が一般的な就労と福祉的な就労ということで行政のほうもいろんな支援をすることになるかというふうにも思うわけです。そういった部分でしっかりきめ細かなサービスを考えていけば、そういう障害者の皆さんと一緒に生活をする社会環境というのができれば、よりこの柳川市としても住みやすい環境づくりの大きな出発点になるかというふうにも思っていますので、取り組む際にはよくお話を聞きながら御支援のほうをよろしくお願いした

いというふうに思います。

それから、障害者の団体の皆さんからいわゆる家族会、保護者会等の団体の方から、市長に対して陳情がことし届けられているというふうに思います。これについて、どういった返答がされるのか、まだ届いていないと、こういうお話でございますので、お話を伺いたいというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

これはこの春に関係団体の方々から県の会長さん、あるいは筑後地区、この市内も当然でございますけれども、自立支援法の関係のことでございましょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）こういったものについての要請がございました。私も全く関係者の方々にそれなりの努力はやりますと、努力しましょうと約束申し上げまして、それぞれの機会をとらえて福岡県の市長会、あるいは九州の市長会、そういった中でも申し上げてきておりますけれども、国に参りましても機会をとらえてはこのことについては、随分この障害者自立支援法はやはりスタートは切ったものの非常に評判が悪いと、利用者の方々にとっては非常に負担がふえる。特にこれまでの作業所から、あるいは経営者にいたしましても作業、職員さんにいたしましても利用者にとりまして、本当に制度の改悪だということを機会あるごとに発言をしてきたところでもございます。

そういった中で、今回の政府も国におけるこの三位一体の改革の一つかもしれませんけれども、この障害者自立支援法についても冒頭からそういった声が関係団体から起きてきていることも事実でありまして、関係者の方々の並々ならぬ活動、陳情、要請等も国会周辺でも行われているわけです。したがって、そういった声が私はしっかり届いてきているんじゃないかなと。これは行政の長だけではなくて、やはり係ります関係の方々、さらには関係のない方々、健常者の方々についてもこういった支援をお願いしなければならないと、そういったことで、つい先般来の国の動きとして来年度に向けての動きとしても大変なこの自立支援法については動きが起きていることを議員も御案内のことかと思えます。

12月には、12月7日でしょうか、政府・与党のプロジェクトチームがこの関係に対する方向性なり、あり方なり、そしてまた支援の方法なり、こういったものについての抜本的な改革を向こう3年間やろうというふうな方向でも固まってきているようでございます。したがって、この改革については、やはり皆さん方の活動の成果、住民の皆さんと行政とが一体となって展開し、公労協、厚生労働省にそういった声が届き、また関係の議員の皆さん方にもそういった声が届いてきている、その成果だろうと私は思っております。

したがって、市としても私自身としては機会をとらえてこういったものについての、やはり国の政策のひとつ見直し、また制度の見直し、支援のあり方、こういうことも申し上げてきたところでございます。

2番（古賀澄雄君）

どうもありがとうございます。

では、最後の質問になるかと思えますけれども、この要望書、陳情書の中に9項目があるわけですが、1点だけ考え方なりをお知らせしていただきたいというふうに思います。

7番目の項目になっておりました、在宅障害者の家族の対応困難な場合、24時間支援と見守りが必要です、制度をつくってくださいと、こういう項目があったわけですが、かいつまんで申しますならば、いわゆる面倒を見ているお母さんが不意に面倒見られなくなったと、突発的な事故があったりした場合に24時間体制で見守ってほしいと。しかしなかなか障害が重い子については一概にどこで見守っていただくかということについては親として非常に苦慮してある。どこにそういう体制があるのかということで、お尋ねになっているんじゃないでしょうかというふうに思うんです。身近なところでどうかという問題です。ですから、柳川市においてこういったところがありますよとか、こういう相談はこういうふうなことで対処していますよというのがあれば、最後の答弁としていただきたいというふうに思います。

市長（石田宝蔵君）

確かに御家族の方々にとりましても、今古賀議員御指摘のとおり、24時間心労もありましょうし、身体的な突発的な病気も召されることもあろうかと思いますが、そういったものについてもやはり不安を抱えながらの毎日ではないかなと私も想像いたします。したがって、これらについてはやはりどういった形でどこに相談すればいいのかということをも早く整備をいたしまして、そういった安心して相談できるような、しかも先進地の事例等もひとつ調査をさせていただこうと、こんなふうに思います。どうぞよろしく御支援のほどをお願いしたいと思います。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時36分 休憩

午後3時50分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、28番山田奉文議員の発言を許します。

28番（山田奉文君）（登壇）

皆さんこんにちは。議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、大和漁業団地の件でございます。2番目が、外来魚の件を一般質問したいと思います。

まず、1つ目の漁業団地の件でお尋ねします。

この事業は、漁業経営安定基盤整備事業として、平成16年、旧大和町で国の許可を受け、1つ、漁港整備、2、荷揚げ場の建設、3、ノリ生産加工団地の建設、4、排水浄化処理施設の建設、5、居住地から団地までのアクセス整備などを骨格とする計画のもと、11万ヘクタールの広大な用地を求め進められています。しかも、平成25年までの15年間に及ぶ総額50億円にもなろうという大型プロジェクトの事業であります。石田市長は、合併してこの2年8カ月の間に幾つかの事業で当初計画を何度か変更して提案してきました。この事業も例外ではありません。1つ、団地希望者の数の変更であります。2つ、排水施設の処理機能の問題であります。

そこでお尋ねいたします。第1の質問は団地参加希望者の数の問題であります。16年、旧大和町で事業許可の承認を求める議会では、100人以上の希望があるという説明だったと聞いております。合併後の17年9月柳川市議会においては、12名の希望があり2棟に分かれるための整備の努力をしている、数については漁業組合と念書を交わしているの心配ないとの説明を受け、それで慎重に協議を重ね、1カ月後の10月末に臨時議会を開いて、用地購入を承認しました。

ことしに入って団地の建設の段階に及んで、3名と5名の都合8名に減ってしまう始末であります。そのような状況で、今後の事業展開を危ぶみながらも議会は承認してきたのは、ひとえにノリ漁業の行く末の不安解消と有明海再生の幾らかでも資することがあるならばとの思いであります。この事業が先行事業として成功し、柳川市一円、ひいては有明海全域に及ぶならばという願いであります。そこで、確認のためにお尋ねします。

第1番には、来年度4名の希望があるとのことですが、その確実性は何によってどのように保証ができますか。それを組合漁民の反応はどうですか。

2つ目、事業終了までの平成25年までにあと何名ぐらいの参加が見込まれるのですか。

3つ目、団地に入る人数が多くなれば漁業組合も大変でしょうし、専任指導管理者がいらっしゃいますかどうか。3つ目ですね、これをまずお聞きしたいと思います。

2問目からは自席にて質問いたしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

産業経済部長（田島稔大君）

先ほどの3点について、まず答弁をさせていただきます。

来年度4名の希望者の確実性とその保証はということでございますが、まず来年度の入所希望者につきましては、本年5月末に漁協の希望調査によりまして、大和漁協の組合員さん4名の方が平成20年度に協業化に参加したいという申し出がっております。これを受けまして、福岡県有明海漁業協同組合連合会協業化推進委員会が審査基準に基づいて4名の推薦

が承認をされております。

それから、次に、最終年度までに何名の参加者が見込まれるかとのことですが、年度ごとに各漁港により希望徴集を行い、当初計画どおり最終年度までに従来の協業体の創業を予定しております。計画時には、アンケートで101名の希望者がありましたが、各漁家の船や機械の耐用年数を見ながら、またおのおの意思表示をされるというふうに思っております。

なお、今漁期は2棟に8人の漁家の入所がされておりますが、秋芽ノリの収穫が始まりまして、機械の共有化、作業の分担により品質の均一化、そして労働力の軽減など事業効果は大きいと好評なことから、ほかの漁家の関心をまた集めるものというふうに思っております。

3つ目に管理者がいるかということですが、建物自体は漁協が事業主体となって建てております。そして、その入居者、その機械、建物については、おのおのそこに入居者の方々が 済みません、入居じゃなくて入植と言った方がいいんですかね、その方々が管理をされていくということになります。

以上でございます。

28番（山田奉文君）

その中、今説明がありましたが、今現在最終的には100人ぐらいになるということですが、今の現在の組合の方、組合員、要は漁業者の方ですたいね、その方の反応はどうでございますか。

産業経済部長（田島稔大君）

ちょっと先ほど最終的に100名になるかということですが、一応、当初の計画では従来多くて1棟につき5人ということになりますので、50人、50経営体分ということに当初の計画はしております。ただ、希望者がアンケートをとった時点で101名あったということですが、

それから、反応はということですが、先ほど申し上げましたように、今回の操業を見て、入植された方、本当に楽になったというふうな声もあっております。そういうことで、今後ほかの漁家の関心を引いていくんじゃないかなと思っております。

以上です。

28番（山田奉文君）

それと、今専任指導管理者ということで、ちょっと私も申し上げましたんですが、これは漁業組合のほうでの専任指導管理者でございましょうか、どうですか。

産業経済部長（田島稔大君）

事業主体は漁協が事業主体になってつくったわけですが、その後はそこに入られた、今年度でいえば5名と3名の方、おのおの方が管理をされていくということですが、

28番（山田奉文君）

議会もみんなでこれは承認しとる問題ですから、とりあえず成功していただくことが大前提だと、そういうふうに私は思っております。

それと、ちょっと4つ目の、私もちょっと壇上で言いそびれましたが、このプロジェクトの計画の中に便益の評価が出ておりますが、ちょっと440,000千円程度の便益の評価が出ておりますが、ちょっと御説明をお願い申し上げます。

産業経済部長（田島稔大君）

この費用対効果として、この便益を算出するわけでございますが、事業の効率的な施行と透明性の確保のために客観的に評価を行うということで、事業により得られる効果、これを便益といいますが、事業に費やされる費用と、これを定量的に比較検討したものでございまして、この費用便益比率1.33ということで、工事費よりも便益のほうが1.33倍上回っているということでございます。そういう当初の計画の中で積算をしております。

以上です。

28番（山田奉文君）

このプロジェクトの意味といいますが、今の人数の状況ではこれが達成されますか、どうですか。

産業経済部長（田島稔大君）

当初から計画をしております入居期間10年間というふうなことで計画をしておりますが、これが最終的に埋まった段階でそういうふうになるということでございます。

28番（山田奉文君）

人数がとりあえずふえていただくことが我々も希望しとる問題でございますので、どうかそこら辺は漁業組合、市の指導のもとでこれが成功することをお祈り申し上げます。

第2の質問ですが、排水処理の施設の問題であります。

我々がこのことで最初に受けた説明では、集落環境の浄化と有明海再生に資するため、浄化処理能力を持った排水施設を当該用地の西南端の場所に施設するというものであります。ところが、先月の9月の議会で、柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の提案の際には、現在、個人でも行っているメッシュスクリーンでこしただけで排水する施設を用地のおよそ中央あたりに設置するというものであります。執行部がそのような結論に至るまでの経過について不明確な点や虚偽に近い説明があったので、9月7日の全員協議会の中で大いに紛糾したことは皆さんも御存じのとおりであります。そこで、議会と執行部で9月25日の全員協議会の場で協議を重ねた結果、附帯決議をすることを条件に、議会は条例案を承認するに至ったことはこれまた皆さん御存じのとおりであります。

そこで、質問いたします。

1つは、市長はその附帯決議の内容と、そこに至る政治的経過についてどのように認識を

しておられるか、お尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

今御指摘がありました山田議員の附帯決議の中身をどのように認識しているかということでございますが、附帯決議、臨時議会開催をしていただきまして、進めてきたプロジェクト事業についての事業を、ここまで来ている事業であるだけに、漁期に当然使っていただくことがいいのではないかという最終的に議会の御理解をいただきました。これは確かに政治的な議会の高度な判断であったろうというふうに思います。

附帯決議の中で水質基準の設定、あるいは排水処理施設の補助の可否、資材置き場、網洗い場の利用のあり方、この3項目が附帯決議の協議の中で合意にされたものでありますが、当然、この水質基準の設定については現在瀬戸内海、こういったところについては水質の基準の数値があるわけですけれども、福岡県、この有明、福岡県を初めといたします佐賀、長崎、熊本、この4県に囲まれました有明海には、その水質の基準がないといったことで、当然その基準については県とまた国とも水産庁ともすり合わせをやっておるところでございます。

したがいまして、これまで排水しておりますそれぞれの漁家の排水濃度基準、こういうものもあわせて、この有明海、議会、説明を申し上げてきたその数値について、現在定められておりますBODの県の基準に合わせてそれでいいものかどうか作業をしているところでございます。

28番（山田奉文君）

今、ちょっと私も先日団地の方に視察に参りまして、ちょっとなかなかわかりにくい点が、今ありますがお聞きしたいと思います。

今造成されているのはどこのことを造成されておりますでしょうか。どこら辺のどの部分を今……。ただ、団地の中の地ならしとかそういう程度ですかね、今されているのは。

産業経済部長（田島稔大君）

ちょっと説明しにくいんですが、南北に三角のような形になっておりますが、その南のほうを最終段階までの造成をやっているというところでございます。（発言する者あり）

28番（山田奉文君）

これは11月中旬に資材置き場の造成工事の入札を行われたのはなぜですかね。

産業経済部長（田島稔大君）

11月の造成工事の入札ということでございますが、この事業は御案内のとおり本年度当初予算で御可決をいただきまして、そしてその工事を実施しておるわけでございますが、国庫補助事業で施工しておりますので、その発注を行ったということでございます。場所的には資材置き場の部分でございます。

以上でございます。

28番（山田奉文君）

この前の全協ですかね、合併浄化槽のあれが、ちょっと私たちも否決をしましたですね。だから、合併浄化槽のことについてちょっと触れたいと思いますが、17年の3月に国から県のほうにそういう設置の、何といいますかね、許可といいますが、そういうようなのが取り消されたという状況について、ひとつ御回答をお願い申し上げます。

副市長（大泉勝利君）

今の質問にお答えいたします。

許可が取り消されたということではなくて、17年の3月に要項要領の通達がなされておりますけれども、その通達の解釈、それから通達の指導をめぐって十分な調整がなされなかったというふうに思っております。

と申しますのは、通達を出されたときに、出したのは水産庁でございますけれども、水産庁が既に採択されている本地区の対応について、どういうことになるのかということ十分に説明しなかったということ。それから、その通達が出されたことを福岡県が柳川市に対してどういう影響が出てくるのかということ十分に検討しないで、しかもその通達が出る前に採択されているわけですが、福岡県が基本計画を作成することになってるんですが、その作成することについての十分な調整を行ってなかったということでございます。

また、柳川市の部分についてもその通達が出されたときが、平成17年の3月の下旬でございます。合併を行っていて十分な調整が市の内部でも図れなかったというふうに思われますけれども、こういった水産庁、それから福岡県、それから柳川市それぞれの受け取り方が十分なものでなかったということで、そのことを今年10月5日に水産庁の計画課長に直接私がお会いしまして、どういうことになっているのかということにただしてまいりました。その結果、先に採択されたものはそのまま生きているということで、速やかに衛生管理計画を福岡県で作成していただきたいと、そうすれば本地区についてはモデル地区として他地区に先駆けて対応して構わないという、こういうふうなことになっております。

28番（山田奉文君）

いろいろそういう状況だということはおわかりですが、やっぱりこういう大きなプロジェクトをする場合はそういうところまで慎重にしながら、議会の提出とかそういうことをやらなくちゃいけない、これは大きな問題だと思います。今後は、そういうことのないようにしておきたいと思います。

それから、3つ目でございますが附帯決議に付された課題の進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

私のほうからお答えいたします。

先ほど市長の答弁と若干重複することもあるかと思いますが、進捗状況はどのよう

になっているかということでございますが、10月以降、国、県と十分協議を重ねてまいりました。そして、排水に関します処理施設は補助の対象として取り扱うということで進んでおりますが、これに必要な地域水産総合衛生管理対策推進事業基本計画、管理計画でございますが、これについては、国、県、柳川市が協議を重ねて作成をするということになっております。

排水の基準につきましては、福岡県条例水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の規定による方針で国、県の関係機関と協議を重ねており、また排水調査につきましても今漁期に現場であります加工施設やノリ網の洗浄水などの調査を行いまして、排水の基準、そして処理の方法などの計画事項の確認を行うということにしております。

以上でございます。

28番（山田奉文君）

はい、わかりました。

それと、4つ目にもう1つ質問いたします。

排水もそうですが、収穫が終わり、ノリ網の撤退、その後の網についているノリの処理はどういうふうにされますか、お願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

さきの9月議会、この開会中の全員協議会の中でも御確認をいただきましたように、一応資材置き場の供用開始を支柱とか排水に支障ないものについては21年の3月完成を予定しておりますので、ここの完成後に関係機関と協議をするということで御確認をいただきました。

したがいまして、排水に関係ある分、ノリ網とかそういったものは持ち込まないと。ほかからは持ち込まないということにしております。

以上です。

28番（山田奉文君）

今の答弁では、ノリ網は持ち込まない、ノリ網の処理は個人でやるということでございますか。

産業経済部長（田島稔大君）

当初の計画では、その資材置き場、そこには漁協にアンケートで希望者を募って、支柱と、それとそのノリ網を持ってきて、そこに集約をするというふうなことで計画をしておりました。しかし、まずさきの全協の中で先ほど申しましたように排水処理施設ができるまでは排水に関係ある分、そういった入植者以外の方ですね、その分についてはその排水処理施設が完成をしてから、その時点で協議をしていくということでございますので、そのような対応をさせていただくというふうに考えております。

28番（山田奉文君）

大体わかりました。

とりあえず、大きな50億円からのこれは大型プロジェクトですから、やっぱり市あたりがこれを導入した以上は適切な指導をしなくちゃいけない。やっぱり組合に対して、そういう失敗しないような、そういうふうなしっかり指導をお願いいたします。

市長にちょっとお聞きします。この事業を行ってのメリット、デメリットはどうでございますか。

市長（石田宝蔵君）

山田議員も随分御心配いただいて、この漁業団地に対する思いも述べていただきました。

総事業費50億円といいますが、私は議会の中でこれを繰り返し説明してきておりますが、50億円の大事業、その中で41億円というのは国、県等の事業補助をいただいて、市からの持ち出し9億円といった事業でもございます。そういったものを考えてみますと、やはり相当の費用対効果が期待されなきゃならない。さまざまなメリット等も事業計画の中で申し上げてまいりましたけれども、やはり何といたしましても昨今のこの石油製品の高騰によります、こういったコストの削減。

つい先般、つい昨日でありますが入札も行われまして、やはりことしの生産は猛暑に次ぐ猛暑という異常気象の中で大変心配された採苗、例年に比べて20日ほどおくれたといった中での採苗でありましたけれども、期待はもっと大きかったんじゃないかなというふうには思います。しかしながら、例年に比べていい品質がとれてそれなりの価格が出たといったことで、一定の安堵はなさっているかと思っておりますけれども、この漁業団地に関しましては、やはり生産コストの縮減によります経営の安定、また協業化によります設備投資、やはりこれまで8軒の方はそれぞれの家庭で船も持ち、乾燥機械も持ち、さまざまな機器等も小屋等も持ちながら経営をなさっておりますので、それが随分削減をされてくるんじゃないかなと。

それから、私も漁業団地、休日を利用して、朝3回ほど早朝からお邪魔をしました。関係者の話聞いておりますと、本当に早くすればよかったというふうな声を聞きます。ノリ製品の均一化によります価格の向上が恐らく図られているんじゃないかなと。また原草は御案内のとおり陸草じゃございませんので、直接船を接岸してパイプラインでもってノリの小屋の水槽に送り込むという圧送式でありますから、加工時間極めて短縮できる、そのことがノリの原草の鮮度を保つということになっているというふうに言われております。

しかも労働力の改善といいますが、特に女性の方々、奥様だとか若い嫁さんだとか、そういう方々については大変喜ばれておりまして、同じく協業体に参加された漁師の方々は海上作業と陸上作業、こういったのもしっかり分担して責任の所在を明確にしながらやられるということで、本当に合理的な私は運営ができていないかなと、そんなふうに解釈いたしました。

28番（山田奉文君）

大体、私のこの質問に対して答えていただいたことに感謝します。

最後でございますが、市長にお聞きします。

大和地区だけじゃなく、ほかの地区の御反応はどうでしょうか。それと、要請があれば建設についての市長の考えをお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これについては、当然山田議員にも全協の中でもお答えしてきたとおり、他地区についてもそういったものがありますならば検討してまいりたいと、そういうふうなことで御理解いただきたいと思います。

28番（山田奉文君）

市長、もう1つは、今さっき言ったようにほかの地区での反応は今ごろはまだそういうような結果は全然ない、ありませんですかね。

市長（石田宝蔵君）

今日は傍聴席には組合長さんもお見えですけれども、どういった価格の反応があったのか、そこまではまだ私も、きのうのことでございますので価格の面等については聞いておりません。ただ、生産をされている現場の方々に聞きますと、漁家の皆さんに聞きますと、非常によいと。しかし、周りの方々も随分それに関心を持たれて、早朝から見学視察等も多いということでございますので、その関心の高さを示しているんじゃないかなと、こんなふうに思います。

28番（山田奉文君）

このプロジェクトが、何回も言いますが、成功することをお祈り申し上げます。

続いて、外来魚のことで御質問をいたします。

この柳川の掘割は10年前ぐらいまでは魚の宝庫であったわけですね。この柳川の掘割が今や死の掘割じゃないかな、そういうふうな考えを私たちも私も持つておるわけでございます。このような状況になっているということは、執行部のほうは御存じでしょうか、どうでしょうか。

水路課長（武藤正純君）

今現在、クリークが死の掘割になっているんじゃないかということは御存じかということですが、確かに以前はクリークが生活、営農の一部として活用されておったということ、また水路で親しみを持って遊んでいたとか、そういったことがございます。現在は、そういった水質面が若干悪いということで、それと魚に対する興味が薄れてきたということもございますので、若干魚等が外来種もそうですが、そういったもので減ってきている、変わってきているということもございます。また、そういった魚に対する側面も、考え方も現在の時代の流れでちょっと変わってきていると、遊びに対して変わってきているという意味ではございますが、死のクリークになっているというのはちょっと私も承知しておりません。

28番（山田奉文君）

極論を、私も今死の掘割になっているという、これは極論だと思いますけど。

とりあえず今、皆さん御存じであるかどうかわかりませんが、春先から魚を釣る人はいないですよ、柳川は。魚を釣っている、この城堀で魚を釣っているという人は2人か3人ぐらいしかいないんですよ。10年ぐらい前はやっぱり相当な人数がいらっしまったわけです。今、魚を釣っているっていったら外来種というのはブラックバス、ブルーギル、それにソウギョなんかが入るとるわけですね。だから、若い高校生か中学生ぐらいがあればやっとなるわけですね。ブラックバスなんかの、それを釣っていると思いますね。ブルーギルというのは小さい魚ですから、それにソウギョを釣るといったら1メートル50ぐらいのソウギョですから、なかなかこれは釣ることはできないと思います。だから昔は、まだ10年ぐらい前ではそういうふうに掘割で魚を釣っていた人がいた。今現在は本当に何人釣るとるか、本当数える程度なんですよ。今さっき申し上げたように、ブラックバスを釣って、釣り上げたらまたリリースをするとか、そういう遊びをしとるわけですね。

だから、そういうのは今申し上げた4つの魚の種類はこれは肉食魚なんですよ。コイとかフナとかというのは要するに草食でしょうから、コケを食べて、コイについてはそういう状況ですからね。だから、この4つのあれが非常に今この掘割の中に非常に多いわけです。だから、やっぱりさっき申し上げたように、死の掘割というのは極論かもわかりませんが、将来について年々減ってきてるわけですから、何年かすれば死の掘割になるんじゃないかという、そういうことでございます。

だから、何かもうここで手を打たないと、この城堀の魚というのはほとんどいなくなるんじゃないか。大きな魚だけしか住めないような掘割じゃないかと。昔は本当にあの水門から柳川漁連あたりまで、それからずっと下のほうまで小ぢな魚がいっぱいおったわけですね。昔は10年ぐらい前までは、瓶つけとってから堀の中に瓶を入れて魚をとったわけですね。今そういうことをする者は一人もおりません。また、いないもんですから、魚がいらないからしないわけですね。だから、やっぱり昔の人たちは何で柳川の魚が減ったんだろうかという、そういう危惧をしとるわけですね。だから、今後、これがこのままほっといたら必ず絶滅しますよというふうな声が非常に大なわけでございます。だから、そういう魚の駆除も今後一つの対策として考えていただきたい。これはもう私の要望として言っておきます。

それと、やっぱり昔の掘割を取り戻すような工事を、護岸工事なんか今後の、ただコンクリだけで固める護岸工事じゃなくて、もうちょっと緩和されたゆとりのあるそういうふうな工事の計画はありますでしょうか、どうでしょうか。

水路課長（武藤正純君）

今、いわゆる自然に優しい護岸の計画ということだと思いますが、これには施工場所、地域とかそれによって自然石や魚巣ブロックを利用した工法、これを工事費を見ながら努力していきたいと、やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

28番（山田奉文君）

もう最後に1つ、私のお願いをしながら終わりたいと思いますが、非常によその地域では昔のそういう掘割、そういうのを復活させようという非常に動きもあるわけです。徐々に少しずつは何かテレビ等とか放映されますのでやっているんだなというふうな感じがします。

当柳川も、この掘割がやっぱり昔の掘割に取り戻されるような、そういうような対策を今後していただくようお願いを申し上げ終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして山田奉文議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時34分 延会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月13日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

23番 木 下 芳二郎

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	9番 荒巻英樹	1. 公営住宅について 2. スポーツ（運動）施設の充実に向けて (1) 市立中学校への夜間照明施設の設置 3. 市公用車について	
2	11番 矢ヶ部 広 巳	1. 三橋地域振興基金 (1) 合併後の使用状況を具体的に (2) 藤吉小学校区民からの要望書の対処は (3) 旧三橋町出身の連名による議員からの要望書の取扱いはどうなったか (4) これからの使用はどう考えているか 2. 割愛による2人の指導主事配置について (1) 新規事業なのに予算審査での説明がなかったのはなぜか (2) どこに配置しているのか (3) いじめ、不登校の実態を小・中別に (4) 学力の向上、いじめ、不登校対策の推進の成果を具体的に	市長 市長・ 教育長

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番荒巻英樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。市政一般に関して、一般常識の範囲内で質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今日は、公営住宅について、スポーツ（運動）施設の充実に向けて、市の公用車について

の3項目についてお尋ねします。

1、公営住宅についてお伺いします。

今後、景気の低迷や人口の減少による税収の減少が予測される中、執行部におかれましては、大変な苦勞をしながら行財政運営をなさっていることと推察いたします。そのような状況下においては、ニュー・パブリック・マネジメントの手法を積極的に取り入れ、無駄のない、効率的な行財政運営が必要であると考えます。そこで、公営住宅についても、ニュー・パブリック・マネジメントの手法や民間ストックの活用が必要ではないかという視点に立って質問をさせていただきます。

本市の将来を考えた場合、従来のように、莫大な費用をかけて市が直接市営住宅を建設して、供給し続けることが果たして適切でしょうか。建設費に加え、維持管理や修繕などのランニングコストにも少なくない費用を要するわけで、いわゆる箱物を中心とする住宅政策を見直す時期ではないでしょうか。これからは、住宅困窮者に対しては、一定の条件のもと、市で家賃の一部を補助したり、あるいは、既存の民間アパート等を借り上げた上で市営住宅として提供するなど、極力市がストックを抱えなくてすむソフト的な政策へと変えていくべきだと考えます。また、既存の市営住宅については、なかなか住宅が見つけない世帯、例えば、4人以上の子供がいて、貯蓄はなくても子供が財産と考える、いわゆるネオ子どくさんとよばれる多子世帯や、障害をお持ちの方などに優先的に提供するようにして、一般的に住宅を見つけやすい標準的な家族構成の世帯に対しては、できる限りソフト的な政策で対応し、少ない費用でより多くの世帯に市営住宅の供給が可能な体制を整えていくべきだと考えます。

そこでお伺いします。

1点目、市内の公営住宅の現状についてお尋ねします。

公営住宅は何カ所で、何戸あるかを事業主体ごとにお知らせください。うち、市営住宅に関してですが、1名だけでお住まいの世帯は何世帯でしょうか。また、65歳以上の方の割合はいかがでしょうか。

2点目、9月議会での梅崎和弘議員の質問に対して、過去3年間の応募及び入居者数の答弁がありました。確認になりますが、平成17年度は応募者100人に対して入居が15戸、18年度は同じく103人に対して15戸、今年度は89人の応募で9月時点では入居者がゼロでしたが、その後はどうでしょうか。

3点目、公営住宅法の第1条では、この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、入居者の基準に関しても一定の条件を設けています。そこでお伺いしますが、現在、市営住宅に入居されている全世帯のうち、収入基準を上回る入居者はど

れぐらいいらっしゃるのでしょうか。

4点目、近年、給食費や保育費の未納問題が深刻になっておりますが、市営住宅の滞納状況についてお知らせください。

5点目、家賃補助制度を導入する場合、どのような課題があるのかお聞かせください。

6点目、例えば、既設のマンション等に関して、公営住宅に必要な条件を満たした物件を一定期間借り上げ、市営住宅として活用するといった方法はとれないのでしょうか。課題があるとすればどのようなものがあるのかお聞かせください。

2、スポーツ（運動）施設の充実に向けてについてお伺いします。

世の中にはいろんなスポーツがありますが、スポーツが全く嫌いという人は少ないのではないかと思います。本市でも、少年から壮年、いや高齢者まで野球、サッカー、グラウンドゴルフなどいろんなスポーツにいそしんでおられますが、私はその環境をより充実させて、家庭内でファミコンをして遊んでいる子供たちや、夜はパチンコ屋で右手しか動かさないお父さんたちに、グラウンドで思い切りスポーツを楽しんでもらうことを願うものです。

現在、市内のグラウンドで夜間照明施設が設置されているのは三橋グラウンド、大和グラウンド、それから両開の「むつごろうらんど」の3カ所です。また、旧柳川市内の小学校8校には、夜間照明施設が設置されております。ただし、小学校のグラウンドは狭く、競技人口の多い野球にはなかなか適しませんし、残念ながら明るさも足りません。私は、新たに中学校に夜間照明施設を設置し、市民のスポーツ交流を推進することにより、市民の健康増進にも役立ち、ひいては医療費の削減にもつながるものと思います。施設は使ってこそ価値が出るものです。執行部の前向きな答弁を期待します。

3、市の公用車についてお伺いします。

本市では多くの公用車が配置され、業務の迅速、かつ効率的な執行に役立てられているものと考えます。しかし、ますます厳しくなる財政状況の中、事務事業の見直し等と同様、より一層の効率化が必要だと考えます。また、運転される職員の安全の確保も欠かすことができない問題です。そこで、公用車の利用状況及び管理の方法と今後の削減計画についてお尋ねします。

1点目、現在の公用車の台数、普通車と軽乗用車との分け方、それと管理方法についてお尋ねします。

2点目、全車の平均で結構ですので、年間の稼働率をお知らせください。

3点目、運転される職員の安全確保のためにも、年式の古い車や走行距離の多い車は更新すべきですが、更新基準について教えてください。

4点目、今後の削減計画はどのようになっていますか。

5点目、次は提案になりますが、市の公用車にパトカー仕様の塗装ができないかということです。公用車のボディーはほとんど白色ですが、下半分を黒色にして防犯に役立てること

ができないかという提案です。大体1台当たり100千円弱で可能かと思えますけれども、そこで私は、これを市の予算でやっていただきたいとは申しません。でき得れば、スポンサーを募って、ボディーの一部にスポンサーの社名なり、ロゴマークを入れて塗装費用を負担いただいてはどうかということです。公用車は、民間の路線バスやベにばな号みたいに常時走り回っているわけではありませんが、パトカー仕様の公用車を優先的に使用することで露出の機会をふやすことができるかと思えます。

今定例会の初日の市長の行政報告で、安全・安心のまちづくりの活動について触れてありました。五十数団体、約2,500名の市民の方々に活動していただいております、この活動が始まる前年の平成14年と平成18年を比較した場合、事件等が44%も減ったというお話でしたが、市民の方々の活動に行政がおくれをとってはならないと思えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問については自席から行いますので、よろしくお願いたします。

建設部長（蒲池康晴君）

それでは、まず最初に市営住宅の現状についてお答えいたします。

現在、柳川市は16団地、559戸の市営住宅を管理いたしております。これは、本年10月より中山3団地10戸と桜ノ木団地10戸を廃止し、新桜ノ木団地22戸の建設によりまして、団地数が1団地減少しました。それから戸数が2戸増加しておりますのでございます。また、市内には県営住宅が3団地、これは蒲池、矢留、佃団地でございます、合計198戸でございます。それに雇用保険を利用する世帯が入居できます雇用促進住宅が3団地、これは柳川、大和、三橋ございまして、合計220戸あります。市営住宅と合わせますと22団地、977戸の公的な住宅があるということでございます。

次に、1名、単身で入居されておる方でございますけれども、129世帯でございます。65歳以上の世帯は206世帯で、291名入居されています。これは、再掲しておりますので、割合にしますと約4割ぐらいの方がその対象になるんじゃないかと思えます。

次に、市営住宅の応募と入居状況についての件でございますけれども、本市では、毎年6月中旬に市営住宅空き家補充のための空き待ち募集を行っておりますのでございます。入居申込者で、基準に適合した方々を対象に、7月に補充入居者の順位を決めるための抽せん会を開催いたしまして、8月1日から翌年の7月31日までに空き家が出たとき、その順位によりまして随時入居をしてもらうようにしておりますのでございます。

ここ数年の入居希望者は、平成17年が、先ほど荒巻議員がおっしゃられたとおり100名、平成18年が103名、平成19年が89名です。退去者があり、入居された戸数でございますが、17年が15戸、平成18年が15戸、平成19年は、現在までの4カ月で5戸の入居がっております。希望者に対して、入居できる割合は平均1割を超えるほどで、非常に厳しい状況ではございます。

次に、今後の市営住宅に対する政策でございますけれども、第一次柳川市総合計画に基づきまして、昨年12月に市営住宅の建てかえを検討する委員会を設置いたしました。委員には当時の助役を委員長にいたしまして、関係部署の部長及び課長、それから福岡県住宅課の参事をアドバイザーに依頼いたしまして、メンバーを構成したところでございます。3回の会議を持ちまして、内容を検討いたしまして、今後の市営住宅の改善計画を策定したところでございます。これに従いまして、現在の本町団地24戸、それから鳥の水団地37戸を統合いたしまして、新団地60戸を現在の場所ではなく新たに土地を求めて建設するという計画でございます。これは平成23年度以降、後期の計画として建てかえ事業を計画しておるというところでございます。

次に、市営住宅の入居者で、収入基準を上回る入居者はどれくらいかという御質問でございますけれども、559世帯のうち28世帯でございます。その対応としては、毎年使用料の決定通知書を本人に郵送する際に収入超過者であることを表示し、明け渡しの努力をするように指導をしておるところでございます。また、3年連続して高額所得になっている方については、本人と直接話しをして、明け渡しを行うよう指導を行っているところでございます。

次に、住宅使用料の滞納状況についてお答えいたしたいと思っておりますけれども、18年度決算でいきまして、現年度分が、未収入額が4,593千円ほど、過年度分が10,502千円ほど、合計いたしますと15,095千円ほどの滞納があるところでございます。建設課では、毎月の督促状の送付と別に催告書を年間2回送付いたしております。また、電話による催促とあわせまして、本人と直接面談し、返納計画の協議を行いまして、使用料の入金を促しているところでございます。

次に、家賃補助制度の導入とその課題について、及び民間の建物を一定期間借り上げして、公営住宅として活用できないかというふうな御質問でございますけれども、これは公営住宅法の第9条によります借り上げにかかる公営住宅等の建設、または改良にかかる補助に当たると思っております。この制度によりますと、市は公営住宅として、低所得者に転貸するために必要となる住宅の建設、または改良を行う者に対しまして、その費用の一部を補助するというものでございます。近隣市町、それから福岡県に問い合わせましたところ、民間の建物を借り入れして、公営住宅として賃貸しているところはございません。インターネット等でも調べましたけれども、感じとしましては大都市圏、特に地価が高いところ、こういったところが利用しておるような状況じゃなかるかというふうに思われます。以上のようなことから、この制度の活用につきましては検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、私のほうから中学校グラウンドへの夜間照明の設置についてお答えいたします。

柳川市が管理しておりますグラウンドは5カ所、柳川市民グラウンド、三橋グラウンド、大和グラウンド、有明総合グラウンド、農村広場野球場でございます。そのうち、夜間照明を設置しております施設は、先ほど議員がおっしゃいましたように、三橋グラウンド、大和グラウンド、農村広場野球場の3カ所でございます。

現在、市民の皆様が身近な施設でスポーツ、レクリエーション活動ができるように一般開放された小・中学校の体育館や運動場など、利用ニーズに応じて設備の充実を進めておりますが、面積の広い中学校の運動場に夜間照明を整備した場合には、1校当たり数千万円の設備投資が必要でございます。市内6カ所の中学校に設備をするということになりますと、多大なる設備費と維持管理費が必要となります。

また、夜間照明や虫などによる農作物への被害の問題がございます。まずは近隣住民の方に十分な理解を求めることが必要でございます。市といたしましては、既存の照明が整備されております施設の有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

総務部長（山田政徳君）

3点目の公用車問題について、お答えをさせていただきます。

議員から4点の御質問と提案1件をいただきましたけれども、まず1点目の公用車台数と管理方法についてでございます。

台数は、消防、救急関係、これには消防団の車両も含むわけでございますが、63台、水道事業会計分が9台でございます。こういったものを除きまして、一般の公用車は119台でございます。そのうち、軽自動車が64台、普通車、これにはダンプトラックとか霊柩車、マイクロバス等も含まれますが、合わせて55台でございます。

管理方法については、基本的には各課の管理になっておりまして、その各課配置の台数が11台、そのほか、各課に配置をせずに必要なとき自由に使えるという共用自動車、それが3庁舎分合わせまして8台でございます。

次に、2点目の公用車の稼働率についてでございますが、平成18年度に稼働率調査をいたしております。それで申し上げますと、ダンプとか霊柩車、こういった特殊車を除きまして稼働率およそ78%でございます。

次に、3点目の公用車の更新基準でございますが、今のところ明確な更新基準というのは設けておりません。年数が経過をいたしましてもしっかりと動くものもございまして、比較的新しくても故障がちのものもございまして。一律にとらえての更新というよりも、個々の公用車の状況で判断するわけでございますが、年数といたしましては、先ほど議員も御指摘ございましたように、やっぱり職員の安全面、そういったものも考慮していくということで、購入後おおむね10年というのが一つの目安ではないかなというふうに考えております。

次に、4点目の今後の削減計画はどうなっているかということでございます。

行政改革大綱で、21年度までに台数を10%削減するという目標を定めておりますので、現在その方向で削減計画を作成中でございます。

次に、安全・安心のまちづくりを例に挙げられまして、パトカー仕様の提案と、公用車を白黒のパトカー仕様に塗り直していく考えはないかという御提案でございますが、この問題について何ともお答えに困るわけでございますが、公用車といえますのは、現場に出向いたり、あるいは家庭を訪問したりと幅広く活用しているわけでございます。特に、家庭を訪問したりするとき、もしパトカー仕様の公用車が出向いた場合、訪問先に大変御迷惑をかけるということも考えられます。一例を申し上げますと、今、公用車には、ボディーの後ろのほうに小さく柳川市というのを張っております。それすら嫌がられる市民の方もいらっしゃる。やはり、それが張っていない公用車で来てくれんかとそういった声もあるわけでございまして、そうした現実もございますので、パトカー仕様にするのは、やはり市民の皆さんにとってはちょっと違和感、抵抗感があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、二、三再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず収入超過者28世帯ということですが、指導を行うということですが、現実、それで効果というか、それによってどれぐらいの方に速やかにといいますか、御理解いただいて退去いただいておりますか。

建設部長（蒲池康晴君）

市営住宅の家賃というのが、民間の家賃に比べて安いというのもございますので、こういった指導はしておるわけでございますけれども、退去というところまではなかなかいかないような状況というのが現状でございます。

9番（荒巻英樹君）

それから、滞納額が合計で15,905千円ということですが、その中で一番長いと申しますか、多いと申しますか、その方はどれぐらい滞納、一番長い方はどれぐらいなのかを教えてください。

建設部長（蒲池康晴君）

額で申し上げますと1,490千円の方がいらっしゃいます。

9番（荒巻英樹君）

滞納の期間も教えてください。

建設部長（蒲池康晴君）

224カ月分でございます。

9番（荒巻英樹君）

それから、6カ月以上の滞納者はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

ちょっと申しわけございませんが、ここにそこまでの資料持ち合わせておりませんので、後でお知らせしてようございますでしょうか。

9番（荒巻英樹君）

実は、9月の決算委員会の際では、18年度末で44名ということでしたから、それから大きく変わっていないかと思うんですが、実際、現状のことを言いますと、大体1割強の方しか応募者、まあ応募者も一応審査を通った上での応募だと思います。その方々が1割強ということは、9割弱の方が、残念ながら申し込んだが入れないという状況です。

この収入超過者と6カ月以上の滞納者を合わせると七、八十名になられます。そっくりその数が合うという強引な論法はいけないんでしょうけれども、やはりそういった方、いつかいつかとお待ちになっている方々が多くいらっしゃる中で、そういった収入超過者であるとか、6カ月以上の滞納をなさっている方、その方々がいらっしゃらなければ、今希望なさっている方は入居が可能となるわけですから、ぜひこの辺は希望者が入居できるように積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点で、この収入超過者と滞納の件に関しましてはやはり、もちろん担当課の方々は一生涯懸命努力されていることと思っておりますけれども、その辺に関しましてはやはりトップの姿勢も大事かと思っております。その件に関して、石田市長、お考えをお聞かせいただけますか。

市長（石田宝蔵君）

荒巻議員には大変この問題についても関心をお持ちいただき、本当に正直者がばかを見てはいけないという御意見だろうと思っておりますが、私も全く同感であります。ただ、収入超過者というのは、ちょっと説明不足になっていると思っておりますが、明け渡しの義務というのは発生しないんです。高額所得者というものと収入超過者というのは違います。したがって、入居を既になさっている方が収入がふえてきた、その過程において、収入がふえたことに対して家賃の割り増しをとりなさいというのが法の趣旨でありまして、今でもそうだと思いますけれども、0.3、3割の係数を掛けて、0.5の係数を掛けて、0.7の係数を掛けてといったことでの収入超過者に対する措置がございます。そして、これをオーバーいたしますと高額所得者ということになります。高額所得者になりますれば、明け渡し請求をしなければならない、そういう行政の義務が出てまいります。したがって、その高額所得者については直接面談をして明け渡し、いわゆるそれなりの収入がっておりますから、どうかお譲りくださいと、こういったことでの指導は直接担当のほうでやっているところでございます。

それから、滞納の問題につきましても、これも全国的なケースだろうと思っておりますけれども、本当に悪質で、公営住宅ということで家賃を滞納するということは、私はその義務を果たし

ていない、入居者の方々の姿勢の問題でありますけれども、常識では考えられないことなんですけれども、従来は、入居するに際しては保証人さんというのも必ずとるようになっていたんですね。しかし、昨今の法制度の中では若干変更が出てきております。したがって、それらについては、当然法的な措置等も含めて、明け渡しの手続をとる、こういったことも検討しているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほど言いましたように、毎年八十数名の方が入居を待ち望んでおられます。そういった現状の収入超過に関しては、今の御説明でありましたけれども、とにかく、滞納者の方が、私はその数に驚いたんですけれども、今、入居をお待ちになっている方々がこのことをお聞きになりましたらどう思われるか、もう本当に心が痛むわけです。ぜひともお一人、お二人といたしますか、もうお一人でも多い方の入居がかなうように取り組んでいただきたいと思えますし、民間の力を借りるといっていろいろと国、県、ほかの自治体の状況等を確認なさったというお話もありますけれども、別にほかがやっていないから柳川市がやっていけないということはないかと思えます。ほかがやっていないからこそやりがいがあることだと思います。現実に、これから新しく、次の建設計画は決まっているようでございますけれども、それと並行しながらでも、やはり民間の力を借りて、そのほうが明らかに早く解決するわけですから、ぜひ民間の力を借りるということを。検討というお言葉はちょうだしましたけど、私は実施ということをぜひ近いうちにお聞きしたいと思えますので、前向きといたしますか、ぜひその方向で進んでいっていただきたいと思えます。

それから、今回の質問に対して、建設部長から答弁をいただいたわけなんですけれども、現在、市営住宅の担当は建設課ということでお聞きしております。建設課といえば、ぱりぱりのハード部門に聞こえるというか、まさにそのとおりですね。これはもともと国の管轄が国土交通省だからそれにならっているんでしょうが、そもそも住宅政策がスタートしたときの管轄は厚生省だったわけで、公営住宅法の担当が建設省にかわったのは田中角栄首相のごり押しだったということを何かで目にしたことがあります。公営住宅は本来福祉行政であって、私は保健福祉部への移管も検討していいんではないかと思えますが、市長はどのようにお考えになりますか。

市長（石田宝蔵君）

やはり、これは上級官庁との関連がございますので、たしかに柳川市独自で、よその自治体はどうでもいうのは、荒巻議員のお考えかもしれませんが、さまざま手続、あるいは許認可は国土交通省、県においては県の住宅課、建築都市部が持っておりますので、そういった事務の流れからして、現在のところ、やはり私は建設部のほうが望ましいというふうに理解しております。

9番（荒巻英樹君）

今、ちょっと市長の御答弁で、ほかの自治体がやっていないかのようにとれる答弁でしたが、現実、本市における保健福祉部に相当する部門が市営住宅を担当している部署は実際あるわけですね。ですから、柳川市が初めてやるとか、そういう話じゃございませんので、ぜひ私は、やはりこれは保健福祉部じゃないかなと思ひまして、検討の余地があるんじゃないかと思ひましてお伺いした次第です。

それから、これも梅崎和弘議員が9月議会で要望された昭代地区への市営住宅の設置についてなんですが、現在、本市の人口が7万4,300人に対して、昭代地区の人口は約1万人強です。人口比でいえば、559戸のうち76戸分の市営住宅があってもおかしくはないんですね。以前、久々原団地にお住まいで、現在別の団地にお住まいの方から切々と、早う昭代さん帰ろうごたと言われたことがあります。ですから、私はここで新設の要望はいたしません。ぜひとも民間の施設をうまく利用して、昭代地区に市営住宅を復活させていただくよう切に要望して、次の項目に移らせていただきます。

それでは、中学校の夜間照明施設の件、改めてお伺いします。

先ほど、教育部長の御答弁で、夜間照明施設を設置する場合数千万円という御答弁でしたが、できれば1校当たりどれくらいかというのをお知らせください。

教育部長（佐藤健二君）

実は、小学校8校、旧柳川市内につけておりますけれども、そこが平均しますと約5,000千円がかかっております。この場合、支柱が4本で、その支柱の上に照明等が4個ついております。これを中学校に置きかえてみますと、最低6本、それから、照明等が6個、それと高さが13メートルぐらいということで、小学校よりも高くなります。そういうことで、基礎の費用もかかります。ここで、1校当たりの平均といたしますか、1校当たりで見ますと、やはり20,000千円から30,000千円というのが技術屋さんの意見でございました。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私は、今、中学校が市内に6校ありますけれども、まとめてやる必要があるとは思っておりません。何年かに分けて、少しずつ設置していけばいいんじゃないかなと考えております。ただ、既存の夜間照明施設があります大和グラウンド、三橋グラウンド、それから両開の「むつごろうらんど」がありますので、できれば遠い地区、蒲池地区とか昭代地区とかそういったところから6校を順に整備していったらどうかと思うんですけれども、そういったことでいかがでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

先ほど申しましたように、設備投資、それから照明だけで申しますと、三橋グラウンドで年間600千円くらいかかっております。それと、三橋グラウンドで申しますと、稼働率として

月平均18日ぐらいでございます。大和グラウンドになりますともっと稼働率が多ございますので、それ以上の電気代がかかっております。

それからまた、電球等につきましては、時間的にある程度の期間が来ますと取りかえということになります。その費用等も含めると、遠いところからでも整備をとという御意見でございますけれども、できますならばこの3つでまだ余裕がございますので、こちらのほうを御利用いただければなというふうなのが私どもの希望でございます。

9番（荒巻英樹君）

そのような御答弁なんですが、実際に市民の方から聞く声は、やはり既存のところは遠かもんねということなんですよね。だから、近くにあればやっぱりしたかという声が多いわけなんです。ですから、ぜひ、いろんな形で検討いただいて、1歩でも2歩でも進めていただきたいと思いますし、実は、私も自分なりに調べてみました。やはりそういった積極的に小・中学校の夜間照明の設置を進めている自治体がありましたのでお聞きしました。平均照度、明るさですね、200ルクス以上、それから風圧加重ですか、柱が耐える力1,500キロ、面積が6,000平米から7,000平米の場合で、先ほど部長も御答弁になりました、20,000千円から30,000千円ということでしたけれども、柱6本の場合大体20,000千円から25,000千円ということでした。ただ、その自治体の場合、平成に入ってから、もう今18校目をやっているそうです。ですから、大体1年に1校のペースになるかと思います。お聞きしますと、文部科学省の体育施設整備費安全・安心な学校づくり交付金と、現在では合併特例債をうまく利用して推進しているというお話でした。そこは、一般会計の予算額が約500億円でしたので、本市よりはもちろん大きい市なんです、本市でも私は十分できる事業だと確信しましたので、ぜひともこの件に関しては推進をよろしくお願ひしたいと思いますし、この件に関しましても、現在、生涯学習課のスポーツ振興係というところが担当かと思いますが、私はスポーツ全体の推進のためにも、ぜひ市長にはスポーツ振興係をスポーツ振興課に昇格させていただきたいと、これは要望でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に公用車について再度お伺いさせていただきます。

稼働率が大体約78%ということで御答弁いただきましたけれども、これが何か稼働の規定といえますか、要はちょっとでも動いたら稼働したということになるのか、何時間以上使ったらという、その辺があれば教えてください。

総務部長（山田政徳君）

稼働の規定というものはございませんで、ましてや稼働率をどう計算するかとそういった規定もございませんで、あくまで稼働した日数で計算したというところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

ということは、仮に午前中のみ使用した車が10台で、午後だけ使用した車も10台とした場

合、計算上は稼働が20台ということになるわけなんです。でも、現実には10台で足りるんですね。ですから、公用車は動いてこそ車であるわけですから、駐車場にとまったままでは単なる金属の塊にしかならないんです。うまくその辺は利用時間を長くといいますか、無駄のないようにやっていただきたいと思います。

ちなみに、公用車が足りなくて、タクシー等を利用したというケースはありましたでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

公用車が足りなくてタクシーを利用したケースはあるかということでございますが、そうしたケース、私、耳にしたことございません。ただ、公用車がない課においては、私用車を公用車認定いたしまして、それなりの旅費等をつけて対応しておるところです。

9番（荒巻英樹君）

普通車が55台、軽自動車が64台ということでしたけれども、年間の維持費がどれくらい違うかわかりでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

申しわけございません。その辺のデータは持ち合わせございませんので、後でお知らせをさせていただきます。

9番（荒巻英樹君）

市内だけを回るのか、やはり、例えば、県庁、県の出先に行かれるとかいろいろな用途はあるかと思うんですが、やはり市内で使う車のほうが圧倒的に多いかと思っておりますので、維持費等も考えたら、極力普通車から軽自動車へのシフトは進めるべきではないかと思っております。もろもろの経費を考えたら、これも一般論として、やはり2倍、3倍、普通車のほうがかかるかと思っております。ですから、ぜひ軽自動車への推進、シフトを進めていただきたいと思います。

それから、更新に関して、10年が目安ということになりますけれども、これはもう目安ということで、もちろん5年で20万キロも走れば使えなくなるわけですから、とにかく職員の方の安全確保のためにもそういった車、古い車は早く買いかえるなり、そういったことで安全の確保を最優先にやっていただきたいと思います。

それから、削減計画が21年度までに10%削減で12台の減ということになります。先ほどの稼働率、少しでも動いたらということで78%ですから、現実、理想論を言えば2割は要らないわけなんです。ですから、それはもう非常に厳しい問題としても、やはりこの10%削減ということでおっしゃっておりますけれども、より、でき得ればもっと多くの削減をやっていただきたいと思います。

私は職員の方の削減は、イコール、行財政改革とは思いません。職員はこれまで以上にサービスやスキルを向上させればいいわけですが、公用車にそういうことを求めることはできないわけです。ですから、効率的な使用を推進するために共用車、集中管理のほうが効果的

であるのは明らかですし、稼働率をもっともっと高めて削減を図っていただきたいと思っております。公用車は少し足りないぐらいがちょうどいいのかなとは思っております。

それから、公用車を減らすメリットは維持費以外にもありまして、駐車場も少なくともすむわけですね。車が1台、2台減ったところである駐車場が要らなくなるというわけではありませんけれども、20台、30台という削減が可能ならば、庁舎東側の駐車場は市の所有とお聞きしましたが、南側の駐車場はお借りなさっているということもお聞きしました。そういったところにも経費の削減に寄与することができるかと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、駐車場に関して申し上げます、これは積算等はしておりませんが、例えば、この庁舎の南側といいますか、隣接した南側、職員の方の駐車場ありますけれども、これを仮に2階建ての駐車場にするとか、福岡市の東区役所とかそういったところは2階建てになっただけで済んでいますけれども、そうすることによっても駐車場を借りる必要もなくなるわけですから、そういったことも含めて今後検討いただければと思っております。

それから、パトカー仕様塗装の公用車についてですが、一般の方で柳川市のステッカーがついている車だけでもちょっと嫌がられる方がいらっしゃるというのは、私正直意外でしたけれども、やはり、先ほど言いましたように、市民の方が、2,500名の方が安全・安心のまちづくりのために努力なさっておりますので、やはり市として何かできないかということ、これに限らずお考えいただいて、もちろん、私としてはこのことをまだこだわりたいんですけども、ぜひ市としてもできることをいろいろ考えて取り組んでいただければと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時50分 休憩

午前11時10分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市長は、ガラス張りの政治とよく言われます。広辞苑によりますと、ガラス張りの政治とは「ガラスは内部まで見えることから、秘密がなく、公明正大なこと。」と書いてあります。さらに、公明正大の公明とは「公正で私意のないこと。明白で邪曲のないこと。」、公明正

大の正大とは「正しく大きなさま。意志・言行が、正しく堂々としていること。」とあります。すなわち、公明正大とは「心が公明で少しも私心のないこと。」であります。つまりガラス張りの政治とは、明らかで疑う余地がなく、よこしまもない、不正もない、非道もない、心がきれいで、うそがないということであります。

さきの10月29日の西日本新聞で、福岡県赤字転落の危機、九州各県、財政悪化と大きな見出しで報道されました。それによりますと、福岡県は2008年、つまり来年、財政破綻するとなっております。来年であります。本当に驚きであります。熊本県は2年後にはそのような状態になる。佐賀県は3年後、長崎県は6年後に、やっぱり赤字再建団体に陥ると続いております。宮崎県は明らかな年度は示されていませんが、予断を許さない状況にある。さらに、鹿児島県だって基金が危機的水準まで減少していると新聞報道されております。柳川市だって予断を許さない財政状況にあることに変わりはありません。何といたしても、柳川市の歳入の3割を占める地方交付税がどんどんどんどん毎年毎年減らされております。端的に去年に比べると、それだけでも、もう本年は350,000千円程度の減少が予測できると、先ほどの新聞で報道されました。どうして私たちは1市2町合併したのでしょうか。それは、ただ一つ、財政的な不安があったればこそであります。このままでは、数年後には柳川市だって財政破綻をするのではないかと私は非常に不安でなりません。国や県の指導を受けながら、我がまちを守るために、私たちは合併しかないということで新しい柳川市が生まれたわけあります。

お断りさせていただきますが、質問通告書の中で、大項目1の(3)旧三橋町出身の連名による議員からの要望書の取り扱いはどうなったかについては、以前に取り下げられていたということはこの通告の後に知りましたので、あらかじめ取り下げさせていただきます。

そこで、質問いたします。1つ、三橋地域振興基金、(1)合併後の使用状況を具体的に、(2)藤吉小学校区からの要望書の対処は、(3)これからの使用はどう考えているか。大項目2として、割愛による2人の指導主事配置について、(1)新規事業なのに予算審査での説明がなかったのはなぜか、(2)どこに配置しているのか、(3)いじめ、不登校の実態を小・中学校別に、(4)学力の向上、いじめ、不登校対策の推進の成果を具体的に。

以上、質問をいたします。真摯なる御答弁を期待するものであります。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

総務部長（山田政徳君）

まず、三橋地域振興基金についてお答えをいたします。

この件について、3点御質問いただきましたので、順を追って御説明申し上げますが、まず1点目の基金の使用状況について具体的にどうなっておるかということでございます。年度ごとに申し上げますと、平成17年度は、垂見小学校学童保育所整備事業に1,466千円、柳川駅東部土地区画整理事業に50,000千円、合わせて51,466千円でございます。平成18年度は、

藤吉小学校校舎整備事業に27,000千円、区画整理事業に60,000千円、合わせて87,000千円でございます。平成19年度は予算段階で、あくまで見込みでございますが、藤吉小学校建設事業に1億円、区画整理事業に80,000千円、合わせて180,000千円を予定いたしております。以上、3カ年合計で318,466千円の基金からの繰り入れとなっております。

次に、藤吉小学校区民からの要望について、どう対応したかということでございますが、経過を含めて御説明申し上げますと、平成18年11月、藤吉小学校区の区長さん、公民館長さん、そして校区の議員さん方の連名によりまして、災害時の避難所としての機能を備えたコミュニティセンターの建設の要望書をいただいております。そして、この要望書をいただく前に、平成18年4月にも、三橋地域審議会と旧三橋町の議員さん方全員の連名によりまして、校区コミュニティセンター建設を初め、3点の事業要望をいただいたところでございます。ちょうどそのころは総合計画の策定期間でもございましたので、早速、総合計画審議会に諮りまして、その内容を第1次総合計画に反映させていただいたところでございます。また、その後いただきました藤吉小学校区の防災センターの要望につきましても検討いたしまして、このコミュニティセンター建設問題については何とかせんといかんということで、総合計画の実施計画にコミュニティセンター建設に向けた調査費を平成20年度と21年度に計上いたしております。

次に、3点目のこれからの使用をどう考えておるかということでございますが、地域振興基金の今後の活用方法は、方向性としては3点考えております。1つ目は、地域振興基金は合併時の約束事で、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用するということになっておりますので、当然、旧市町単位の振興事業の財源としてのみ活用することになります。これが活用方法の大原則であるというふうに考えております。2点目は、地域振興基金というのは、地域課題を解決するために活用するわけでございますので、地域審議会を初め、地域からの要望等については、その内容を十分に吟味して、そのことよって地域課題の解決がより早くできるということであれば、その事業の財源として活用させていただくということになると思います。3点目は、三橋地域振興基金というのは、旧三橋町でございました特別目的基金、例えば、都市整備基金、当時7億円程度ございました。また、学校施設整備基金、当時6億円程度ございましたが、そうした10個の目的基金を統合して基金が設けられたものでございますので、統合される前の目的基金の趣旨に沿った形での活用も考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

教育長（上村好生君）

割愛によります2人の指導主事配置についてに関します4点の御質問に対して回答したいと思います。

まず、指導主事等2人の割愛でございますが、それを導入いたしましたのは教育指導体制

の強化にございます。具体的には、各学校の経営力の向上とか、あるいは授業の指導力量の向上、あるいは生徒指導の力量の向上、いじめ、不登校、問題行動への対応等々のために、今年度から取り入れたものでございます。

最初の新規事業なのに予算審査での説明がなかったのはなぜかというお尋ねでございますが、割愛事業の導入につきましては、まず平成19年3月1日に開催されました柳川市議会第2回定例会冒頭で、市長の所信表明で述べていただいたところでございます。それから、平成19年3月の予算審査特別委員会における人件費全般の説明の中でも、この件につきまして御説明を行ったところでございます。さらに、6月5日、議員全員協議会で、矢ヶ部議員より割愛の件につきまして5項目の質問が私に対して行われました。そのところでも御説明を申し上げたとおりでございます。

2点目のどこに指導主事を配置しているのかという御質問でございますが、2人の指導主事は柳川市教育委員会の学校教育課に配置をいたしております。

3点目のいじめ、不登校の実態を小・中学校別にとという御質問でございますが、柳川市における平成19年10月までのいじめの報告件数は、小学校が2件、それから中学校が6件、合計8件の報告がっております。昨年同期と比較をいたしますと、20件の減少となっております。柳川市における不登校の実態につきましては、10月現在で小学校で6名、中学校で38名、合計44名が不登校となっており、昨年同期との比較をいたしますと、小学校では増減なし、中学校では15名の減少となっております。

4点目の学力の向上、いじめ、不登校対策の推進の成果を具体的にという御質問でございますが、昨年度まではなかなか学校訪問、全校25校できませんでしたが、割愛指導主事を入れまして体制を充実させたことによりまして、本年度は全25校の小・中学校を訪問することができました。より充実した学校経営、授業改善等の指導を図り、学力の向上に努めているところでございます。

いじめ、不登校の解消につきましては、冊子「柳川市いじめ問題総合対策」を作成いたしました。また、いじめ相談カード、あるいはいじめ防止標語等々を作成いたしました。各学校へ周知徹底いたしますとともに、柳川市いじめ防止対策委員会を開催いたしまして、いじめのない学校づくりを進めているところでございます。また、今年度から文部科学省の委託を受けまして、問題を抱える子供等の自立支援事業を取り入れまして、自立支援相談員を2校の中学校に配置いたしました。児童相談所、あるいは福祉事務所等の関係機関との連携をしまして、ネットワーク会議やケース会議を行い、いじめの解消、一人一人の児童・生徒の学校復帰に向けて取り組んでいるところでございます。また、いじめ、不登校の解消には、豊かな人間性をはぐくむような心の教育、思いやりの心を育成する教育等の指導が大切であると考えておりまして、教育委員会といたしましては、心の教育に関する研究指定校を19年度に取り入れまして、小・中学校ごとに人権教育、道徳の指導に関します研修会を実施して

いるところでございます。

何分、割愛制度をことしの4月に導入したばかりでございますので、具体的な成果を一つ一つお示しすることはなかなか難しゅうございますが、指導主事2人の導入によりまして、各学校の経営力の向上、教科指導力量の向上、さまざまな問題解決に向けた支援を積極的に行っているところでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、再質問をさせていただきますが、まず旧三橋町の合併協議会委員の役職名と委員の名前を差し支えなかったら教えていただきたいと思えます。

総務部長（山田政徳君）

ちょっと今、資料ございませんで、正確には申し上げられませんが、各市町から御参画いただいた合併協議会のメンバーは、首長、それと議会から2名、三橋町は正副議長ではございませんでしたが、ほかの大和町、柳川市は正副議長の御参画でございました。それと、商工会の代表の方と農業関係の代表の方、婦人部門の代表の方、そうした方々だったろうというふうに記憶をいたしております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

確認をさせていただきますが、合併協議会の委員は、町長、不肖私と議員が2名、それから区長会長さんが1名、それから柳川農協三橋支所代表理事の方が1名、それから三橋町の商工会長が1名、途中でかわられましたけれどもですね。それから、三橋町の女性連絡協議会会長さん、それから三橋町のボランティア連絡協議会の方、以上8名に間違いはないでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

先ほど、私、記憶があやふやで申し上げましたが、区長さんが抜けておりましたし、ボランティアの関係も抜けておまして、合わせて8名でございます。申しわけございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

それと福岡県からは合併協議会の委員として出られておったのでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

県の地方課にございます合併支援室のほうから1名御参画をいただきました。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり福岡県からも見えておったということでございます。合併支援室でございますから、総務部地方課の合併支援室の企画主幹が出られておったと思いますが、間違いはないですね。つまり私たちは、福岡県の総務部地方課合併支援室が発行した「市町村合併なんでもQ & A」

に基づいて、平成17年3月21日に合併が実現をしたわけであります。つまり国の総務省から県の指導を受けて合併したことになりますが、間違いございませんか。

総務部長（山田政徳君）

先ほどお示しになった「市町村合併なんでもQ & A」、これは合併支援室のほうで作成したものでございますが、それに基づいたというよりも、それはあくまでいろんな事務をやる上での参考資料の一つということでございます。そして、国の指導で合併したのかということでございますが、国の指導というか、大きな合併の流れはございましたけれども、あくまで先ほど議員もおっしゃいましたように、財政的な問題というのが大きな問題になっておりましたので、その辺で自主的に1市2町が合併したというふうに私は理解をいたしております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

平成19年9月の議会の中で、ある議員の一般質問の中で、当時の三橋町長、つまり矢ヶ部はだまされたと。基金を1,830,000千円持っていたて、これ、だまされとっとというような発言がありましたが、私は本当にだまされたということになりましようかね、どうでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

矢ヶ部議員、当時の三橋町長でございましたが、基金の関係でだまされたという発言があったということでございますが、我々は地域振興基金については、先ほど申し上げましたように、合併協定項目の趣旨に沿って3つの視点でやっておりますから、だまされたということにはならないというふうに私は思います。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

そこで、「市町村合併なんでもQ & A」で示されておるわけでございますが、合併協議会で作成された計画については、関係地方公共団体、つまり新しい柳川市は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならないと、地方自治法第252条の2第5項で記されておりますが、間違いはないでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

その法的な根拠までは記憶ございませんが、合併協議の折に作成しました新市建設計画、これが新市のまちづくりの基本でございますので、それに基づいて、今回、新柳川市の第1次総合計画を作成して、それに基づいて市政運営をするということにいたしております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

この「市町村合併なんでもQ & A」の冊子は、どのような範囲で配られてあるんでしょうか、よかったら教えてください。

総務部長（山田政徳君）

それについても、もう3年ほど前のことですので、正確に申し上げられません、各市町の議員、四役、それと合併協議会の委員さん方、そうした方々には当然お配りをしているというふうに思います。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

続きまして、合併協議会に基づきまして、新市建設計画という冊子がつくられておるわけですが、これはなぜつくられたのでございましょうか。あるいはどういう根拠に基づいてつくられたかというのを、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

新市建設計画というのは、合併をする際、作成するというのが義務でございまして、合併協定項目というのが40項目ございました。そのうちの中心となる1項目でございまして、今後の新市のまちづくりを市民の皆さんにお示しをすると。そして、議員さん方を初め、皆さん方に御理解をいただいて、合併についてのゴーサインを出していただくと、そういうものだというふうに理解をいたしております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

先ほどのQ & Aと同じように、この配られた範囲、大体同じでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

ほぼ同じ範囲だと思いますが、さらに広範囲で配っておるかもしれません。済みません、それぐらいの記憶しかございまして、申しわけございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

新市建設計画、今、部長おっしゃったとおりに、合併協議会の中でまとめたものをこういうふうにしてすると。もちろん法的な、合併協議会で決めたことについて、これはきちっとやっぱり守らやんばんという、基礎になるということであると思います。したがって、この内容について、議員の皆様が法的に決定する上での重要な合併するときの判断材料になったわけですね。そういうことで私たちは合併をしたわけですが、どうも、石田市長に伺いますが、何となくこの合併協定項目は、何というか、上のほうに上げられてしまって、何かこう、なかなか取っかかりをされていないような気がしてならないわけですが、合併協定項目について、特段の理由もなく変更、もしくは不履行とすることは許されないということになっておるわけですが、このような場合には、合併市町村の市長の、つまり石田市長の政治的な責任が発生するものということになっておるわけですが、どうでしょうか。もう期限もそうないわけですが、その点、何か市長は、三橋町が持っていった1,830,000千円は、何かこう積極性がないといえますかね、そういうふうな気が

してならないわけですが、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これは、今、山田部長から答弁してありますように、それぞれ主要項目、合併協定項目で40項目、1,800項目のおおよそそういった中身であったろうと思います。そのほとんどが合併後に調整するとか、合併後に協議を行うとか、そういったものであったというふうに私は記憶しております。したがって、新市建設計画については、やはりそれを尊重しながら、もちろん合併協議会で出されたことについては真摯に取り組んでいっていると、このように私は理解しております。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長、今おっしゃったとおりに、そのようにひとつ実行していただきたい。やっぱり計画どおりに実行してもらおう。実行することこそ、それに実行ができるように最大限努力することが当然市長には求められておるわけですから、その点をよろしくお願いしておきます。

続きまして、今、山田部長もおっしゃいましたけれども、三橋町の地域振興基金の活用に関する要望書について、当時の三橋町出身の市議員16名と三橋地域審議会委員15名の連名による要望書が平成18年4月17日に提出をされております。今の答弁によりますと、20年度と21年度にそれを何とか動かすというような答弁を先ほどいただきましたが、少なくともそのような中間経過というのですかね、そういうのを逐一私たちのほうにも、あるいはこの要望書を出された人についても、きちっとやっぱり報告をしていくというのが最低の義務じゃなからうかと私は思います。だからこそ、9月の議会で、当時の町長でありました私は、矢ヶ部議員はだまされておるといようなうわさが立ってくるわけでありますから、そうなったら私は何のために合併したのかと疑われるわけでありますから、その点、やっぱりきちんと、今こういうふうな状況になっているんだということを、少なくとも三橋町民には言うてもらわんと、そげんかことなら、なし1,830,000千円も持っていくけんたんもち言われたら、私は身もふたもないわけですよ。その点、よろしく御答弁をお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

地域審議会と議員の連名によります要望の取り扱いでございますが、これについては、地域審議会のほうには具体的にお知らせをさせていただいたところでございますが、旧三橋町の議員さん方への中間報告がなかったことについては大変申しわけなく思っております。今後、できるだけ小まめに、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

よろしくお願いいたします。

それから、地域審議会の設置をどう理解してあるかということではありますが、大体総務部

長の答弁でほぼわかりましたけれども、重ねて再確認をさせていただきますと、合併の記録の62ページにありますが、地域審議会の趣旨としては、市町村が合併することによって行政区域がかなり拡大をする。だから、住民の意見が新しい市の市政に、政策に、施策に反映をされにくくなるから、そういう不安があるからこそ、今までが過去そういう不安があったから合併に支障を来していたわけですよ。だから、住民の懸念や不安を解消するために、あるいはまた新市の施策全般に住民の意見を細かに反映することができるように、平成11年に合併特例法の改正によって地域審議会の制度が創設されたわけですから、その点、間違いないでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

間違いございません、そのとおりであります。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

さらに、地域審議会というのは、合併はした。ばってん、やっぱりだまされたということにならないように、合併直後に周辺地域の意見を最大限反映させるための制度であるわけでございます。住民の満足度をやっぱり高めていく、つまり住民のニーズを的確に酌み取って、それを施策に反映しないといけないとあるわけですから、その点、石田市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

確かに、今、山田部長が答弁したとおり、また矢ヶ部議員が御指摘のとおり、地域審議会というのは、全国の合併が進んだ中でも設置する自治体と設置しない自治体、特に矢ヶ部議員は地域審議会の設置をあの当時強力に発言され、求められました。私はどちらかということ、住民の意思は、それぞれ在任特例を使います議員さん方、あの当時、三橋は16名だったでしょうか、いらっしゃいましたし、約2年程度の在任特例を使われるということで、私はそういったものは、どちらかということややこしくなるといったことで不要の論を述べたというふうに記憶しております。ただ、こういった中で、やはり住民の皆さん方からそういったものが必要であるとするならば、当然これは設置をしてよろしいではないですかということ最終的な決定を見たこと、私も承知しておりますし、またそれは大事なことでもあろうというふうに認識をして、合意したところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり認識をして、市長、そのとおりやっていくということでございますか。その辺で確認していいですか。

市長（石田宝藏君）

その辺は、地域の皆さん方のものが、例えば、議会の中で出てくるもの、一般の住民の皆さん方、市民の皆さんから出てくるもの、そういったものと、やはりすべてが合致している

というわけではないんじゃないかなと思います。特に、三橋地域振興基金の問題については、矢ヶ部議員、合併後、職務執行者をおやめになられまして、私が就任をしたその後も、随分、三橋の議員さん方からこの問題について取り上げていただきました。どのような説明がされていたのかということで、議会、全員協議会の中、あるいは旧三橋の幹部の皆さん方に、合併の住民説明会の折にその説明がどういうふうにやられていたのか、あるいは議会にはどのように説明されていたのか、そういったものを検証したところでございます。

ただ、誤解を与えてはいけませんので、三橋の約18億円程度の基金については、三橋の町に限定して基金を活用して事業をやっていくということでありまして、ただ、その当時、議員の皆さん、あるいは市民の皆さんから出てきている声は、記憶をたどってみますと、何か特別会計みたいに1,830,000千円が三橋で勝手に使っているような、そんな誤解があったようでございます。したがって、そのことについては、三橋町の地域に限定をして、その18億円のお金を旧自治体、三橋のために活用するというので、私どもは説明し、御理解を求めてきたわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

そうだったら、今、先ほど山田部長が3つの大原則をおっしゃいました。そして、私が今、地方自治法の問題を言いました。それと矛盾する答えになりますよ。（「矛盾せんでしょ」と呼ぶ者あり）いや、矛盾しますよ。三橋町のために、きちんとこうして使いますよということだね。（「使うんでしょもん」と呼ぶ者あり）平成19年6月15日の大橋議員の答弁のとおり先ほどおっしゃったわけですが、あくまでもやっぱり三橋町のためにきちっと使ってもらおうというのが大原則なんですよ。それを言ったら、今、市長の答弁はちょっとおかしい。私は何かその辺ははっきり知りませんが、もう少しスムーズに答弁していいんじゃないと。

総務部長（山田政徳君）

先ほど私のほうから活用に当たっての3つの大原則を申し上げましたが、先ほど市長も三橋町に限定して地域活性化のために活用するという発言がございましたので、それと食い違うものではないと思いますが、ただ、特別会計云々の話が出ましたので、少しややこしくなっただけかなというふうに思います。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

その特別会計云々はわかりました。

市長、いいでしょうか。つまり地域審議会の答申の実行というのは、市民の視点から見た生活課題やまちづくりに対する思いがあるわけですよ。つまり市長が選挙のときに出されましたマニフェスト以上の重みがあると私は思いますが、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

それは当然、重みがあると思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

ということは、市長が選挙のとき出されたマニフェストの達成度、これを出されましたが、当然この建設計画に対する達成度も、やっぱり市民に明らかにする必要があるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

それは当然、私どもも報告する、また説明する責任があろうと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

続きまして、藤吉校区からコミュニティー防災センター（仮称）建設要望書が平成18年11月21日に出されております。区長会、公民館、女性連、老人クラブ、育友会、母の会、議員の全26名の連名で出されておるわけですが、合併協議会で作成した新市建設計画の冊子の第5章、新市の施策の中の117ページに、ソフトとハードの両面によるコミュニティーの充実強化の推進をうたっております。ハードの面では、活動拠点の整備として校区公民館の整備、コミュニティー充実のための財政基盤の確保として合併市町村振興基金の創設・活用を上げてあります。これは、三橋地域審議会の答申ともきちっと合致しておるわけですので、その点、特に石田市長、よろしく願いをいたします。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これまでも、この問題について、あるいはコミュニティーセンターのさまざまな要望等も議会の中で議論をされております。したがって、先ほど申し上げましたように、部長が答弁いたしましたように、さまざまな角度から検討して、当然20年、21年にそういった事業の審査に入る、あるいは調査費、こういったものについても動いていく、アクションの準備段階だろうというふうに理解しております。

11番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれも、ひとつよろしく願いをいたしておきます。

時間もありませんので、大項目1について、まとめをさせていただきますが、新市建設計画の39ページに、柳川市は小学校区を単位とした校区公民館をほぼ全域に持っていると。しかし、大和町と三橋町はなかばもと。同じく58ページには、「新市のまちづくりは、「そこに住む人々自らの創意と力の結集によってつくり上げていくもの」です。行政との協働のもとで、住民の積極的な参加を促し、住民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティーです。」と、ちゃんとうたっております。同じく90ページに、コミュニティーの充実強化の推進として、「行政区などを単位としたコミュニティーをネットワークし、小学校区での自主的自治組織の編成を図るための環境づくりに努めます。」。さらには、みらい通信4号でも、2

004年2月15日に新市建設計画の解説の中でも同様のことをうたっているわけであり、合併のときの市民への約束事が、ことしの世相をあらわす漢字であります「偽」、偽り、にせにならぬように、よろしく願いをして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、大項目の2でございますが、当然、教育長、いつの世も子供は宝です。どんどん子供が減っている。逆にお年寄りが増えておる。65歳以上の人を高齢者と言いますが、日本全国は5人に1人が65歳以上の方とっておりますが、柳川市は4人に1人なんです。本当に年寄り、ざまなか、じゅつなか、とぜんなか。特に、柳川市の平均は1世帯当たりわずか3.1人しかおらんとばん。年寄りはどんどん増えていく。反対に子供さんは、この1市2町では、平成8年、そのときは8,700人おった。そして、10年後の平成17年にはもう2,000人も減ったとばんも、6,700人になっておる。平成8年、旧三橋町は、ちょうど小学校、中学校の生徒が2,000人おる。つまり10年間で、この1市2町で旧三橋町の小学校と中学校の生徒さんがのうなったということです。そういう状況をひとつ、率にして22%減っております。だから、当然、子供はいつまでも大切。それは大切にせやんとわかる。しかし、今度の割愛。割愛と言ったっちゃ、やっぱり市民はわからんけんがら、よかならいつちよ割愛の意味をどうか教えてください。

教育長（上村好生君）

割愛と一般的に申しますと、本当に大事だけれども、時間がなくて割愛いたしますというふうにするのが一般的な意味での割愛だというふうに私も理解しております。ところが、だれが言い出した言葉かわかりませんが、あるいはある辞典には載っているということですが、譲り受けるという意味で割愛という言葉を使っているということでございます。よろしゅうございませうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

譲り受けるとはよかばってん、それは金ば出さやんというわけでしょう、これ。今までも指導主事さんは2名おったわけでしょう。それを県から新しく、県は平成18年度までで、もう打ち切ったわけでしょう。銭のなかごとなったもんやけん、来年は財政破綻するかもしれんという状況やから。だから、持てなくなったから、その指導主事2名を負担し切らんごとなった。だから、この2名分を柳川市で負担するようになったというわけでしょう。そういうことじゃないですか。

教育長（上村好生君）

昨年は、県派遣の指導主事が柳川市にありました。ところが、平成19年度からは、もうそれは県は引き揚げるということになったわけでございます。そう申しますと、柳川市の指導主事はということになりますと、嘱託で採用しました指導主事が、ことしで言いますと、19年度は2人、指導主事がおります。嘱託でございます。嘱託は月に15日来ればよいというふうな状況でございます。いつ、何が児童・生徒の中で起こるかかわからないという状況でござ

いますので、やはりこれは嘱託制度で指導主事、もちろん指導主事、嘱託の先生方、一生懸命頑張っていたいておりますが、夜でも、いつでも、やはり柳川市の職員として、どんなときにも動けるようにというのが大きな採用の理由でございます。

それから、ちょっと念のために 念のためにといいますか、周りの状況も申し上げておきたいと思いますが、久留米市は二万五、六千人の小・中学生がおりますが、久留米市は18人の割愛指導主事を入れているところでございます。（「よそはよかさい」と呼ぶ者あり）恐れ入ります。大牟田市におきましては9,000名前後の小・中学生がおりますが、割愛で採用している職員は7名いるという状況でございます。ちょっと参考までに申し上げました。

11番（矢ヶ部広巳君）

いや、それはわかりますよ。私が冒頭言ったでしようが。子供は宝やから、それはむぞがらやんとはわかる。そのかわり、何で平成18年度までで県が引き揚げたかというのは、金がなかごとなつたけんでしようが。22,000千円でそれを出しておるわけですよ。それは後でまた質問をさせていただきますが、確認をさせていただきます。石田市長は、本年の3月議会の市長の所信表明で、会議記録37ページにありますが、「新たに2名の現職校長を指導主事として配置する」と言われましたが、本当に校長2名かんも。

教育長（上村好生君）

ここは、1人は校長を経験しております。南筑後教育事務所の副所長をしておった人間を採用したところですよ。もう1人は、校長職というよりも教頭経験者でございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、校長2名やなかということでしょう。もう少し端的に説明をして、もう時間ないわけですよ。私は時計ばかり見ながら言いよるばん。間違っておりますち、端的にあなた……

教育長（上村好生君）

正確には、現職校長といいますか、行政におりました職員1名と、現場から吸い上げました教頭1名でございます。合計2名でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。名前を言ったらいかんと思いますが、教頭職にあった方が、いつ校長になられたんじやろうか、もうそのとき校長になられたばいなと私は感じたから今言いよるわけでございますが、最初に述べたとおりに、県の財政も非常に苦しいわけでありまして。このまま手をこまねいていくと、今さっき、何度も言いますけれども、県が来年はもう赤字再建団体に陥ると言いよるわけですよ。だからこそ、今まで県から2名派遣していたのを削ったわけでしょうが。柳川市だって、私はそんなに、それは子供がかわいいから置いてほしいけれども、財政的な余裕はないと思います。しかも、22,000千円かかるわけですよ。それを今、

あなたは、新しく2名を出すことについては市長の所信表明で出されたと言う、市長の所信表明は2行あるだけです。予算書の説明会のときに、やっぱりきちんと、新しい事業ならば少なくとも二本立てで出すべきですよ。それが親切というものじゃないでしょうか。しかし、全く出されていませんよ、この299ページを見ると。しかも、予算審査特別委員会が出されておれば、私もその当時入っておりましたからわかっていますけれども、全くなかったから、07年の、ことしの6月6日の全協で私が確かめたやなかですか。しかし、そのときは、もうその他の項で、時間もなかったからそれ以上追及しなかった。少なくとも、私がそのとき追及したときに、きちっとそれぐらいの説明は終わった後にすべきじゃないですか。すらすらと帰ったじゃなかですか。人をばかにしておるですよ。今まで県が使いよるとば22,000千円も使うわけですよ。そんなばかなことがありますかいな。少なくとも貴重な金ですよ、22,000千円。間違いなかでしょうもん。あなたたちは、予算審査特別委員会なんかはきちっとしてもらわにや困りますよ。冗談じゃないですよ。先ほどしたと言ひよるけれども、してないですよ。あなたは、私がこの割愛問題のとき、そのときこれをコピーして見せた。しかし、割愛は何でしょうか、よっとわからんやったんですよ。あなたがそのような答弁をするなら、私もっとやりますよ。きちんと謝罪すべきときは謝罪せにやいかんですよ。冗談じゃないですよ。

教育長（上村好生君）

予算書の附属の説明資料のほうに具体的に書いておまして、そこで総務部長のほうから説明を総括的にしたところでございます。

それから、御質問でございますが、これは割愛で22,000千円の費用がかかるが、予算書の何ページの何款のどこに記入されているかという御質問でございました。それで、私も申し上げますと、私どもは説明したつもりでございますが、しかし、議員の皆様の承認を得なければ、私どもの事業は一步も先へ進んでいけないわけでございます。ですから、時間の都合で、教育委員会、40分ぐらいで説明いたしました、やはり時間がかかるものですから、それも、それこそ時間を縮めたというようなところもございまして、やはり議員の皆様の納得がいくような、そういう御説明をしたいと思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

教育長、もう少し素直になってくださいよ。これでわかりますか。299ページのこの問題で、事務局費、一般職給17人。私が07年6月6日の全協で聞いたけん、あなたは説明したとでしょうが。そうですよ。間違いはないですよ。何度も言うように、福岡県だって、来年度、赤字再建団体になるというわけですから、数字にはもう少しやっぱり真摯に、真剣になってもらわんと、それこそ親方日の丸じゃないですか。22,000千円ですよ。みんな朝早くから、もう極端な人は3時ごろから一生懸命頑張っていていらっしゃる。汗水垂らして、そういう人の貴重な税金ですから、もう少し私は大事に使っていただきたい。それをやっぱり特に言いた

いものであります。

それから、いじめの実態についてお話をさせていただきますが、いじめの実態、去年の12月14日に出されております。先ほどの報告では、かなり減ったと言われております。幸いでありませけれども、この中で私が一番心配するのは、昨年場合は、小学生が269人がいじめられよるばんもと。中学生は64人がいじめられよる。しかも、いじめられた場所はどこかといったら、みんなその場所は教室内なんですよ。小学校、40%の人が教室内でいじめられよる。中学校の生徒は66.7%が学校の中でいじめられよる。そして、そのいじめられよる相手はどなたかといったら、同じクラスの生徒とっておるわけですよ。小学校が64.6%が同じクラスの生徒からいじめられよる。中学校は半分以上の54.3%が同じ教室の人からいじめられよる。そういう実態ですよ。私はこれを見たときに、ことしの9月で、新しく中学校については、もう近かところに今度から行ってでよかばんということでもとめられた。矢ヶ部小学校、22名が卒業する。そのうち半分の11名が三橋中学校に行かんで、よその中学校に行くという希望を出しておる。そこで、私は本当に心配したんですよ。これは、22人おったとが半分になっていくなら、やっぱりもう寂しゅうなかやろうか。それは当然、近いほうにやっぱりやりたい。なるべく事故に遭わないように、それはわかりますが、このいじめの実態を見たときに、果たして、それが正か否かというのを非常に私は心配したからあえて言うわけですが、どうでしょうか。

教育長（上村好生君）

矢ヶ部議員のおっしゃるとおりで、非常にいじめが多いといえば多いと。昨年から取り組んでおりまして、昨年も非常に非常事態宣言を発して取り組んだところでございますが、ことしの同じ時期に調査をしてみますと、あんまり変わっていないということで、私も非常に驚いたところでございます。しかしながら、いじめの内容をよく見てみますと、ちゃん、遊ぼうと言って、嫌と言った。それがもういじめの1件に数えられる、そういうふうなところがございます。ちょっとしたふざけ合い、これもいじめとして子供が申告する。学校、校長先生を通して上がってくる数は非常に少ないのでございますが、しかし、子供がいじめられたと言うならば、やっぱりそれを大事にしなければならないと思うところでございます。それと、1つは、いじめに非常に今は神経質になっているということもあろうかと思えます。何かあったら、いじめというふうにかウントします。やはり私どもはアンテナを高くして、細やかな指導ですね。いじめの出だしのところで、その取り去るといいますか、それをしなければならぬ。いじめられたという子供さん、お母さんからの連絡は非常に多うございますが、いじめたという連絡はほとんどありません。最近1件あっただけでございます。ほとんどがいじめられた。データを見ますと、9割の児童・生徒が、いじめたり、いじめられたりを繰り返しているというふうなデータもございます。いじめをゼロにしなければなりません、6,346名の児童・生徒が毎日学校で活動しているわけですね。さまざまな運動をし

ております。昼休みも、勉強の時間もいろいろ動いておりますので、いじめをゼロにしなければならぬと思いますけれども、なかなか、もう私もその数字を見て、もっと1けた台になっているんじゃないか、去年からこれだけ取り組んできましたからね。ところが、あんまり変わっていない。もっと、やはり各学校の指導を徹底していきたいと思っているところでございます。よろしくをお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

まだ私も言いたかったんですけども、教育長先生があんまり長う言うもので、言われんごとになってしもうて、私があえて22,000千円の問題をなぜ言うかといいますと、今、お年寄りたちは、もうこの寒空に、暑いときもばってん、暑いときも、寒いときも、2時、3時になったら学校の帰りの道に立って、2人、3人、4人、5人でお年寄りの方がちゃんと見回りをしてある。お父さん、お母さんは、生活が苦しかもんで仕事行きよらすもんやけん。そうでしょうが。そういう人に、やっぱり何か手助けが欲しいから、そういうことをあえて言うわけですよ。過去、島添勝議員も質問されましたけれども、幾らかでもそういう援助をやっぱりしていただきたい。自分の孫がかわいいからこそ、あんな、もう寒うして本当に、目汁鼻汁で出よんなさるわけですよ。そういうことを、もう少し先生方は実態を先生といえますか、学校教育関係の方は、特にやっぱり実態を知っていただきたいと私たちは思うわけですよ。それを申し述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

以上をもって……（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

一連の一般質問の中で、非常に柳川市議会の名誉に係る発言がっております。したがって、暫時休憩をいただきまして、議運を開かせていただきたいと思っております。

なお、その報告につきましては、午後、食事の終了後、1時再開をいただいて、御処置をお願い申し上げたいと思っております。

議長（田中雅美君）

議場ですか。

8番（森田房儀君）続

はい。

議長（田中雅美君）

内容が全然わからないようでございますけど、一部、どういうことに対する検討か、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

8番（森田房儀君）続

実は、伊藤議員の発言の中で、いわゆる大木町の問題を出されて、柳川市にもそういう過

去、力の強い議員がにわかになくなってどうのという発言がございます。私は、この問題は非常に、特定の人を指して、もう間違いなくあの人のことだということが特定できるような発言のように受けたわけでございます。したがって、この問題について、議運の中で十分検討いただいた上で、御本人、あるいは議会に御報告を申し上げさせていただきたいという気持ちでございます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時16分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

休憩前に議長をお願いを申し上げまして、いわゆるきのうの伊藤議員の冒頭の発言の中で、非常に議会の名誉及びその方であろうと想定できる方の発言がございました。このことは、議会の品位、品格及び本人と目される方の名誉に関しても、極めて遺憾な発言であるというふうに判断をいたしました。このテープをひもときまして聞いてみますと、全くそういう感じをするわけでありまして、したがって、そのことにつきまして、やはり伊藤議員に対しまして、議会運営委員会として、今後、発言に十分注意をいただくように、ぜひお願いをいたしておきたいということで結論を出しましたので、議長に報告を申し上げたいと思います。

13番（伊藤法博君）

今、議会運営委員長のほうから発言がありましたけれども、私は決して特定の人を指して話したわけではないです。旧柳川市、旧三橋町、旧大和町、過去、数十年間のそういった経過の中で、そういったやつが複数あるという認識のもとに、そういった政治風土がありはしないかという発言を、そういう念頭で発言をしたわけでありまして、特定の方のやつを申し上げるといって、そういう方が複数あるという認識のもとに発言しておるわけですので、その点、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（田中雅美君）

議員各位に申し上げます。議会は言論の府と言われるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前であります。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障しています。しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるものではありません。例えば、議場の秩序を乱したり、品

位を落とすものであったり、議題とは無関係の議員の人身攻撃にわたるような発言まで許されるものではございません。会議規則等に定める会議のルールに従った、節度ある発言をされるよう、今後、全議員各位にお願いをいたしておきます。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了しました。

本日は、これにて散会いたしたいと思います。

午後 1 時 21 分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成19年12月21日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2. 欠席議員

22番 藤 丸 正 勝

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市	長	大	泉	利
収	入	役	木	村	仁
教	育	長	上	村	好
総	務	部	山	田	政
市	民	部	佐	藤	良
保	健	福	本	木	芳
社	部	長	蒲	池	康
建	設	部	長	佐	藤
教	育	部	長	佐	藤
大	和	庁	舎	高	田
三	橋	庁	舎	北	原
消	防	長	竹	下	敏
人	事	秘	書	課	長
藤	木	均	信	明	剛
総	務	課	長	櫻	大
企	画	課	長	大	石
財	政	課	長	武	川
税	務	課	長	川	古
保	険	年	金	課	長
福	祉	事	務	所	長
学	校	教	育	課	長
龍	白	鳥	道	幸	樹
建	設	課	長	白	鳥
農	政	課	長	野	田
水	路	課	長	武	藤
					正
					純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

2. 産業経済委員長報告について

議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行について

請願第10号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める
請願書

3. 建設委員長報告について

議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

4. 教育民生委員長報告について

議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第8号 柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願

請願第9号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

日程（3） 議案第93号 柳川市政治倫理条例の制定について

日程（4） 議案第94号 品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書について

議案第95号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について

日程（5） 議案第96号 道路財源の確保に関する意見書について

日程（6） 議案第97号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程（7） 議案第98号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程（8） 議案第99号 ピアス工場跡地問題に関する決議について

日程（9） 請願について

1. 請願第11号 中山校区公民館建替えに関する請願

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員27名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成19年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月20日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程 3 が議員提出の議案第93号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程 4 が議員提出の議案第94号及び議案第95号の2議案の一括上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

日程 5 が議員提出の議案第96号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

また、日程 6 及び日程 7 についても、日程 5 と同様の方法により質疑終了後、即決といたしております。

日程 8 が議員提出の議案第99号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

日程 9 が請願についてであります。本定例会の会期中に請願 1 件を受理いたしております。請願第11号は、教育民生委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしま

した。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第83号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「277億6,570万4千円」に「5億26万3千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「282億6,596万7千円」としようとするものであります。

審査の過程において、児童福祉費では、矢ヶ部校区学童保育所開所にあたっての実施施設の検討内容及び施設整備の概要、農業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業の対象となる品目、及び、農地水環境保全向上対策事業実施地区（集落営農組織等）の経理事務等に対する支援策や市街地を含めた本市の水環境整備の取り組みの状況、また、教育総務費では、同和地区子女入学進学奨励費補助金に関し、近隣自治体の実施状況や今後の見通し等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

おはようございます。産業経済常任委員会の報告をいたします。

12月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた請願1件、並びに、12月7日の本会議において付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

まず、1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件は、記載のとおりでございます。

4、結 果

(1)議案第91号

原案可決

本案は、国営筑後川下流左岸地区土地改良事業の完了に伴い、平成20年度から国より管理委託を受け、関係市町による管理事業が開始されることから、土地改良法第96条の2第2項の規定により土地改良事業の計画の概要を定め、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(1)請願第10号

採択

本件は、国会及び経済産業省に対しクレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を抜本的に改正するよう求める意見書を提出する旨の請願であります。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく採択とすることに決定いたしました。

以上で産業経済委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

皆様おはようございます。ただいまから建設常任委員会委員長の報告をさせていただきます。

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会の開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4、結 果

(1)議案第85号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

自治体の地方債償還負担軽減を図るため、一定の条件を満たすことにより、高利率の地方債について、補償金を免除して繰上償還を承認する特例措置が、国において講じられることとなりました。この特例措置を活用し、将来の財政負担の軽減を図るため補正をするものです。

資本的収入及び支出予算の収入額に、借り換えによる企業債収入「6億3,300万円」を追加し、収入総額を「10億6,941万9,000円」とし、同予算の支出額に企業債の繰上償還元金分として「6億3,305万3,000円」を追加し、支出総額「14億1,673万1,000円」とするものです。

また、企業債の借入れに係る起債の目的等を定めた第6条予算に「公営企業借換債」として「6億3,300万円」を追加するものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第86号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

本案も水道事業会計と同様に、国の特例措置を活用し、将来の財政負担の軽減を図るため補正するものです。

歳出3款・公債費で市債償還元金「4,900万円」、歳入5款・市債で公営企業借換債「4,900万円」をそれぞれ増額し、補正後の予算総額「19億5,600万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、ただいまより教育民生委員会の審査結果を報告いたします。

12月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた請願2件、並びに、12月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第84号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。補正前の予算額は「100億854万円」に歳入歳出それぞれ「328万円」を減額し、補正後の予算額を「100億526万円」とするものであります。

本案につきましては、人件費補正の内容等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定しました。

(2)議案第89号

原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の公布にともない、関連する条文の整備を行うものであります。

本案につきましては、特別徴収の内容、また、高齢者の生活の実情等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(3)請願第8号

採択

本件は、柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願であります。

当委員会といたしましては、本市の他の小学校プールはすべて25mであること、また、老朽化したプールについては計画的に新築すべきであるとして、全員賛成で採択と決定いたしました。

(4)請願第9号

採択

本件は、「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願であります。

当委員会としましては、教育は国の将来に関わる重要な課題であり、その予算は、国の責任で確実に保障すべきであるとして、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして教育常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告は終了しましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市営筑後川下流左岸地区土地改良事業の施行については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第10号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は、産業経済委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は産業経済委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 平成19年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第86号 平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第84号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第8号 柳川市立柳河小学校プール建設に関する請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

お諮りいたします。請願第9号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 議案第93号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第93号 柳川市政治倫理条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

25番（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、議案第93号の柳川市政治倫理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

政治は、その主権者である市民の厳正な信託によるものでありまして、市長も議員もその受託者であります。よって、受託者である市長も議員も、市民の信託の誠実な履行者でなければなりません。しかしながら、いまだに政治腐敗の事件がなくなることも、また事実であります。なぜならば、その地位や権限や影響力が大きければ、なおさら誘惑の機会もふえるからです。

近年、数々の事件が報道されるたびに、政治や政治家に対する市民の不信は、ますます増幅されるばかりです。政治と政治家への信頼をどう回復するのか、今こそ政治家に問われているときだと考えます。よって、公正で市民に開かれた政治を実現するため、政治倫理の確立が求められるのは当然のことと言えるかと思えます。

平成19年3月定例議会で、柳川市政治倫理条例の制定に向けて特別委員会が設置され、当委員会に付託を受けました。8名の委員で構成をする特別委員会で慎重審議を重ね、12月7日に開催の委員会の中で、全会一致で最終的な意見集約を行ってきたところであります。

以上の理由から、今回、公正で開かれた政治の実現のため、政治倫理の確立、言い換えれば、自分の利益や特定の者の利益を図るために権限の乱用、あるいはその地位を利用して便宜を図ることなどの行為を、市長及び議員がみずから規制をするための柳川市の政治倫理条例を提案いたしました。

現在、市長におかれましては、数多くの役職に就任をされていますが、本市は平成17年3月に合併をしたばかりで、多くの行政課題が山積しております。政治倫理条例の制定等に関する特別委員会で、各条例案を検討する中で、各委員より市長に対し、市の一般事務に直接

関係のない役職は自粛していただき、新市建設計画の実現に向け専念していただきたいとの意見があったことを申し述べておきます。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第93号 柳川市政治倫理条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第94号～議案第95号

議長（田中雅美君）

日程4 議案第94号 品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書について及び議案第95号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書についての以上2議案を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（樽見哲也君）（登壇）

議案第94号 品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、農業農村を取り巻く情勢は、生産コストの増大、農業生産物価の低迷、諸外国との関係など厳しい状況に陥っています。このような情勢の中、ことし4月から担い手の経営に着目する所得政策に転換し、交付金の大半を過去の生産見積もりに基づき支払われる、品目横断的経営安定対策が始まりました。しかし、この対策では、農家の勤労意欲が薄れ、農家の存続さえ危惧する声が出されています。

このようなことから、地域農業の担い手が希望と意欲を持って取り組むことができるように、品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書を提出するものでございます。議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、議案第95号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

昨今、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事や呉服、布団の販売など、クレジット契約を利用した悪質商法による被害が続出しています。クレジット契約は高額な商品でも後払いできる利便性から、消費者に広く普及していますが、高額で深刻な被害を引き起こすことも多く見られます。このため、経済産業省では来年の通常国会に改正法案を提出する予定であります。

そこで、同法改正に当たり、抜本的な改正を求める意見書を提出しようとするものでございます。議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第94号 品目横断的経営安定対策の見直しを求める意見書については委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第95号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書については委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第96号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第96号 道路財源の確保に関する意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

25番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しを受けましたので、議案第96号 道路財源の確保に関する意見書について、提案理由の説明をいたします。

道路は、地方経済の発展はもとより、教育、医療、福祉など、住民生活の向上を目指す上で最も重要な社会資本の一つです。柳川市においては、有明海沿岸道路、国道443号線バイパスやこれらにアクセスする取り付け道路等、今後も地域活性化のために道路整備を推進する必要があります。

しかし、近年、公共事業を取り巻く環境は極めて厳しく、道路事業についても、もう十分に整備が図られているとの意見があり、地方部の実情が正しく伝わっていないという現状があります。道路整備予算を確保するとともに、活力あるまちづくりの推進、安全で円滑な交通を確保する国道、県道、市町村道の整備促進を図るため、意見書を提出するものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくお取り計らいいただきますようお願いし、道路財源の確保に関する意見書の提案理由といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第96号 道路財源の確保に関する意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第97号

議長（田中雅美君）

日程6 議案第97号 教育予算の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第97号 教育予算の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

国の財政削減等により、地域間で教育条件の格差が広がりつつあります。また、低所得者層の拡大で、就学援助受給世帯が増大しております。自治体の財政力や家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。OECD諸国と比較して、日本の教育は脆弱とも言われております。このような現状を改善し、国において教育予算をしっかりと確保・充実させることを求めて意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第97号 教育予算の拡充を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第98号

議長（田中雅美君）

日程7 議案第98号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番（白谷義隆君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第98号 地方財政の充実・強化を求める意見書について御説明申し上げます。

地方分権の推進、雇用創出の促進、少子・高齢化への対応など、地方の果たす役割はますます大きくなっております。しかし、政府は地域間の経済格差を放置したまま、歳出歳入一体改革に基づく歳出削減など、住民生活を犠牲にした施策を進めております。

こうした中、今、目指すべきは、地方税の充実強化、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することにあります。2008年度政府予算においては、より住民に身近なところで、政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことが可能になるよう、地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨を御理解の上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第98号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第99号

議長（田中雅美君）

日程8 議案第99号 ピアス工場跡地問題に関する決議についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（森田房儀君）（登壇）

本議案につきましては、平成14年から今日平成19年度まで、いわゆるこの事案が惹起して以来、いろんな形での議論が続けられてまいりました。その過程の中で、やはり、まず問題なのは何かという基本的な問題を追及する前に、どうしてもやはり枝葉末節の部分だけが論議されているということで、極めて残念な部分がございます。きのうの全協におきましても、やはりそういった部分だけが議論され、本当の責任者はだれなのか、本当の問題を引き起こしているものはだれなのかということが全く論じられないままに、枝葉末節の部分だけがどうも論議をされておるといふところに、この問題が長く長く引っ張られた原因であろうというふうに思います。したがって、この中で、やはりここでひとつ整理をすべきではないかということから、このピアス工場跡地問題に関する決議を上程いたしたところでございます。

私は、この問題は唐突に出てきた問題として受けられるお方もおありであろうと思いますので、本案について朗読をさせていただきます。

ピアス工場跡地問題に関する決議

本事案については、平成14年12月以来ピアスアライズ社の掛川工場への統合に伴う、エルソルプロダクツ大和工場（九州工場）の整理統合と中国工場への分散移転を契機に不要となった工場跡地の売買に関する種々雑多、噴出した問題に対する柳川市議会としての政治的判断を示したものであり、本事案に携わったものへの責任を問うものである。

- 1 売買契約締結及び支払などに関する事務処理が極めて杜撰である。（特別委員会報告書）
一連の買収に係わる事務処理 平成15年3月7日不動産売買契約に係わる協定書の締結、平成15年3月31日重要事項説明書の受理、平成15年4月1日不動産売買仮契約証書締結

と異例のスピードと矛盾だらけの問題点を残して締結されている。

今般、本事案が平成14年から今日（平成19年12月議会）まで延々と混乱した議論が続けられている最大の原因は、当該事務処理の杜撰さにある。

当時の大和町長石田宝蔵氏は首長として、売買契約を締結する前に買主として不動産鑑定評価及び物件調査を複数の業者に依頼し、万遺憾の無いよう万全を期す責任があったにも拘らず売主が提示した不動産鑑定書を鵜呑みにして、5億8千万円の高額物件を購入したことは万死に値するものであり、住民の血税を使っての管理責任及び政治責任は逃れることは出来ない。

2 アスベスト問題、産業廃棄物埋設問題などに対する責任

本事案の複雑極まりない混乱の原因は、首長としての職務怠慢から生じたものであり、「建物は、外観調査による」「本物件は現状有姿で引渡しとなり、補修はいたしません」部分を精査せず不作為の疑義が生ずるものである。

(1)アスベストの除去についての過失問題

「建物は外観調査による」とあるが、買主として物件調査を適正に行っておれば、かかる失態は生じていなかったものである。

平成14年から平成15年4月にかけて、本木昭典議員から「町長、町民の血税で5億8千万円もの物件を購入する以上、売主が提示した鑑定評価書を鵜呑みにする前に大和町において複数の鑑定業者を指定して、独自の不動産鑑定評価書及び物件調査を行うのが通例である」と指摘されたにも拘らず、これを無視し強引に買収に走ったことはアスベスト問題を看過した最大の原因である。

(2)産業廃棄物の埋設問題についての過失

ピアスアライズ社より提示された重要事項説明書によれば、工場敷地内に汚染土壌約2,004トンが埋め立てられている。そのうち、ふるいをかけた約530トンが除去搬出されたことになっているが、汚染の可能性のある土壌、約1,474トンが残されていることになる。

その上、今回調査によって明らかになった産業廃棄物が捨てられ埋設されている。

ピアスアライズ社から提示された重要事項説明書は、全く信用できないことが明確になった。工場関係者や下請け業者の話によれば、まだまだ別の場所にも捨てられ埋設されているとの噂もあることからみれば、その可能性も必至の状況である。

（地方自治法第138条の2、同法第138条の3、同法第148条、同法第149条 参照）

3 市長の発言とその責任について

当時の大和町長石田宝蔵氏の発言には、矛盾とすり替えの答弁が随所に散見される。

前段で指摘しているように、買収交渉の初期段階で過失や不作為の行為が克服されていたら、何の問題も生じていなかったし、軽々に買収していなかったと想定できる。

(1)アスベストの除去に対する特別委員会での市長の答弁では、竹井澄子議員の質問に対し、

「責任を持ってやります（ピアス社による除去）やらなければ、私が責任を取らなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことは言わないでくださいよ」又「平成17年12月2日一般質問の答弁でも問題が発生するならば、売主であるピアス社、エルソルプロダクツの責任においてやっていただくことにいたしておりますので、私どもが何等そういうものについては、問題が出た場合については先方に申し入れまして、きっちりとその辺は処理させたいと思っております。」と強弁しているが、今日では、ピアス社との交渉は市長として交渉するとすり替えされている。

(2)産業廃棄物についても、土壤汚染防止法の基準以下にあるので問題はないと嘯いているが、産業廃棄物と確認された以上、撤去搬出か何らかの措置を講じなければならないことが惹起した。

(3)アスベストについては、買収当時「知らなかった」「問題になったのは、平成18年クボタ問題から厳しくなったものであり、当時は問題になっていなかった」と詭弁を弄している。「知らなかった」で首長の責任が免除されるものではない。更に「当時は問題になっていなかった」とする答弁には、不勉強と無責任と売主のペースに乗せられた結果と言わざるを得ない。

4 瑕疵担保責任問題について

執行部より提出されたピアスアライズ社との協議の内容「平成18年8月23日、平成18年11月10日、平成18年12月21日、平成19年4月26日、平成19年7月13日」の5通の内容を精査するとピアス社サイド（主に川島専務）は「法的責任はない」「現状有姿のままでの取引」「市が4,000万円の負担で、ピアス社が解体することは120%ありえない」とされている。

だとすると、瑕疵担保責任条項の延長の意味は、空洞化する恐れがある。

以上の観点から総合的に判断した場合、本事案の解決は長期に亘り厳しい状況にあると言わざるを得ない。

殊に、アスベスト除去、産業廃棄物の除去について瑕疵担保責任は発生しないとするピアス側の姿勢は変わることはない想定できる。

柳川市議会としては、買収して4年に及ぶ本物件が住民の血税を使って行われたにも拘らず何の解決をも見ず、利用も出来ない状況を座視することは出来ない。

この上、裁判による時間稼ぎを行い、すり替えを繰り返すことは、柳川市の名誉、市長の品格を毀損し、行政責任の回避につながるものと解する。

市長は、すり替えや責任回避に終始することなく、住民の負託にこたえるためにも自己の責任において解決し、新しい柳川市の発展と政治不信の解決を求めるものである。

以上であります。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前11時6分 休憩

午前11時34分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

3番（浦 博宣君）

幾つか森田議員にお聞きをいたしたいと思います。

私たち 私たちといいますが、私、議員といたしまして、非常に多くの方からの負託をいただいております。その中で、議会で議案を審議し、議決をいたします。請願についても申しわけですが、その議会で議決についての意義につきまして、まずお聞きをしたいと思います。どう思われますか。

8番（森田房儀君）

議会でというのは、どのときの議会でございますか。（「今の議会です」と呼ぶ者あり）

この問題が非常に一番大きな意義があると私は思っております。決議文の中にも明確に書いておりますように、やはり何が問題なのか、だれが一番責任が重い判断を下したのかということを確認しておきたいということが第1点でございます。そして、この問題については、やはり市長として万遺憾のないような事前の調査及び間違いのないような、住民に対して責任のとれる、そういう行動をぴしっととっていただかなきゃならんということから、この決議の意義というのは大変大きなものだと思っております。

3番（浦 博宣君）

この議案につきまして 議案につきましてというか、ピアスの問題につきましては、旧大和町議会で非常に議論が交わされまして、そしてまた、幾度となく一般質問もございました。その中で多くの議論をされて、そして決定を見たわけでございます。議会としてその議決をしたという意義について、議員として非常に重いものがあるんじゃないかなと私は思います。

2のアスベスト問題、産業廃棄物埋設問題などに対する責任、本木昭典議員がどうのこうのとあります。「これを無視し強引に買収に走ったことはアスベスト問題を看過した最大の原因である。」というような言葉がございます。しかしながら、こういう多くの意見を聞きながら、そして、その当ても雇用の場をどうするかというのが最大の意見でもございました。それを踏まえて、いろんな議論を交わした中で議決をいたしております。その意義について、強引に買収に走ったというのは、議会も一つの責任があります。そのことについてどう思わ

れますでしょうか。

8番（森田房儀君）

この問題は、私は、当時の議員として逆にどういうふうに責任を感じておられるのかということも聞きたいぐらいであります。というのが、この問題は、やはり議会そのものに同質、同量の情報を流さないままに、勝手に説明をしないままに、例えば土地鑑定評価書1枚、あんなかがみ1枚を見せて、はい、こうですと、あとは重要事項説明書も見ないでください、そんな形で議決に走ったということは、逆に言うと、議会そのものをだましたということにすらつながるといふふうに私は理解をしておるわけです。

したがって、そういう流れの中で、常にこの責任をあれだけ明確に言っておるのに、私はそうではない、私は市長として交渉する責任を感じておりますぐらいのことにすりかえられていくことが一番問題で、そのすりかえよりも、もっと大事な部分は、一番最初に議会に対しても明確に同質、同量の情報を流して、そして判断を仰ぐということをやっておられれば、これは問題はなかった。ましてや、大和町独自で、それはお金がかかるかもしれません。3社ぐらいの複数の業者に依頼をして、調査を大和町独自ですべきではないかという提案があったときにも、金はかかるかもしれません。しかしながら、4年も5年も、あるいは、きのうの話では10年向こうまで使用不可能の状態に陥る可能性がある。市長は何の損害も与えていないと言われるけれども、これは大変な損害を与えているわけです。ましてや、精神的に住民に対してこういう心配をさせると、使用不可能な状態を10年も続けていくような可能性が非常に強いもの、これは住民に対して損害を与えている何よりの証拠なんです。そういう気持ちでやっております。

3番（浦 博宣君）

その当時、非常に多くの資料も的確に出されて、そして私たち旧大和町議会の中で非常に精査をしてみたいと思っております。先ほど議員がだまされたというようなことをおっしゃいましたけれども、実際に私はそういうことはない。ましてや、本木昭典議員がこういうふうな言葉をおっしゃったというのは、失礼ですが、私も余り記憶にございません。実際に言われたかどうか記憶にございません。その中で、何で議会として、やはり一つの責任があるということでもあります。先ほど森田議員もおっしゃいました。なら、結果の最後の部分にも、市長だけじゃなく旧大和町議会の議員としても責任があると明快に載せていただきたいと思っております。そのことについてはどうでしょうか。（「意見だけですか、それとも質問ですか」と呼ぶ者あり）質問です。

8番（森田房儀君）

最後の部分は、これは当然首長としての責任を問うわけですから、別にこれがどうのこうのという。私は、浦議員も市民の代表として市民から負託を受けて、適正な措置を講じていただくために議員として出ておられるだろうと、住民の気持ちを十分加味した上で議員活動

をおやりになっているとするならば、その当時、判断ミスを生じておるのは市長みずからなんですよ。当時の町長がですね。だから、そのことについて責任をとっていただかないと、少なくとも柳川市の問題は、いわゆるホームページ、あるいはブログ、あるいは新聞、いろんなところで社会化してしまつとるわけですよ。この問題は、柳川市の信頼を回復するためにどうしていくのか、ちゃんと市長として明確な答えを出していただく、そういうけじめをつけていただくために今回の決議案の提出というものをしているわけですから、その意義を十分お考えいただきたいと思います。

3番（浦 博宣君）

この問題につきましては、非常に百条を兼ねた特別委員会でも議論されております。それを受けて、市長も結果を出そうということで努力をされております。それを、まず結果も出さずに、こういうふうな決議案を出される、また、今からこういうふうなピアス問題を取り上げてやられるということは、非常に問題解決にも不利になると思っております。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。まず第1点に、2ページの「ピアス社との交渉は市長として交渉するとすり替えられている。」という記載がありますけれども、それでは、今まで議員の皆さん、竹井議員にしてもそうですけれども、質問は、私の石田宝蔵に質問してあったのか。恐らく皆さん議員として公人である市長に質問してあったらと思うんです。それを何か今までのこの文書を見よると、個人石田市長が答えとるといような文面になっていますけれども、そして、その言い方も市長として交渉するとすり替えられているという、この文面はちょっとおかしいんじゃないかと思えます。

それと次に、(2)の「産業廃棄物と確認された以上」とありますけれども、これは確認されたんですかね。ピアスも認めたんではないでしょうか。産業廃棄物じゃないかという指摘はありましたけれども、確認はされていないと思いますよ。その辺はやはり言葉の使い方を十分しないと、こういう公の議会の中で、あいまいな判断でこういう結論を確認されたとか、そういったことは控えるべきじゃないかと思えます。

それと3番目として、瑕疵担保責任問題についてでありますけれども、瑕疵担保責任条項の延長は空洞化のおそれがあるということですが、どういうことなのか、ちょっと理解しがたい点があります。

それと4番目として、最後の段ですけれども、「市長は、すり替えや責任回避に終始することなく、住民の負託にこたえるためにも自己の責任において解決し、新しい柳川市の発展と政治不信の解決を求めるものである。」と。その自己の責任という意味がどういうことな

のか、お示しをしていただきたいと思います。

1番（島添達也君）

伊藤議員の発言は、質疑から大きく外れておると、意見を申し述べております。その点を注意していただきたいと思います。質疑は自己の意見を言うてはならないことになっております。

8番（森田房儀君）

これは結局、私は、首長が公人としておやりになった部分が過失による、あるいは不勉強によるものであるとするならば、これは個人の責任に帰するということを言っているんですよ。ただ、それをすりかえということをおっしゃっていますけれども、それを少しずつ少しずつすりかえた形で、個人では問題ありませんよ、私は市長ですから市長としてやりますよというだけと言っておられる。ただ、当初の段階に指摘をしておるように、最初に公人として判断をした過失があるわけですよ、私から見ると。だから、その過失についての責任は個人としてとっていただかなきゃならんと、そういうことです。一から町長あなたは個人ですよと、そんなことを言っているんじゃないんですよ。そこのところはよく区別をして理解をいただきたいと思います。

それから、結局これは同じことなんですけれども、この自己の責任というのは、そういうことなんです。公人として責任をとることも大事ですけれども、公人としての間違いを起こした、そういうことは個人としても責任をちゃんととりなさいよということなんです。これは筋の通った話だと私は思いますよ。

それから、産業廃棄物として確認されたのか、ましてやピアスが認めたのかと。そんなばかげた話がどうしてされますか。ちゃんと第三者による、これはもう間違いなく廃棄物がここに捨てられております、間違いありませんということを松藤先生も明確に、中間報告ですけれども、そういうことをおっしゃったじゃないですか。そのことをおわかりいただいておりますけれども、ピアスは何でも隠したいんですよ。だから、現状有姿ですよ。そういうことをちゃんと契約書の中に入れておる。したがって、そういうことがあるから、いわゆる瑕疵担保責任そのものがそういう形で逃げられてしまうということになれば、これ自体が空洞化するのではないかという危惧を抱いておるといことです。御理解いただきたいと思います。

13番（伊藤法博君）

今、柳川市民に被害を与えとるとか、そういう何か大きな損害を与えとるとかというような発言があっけていますけれども、まだそのピアスアライズ社との交渉の過程にあるわけですね。瑕疵担保責任条項、そういったやつも継続をされるということで、その中で、お互いに主張して、責任をどうお互いがとっていくかというまだ段階にあるわけですから、こういう段階の中で、市長の個人的な責任をどうのこうのと言うのは、まだ結果が出ていないのに市長の

責任を問うというのは、ちょっと早計じゃないかと思います。

そういった面で、これはまだ交渉経過の途中であって、その結果が出てから、その後何か問題があったときは、それなりの責任追及をされてもいいと思いますけれども、現段階でこういったことを、まだ責任も何もはっきりわからない状況で、今後どうなるかもわからない状況で、こういう決議文を出すことはおかしいんじゃないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

私は、説明の段階でも申し上げたと思いますが、いつの間にか、一番大事な政治的判断をしたことの誤りという部分は忘れて、あとの枝葉末節の部分だけが議論されているような感じがしたから、それはそうではだめなんだと、きちっと一からそういうものは反省をした上で、やはり問題点はここにあるんだということを明確にしておくという必要がある。いつの間にか、だらだらだらだら行って、結果的にはすりかえがあり、あるいは責任回避という問題が生じてきておる。

だから、これから本当に柳川市の大きな問題として議論をされていく場合には、一番大事なものは、判断をした人がどういう判断をしたかから出発をしていただかないと問題は解決しない。行ったり来たり、行ったり来たりと、これは10年たっても同じところを行ったり来たりするであろう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、そのことについて明確にけじめをつけておくという意味で提出をいたしておるところであります。

13番（伊藤法博君）

このピアスアライズのアスベストの問題等は、今回の合併したときの市長選挙のときから私は発生してきた問題だろうと思っております。そして、そのときから大きな問題となっておりますけれども、やはり当時は、市長も議会も町民のためと思ってやられたことだろうと思うんですよ。ところが、そうしたことが後出しジャンケンみたいな形で、後から言うことは幾らでも言えるわけですよ。その当時、見えないものもある、そういういろんな案件についても見えないものがある、精いっぱい努力はせないかんけれども、やはりそういった面があると。しかし、そういった見えない面について後からいろいろ言うことは、それはだれでもできます。だから、その当時するときにそういったこともやはり明確化しておかなければならなかったことだと思いますけれども、当時はそれで議会でも議決したことでございますので、余りその辺のことをですね、後出しジャンケンみたいな形でするなら、だれでも言えます。だから、その辺でこの議決文については、私はいかがかなという感じをしております。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

今、意見としてとらえていいですか。答弁はないですよ。（「意見を述べただけでしょう」と呼ぶ者あり）いやいや、もう答弁はもらわんでいいですか。意見やけん。（発言する者あ

り)

13番(伊藤法博君)続

だから、そういった決議文はおかしいと思うから、どう思うかということですよ。(「質疑じゃないやろうもん」「質疑の意味がわかっとらんじゃないか」と呼ぶ者あり)

8番(森田房儀君)

私は伊藤議員の資質を疑いたい。なぜならば、私は政治家の発言というのは、ある宰相がおっしゃっていましたが、地球よりも重いということをぴしっと言われております。私も全くそうだと思います。知らなかったから、それは許しなさい、そんなことはできません。少なくとも大和町民1万7,000人の負託を受けて、いわゆる財務的にも、考え方、政治判断的にも、これを任されておった人なんですよ。だから、小学校の何かのホームルームと違うんです。だから、そういう重みを持ってやっていただかないと、その場しのぎをやってもらっては困るということを指摘しているんですよ。だから、そのことについては伊藤さんのお考えであろうから、私はそれでお考えは結構だと思いますが、少なくとも市民の立場に立った議論をぜひお願い申し上げたいということで、答弁にかえさせていただきます。

議長(田中雅美君)

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ピアス工場跡地問題に関する決議については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

初めに、反対討論をされる方はありませんか。

13番(伊藤法博君)(登壇)

13番伊藤でございます。この決議文は、まだピアス社との交渉が現在行われているさなかでございまして、まだ瑕疵担保責任条項も継続して、これからどうなるかわからない状況のもとでの責任追及でございますので、私は、最終的に結果がはっきりした段階でその責任を追及すべきであって、まだ途中経過でこういった決議文を出すのはいささかおかしいと思いますので、この決議文には反対をいたします。

議長(田中雅美君)

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

25番(三小田一美君)(登壇)

議長のお許しを受けましたので、賛成の討論をさせていただきます。

まず、理由といたしましては、アスベストの有害性、発がんの原因の物質、これはきちん

と明るみに出ております。それは伊藤議員もおわかりと思いますが、1972年（昭和47年）にILOやWHOで指摘をされ、旧労働省においても吹きつけの作業の禁止、規制が出されて以来、規制は年々に強化をされとるわけです。数年前からがんの多発が社会化問題になっているわけですよ。

平成15年7月25日にピアスアライズ株式会社より買収した建物があるが、買収前の大和町議会の売り主による鑑定評価の実施申し入れや買収時の検査を怠っとるわけですよ。今いろいろと質問がありましたが、ピアスアライズ株式会社の言い分や一方的な解釈により工場内に塗布されたアスベストの存在を見逃した前大和町長及び関係職員の責任は重大である。

また、議会は平成18年2月17日、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会の証人喚問で、証人でピアスアライズ株式会社専務の川島良一氏は、ピアスアライズ株式会社の負担で工事を行うことで責任を果たしたいと証言をしている。また、今回の議会の一般質問でも、市長は、ピアスアライズ株式会社は当初自己責任で除去すると述べている、自分はそれを信じていた旨の回答をされ、過去の議会において、ピアスアライズ株式会社が実施しない場合は自分が責任をとる旨の発言もされとる。

本議会は、柳川市がピアスアライズ株式会社に貸与している建物に吹きつけられているアスベストの除去については、ピアスアライズ株式会社、もしくは市長個人の負担により除去を行い、市民に負担をかけない。

以上でございます。これをもちまして賛成の討論を終わります。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

21番の大橋でございます。決議文に反対の立場で、一言討論をさせていただきます。

確かに日本には、表現の自由、言論の自由がございます。だからといって、めちゃくちゃなことが通る道理はございません。根拠も証拠も確定しないままに、多数決で押し通す、主導権を握っていれば何でもできる、そのような考えが私には残念でなりません。危惧を感じております。こんなに急いで何があるのでしょうか、なぜ急がなければならないのか、その辺をしっかり考えていただきたい。

終わります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

1番（島添達也君）（登壇）

私は、この決議文に賛成の立場で討論させていただきます。

合併後2年8カ月経過しております。なぜ柳川市、また柳川市議会が、この問題で百条委員会を設置したり、また全員協議会で集中審議を行ったりして論じなければならないのか。

私は柳川市議会議員として納得がいきません。なぜいまだにこの問題を引きずりながら議会が紛糾しておるのか。本当に、合併した意義も意味も、新市柳川市のまちづくりに向けて論議が行われないまま、大和町において未解決のまま、この柳川市議会に持ち込まれた問題で我々が苦悩しなければならないのか。すべてこのピアスの用地の問題は、旧大和町において、適正な物件の確認調査、また適切な事務処理が行われないまま購入された、そのことに起因するものであります。また、大和町議会において議決がなされたということですが、石田前町長は、議決を求める提案理由の中で何を述べ、資料として何を提供して議決を求めたのか。あ那时的資料は、価格と面積と支払い方法と支払い時期についてのみの提案であります。また、提供された資料は、2回に分けて支払う部分についての色分けされた地図、そして鑑定書を求められたけれども、表紙、かがみだけ、そして重要事項の説明もなく議決を求められております。

我々議員は、首長、執行部と同量、同質の情報を得て初めて対等の議決が行える、判断が行える、そういう立場にある。そのことを皆さんに御理解いただきたいと思っております。

したがって、この森田議員の決議文について、そしてまた、提案理由について賛同するものであります。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

それでは、議案第99号 ピアス工場跡地問題に関する決議について採決をいたします。

この決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 請願について

議長（田中雅美君）

日程9 請願について。

本定例会の会期中に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第11号 中山校区公民館建替えに関する請願については、教育民生委員会に審査を付託の上、審査を終了するまで閉会中の継続審査にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成19年第5回柳川市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 島 添 勝

柳川市議会議員 佐々木 創 主